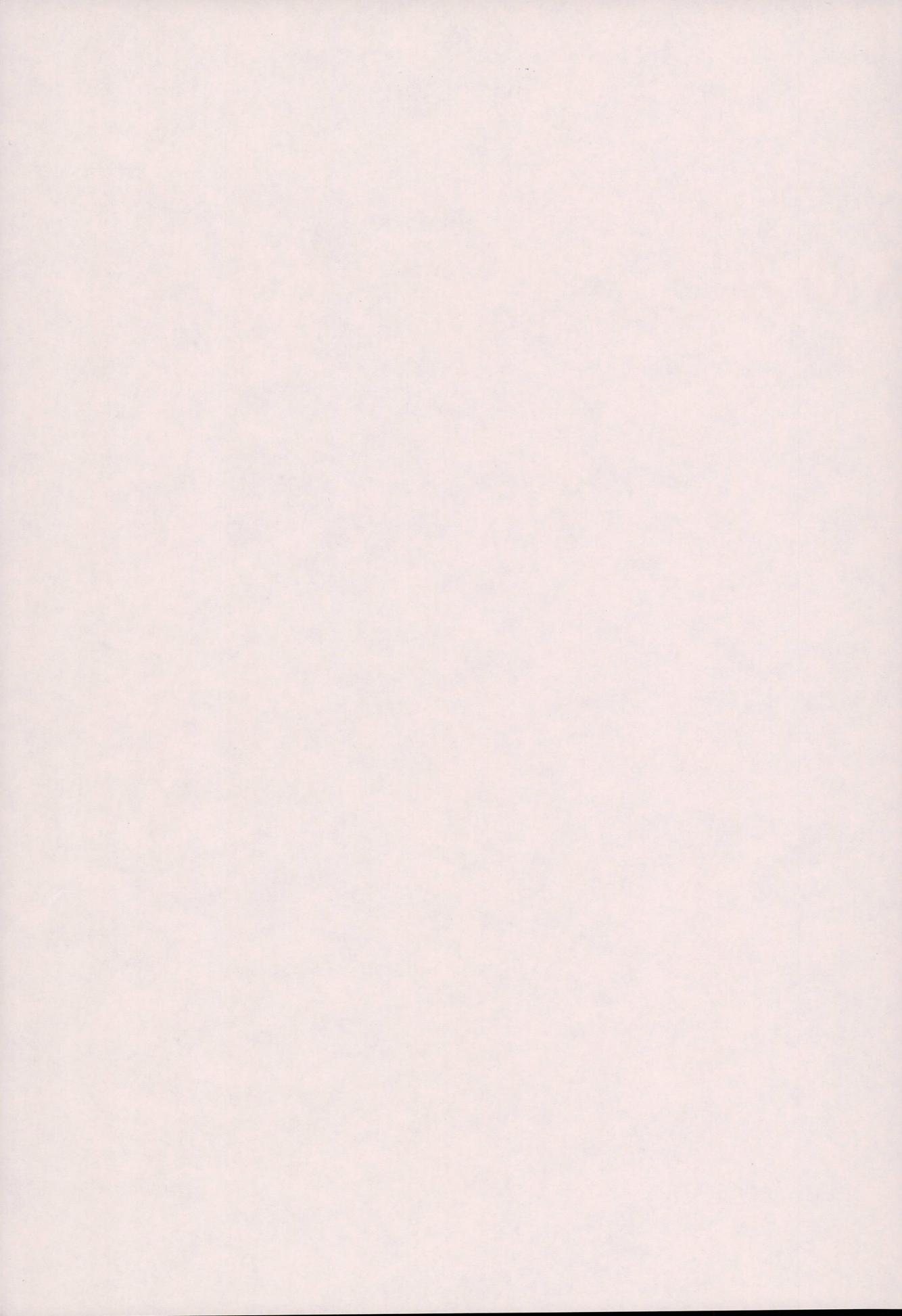


I

福生の社会教育の歩み



I 福生の社会教育の歩み

－公民館前史として－

はじめに

日本の歴史の中で最もおおきな変化を遂げた戦後の40年間は、日本の構造を大きく変化させてきました。敗戦、占領、復興、高度経済成長、公害、低成長、そして、高齢化、国際化、情報化という時代のながれの中で、福生市もその時代時代の変化をしてきました。

その時々の変化の中で、社会教育に関わっての人々の歩みはたゆみ無く続けられてきました。公民館10年の歩みも、福生における社会教育を発展させてきた人々の歴史の上にきずかれていることはいうまでもありません。ここで、福生市社会教育の戦後の歩みを国の歩みもふくめて概説して、10年史の理解に資して頂ければとおもいます。

戦後福生の社会教育の歩み

戦後福生の社会教育の第I期は、昭和20年から27年までの自己教育運動、いわゆる戦後青年団の活動やサークル運動をはじめとする市民の自己教育運動が発展し、アメリカの対日政策の変化の中で、その運動が力をなくしていった時期。第II期は昭和30年から37年までの時期、任命制教育委員会ができ婦人学級や青年学級が開始され、団体事業と教育委員会の活動がかさなり合って団体中心の事業へ展開、また文化連盟や体育協会などでは大会等が始められ、社会教育関係団体の大枠がまとまってきた時期。第III期は昭和37年から47年までの10年間、社会教育主事が配置され、社会教育委員制度や体育指導員制度が確立。また生活改善センター、学校体育館、市営プール等の開設によって、体育・文化活動が行政の手によって始まり、更に図書館活動、文化財関係等に手がつけられていく時期。第IV期は昭和48年から52年まで。市民体育館が完成し、図書館が分館を拠点にしながら活動を広げていく。また、文化財専門委員会が設置され文化財担当者が置かれ、文化財保護の仕事もはじまり、社会教育全部の分野の仕事がスタートしていく。また昭和49年4月26日、教育委員会は社会教育委員会に、「社会教育の基本構想の策定について」諮問、翌50年12月「福生市社会教育基本構想－中間答申」を受け、それに基づいて、福生の社会教育施設計画が策定され、公民館の建設準備が始まる。この時期、三多摩各地では公民館建設を求める住民運動が展開していた。福生でも公

民館をつくる会が結成され、公民館建設の要求運動が進められ、52年の公民館完成に至る時期。第V期は昭和55年から現在まで。松林、白梅の分館体制が完了し、公民館活動が広がりをもって展開できる体制になった時期。という5つにわけることができる。そしてそれは、日本の社会教育の大きな流れの中でその変化がもたらされていることがわかる。それぞれの時代を大まかに概説して、公民館前史としておきたい。

第Ⅰ期 戦後社会教育・自己教育運動の出発

(1) 戦後の青年団政策

昭和20年8月15日、日本政府はポツダム宣言を受託し、15年間にわたる日中戦争、太平洋戦争に終止符をうち、敗戦と占領という形で戦後がはじまった。

ポツダム宣言は日本における軍国主義の一掃と「(10)吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セラレル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ厳重ナル処罰ヲ加エラレルベシ日本国政府ハ日本国民間ノ間ニオケル民主的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及ビ思想ノ自由並ビニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラレルベシ」として日本国民間における民主主義的傾向の復活強化、言論宗教及び思想の自由と基本的人権の確立が降伏条件であった。この意味が国民の中に具体的に入していくには時間がかかった。

しかし、日本国内においては、国体護持が命題にあった。そして、社会教育に対してはかなりの期待がかけられていた。終戦時の8月27日づけの朝日新聞に「現文部省の要職にある某氏」の匿名談話の中で「まずわれわれはしっかりとした国体護持という筋金をもった教育計画を樹立せねばならぬ。5年でも10年でもある期限をつけてそれに邁進するのである。70余年前のあの学制頒布の雄大な考え方をもって進むのである。目に見える学校教育に対して、アメリカは相当の干渉を加えることは明らかだから、わが国の今後の方針は学校教育と併行させて、社会教育を発展しなければならない。」とのべている所に当時の文教政策の基本がのべられている。20年9月15日に文部省は「・・・今後の教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍國的思想及施策ヲ払拭シテ平和國家ノ建設ヲ目途ト」して「文化國家道義國家」をめざした「新日本建設の教育方針」を出した。その中で社会教育については「国民道義ノ高揚ト国民

教養ノ向上ハ新日本建設ノ根底ヲナスモノデ成人教育、勤労者教育、家庭教育、図書館等ノ全般ニワタリコレラ底作ヲ図ルト共ニ美術、音楽、映画、演劇、出版等国民文化の興隆」等をあげ、青少年団体については「新青少年団の育成」をあげ、「從来ノ如キ強權ニ依ル中央ノ統制ニ基ク団体タラシメズ原則トシテ郷土ヲ中心トスル青少年ノ自発能動、共励切磋ノ団体デ...大日本青少年団ノ如キモノヲ復活スルノデハナイ」という方針をだしていく。そして9月25日に「青少年団体ノ設置並ビニ育成ニ関スル件」を出した。その青少年設置要領では、「青少年の自発活動、共励切磋ニヨリ運営ノ画一化ヲ避け地方的特色ヲ發揮」「青年、女子青年及少年夫々別個ノ団体ヲ組織セシメ、町村長、教職員、宗教家、その他有識者等先輩ノ指導ノモト...純然タル民間団体」としての運営とし、その運営上の留意点として第一にあげたのが「國体護持の精神の昂揚ヲ図ル」ことであった。このように何よりも戦前の天皇制の基本であった「國体護持」が社会教育の中心であった。その枠の中での社会教育の振興、郷土中心の新青少年団体の育成であり、その性格も地域網羅的組織であった。

こうした國の社会教育方針はポツダム宣言を受諾した日本の降伏条件とも掛け離れていた。歴史はもはや、平和国家、民主主義、基本的人権の確立に向けて、大きくその歯車を回転させていた。

(2) 戦後青年団の出発

8月15日から2ヶ月間日本の国民にとっては、言わば精神的空白の時期であった。福生では、横田基地が米軍に接収され、9月4日に米軍の第1陣が進駐を開始した。9月5日には終戦連絡委員会西多摩事務所が森田別宅（現幸楽園）へ開設され、福生の人々は不安な中で、その進駐をむかえた。敗戦という事実と米軍の進駐という2つの事実の前に、一層精神的な混乱があった。

10月に入って、連合軍の日本における民主化に対する政策が次ぎ次ぎと出されていく。10月4日GHQは政治的、民事的、宗教的自由に対する制限撤廃の覚え書きを東久邇内閣に出し、東久邇内閣はこの覚え書きが実行出来ないとして5日には内閣をなげだした。9日には幣原喜重郎内閣が成立し、10日には政治犯3,000人の釈放があり、11日にマッカーサーは幣原首相に、婦人解放、労働組合の結成奨励、学校教育の民主化、秘密諮詢司法制度撤廃、経済機構民主化等の人権確保の5大改革を口頭で指示する。10月15日、治安維持法、思想犯保護觀察法が廃止され、11月22日には治安警察法廃止が公布される。12月29日には第1次農地改革が出され、12月17日には衆議院議員選挙改正がなされ、婦人の参政権が実

現していく。10月22日には「日本教育制度に対する管理政策」がG H Qから出された。その要点は「①軍国主義的、極端な国家主義的イデオロギーの普及の禁止。②基本的人権の思想に合致する内容の教育実践と奨励。③あらゆる教育関係者を調査し、軍国主義的、極端な軍国主義者をやめさせる。④自由主義的、反軍的思想によって解職・休職された教育関係者の復職。」というものであった。そうした流れの中で青年団が結成されていった。

8月15日以後、長い戦争から解放された喜びと敗戦という混乱した生活の中へ戦地から青年達が復員してきて、生活をつくり上げていく運動を青年達ははじめた。そうした青年達が青年団クラブに集まり、これから生き方を論じ、青年団の再建を話しあった。山崎良之助、笛本保治、細谷利夫、岸 明、井上重男、竹島益男、橋本孝蔵氏等が中心になり、永田クラブで新青年団の結成準備会がひらかれ、11月3日に福生第一小学校の講堂で発会式が行われた。

こうした青年のうごきを援助した教師に浜中伴蔵氏がいた。福生青年団の団報1号には「今こそ我々にも行動と発言の自由が与えられた。我々は理想的社会をつくる為に、よりよき郷土よりよき日本を創くるために過去の力と闘わなければならない・・・働くべき場所が充分にあり、発言も充分になった今、いまこそ青年は自らも励まし、共に立ち上がる時です。大いにがんばりましょう。」とある。そして英語講習会（長沢クラブで水・土）や女子への「婦人参政権説明会」のお知らせが載っている。初代団長に橋本孝蔵氏がなった。こうした福生の動きに刺激されて、熊川青年団が結成されたのが12月である。熊川青年団では、第2小学校教諭、並木嶋雄氏が関わっていた。並木嶋雄氏は「ふるさと」というミニコミ紙を11月20日に発行する。この紙上で青年達は地域の様々な問題を語りあった。21年2月、福生青年団の団則が決まり、青年団の機構が確立し、3月には福生青年団の月報紙「多摩の礎」を発刊し、青年団が本格的に活動を開始していった。その後西多摩連合青年団の結成準備をしていく中で、福生、熊川両青年団の合併問題が話され、9月18日、23日に合併準備会議がもたれた。10月16日両青年団の合併がなり福生青年団として発足し、昭和21年橋本孝蔵氏が団長、22年には熊川の青年団長であった森田 正氏が団長をつとめた。

(3) 西多摩連合青年団の結成に努力する青年団

昭和21年1月、福生青年団は福生第1小学校で教鞭を取っていた細谷勇太郎氏が大久野小学校に在職されていた関係から大久野村青年団と会合を持ち、その後何回か定期的に会合をもった。そして2月10日の会合では西多摩青年座談会を福生青年団有志のよびかけて開催し、3月10日その第2回会合が開かれた。その時の参加者は福生青年団18名、熊川3名、

青梅 1名、大久野 3名、東秋留 2名、多西 1名、霞 1名、吉野 1名、冰川 1名であった。西多摩の青年団の殆どが結集した。その時、話題に出たのは青年団の性格（幹部・一般会員）青年団の主体（本団・分団の関係）青年団と文化・青年団と少年（青年団と国民学校の関係）・科学の問題・各青年団の行事とその反省・女子青年団の問題・青年団の町（村）政改革、などであった。この会議の最後に福生が「どうしても、西多摩郡の各町村の青年団の連合体というものが必要になってくる。山の薪炭・平地の野菜を交換する一事でも、青年団の連合体があれば、なんなく解決していくとおもう。」と西多摩の青年団の連合体をつくることを提案し参加者の賛同をえて、次回を4月14日に青梅で開催。そして4月、青年団幹部が長沢クラブで郡青年団の団則をつくり、7月28日に西多摩郡青年団結成準備会がもたれ、8月9日に第1回評議会を行い、9月8日には青梅初音座で発会式を開き西多摩連合青年団が結成されていった。

（4）初期青年団の活動（昭和21年の支部活動から）

この時期の青年団活動が支部の段階ではどのように展開されていたのか、参考までに上げておこう。

『青年団2支部「本年度の目標としては、新日本の建設に全力を注ぐこととして1月より発足したが、感情的に団員相互の団結がまだされず、役員の若干が同志的青年団へと日夜努力したが、4月になっても今だ一致しないために、やや自失状態にある。5月にいたっては、食料困窮問題団結のため、支部として現在若干の農場に万全をきする事となった。支部農場で収穫した小麦を製粉し、困窮者に若干ながらも配当中である」。4月食料遅配による生活への不安にサツマ苗床の被害が多くなり、3週間にわたり夜警を実施、苗床組合からもらった謝礼金で未復員家族、戦死者家族に見舞金を出す。5月食料事情が益々危機、本団にても団体運営を危機突破の方向ですすむことが一致される。支部においても、早速町内会長と連絡の上、青年の立案で食料配給する。配給供出戸数15、配給戸数9。6月食料配給に引き続き野菜即売、集荷数150貫、配給対象非農家全世帯。7月墓地掃除などを行っている。月別役員会と常会、

月	1	2	3	4	5	6	7	8
役員会	2	3	1	1	5	3	2	2
常会行事	2	2	6	3	2	3	2	2

又は支部行事の回数は上のようになっている。これらの行事への参加は52%の出席率であった。』 昭和21年「多摩の礎 8月号」より

こうして、青年団の活動がはじまった。21年4月の総選挙の時には、女子青年団の手で「1日託児所」が投票所会場の福生第1小学校で開かれたりもした。

(5) G H Q 民間教育局の熊川青年団の視察

昭和21年G H Qの民間教育情報部はこの年に日本の民主化がどうなっているのか、戦前の軍事主義のもとでの青年団がその後どのような変化をしたのかを知るために、全国数ヶ所の青年団を視察する。その一つに熊川青年団が選ばれた。その時の様子を石川彌八郎氏はつぎのように語っている。「米軍は当時、日本の青年団をヒットラーユーゲントのように考えていた。そのころ、私の青年団の恩師である熊谷辰治郎先生と私は、その誤解をとくために米軍の民間情報部の人たちに会ったりして、地域青年の実態を見てもらうよう運動をし・・・青年団のありのままを米軍情報部の人たちに、実際見学してもらった。」（ふっさっ子第2集）

その視察が4月25日におこなわれた。視察は5時半ということであったが、農村ではその時間は食事の時間で困るということで、6時半からになった。定刻に新青年懇話会の熊谷辰治郎氏、放送局の氷川教養部長、五味氏、石川真作町長と占領軍はピッカリング大尉1人というメンバーであった。この日の青年団の論議は、雑誌「青年」の輪読、討論、その討論の柱は「(1)敗戦の原因と戦争なき世界をつくるには如何にすべきか。(2)新日本の建設の目標。(3)食料問題。①肥料の問題 ②〇〇人口の問題 ③農村青年の責任としての増産運動について。」であった。時間の関係で討論は30分で打ち切り、ゲームをやり、最後に女子青年団による日本舞踊を見せておわった。（ふるさと 第15号 昭和21年5月1日）この時の様子が5月6日にN H Kから全国に放送された。

『ふるさと』紙の役割

福生第2小学校教諭であった並木嶋雄氏が昭和20年11月20日から発行した「ふるさと」紙は「今までにない政治的経済的社會的不安の中におし流され、前途の希望もなく、ただ絶望とその日その日を送るのに精一杯であった我々に対し、前途に横たわる日本の困難や将来に対する見通しと、我々の進むべき目標を示し、一条の光明を与え、その生活に一つの目標を与えてくれた」ものであった。『ふるさと』紙で「青年層の叫びをのせ、未知の者との意見の交換を行って、お互いに知りあい、大は世界日本についての認識、小は我が町村、我れ等に対する認識を深め、青年として、農民として、勤労者として、いかに有るべきかという問題を検討

したのだ。・・・『ふるさと』においては種々の問題が他人の受け売りでなく、自分自身の問題として、自分の立場、青年団の立場、郷土の立場で実際に経験し、またしつつある問題を、しかも自分自身で力一杯の思考を通して論じた」ところに特色があった。初めは3～40人の読者であったのが、22年には2～300部になっていた。読者層は福生町の青年、瑞穂の青年が一番多く、各町村に数部～十数部配付されていた。『ふるさと』への投稿者は1号から2号まで農民4名、学生1名、教員9名、労働者5名、女子2名、その他未署名のものがある。又『ふるさと』の記事の特徴は、(1)青年の叫び、主張 (2)郷土の紹介(青年団、文化団体、経済の問題) (3)青年団・青年に関する記事、そのほか隨筆、感想、短歌、詩、などとなっている。『ふるさと』紙への投稿者をみると当時の青年・青年団の中でも自覚的青年がその読者層だったということがわかる。また、当事の青年団運動に西多摩小学校の教師たちがかなり精力的に係わっていたことが伺い知れる。また、西多摩地区の青年団運動や文化運動の情報交流の場として『ふるさと』は非常に重要な役割をになった。

(6) 戦後初期サークル運動の台頭

戦後、青年のさまざまな文化的サークルがつくられていったが、それは青年団とはちがった青年の自主的な集まりを基盤として、戦後の民主的改革の中から生まれたもので、新しいサークル運動の台頭であった。昭和21年5月、八王子では有沢広己氏等を招いて八王子文化講座が開かれ、10月には多摩自由大学が開催される。福生では昭和21年の夏、「10人の内外の者が本町青年団クラブに集った。橋本孝蔵、篠崎久治、石泉、今井善次郎、館田夫妻の各氏、並木嶋雄、山崎愛治の各先生、永田の古奈屋旅館の笹本玲子さんなど何人かの顔触れであった。話しの落ち着く先はいつも文学・演劇・音楽・講演、その他あらゆる面に渡り、この町の文化向上のために活動を展開していく」ということで、文学サークル「あかざ社」が結成された。また、22年の4月には笹本玲子氏等の手で福生第一小学校の教室でコーラスグループが結成されたのをはじめ、絵画の「みどり画会」、読書会の「道芝会」などのサークルもつくられた。

このようなサークル活動の台頭には、横田基地の拡張工事などによる流入人口の増加も一因となっている。急激な人口増加は、良きにつけ悪しきにつけ福生のさまざまな部分に影響を及ぼしたが、多数の文化人や青年達を福生に引き入れ、それがサークル活動を今までのものと違ったものにしていった。ちなみに、福生の人口は昭和22年10月の臨時国勢調査では2,300戸、14,066人(男8,037人、女6,029人)。23年には2,730戸、20,345人(男13,849人、女6,496人)。伸び率は21年から2年にかけて34.4%、22年から3年

にかけて4.4.6%であった。全国の人口の伸び率が昭和21年7.8%、22年19.6%であるから福生の人口伸び率がいかに急激であったかわかる。

(7) 西多摩夏期大学と西多摩文化団体懇談会の活動

昭和22年6月22日、西多摩で文化運動をしている八団体が結集して福生農業会の二階で、西多摩文化団体懇談会の準備会が開かれ、西多摩夏期大学の開催計画が話された。6月29日には夏期大学の参加呼び掛けを各団体に行っており、7月6日の第三回会議で西多摩文化団体懇談会が組織され、そして夏期大学の開催を決定していた。

「今まで文化とか教養とか言われてきたことがらは、私たちの生活の理解にいかほど役にもたっていなかったので、それは根無草のようにたよりないものです。私たちはこの欠点を急速に埋めていかなくてはなりません。文化と生活が固く手を握り、美しい心が世の中を美しくしていく・・・

そういう日常生活に深く根を下ろした知識の獲得が必要なんです。西多摩夏期大学はそのような目的のために、福生において開講されることになりました。」と呼びかけを行っている。

こうして昭和22年7月13日から8月31日までの毎日曜日、午前10時から午後4時まで全8回福生第一小学校で開催された。参加費は全期50円、1回10円であった。この夏期大学に全期330名、1日参加を加えると延5,000人が受講した。

そのプログラムと講師は次の通りである。

7月13日	◦青年と文化	新島 繁	◦絵画の話	鈴木新太郎
20日	◦国際情勢	滝崎安之助	◦国際情勢	佐藤 昇
27日	◦ジャーナリズム	鈴木 東民	◦アメリカ事情	佐藤 昇
8月 3日	◦小鳥とともに	中西 悟堂	◦文 学	徳永 直
10日	◦恋 愛 論	角 圭子	◦音 楽	関 鑑子
17日	◦郷 土 史	鮎沢新太郎	◦農業問題	上滝 功
	◦婦人問題	平井 清	◦農村文化	川崎 大治
24日	◦生活と新憲法	中村 哲	◦演劇の話	薄田 研二
31日	◦世 界 史	西井 晋	◦日 本 史	高橋 真一

原始林 1947年12月



この講座に参加した層は圧倒的に教師が多かったと橋本孝蔵氏は言われている。それにもしても、自己教育運動として、どれほどに戦後の動きに即応した知識を欲していたかが良く伺い知れるのである。この西多摩自由大学のあと、西多摩文化団体懇話会は機関紙「原始林」を発行する。

こうした自己教育運動も、世の中が落ち着き、基地建設が落ち着いてくる中で、疎開派の人々や知識人がそれぞれの生活に戻っていき、地域を去っていったことやアメリカの対日政策の大きな変化の中で、いわゆる民主的サークル運動は停滞していった。そして僅かに文化運動として続けられていった青年団の演劇運動も25年を最後に全体での演劇大会はなくなる。その後青年の演劇のグループ「劇団ひこばえ」が昭和27年に結成され、昭和28年6月25～9日に「原色の街」を上演してその戦後の第I期の文化運動は幕を引く。

(8) 母の会から P T A へ

昭和21年3月米国第一次教育使節団が「市町村教育長の義務のうち、われわれは次のことを提案する。・・・児童の福祉を増進し、教育計画を改善するための父母と教師の組織の奨励」というかたちで、PTAをつくることを勧告した。また、戦後の教育改革は昭和22年に6・3・3制度の実施、男女共学、高等科の廃止、中学校の開始というかたちで急速にすすんでおり、新しい教育をどう作り出すかは父母も教師も重要な課題であった。そうした中で「父母側と教師側と時を同じくして呼ばれたのが新教育への理解と自己研修の重要さであった。その要求の高まる中、福生町でも福生第一小浜中雄一校長と木住野元一先生の努力で昭和22年8月に「母の会」が結成され、「ただ一年に何回かの父兄会の時だけ先生におめにかかる程度でしたが、会が結成され私たち婦人と学校の連絡がつき進出がめだつようになりました。授業参観にも度々誘い合っていくようになり、自然先生とも親しくなった」と母の会の代表の横田寛子氏が語っている。そして、この母の会が22年11月から学校給食を開始したり、また、教師とともに「母親学級」を開催している。この母の会でPTAの講習会がもたれ、23年に学校後援会と母の会が合同してPTAを組織し、24年4月9日に第一小学校がPTA設立総会を開いた。

5月28日には第二小学校にPTAができた。

第Ⅱ期 30年代の福生の社会教育

(1) 婦人学級の開始と展開

朝鮮戦争を契機に日本の資本主義は戦前の水準をはるかに越えていく。戦後の復興が進み、日本資本主義は完全にたち直り、朝鮮戦争後の神武景気、岩戸景気といわれる中で、昭和31年の経済白書は「もはや戦後ではない。」と書いた。昭和35年国民の反安保闘争が盛り上がる中で、新安保条約が締結され、内閣は岸内閣から池田内閣に変わり、国民所得倍増計画を発表する。そして、日本は高度経済成長へと突き進んでいった。

社会教育の分野では、昭和27年にさまざまな意見のある中で、青年学級が法制化され青年学級振興法が出された。昭和28年には7年ぶりに文部省の予算に婦人教育の予算が計上された。青年の共同学習論に学びながら、文部省は29年から31年にかけて新しい婦人教育の取り組みを開始し、静岡県稻取町で「婦人を主たる対象にして生活の改善を目標」に「話し合い学習による婦人学級の進め方」について、研究資料を得るために実験婦人学級を文部省成人教育分科審議会委員三井為久氏に委嘱した。昭和31年から33年までには埼玉県川口市と東京都荒川区に実験学級をもうけ、その結果を全国に紹介に努めるとともに、31年度には全国227市町村に委嘱し、婦人学級が全国的に普及していく。そこから生活課題の解決をめざす計画的、継続的な共同学習の形態としての婦人学級が全国的に普及していった。

(2) 福生の婦人学級の展開

昭和30年10月1日教育委員会が法律の改正にともなって、任名制教育委員会になった。

昭和31年、西多摩では日の出村が文部省の婦人学級の指定を受け、その後、瑞穂町、五日市町が指定を受け、昭和33年4月に「教育庁西多摩支所から西多摩郡の三ヶ町村で婦人学級を指定するということ」で福生町にも声がかけられた。当時の教育長であった橋本兵五郎氏は積極的に婦人学級を受け入れることで、新しい福生の社会教育の発展を考えた。

その対象が婦人であることから、婦人会長とも話しあい、4月18日に婦人会支部長会議を開催、教育庁西多摩出張所から、社会教育主事服部照親氏、中山宣子氏の両氏を招き、婦人学級の説明を行い、21日には橋本教育長自身で西多摩出張所へ相談にでかけている。4月23日には一般の婦人会員の声を聞くために鍋一鍋下婦人会で婦人学級に関する会議がもたれ、服部照親氏が説明にでかけている。5月には立川で昭和33年度の「婦人学級指導者講習会」が開かれ、福生から高橋ユキさんと森田トメさんに教育長の3名が出席し、婦人学級の内容をつかん

でくる。そして、6月から9月までを研究期間とし、9月7日福生第3小学校で婦人学級準備会がひらかれ、映画「村の婦人学級」を見た後で、フィルムホーラムが催され、体験婦人学級がおこなわれた。この準備会に130名の参加者があった。その後、各婦人会支部で婦人学級への話し合いが活発におこなわれた。9月22日には婦人会役員と婦人学級世話人会の会合がもたれ、18グループの婦人学級の開催が決まった。10月3日から34年5月25日までの間、福生で初めての婦人学級が婦人会の各支部を中心におこなわれた。その学習テーマは、南「家庭をおたがいに明るく」、むさしの「言葉の使い方について」、鍋一「日常生活のこと」、すずらん（鍋二）「大人の道徳」、睦（鍋二）「家庭教育」、もみじ（鍋二）「生活の合理化」本二「青少年の育成」、十五夜（志茂）「明るい家庭」、加美「明るい家庭」、うぐいす（鍋二）「子どものしつけ」、長沢「家庭を明るくしましょう」、さくら（本五・六）「母と子」、志茂二「どうしたら婦人会を盛んにできるか」、牛二「青少年の善導について」、コスモス（鍋二）「家庭の経済」、本七「家庭の経済」であった。

全体学習として「現代における主婦の座」講師江木武彦氏（言論科学研究所）・「経済について」講師筑井正義氏（読売新聞編集次長）・「婦人学級指導者講習会 グループ学習において世話人、助言者、書記の立場」講師貞閑都社会教育主事となっている。その各単位、婦人学習グループの学習に教育長橋本兵五郎氏自らが助言者として、夜、昼なくかかわっていったことが、服部照親氏のノートに記録されている。また、殆どのグループの会合に都社会教育主事の服部照親氏が出席し婦人学級の指導に当たっていた。当時の婦人学級にかける意気込みを読み取ることができるのである。

その後婦人学級は発展し、昭和37年には22グループ、365名が5年目の婦人学級に参加していた。そのころ森田潤三氏がその指導にあたっていた。人数が多いのでそのテーマも変化にとんでいた。しかし、その婦人学級も「①婦人間における人間関係のむずかしさ、ややもするとなんのために集まつたのかよりも、感情の方が優先してしまうという面がみられた。②問題については深くというより浅く広くという、課題解決が常に中途で終わってしまうという傾向がみられた」と反省があった。そのために新しい形での婦人学級が始まっていた。婦人会の支部単位での婦人学級から、全町からテーマにそった学習希望者による婦人学級が始まった。38年には「家庭の法律」「青少年の教育」「社会的良心」「主婦と政治」の四つのテーマで、助言者をきめ、テキストを使って学習する学級がはじまった。ここで学習したグループは、その後自主的グループをつくっていく。

(3) 青年学級の開始

昭和23年3月の青年学校廃止後、勤労青年の学習要求を満たす場はなくなった。勤労青年たちで必要な学習をするには、自らが学習の場を確保していかなければならなかった。昭和27年に青年学級振興法が成立。昭和25年からの数年間は、農村では共同学習の理論とその実践が深められ、都市勤労者の間には、学習・文化サークルや生活記録運動が展開し、戦後第二期目の学習文化運動が発展している時であったが、福生ではサークルや青年団の文化運動が停滞をしている時期であった。勤労青年の公的教育は、昭和32年6月の青年学級開設までまたなければならなかった。36年の青年学級3コースは基地を抱え、商業地域としての福生の特性を良くあらわしている。内容は(1)英会話教室、初、中、上級3クラス、基地のアメリカ人を講師に参加者数十名、(2)商店員教室、福生商店街協同組合とタイアップして、①珠算コース 水曜日夜 福生珠算学校 ②簿記コース 月曜日夜 福生珠算学校 ③英語コース 火曜日夜 商協会館(有料) ④華道コース 木曜日夜 商協会館(有料)。華道コースには実に70名の参加者がいた。(3)コーラス 土曜日午後 第一小学校 参加者20人。翌37年には英会話コース、珠算コース、簿記コースが独立して開設されている。中小零細企業の商店に働く青年たちの仕事に役立つものになっていたが、その中でどれほど自分たちの脳みがはなされ、課題解決に向けての学習になっていたかは、はっきりとはしていない。

(4) さまざまな団体の誕生

昭和31年に経済白書の「もはや戦後ではない。」という言葉が示すように人々の暮らし向きは随分と改善されていった。人々は身のまわりのことに目を向け始めていた。福生の中にも趣味のグループが生まれてきていた。そうしたことの背景にしながら、昭和32年に山崎茂男氏や内田満蔵氏の努力で絵画や写真、習字等を公募して教育委員会主催の第一回美術展が福生第一小学校で開催され、終了後福生美術協会(会長 石川孝明氏)が結成された。美術展の反省会を通して、「教育委員会がするよりも、諸団体が話しあい、その連盟の合同展のような形で開催した方が良い」ということになった。昭和33年2月21日に文化連盟結成準備懇談会が開かれ、数回の準備を重ねるなかで、10月6日に福生文化連盟として発足、総会を福生珠算学校でもった。



第1回総合文化展会場

この文化連盟の発足をきっかけに、福生華道連盟、福生日本舞踊連盟が発足し、その後、文化連盟主催の町民文化祭が毎年開催されている。また、体育の分野で35年4月に福生町陸上競技協会が発足し福生体育協会が創立され、5月にはボイスカウト西多摩一団が結成され、福生における社会教育団体の大枠が出来てきた。

昭和27年から37年にかけて、教育委員会と婦人会の手による婦人学級の開催、商店協同組合との青年学級の開始などにみられるように、団体中心の事業を展開する時期であり、また、文化連盟や体育協会の手による各種大会が開かれていく時期であった。しかし、昭和37・8年ごろから、農村からの労働力引き抜きは、都市への人口急増をもたらした。福生もその例外ではなかった。この頃から、地縁的組織はその存在基盤を揺るがせられていく。そして、団体依存の社会教育活動から、一人一人の学習要求に基づいた社会教育へと転換をしていく。それは、福生における新しい社会教育の出発であった。

第Ⅲ期 福生における社会教育行政の確立

(1) 都市化がすすむ福生

昭和37年から47年までの10年間は福生でも急速に都市化が進む。昭和37年10月に「全国総合開発計画」が閣議決定され、それに基づき翌38年新産業都市13ヶ所、工業整備特別地区6ヶ所が閣議決定される。昭和39年には東京オリンピックが開催され、高度経済成長が本格的にはじまっていく。高度経済成長政策でうたった産業構造の高度化（第2次産業の年平均9%成長、重化学工業への転換）、貿易と国際経済協力の促進（輸出増進による外貨確保、海外資源）、人的能力の向上と科学技術の振興が急激に進められて行く。昭和44年に、「新全国総合開発計画」が閣議決定される。この10年間は急激な勢いで列島改造が進み、経済の発展がなものにも増して強調されていく。農村では農業基本法や農業構造改革事業によって零細農民は切り捨てられていく。都市の労働不足を補うため、農村からの青年を中心に激しい人口移動がおこってきた。それは、人口の過疎、過密化を生み、都市への産業の集中、自然破壊や公害、交通災害等さまざまな都市問題を激化させた。福生では昭和37年6月30日に首都圏整備法による市街地開発区域に、青梅、羽村と共に指定され、工場・住宅団地の建設を計画的にすすめるための区画整理事業が開始されていく。既に36年には首都圏整備法による市街地開発の指定を考慮しながら、福生都市計画・道路計画用途等計画施設決定をし、西多摩工業団地の排水を含めた青梅・羽村・福生下水道計画が決定され、事業が始まっている。し

かも、青梅線が複線化した。そして4月、加美平・武蔵野台地区の区画整理事業が決定し、38年には加美平地区区画整理事業が、39年8月25日には武蔵野台地区区画整理事業が許可されて、地域開発が急速に進んでいく。昭和38年には熊川団地が、41年には加美平団地ができる人口も急速に増加した。30年の人口は4,127戸19,096人、35年5,562戸、21,996人、40年8,672戸30,575人と10年間で2倍の伸びをしめた。こうした激しい人口流入は地縁的関係をつきくずしていった。青年団は39年には支部の数は半数に減っていたし、40年には熊川の支部は全部無くなっていた。同様に婦人会も40年頃から支部の解散や脱会者が増えていき、役員のなり手が無くなっていた。こうした状況の中で、社会教育は団体依存から新しい対象の開拓を目指さなければならなかった。それには、新しい器が必要であった。

(2) 行政社会教育の体制の整備

新しい器は、行政の社会教育体制を作るところからはじまった。昭和34年の社会教育法改正に伴って、市町村でも社会教育主事を必置することになり、昭和37～8年にかけて西多摩に若い社会教育主事がはいってきた。福生は37年野沢氏が社会教育主事として教育委員会に入ってきた。その4月に社会教育委員会が設置され、また体育指導委員会も設置され、それぞれ活動をはじめた。39年には社会教育委員会が「社会教育の振興について（陳情）」を教育委員会に出した。（社会教育委員会が独自に陳情という形にしろ意見具申を行っていることはめずらしい。）その内容は「町教育委員会には、社会教育職員として社会教育主事と事務員がいるが、社会教育係長である社会教育主事が、学校教育係長がいないため、学校教育係長の職務を代行し、さらに庶務係長も代行する形になっているため、社会教育の仕事が充分に果たすことができない。教育委員会規則には庶務、学校教育、社会教育の3体制で、それぞれに係長がいることになっている。学校教育係長を至急置かれるように配慮し、社会教育職員の増員をのぞむ」というものであった。41年には教育委員会教育課ができ庶務・学務・給食の3係ができ、学校教育は学務係長の担当になったが、庶務係の仕事は相変わらず社会教育と兼務であった。43年に社会教育専門職が1人増員になった。昭和45年市制に伴う機構改革で庶務課（庶務・社会教育・給食係）学務課（学務・施設係）と分かれ正式に社会教育係ができる、47年には社会教育係から社会体育係が独立していく。また施設の面では、38年に生活改善センターが、41年には町営武道館、43年には町営プール、45年に福祉会館が牛浜にオープンし、その2階、3階部分の会議室が社会教育施設となった。46年には福祉会館図書室がオープン、47年には司書が配置されていく。こうした形で福生の社会教育体制は急速に

整備されていった。社会教育の分野も、新しい層が拡大していった。

(3) 新しい学習サークルの時代

高度経済成長とその中でもたらされた急激な人口増は、地縁的関係を揺さぶり、地域網羅組織はその存在基盤をうしなっていく。その中で、婦人学級は新しい出発をむかえた。婦人会を基礎とした学級づくりが「問題について浅く広くと言うことで、問題解決が常に中途半端におわってしまった」ことの反省から「内容を深めたい」という要求が婦人の中で育っていった。38年の婦人学級は「家庭の法律・青少年の教育・社会的良心・主婦と政治」の4つのテーマで全町から募集し助言者、テキストを使って学習するというかたちで、その学習方法は「家庭の法律」では、岩波新書のテキストを使い講師を呼んでいるし、「青少年と教育」では、誠明学園の見学、子どもの調査、社会的良心グループは皆でできることを町民によりかけたし「婦人と政治」は全回1人の助言者でとおした。こうした学習をつんだ婦人たちが自主グループをつくっていく。38年の婦人学級がきっかけで、月曜会、ひこばえ、あゆみなどのグループがうまれていく。また、都立青梅図書館移動図書館むらさき号を中心とした、鍋力谷戸読書会は第2小学校の教師を講師に、昭和34年からの活動を発展させていた。40年には父親の学習の場を意図し、パーソンズ「ザ、ファミリー」をテキストに家庭教育学級もはじまった。43年9月30日には熊川団地で読書会や文庫活動をしていた主婦たちが、正式に熊川団地親子読書会を発足させ、月1回の親の学習活動を援助するように教育委員会に要求をし、都婦人学級として10月から活動がはじまっている。権利としての社会教育への出発であった。

昭和40年青年学級英語劇



高度経済成長は同時に青年にも大きな影響を与えた。30年代から高等学校への進学率は高まっていく。一方、高度経済成長の中で、地方からこの地域に働きに出てくる青年がふえてきた。30年代後半になると、青年団の活動も急速に衰え、地域で孤立、分散した青年達がふえていった。青年教育も新しい器が必要とされた。それは成人式を契機に青年の要求に見合ったサークル・グループ活動を組織していくということであった。昭和40年から成人式は、福生青少年問題協議会を通して各地区で成人を迎える青年を数名、成人式の実行委員を選出してもらい、その実行委員の手で成人式を実行するということになっ

た。そして41年には成人の日を「(1)成人式は市民が成人者を祝いはげますこと。(2)成人した自分たちにとって、20歳になったことの意義を再確認し、再認識する機会とする。(3)福生のように流入者の多いところでは、我々としての仲間づくりをこの機会にする」ということであった。こうした成人式への取り組みを通して、この時期の最初のサークル「青年の心の交流と主体性の確立をめざす」土筆の会が誕生したのは昭和41年であった。その後成人式をきっかけにした、「さんしょうの会」42年、「芥子種」43年、「赤トンボ」44年等45年までの5年間に10サークルとふくらんでいく。そして、青年団に代って、サークルの連合組織の青年団体連絡協議会が、昭和43年5月に組織された。こうした青年の自己教育運動が発展していく中で、昭和42年から青年サークルの力で「青年の集い」を開催していく。そして、孤立・分散しがちな青年にサークル活動の意味をアピールしていった。青年団は44年、その長い歴史をとした。一方、社会教育行政も青年学級とは別に、中小零細企業で働く青年を対象にした「働く青年の教室」が43年から5年に、「青春講座」が46年から7年に青年教育として始まっていく。それは自分の生活現実を見つめつつ、峰三吉の「原爆詩集」をテキストに使い、その学習を通じながら、読む・書く・考えることを課題にしていた。「機関誌525号」を発行していた「働く青年の教室」に結集していたのは、中卒や定時制高校卒業生の青年や、大工・左官、工場労働者であったし、地方から上京してきた青年たちであった。「青春講座」は恋愛・結婚の問題を婦人問題の視点から取り上げ、また賃労働の意味を通して、社会の仕組みを初步的な社会科学としての学習に取り組んでいた。どちらも、青年の生き方学習と基礎的・社会科学を系統的に学習するものであった。

(4) 施設要求への取り組み

昭和38年に青年団クラブを失い、青年達の社会教育活動をする拠点がなくなった。社会教育施設の拠点として、公民館の代わりを努めてきた青年団クラブの閉鎖は、自由なたまり場を失うことを意味していた。特に、青年にとって大事な問題であった。公民館のことが社会教育委員会で問題になったのは41年。この時、行政のすすめる社会教育の条件が問題になった。職員の増加、施設条件の整備についてであり、それについて社会教育委員会で国立の公民館を視察している。当時、現在第2庁舎になっている生活改善センターが文化活動の拠点であったが、もともと生活改善センターそのものが狭い上、活動するグループ、サークルの数がふえ、利用をめぐってトラブルがおきていた。昭和43年青年団連絡協議会へ「土筆の会」からの提案で、3項目『公民館設置要求(土筆の会が担当)、民意をどう反映するか(水道料金の値

上げについて、フォークダンス愛好会担当)、基地についてどう考えるか(基地に関する住民の意識調査をしている、さんしょうの会)』の要求をもって、6月25日に町長との「町政を聞く会」を開催している。公民館の設置要求が本格的に展開するのは、昭和48年まで待たなければならなかったが、この時期、婦人学級として学習を続けていた『熊川団地親子読書会』が本格的に図書館づくりの運動に取り組んでいた。

40年代になって、高度経済成長のつけが公害問題、都市問題として表面化する。そのために様々な住民運動がおきてきた。そしてそれは、全国的に革新自治体を増加させていく。東京都では美濃部都政が誕生し、45年には東京都の図書館政策が前進する。市町村図書館の建設費を1/2出すことが打ち出されてきた。各地で親子読書運動や文庫活動が盛んになっていく中で、昭和46年4月2日熊川団地親子読書会は「児童図書館(室)を併設した市立図書館を設置されたい」と陳情書を市長と教育長に提出、47年6月13日に「地域児童図書館設置に関する陳情」を議会に提出した。そして、この年に福祉会館図書室に司書が1名配置され、図書館の活動が始まった。熊川団地親子読書会の発行した記念誌「なかま」には、文庫活動の歩みと図書館づくりの運動がいきいきと書かれている。親子読書会はその活動をうらぎける学習活動の中で、図書館要求をだしていく。それは1960年代後半から1970年代にかけて発展してきた権利として、社会教育をとらえる人々の成長の確かな証であった。その運動はさらに次にくる公民館建設運動の中で、福生では広がっていく。

第Ⅳ期 福生の社会教育施設の確立と「社会教育基本構想」

昭和46年(1971)に国の社会教育審議会は「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」を発表した。

それは、社会構造の変化により個人の生活や意識などが多様化し、生活課題も各年齢層ごとに細分化してきている。これに対応するためには生涯教育の観点から社会教育を構築し、社会教育行政の重点として社会教育施設と指導者の充実、社会教育職員の増員と資質の向上を図って行くというものであった。

この答申を受けて文部省では、「生涯教育」を公的社会教育の中心的な柱にして行く。社会教育予算で公民館費の2分の1を補助し、施設の充実も図って行くとした。

昭和48年から高度経済成長は、オイルショックによって低成長時代にはいっていくが、福

生の社会教育施設は、横田基地集約に伴う防衛補助で飛躍的に整備されていく。昭和48年4月1日に福生市民体育館開館に伴って、社会体育係と体育館係ができたことによって、社会教育行政の整備も一段と進んだ。また、3月に文化財保護条例ができ、6月には文化財保護委員が決定し、文化財総合調査が49年から手をつけられていく。48年の市民体育館の建設に伴って、体育館に図書館分館がつくられ、2人目の司書が配置されていく。

福生の社会教育の活動が全ての面で展開されはじめ、社会教育行政はますます充実した。社会教育課が設置され、職員は社会教育係3名、図書館4名、体育館7名、社会体育係2名。1課2係（社会教育係、社会体育係）2教育機関（体育館、図書館）体制が確立していった。そして、残った課題は、公民館建設の実現と図書館、博物館等の総合的な社会教育施設をどう計画化していくかということであった。

社会教育委員会は、昭和49年4月26日に教育委員会から「社会教育計画の策定について」（教育委員会諮詢第2号）を受けた。市行政の面からも、昭和48年にコミュニティ研究プロジェクトチームが組まれ、その整合性を持ちながら、社会教育委員会は「福生市社会教育基本構想－中間報告－」を12回の審議の末、昭和50年12月に教育委員会に答申した。そして、社会教育機関施設体系が明らかにされた。それは、中央公民館・市民会館（複合施設）図書館、博物館等の全市的サービスを行う中央施設と小学校区をサービスエリアとした地区館7館（A型＝公民館分館+地域のコミュニティ施設2館、B型＝図書館分館+地域コミュニティ施設2館、C型＝博物館+コミュニティ施設1館、D型＝児童館+地域コミュニティ施設2館）というものであった。この計画に基づいて昭和50年わかぎり会館（B型地区館）、51年わかつたけ会館（B型地区館）、そして、昭和52年6月に福生市公民館が開館した。昭和21年7月の「公民館設置運営の要綱」を文部省が出してから30年、また、それまで公民館的役割を果たしてきた青年団クラブが廃止されてから、14年の歳月がながれていた。

昭和52年6月の公民館オープンに続き、54年には公民館分館松林分館と中央図書館が建設された。中央図書館は熊川親子読書会が図書館建設運動をおこしてから、7年間の歳月がながれた。翌55年4月に公民館分館白梅分館が建設され、福生の社会教育基本計画がほぼ完成した。

(2) ひろがりの中での社会教育－権利としての社会教育の発展－

高度経済成長は確かに、国民のくらしづくりを一変させ、豊かさをもたらした。が、しかし地域の乱開発をもたらし、自然破壊や公害をもたらしたばかりではなく、都市問題を激化させ、生活破壊や教育破壊をもたらした。さらに経済の高度化に伴い、人々の人間疎外は深化していく。そういう中で人々は暮らしといのちを守る、さまざまな住民運動を展開していった。昭和45年に家永教科書裁判での杉本判決は「国民の教育権」理念を高らかにうたっていた。その判決は子どもの学習権だけではなく、大人の学習権保障の問題として、社会教育の権利思想とも結びついていった。権利としての社会教育の思想が、いのちや暮らしをまもり、地域をまもる住民運動の中で、ますます実践的に確かめられていった。そうした背景を受けて、東京都は48年7月「東京都自治体行政と都民の社会活動における市民教育のあり方」という都社会教育委員会の答申を出す。それは住民運動の教育的側面の重要性を指摘していた。昭和49年には「新しい公民館像をめざして」を都教育委員会社会教育部が出す。公民館活動の意味を「出会い、ふれあいの場、サークル、グループ活動の拠点」、公民館は市民にとっての「私の大学」・「文化創造のひろば」であると定式化した。公民館無料の原則をはじめとする公民館運営の7つの原則をうち出し、権利としての社会教育を公的に保障する場としての公民館像をうちだした。それは1960年代後半から70年代にかけて三多摩の公民館が積み上げた実践の一つの到達を示すものであったばかりでなく、1970年代に入って発展してきた、公民館設置要求に大きな影響をあたえた。そして、人々は単に施設を要求するだけではなく、その建設にも住民の要求をもって関わっていった。福生での「ふっさ『公民館を創る市民の会』」は「権利としての社会教育」を地域の中で具体的に取り組んだ優れた実践であった。

権利としての社会教育の発展は学級、講座の中にも現れてきた。この時期、講座の準備会・あるいは講座等の企画実行委員制度が、国分寺市や武蔵小金井市など三多摩の各地で始まっていた。福生では昭和47年、市民大学講座準備会・プログラム委員会がもうけられ、教育・経済・歴史等の分野で参加者とともに講座のプログラムをつくり、実施するということがはじまつた。また、国立公民館の保育室の実践が三多摩の各地の公民館でひろがり、実践がすすめられていた。昭和48年、コーラス教室では、保育室を実験的に設けた。公民館の建設にともなって保育室事業も本格的に展開していった。また、昭和49年から始まったヤング教室は、青年団体連絡協議会と共に催すという形で事業がはじまり、多様な青年の文化要求に答える努力を行っていた。そして、新しいサークルを育していくと同時に、サークル自身の活動を支えていく、50年代に入り、若い市民の教室と名称を変え、一層、青年の権利としての社会教育を発

展させ、サークルななよんのような影絵サークルを生み出していった。その活動は次に来る公民館の時代を切り開いていく活動であった。

第V期 公民館の時代

昭和52年4月1日公民館課ができ、社会教育は社会教育課1課3教育機関となり、公民館は4月1日、初代館長野沢翠佐土氏のもと福祉社会館一階で開設準備をはじめる。昭和52年6月1日福生市公民館・市民会館が開館した。52年6月12日「ふっさ『公民館を創る市民の会』」は、「公民館の集い」を独自に開いた。それは、公民館に望むものをテーマとして ①さまざまなまり場、出会いの場であってほしい。 ②ほんものの文化学習活動を創造していく場であってほしい。 ③婦人及び障害者の活動条件をどう整備していくのかということを話しあった。そして、学芸大学教授小林文人氏が記念講演を行っている。参加者17人と少なかったが、そこで語られた思いは非常に深いものであった。こうした思いを受けて、昭和52年から本格的に公民館を中心とした学習文化活動が始まっていく。

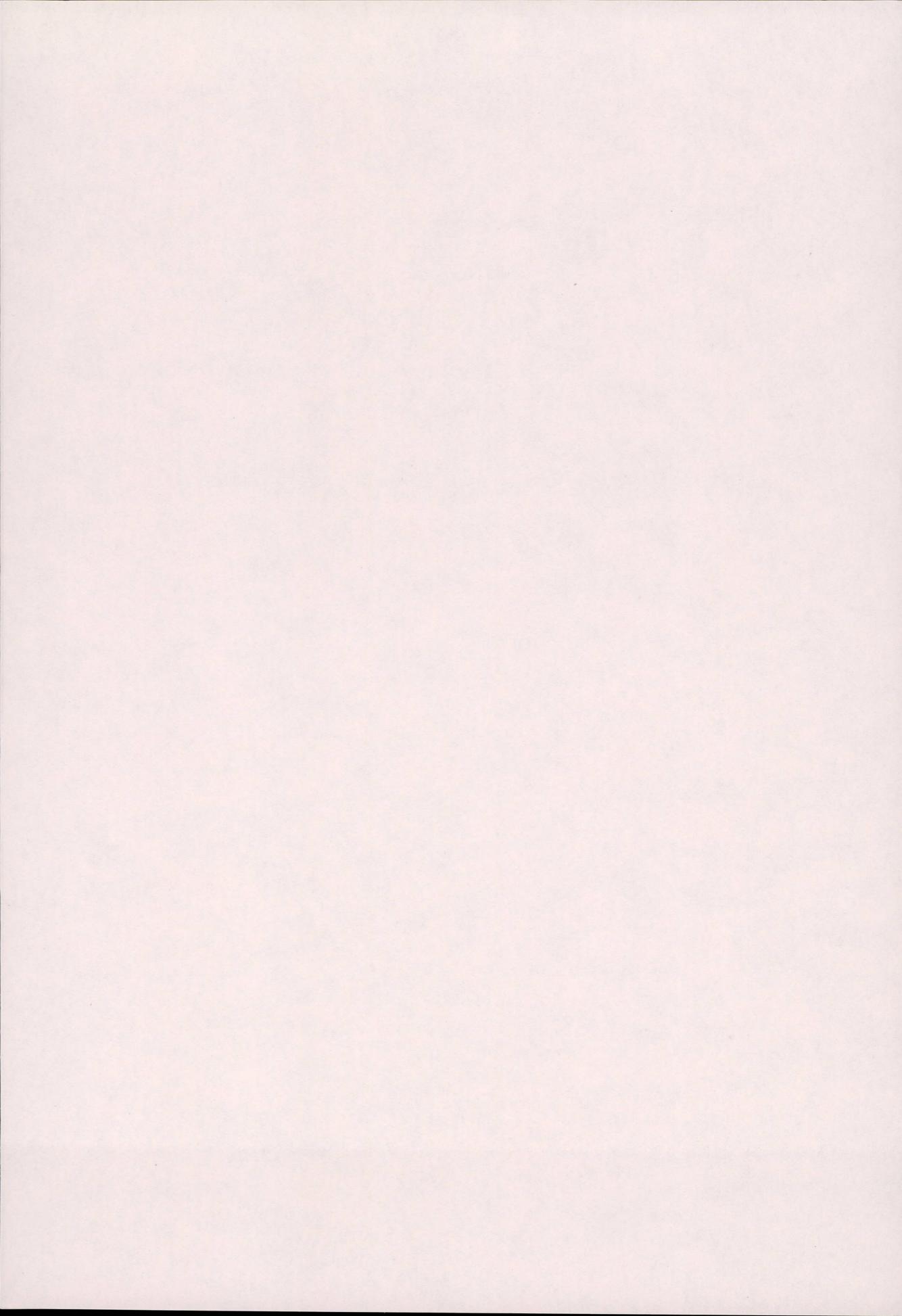
昭和54年、55年にそれぞれ松林分館、白梅分館ができ、公民館の体制が完成する。そして、56年10月には公民館運営審議会が社会教育委員会から独立し、市民の代表としてその役割を充実させて行った。また、58年1月に公民館運営審議委員の一人佐久間登世子氏によって「うんしんおばさんだより」が176号まで発行された。公民館の活動は、10年の歩みの中で具体的にご覧いただければ幸いである。

第2回公民館のつどい



II

社会教育計画と施設づくり



II 社会教育計画と施設づくり

はじめに

行政内部において、公式に公民館建設が取りあげられたのは昭和41年のことである。この年、社会教育委員会で、行政が社会教育をすすめるための条件、職員の増員・施設の整備が問題となった。

この時期、文化・学習活動は、主として現市役所第2庁舎になっている生活改善センターで行われていたが、狭いうえ、成人式を機会に出来た青年のグループの増加などによって、活動の場がなくなってきた。青年団体のリーダー研修会のなかで、施設の問題が毎年同じように取りあげられた。

昭和45年、福祉会館が建設され開館するが、当時慢性的に不足の社会教育施設を当面この中に確保しようということで、2Fに図書館、視聴覚室、3Fにホール、会議室等という形で、約700m²程度が確保された。この時、社会教育係が管理するかどうかで問題となったが、全体的の条件が未整備の段階では無理という結論で、運営にだけタッチする形となった。

昭和47年からの市民体育館建設計画についても社会教育係が携わったが、この時の基礎的な考え方は、単に体育館でなく、文化センター的な考え方であった。それは、スポーツが人間生活の一部であり、文化的な活動とスポーツは切り離せるものではない。スポーツをし、本を読み、集い、といった機能の中で全体的な人間性を形成する必要があるという考え方である。また“観る”スポーツより“やる”スポーツへの考え方も大切にされた。従って、図書館、集会室、児童体育室等、使う人の立場にたった施設となった。この段階で、福祉会館社会教育施設と体育館とでかなり急速に多くの文化活動が展開した。

市民会館・公民館構想は昭和48年段階で、理事者及び市民（公民館をつくる会及びその前身の青連協内の施設研究会）の中で出来つつあった。社会教育委員会は昭和49年の初めから、福生市社会教育基本構想づくりという形で、この問題に取り組んで来た。また、市行政の基本的考え方も、昭和48年度からのコミュニティ研究プロジェクトチーム、それに引き続く福生市社会教育基本構想によって明らかにされてくる。

第1段階の計画は、昭和49年4月、全国の昭和45年以降建設の市民会館調査及び全国公民館連絡協議会の資料に基づき、市民文化会館資料としてつくられた。この段階での総体的な文化社会教育施設計画は、細部で若干変更をされたが、現在の施設設置計画の基となっている。

1. 社会教育計画とその施設計画策定

(1) 福生市コミュニティ施設研究による計画から

昭和48年時点において、全国市町村の間ではコミュニティについての関心が急速に高まりコミュニティについてどう取り組んで行くかを行政の課題とするようになった。そこで、福生市においてもこのことに対処すべく、また、これに基づく学習等供用施設の計画、配置に関する研究が課題となった。そこで、昭和48年11月から14回にわたる福生市コミュニティ研究会が開かれ、昭和49年7月「福生市のコミュニティづくりはどうあるべきか」というかたちで報告書が出された。この中に社会教育施設が位置づく事になる。以下、社会教育施設に関連した研究計画について記す事とする。

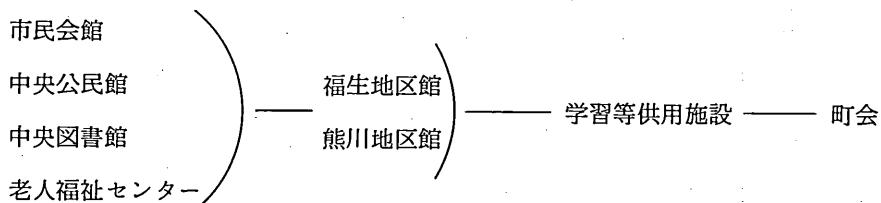
「施設に対する意見のまとめ」から

コミュニティは、市民のコミュニケーションをはかるものであるから、原則として複合施設であることがのぞましい。また、学校など既存の施設の合理的な利用を見直す必要があろう。以下、各々の施設についての考えを集約すると次のとおりである。

① 学習等供用施設

イ) 必要数=性格は、児童館、図書館、地区公民館、地区老人施設等の性格であるが、次の理由によりその必要数は1小学校区1とする。 ロ) 東京都は学童保育所のあり方として=今後児童館に統合することを打ち出している。 ハ) 学校教育においては=学校プール、また学校のクラブ活動を切り離す方針が打ち出されており、今後は校外活動が問題となるが、当然指導者の問題もあり、児童館を中心とした児童生徒のクラブ活動が考えられる事。 ニ) 小学校区は子どもの足のとどく限りということであり、主婦や老人など利用しやすいこと。また、小学校を中心にPTA活動をはじめ、さまざまの市民活動も行われており、地区活動の拠点として利用しやすいこと。

ホ) 位置づけ



ただし、福生地区館、熊川地区館建設のさいはこの中に併合する。建設位置については、先に述べたように小学校の近くがのぞましい。—後略—

- ② 小中学校の体育館、プールの一般開放を考える。
 - ③ 中央児童館の活動は、中央図書館、中央公民館で行うこととし、建設は行わない。
 - ④ 地区老人福祉センターについては、地区会館に含める。 ⑤ 身体障害者施設
 - ⑥ 市民会館は公民館と併合したものを建設する。
 - ⑦ 現在の福祉会館内の学習等供用施設は文化会館が建設され次第、その機能を移し、福祉会館は福祉本来のものにする。
- その他 ⑧ 幼稚園、保育園 ⑨ 医療機関 ⑩ 運動公園等 ⑪ 子どもの遊び場
 ⑫ 幼児用プール ⑬ 庁舎 ⑭ 日常生活身近な施設 ⑮ 小中学校、幼・保園等
 必要数 は略。 以上コミュニティの意味、福生市の状況、行政の対応などの検討のうえに
 このことが打ち出される事となった。

(2) 福生市社会教育基本構想の策定から

福生市における社会教育は、昭和40年代後半から急速な変化をしつつあった。社会教育が“人間”に関するものであり、経済・社会の急激な変化に対応するものである以上、その変化を抜きにしては考えられないが、社会教育が“教育”である以上、基本的な考え方は普遍のものであり市民の共通のものとして理解されなければならない。また、市民体育館開館以後、行政条件の整備で最もおくれているところは、文化（公民館・博物館・図書館）活動の分野であった。このために、社会教育委員会は昭和49年4月から12回1年半余りをかけた審議の結果を、福生市の「社会教育基本構想」の中間報告という形で、昭和50年12月に打ち出すこととなった。報告は、社会教育と現代、社会教育行政の理論、福生市の状況、福生市における社会教育活動の歴史、福生市における社会教育活動の現状と課題、ほか広範にわたるが、ここでは“社会教育行政の課題”について一部見ておくこととする。

① 社会教育行政の機構

教育委員会事務局（社会教育課）と社会教育機関の機能的独立による構造と役割

社会教育課	総括・連絡調整：文書、予・決算、人事
社会教育係・社会体育係	情報・資料提供と情報処理：収集、整理、保管、調査、研究、交流、提供
社会教育機関	施設の整備：社会教育機関の統合管理
公民館、○図書館	
郷土博物館、○体育館	事業：市民活動の援助、実施事業（教室他）

②社会教育機関の体系

社会教育機関とは、施設設備があり職員がいて、その機関本来の機能が果たせる。

◎社会教育機関がもつ意味は“市の文化の象徴”として、市民・市外への無形の作用を及ぼし、そのあり方が様々な影響を与える。特に、その存在が市民社会における市民の結合を象徴しよう。

市民が集会・交流・連帯・情報交換・レクリエーションする拠点として、市民の大学（市民の学習活動）として、文化の受容と市民文化創造の場として、機関は機能する。

◎施設の体系化の前提は、次の指標を設定。

- 人口 将来人口 65,000人 人口密度 8,706人（1ヘクタール）
- 面積 現行面積 7,395ヘクタール（横田基地を除く）
- 配置 コミュニティの標準指標として小学校区をとり、町内会自治組織の固有の役割の上段階に、行政がかかわって市民とともに創り出すコミュニティとする。これにより、半径 500m 距離内に 1 の公共施設が確保されることとなる。配置計画に当っては、必要な機能がどのように市民の手に届くかを中心に検討するものとする。
- 経費 用地・建設・管理・職員・事業の所要経費は、基本的な機能が市民の手に届くことが絶対条件であり、それをもとに最少の投資で最大の効果をあげる必要がある。それらは、市民の税金によるものである以上、サービスの質と量対市民の税負担配分の選択の中で決定されていく事項である。
- 複合 この問題は、基本機能を阻害しない範囲で複合化を考える。それは、市民にとって、そこに行けば多様な要求に応えてくれるという意味での総合化＝コミュニケーション機会の拡大＝をもたらすこと。また、運営方法によっては、管理経費面での合理化をもたらすものである。
- 運営原則
 - 年齢・性別・職業等の階層を問わず、心身障害等社会的問題をもつ等を問わず、市民のできるだけ多くの人々が使いたいとき使えるものを目指す。
 - 来ることによって楽しく、ためになり、市民文化創造への意欲のたかまるもの。
 - 市民の主体的、自主的活動に応えられ、市民とともに運営されるもの。
 - 市民に適正な判断のできる資料の提供のできるもの。

このような視点から、社会教育機関の体系を考える。

以上のことから“社会教育機関・施設体系”が打ち出されるとともに、職員の体系・活動内容（事業）の体系が出され、公民館・図書館・郷土資料館・体育活動に関し、研究されたものである。

(3) 福生市民文化会館計画

上記(1)(2)の計画化にもとづき、市民会館・公民館の実現にむけてその第一段階として、昭和49年5月には、全国の市民会館調査と全公連資料により、福生市民文化会館資料がつくられる事となった。以下、その全体の集約である。

1. 設置の背景

- (1) 都市化 工業化・・・産業構造の変化、人口の流動、賃金労働者化
都市生活化・・人間関係の合理化（目的的人間関係、自由な生活、コミュニケーション過程の変化）

(2) 市民意識の今後の方針

- ア) 都市生活化した意識がすすむ（合理的、権利意識、要求の分化等）
- イ) 自治への関心の高まり（市民参加と市民協力）

2. 施設の意味

- (1) 都市における“広場”・・・市民社会における結合の象徴・・・の1つである。

— 基本構想・社会教育機関の意味と同じ —

(2) 市民一人ひとりにとって

- ア. そこに行けば交流し、情報交換ができる。 イ. そこに行けば集団活動ができる。
- ウ. 集団で学習できること。 エ. 系統的な学習ができる。
- オ. 文化の受容と創造への参加ができる。

3. 本市の公共施設

文化施設の後発性 施設の全体計画（別紙）

福生市における文化施設（公的な社会教育機関）は、全国レベルの中でアンバランス。

- a. 体育施設 都指標より高い
- b. 図書館 都指標より低い
- c. 公民館 なし
- d. 資料館 なし

4. 施設の性格

- (1) 市民会館的性格・・・市民等に広く開放され、市民等の集会・交流・対話・芸術文化の鑑賞のできる施設（内容等規制なしの貸し館中心施設）。

(2) 公民館的性格・・・市民に広く開放され、市民側からの利用と館自体の主催事業のできる施設（社教法に基づく公民館施設）

(3) 上記性格及び機能が、市民のもの、市民全体のものとして利用できるように考える。殊に、弱者（身障者、老人、幼児をもつ婦人等）の問題。

5. 施設の姿

(1)考え方 ア. 市民の誰もが入り易いもの（入ることが楽しい。ためになる。憩える。
安定する—安らぎと希望—）

イ. 市民自身のもの（使い易き、いごこち—わたしたちのもの—）

ウ. 一人ひとりの要望がかなえられる。（要望に応えられる施設設備職員
—何でもできる—）

(2)建物・設備 ア. 市民が自らできる部分は、自らできるように。

イ. 多様な要望にできるだけ専門的に応えられるように（やる者の工夫によ
って応えられる）

(3)職員 市民のための職員（要求を聞き、指導する）

専門的・要求に応えられる職員（社教主事、司書、技術職員等）

運営のために必要な職員（事務、専門職、業務職等）

(4)運営 ア.自由公開 イ.無料化（市民会館部分除く）

ウ.市民の参加 エ.事業（市民要求に応える事業、働きかける事業）

6. 施設の内容 省略

尚、本計画は、基本設計段階で更に細かくされたが、その目次及び特に変化のあった部分のみをあげておく。

仮称 福生市民文化会館（市民会館、公民館）計画—もくじ—

1. 設置の意味

(1) 背景としての理論 (2) 建設の必要性 (3) 文化・福祉施設の体系

(4) 施設の性格と他市の状況

2. 基本計画

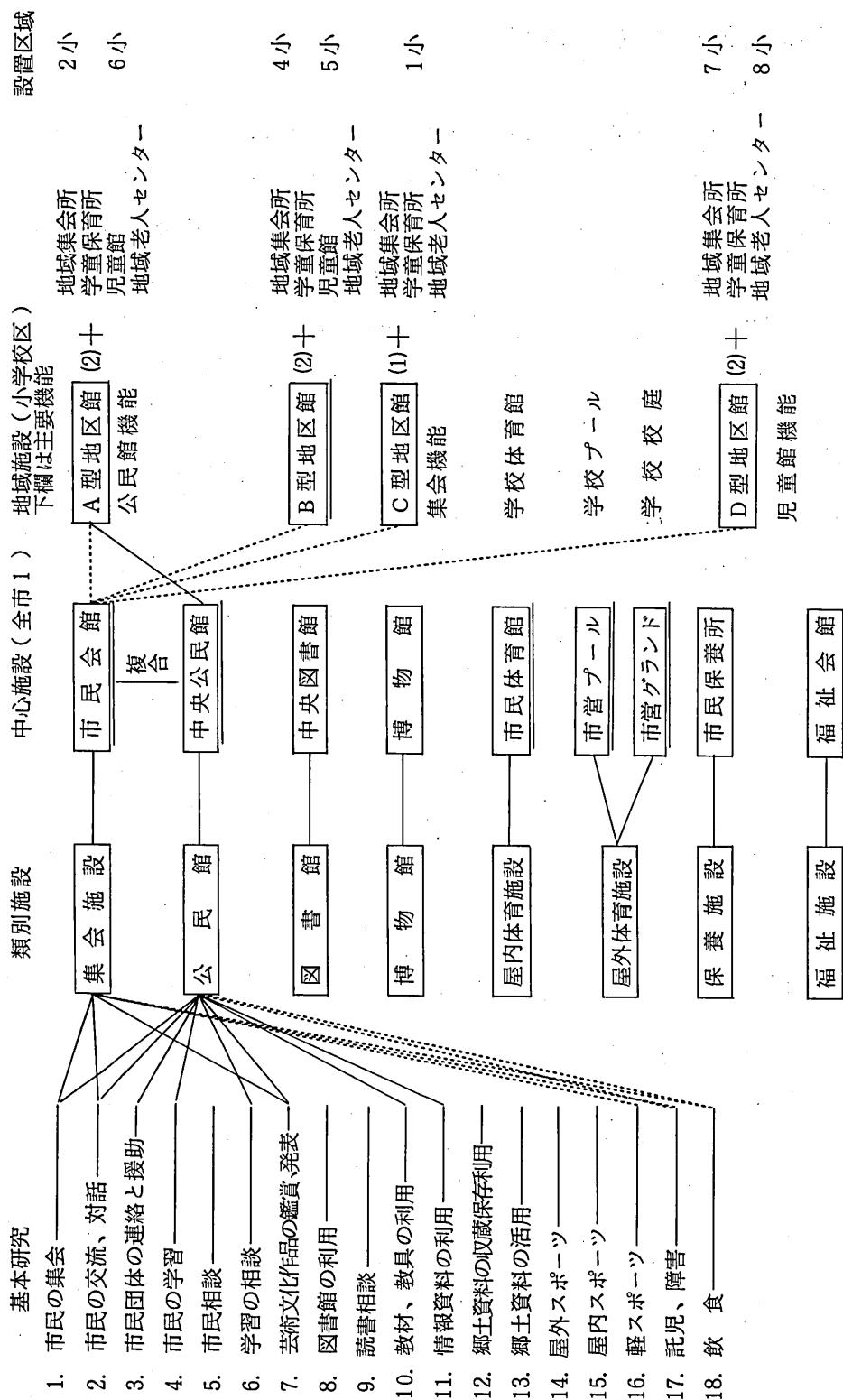
(1) 施設の性格と意味・役割・機能 (2) 計画の前提（将来人口 65,000～70,000人
を目やすに） (3) 利用の形態と予測 (4) 設置と容量・備品 (5) その他（周囲との関
連等・機能図・動線図）

3. 管理

(1) 運営形態（運営方針・考え方・事務事業） (2) 事務と職員

(3) 職員組織と採用計画 (4) 条例規則関係

社会教育機関施設体系



(注) 主要機能については、中学校区を単位とする。

二重線は既設

2 市民の公民館づくり運動

(1) 運動前史

昭和41年、流入青年人口増はじめ福生市の急速な社会変化の中で、成人式を契機にしたその年の成人者による自主サークルの発足は、以後その数を年々増すこととなる。昭和43年には、地元・地域外出身・学生・勤労青年等の参加による青年の学習・文化活動は青年団体連絡協議会を発足させ、昭和40年代からの福生の青年の主な活動となっていく。当時、慢性的に不足していた活動の場は、生活改善センター（現市役所第二庁舎）のほか、旧西多摩自治会館・町内会館・学校施設を借りてのものであった。そこで、43年、青連協による“町のこれからと青年”を主眼に、町長を招き「町政を聞く会」の機会をもち、公民館の設置の要望をはじめて出すこととなる。このことは、昭和45年の福祉会館の開館による一部社会教育施設としての設置となるが、各種態勢の未整備などから、当面ここを活用しながらも、本来の機能をもつ公民館の実現に向け青連協で研究していくこととなった。青年団は昭和44年解散。

このころ、青年のサークル活動は、生活学習を柱とした総合活動と音楽・ダンス・演劇・スポーツなど、毎年成人者がつくるサークルが発足し、常時10サークル、200人が活動するところとなった。前者は、仕事・労働の問題、結婚・家庭の民主化、希望・自由・自立の問題からこれからの生き方へ。後者は、青年の生活・地域での手づくりの文化にむけ、総じて自己形成や主体性の確立にむけての活動である。この連絡協議団体である青連協の活動は、★サークル間の交流（毎週の定例会・宿泊研修会・スポーツ大会）、★日常活動の市民への発表（6回の“青年の集い”・市民文化祭参加・サークルのコンサートの公演協力）、★活動のPR（新成人者へのサークル紹介パンフ送付・ほか各種）、★育成援助（新生・停滯サークル）、★活動条件の整備（既存施設の改善要求）など、自発的な活動を整備した。加えて、青年集団活動の質量の発展のため、西多摩青年団体リーダー研修会への参加（“西多摩青年のつどい”発足）や三多摩青年サークル連絡会への参加など広がりとなっていた。しかし、基本は自らの地域にあっての充実でなければならない事から、改めて、その基礎条件となる施設の設置の研究に取り組むこととなった。

こうした動向後の昭和47年、青連協内で学習と文化活動をおこなう有志メンバーで「施設研究会」が発足。都市における公民館のあるべき姿と、法的裏付けについて検討しつつ、公民館だけでなく、図書館、市民会館、体育館、及び二つの地区館を含む「福生市民文化施設全体構想」をまとめることとなった。戦後、西多摩には公民館（日の出旧ホール公民館以外）の設置がないため、都市公民館のイメージのふくらみにむけ、三多摩公民館のさきがけ（「公民

館三階建構想」=都市住民の自由なたまり場・集団活動の拠点・“私の大学”の理念を打ち出した)国立市公民館の見学へと進むこととなった。

(2) 公民館づくり運動の展開

昭和48年5月、青年・婦人活動のリーダーと文化社会教育活動に携わっている22人の市民が集まり、ふっさ「公民館を創る市民の会」が結成された。そこでは、★福生の学習・文化活動を高めるために、コミュニティの中心となる施設である公民館づくりを、住民が主体となって進めて行く。★会を“ミニ公民館”的な場=公民館についての学習ができ、住民同士が交流を計れるーにしてゆくと共に、できる部分から行動もしてゆく。★財源は、当分の間参加者のカンパでまかなう。★会に事務局を置くなどのことがきまった。また、市の市民体育館建設のめどが立つ中、次の公民館の実現にむけ、じっくりと計画をつくっていこうという話し合いもされた。

この年の10月から東京都教育庁発刊の「新しい公民館像をめざして」などを使って各種学習をスタート。他市の団体との交流や市民文化祭参加、公民館のことを“ふっさっ子”に連載、社会教育委員2人の会への参加を含め、この間、事務局からは機関誌「公民館だより」を16回発行を見ている。

昭和49年当初、これら学習・交流の成果に基づき、市民の会の統一要求として、“福生市総合基本計画”に公民館構想を盛り込むよう要望することとなった。これは、「公民館の意義と役割」「職員の配置」「必要な設備・備品」「住民参加の運営について」に亘るもので、教育委員会、社会教育課へ提出。この要望書は、教育委員会内で検討されたが、公式に意味をもつために、市民会館要望も強い中、議会への請願書の提出となる。

『公民館の早期建設及び地区館の設置に関する請願書』 一引用一

私達は、教育委員会の開設する学級・講座あるいは自主グループの活動で、福生市に公民館が無いためたいへん不便を感じています。近年の福生市における都市化の進行は、住民同士の地域連帯性(コミュニティ)の破壊をもたらした反面、青年・婦人をはじめとする各種の文化活動の高まりが見られます。さらに、健康で文化的なよりよい生活を営むために、解決を要する問題はより複雑化し、それについて学習要求もいっそう多様になってきています。ところが、現存する市民会館(旧館)・福祉会館・地区集会所では、様々な面で限界性が多く、これら諸要求に応えきれなくなっているのです。公民館が、既存の集会施設と基本的に異なる点は、

(1) 公民館運営審議会が設置されていること。

(2) 市民の活動を保障し、相談にのってくれる職員がいること。

以上の二点をふまえ、一日も早く、福生市に経スポーツ・演劇・音楽・ダンス・映画・読書会など、様々な文化活動や学習会、講演会ができる公民館を建設するよう要望すると共に、住民にとって、より身近なものとするため、複数の地区館の建設をも併せて要望するものです。

昭和49年5月

以上、署名1,180人をまとめ、6月議会に提出、50年9月議会で採択された。

この間“公民館のイメージづくりパンフ”をつくり、市民へ公民館の必要性をピアール。また、オイル・ショック後の自治体財政の危機のおり、予算化が危惧されるなか、福生市文化連盟から『市民会館及び公民館建設の予算化促進に関する嘆願書』が出されたことなどにより、50年3月議会において、50年・51年度にわたる建設への予算化がされる。このころ、関東米軍基地の横田集約化による防衛庁の周辺地域民生安定補助金が公民館建設に対し出るよう法改正となる。市民の中で、防衛補助による会館の建設は不健全の意見もあったが、財政難の中で建設するためには、次善の方法であり、何よりも市民のコミュニケーションの場であり、学習権の保障とまちづくりのための拠点であることを確認合意し、建設が進められることとなった。51年4月、議会に「(仮称)市民会館および公民館建設特別委員会」が置かれる。また、設計業者も決まり、基本設計第一次案で市民の会に意見が求められる。次いで二次案から12月議会では“市民会館・公民館”併設の基本設計が決まり、建設が始まる。同時に、公民館保育室の研究・委員会傍聴など行われた。

昭和51年3月、これまでの研究・行動の集約となる『職員配置および運営に関する要望』が教育委員会に提出された。それが、以下の10項目要求である。

- 要望1 公民館職員の任用に当たっては、公民館主事の専門性と本來的な任命権(教育委員会にあり)とを尊重する。
- 〃 2 午後5時以降の専門職員の常駐を望む。併せて、午後10時以降の延長も充分考慮されたい。昼・夜間とも必要に応じて、“保育者”的配置を希望する。
- 〃 3 館長の任用に当たっては、住民の意見を尊重し、身分の常勤化・専任化・専門性の尊重をはかる。(社教法27・28条)
- 〃 4 公民館職員の任用に当たっては、都からの“派遣社会教育主事”は採用しない。
- 〃 5 公民館の使用料は、住民に対して無差別に無料とされたい。
- 〃 6 公民館予算の充実を計られたい。
- 〃 7 社会教育関係団体の認定は、届け出による自動登録制度にし、当該団体への補助金を

少額化する。

要望8 公民館報は市民の手で編集。

〃 9 公民館運営審議会の委員選任に当たっては、社会教育法に則り、市民一般に広く参加を求め、市民主体の運営原則を厳守されたい。

〃 10 住民参加の公民館使用規則検討委員会を設置する。

以上のように要望は、サポート・ノーコントロール（援助すれども統制せず）を原則としていた。

次に、市民にとり最も基礎的な要望の一つの公民館使用料の無料化について、昭和51年9月、『（仮称）市民会館および公民館の使用料に関する陳情書』が1,268人の署名添付で市議会に提出される。以下、引用すると、

『—前文略— さて、私達が陳情しようとすることは、現在建設工事が進行中の（仮称）市民会館および公民館の使用料について「原則無料・一部有料」についてでございます。財政逼迫の折柄、難しい問題であると存じますが、社会教育法第20条にもありますように公民館の目的から考えますと、その使用料は原則無料であることが望ましく、これが実現されれば、ひとり利用者だけではなく、市民に大きな反響をおよぼし、福生市民がうける市の恩恵もなお一層増幅され、これにより、公民館活動が活発化することは間違いないものと思います。

立派な施設を建設して頂き、それだけでもありがたいことありますが、更に、その上を望むことの無理を承知で、福生市を眞の文化都市にするため、そして、公民館が本来の目的である「人づくり・まちづくりの拠点」となるために、下記により「原則無料化」を是非ともよろしくお願い申し上げます。

1. 市民が、営利を目的としない教育・学術・文化の活動のための使用の場合は、その使用料を無料とされたい。
2. 市民が、ホール利用の場合。◎前項の三条件を具備する場合は、無料若しくは減額措置をされたい。
3. 小ホールの部分は、公民館の一部とされたい。
4. 福祉会館の二・三階部分を、公民館の一部とされたい。

昭和51年9月1日』

この陳情は、昭和52年3月議会で、第一項目のみ採択。2～4項目については“趣旨は活かす”として不採択となる。以後、「原則無料」は、公民館条例第11条の除外規定で実現。他の項目も一部実現となる。

(3) 私達の生活・学習・教育

前記の運動における本旨は、自らの生活課題を学習し、これから私達の生活、まちづくりにむけること。公民館・市民会館の本体工事が進む中、「申請市民大学講座」を社会教育課にもちかけ、実施することとなる。社会教育とは、学習とは、実際生活に即するとは、何かを明らかにすべく、①公費開設 ②公募により、誰でも参加出来るようにする。③学習内容編成は自分達の手でやる。社教課は、①講師謝礼を措置 ②誰でも参加できるテーマづくり（協議）と公募 ③市民大学講座として“プログラム準備会”をもつことで実施。

男女青年（学生・勤労）から有職の若い婦人・中年婦人・成人男性など様々な市民の参加の中、学校教育に無い、おとなが“どう生きるかをおさえるような学習”を、それぞれの人生の経過から職業・地域の自然・P T A活動・安全食品にわたり語ることから始まる。講師の小林文人氏（東京学芸大学教授）は、“本物の自分の生活と結びついた学習”“ナマの生活を語れる人のつながりと問題の共有化”を改めて語り、また、公費で学ぶ人達の社会的な責任を話し合うことで、講座終了後記録集を発行することとした。参加者自らの検討による学習内容づくりは以下のようになる。

『私の生活課題』 事例Aさん（生きかたがどう形成されたか）

事例Bさん（子供のためから私のために・学習への動機づけ）

『学習とは、教育とは』 講義（戦前・戦後における学習・教育の原理）

『60年代 高度成長期の学習』 講義（地域開発・都市化と学習）

『70年代 現在の学習行動』（当日の話し合いで）

『私達の学習』（集団学習・その学習目標と活動）—各グループの事例から—

『学習権を公的に保障するとは』 講義（権利構造と社会教育行政の在り方）

『公民館における学習権の保障』（公民館運営に関する“10項目要求”の検討について）
以上のプログラムである。膨大な“生活・学習・教育”的学習において、以下その一部を記すことにとどめる。

「体にしみついた日本人の教育観」は、学校教育が、拘束・強制・義務として、受けねばならないものとしてあったようである。教育基本法第一条は「人格の完成を目指し・・・、真理と正義を愛し・・・」とあるが、戦後の教育改革からどれだけ自らの形成のための教育となってきたかを講師の『能力と発達と学習』と題す勝田教育学の引用から。

「学習とは、主体が（自然的・経済的・社会的）環境との相互作用の中で、適応の過程を繰り返しながら、自らの行動を変革し、新しい能力を形成すること。」とし、四つの能力を上げ

(1) 認識の能力=自然や社会・歴史を科学的にとらえること。
(2) 社会的な能力=いま、子供の中で優等生が社会的能力に欠ける場合がある。いつも自分が世界しかもたない優等生が来ると、シラケてしまう。約束を守り、協力し、そしてお互いに支えるなどの社会的能力が大切。学校は、受験体制の中で、こうした力をつけずに断片的知識の訓練だけに終わっているのでは。

(3) 労働の能力 (4) 感応と表現の能力

そして、全ての人に能力の発達の可能性が尊重されなければならない。“学習の無いところに教育は無い。” “公民館の主体は住民であり、社会教育の本質は国民の自己教育でなければならない。” “地域の中で学習の輪を広げていくことで学習を自覚化していく層が広がることの期待。” “学問や科学が単に大学や研究者のものにとどまらないで国民全体のものになっていくこと”である。以上、市民にとって最も基本的なこととなる“生活・学習・教育”についての学習は、文集“すずかけ”一集・二集にまとめられた。

3 市民会館・公民館（会館）の建設・態勢づくりから開館へ

以上見てきたように、市民会館・公民館に関する施設計画は、1. ◎教育行政における社会教育計画の策定と、◎市の基本構想をなすコミュニティ構想において具体性をもつこととなる。2. また、市民による公民館の構想とその実現への運動により、その結果は、3. 議会の公式決議と建設特別委員会の設置を見て、以下のように建設がすすめられた。

◆経過 S 50. 1. 29 市民会館補助事業等実行計画書提出

3月 仮称福生市民会館建設費 668,765千円計上後、減額補正し、

決算額 499,399千円

5. 12 市議会 仮称市民会館及び公民館建設特別委員会 選任10名、以後50年度7回、51年度8回の会議、視察によって調査研究がすすめられた。

8. 25 設計業者3社に競争設計させ、市関係職員25名で説明を聞き、検討の結果、株式会社 岡設計に決定。（この間、基本設計のつめ、防衛施設庁との協議、議会関係、市民団体意見等 各種打ち合わせ会）

11. 基本設計最終図面決定 [12~1 旧市民会館解体 整地工事]

S 50. 2. 17 入札

S 51. 4~52. 3 市民会館・公民館開設準備委員会（関係課長・係長24名・全12回）

S 52. 6. 1 公民館開館	6. 29 市民会館開館 開館記念行事
◆建設経費	1,800,155千円 (駐車場除く)
	1,559,626千円 (本体工事費)

(1) 会館のあり方

会館の性格と機能及び会館のはたす役割については、開設準備委員会において検討されたが、ここでは、問題として検討された主要な点を上げまとめとする。

併設機関の管理

併設機関は、管理上の合理性が追求できるメリットがある反面、それぞれの機関が持つ本来的機能があいまいになり、専門的機能が充分発揮できず、相殺し合うというデメリットが指摘されている。一般に市長部局で管理する市民会館と、教育委員会が管理し、社会教育機関（建物・教材・教具・資料・職員機能のあるもの）としての公民館とでは、①法令上（市民会館は法上の用語でなく、地方自治法第2条第3項によるが、公民館はこの他社会教育法に管理運営について細かい規定がある。）②実態上（例えば、職員・管理・運営の考え方等）かなり大きな差がある等である。しかしながら、これらの差は、運営方法によってはプラスに転化できる部分が多いのではないかということで、次のように考えられた。

1) 目的 「・・・教育・学術・文化・勧業に関する施設を設置し若しくは管理し、又は、これらを使用する権利を規制し、その他教育・学術・文化・勧業に関する事務を行うこと」という自治法の規定は、社会教育法第20条の公民館の目的「・・・実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い・・・」を含んでいると考えられている。従って、問題となるのは、公民館の持つ固有の機能と目標がどのように果たされるようにできるかという点にある。一面でそれは、文化の持つ自由（没価値的性格）と、教育の持つ方法（価値追求的性格）とが、共存できればよいし、逆にそのことが相互にプラスの影響を与え合える可能性があるのではないか（例えば、活動内容の規制と自由の問題等で）

2) 機能 ア. 市民会館の貸しホール（貸施設）機能と、公民館の貸施設機能との間には、第1に利用対象（市民等と、一定地域内住民＝市民）のちがいがある。第2に、前者が有料を前提とする選択的利用を予測しているのに対し、後者は無料を前提とする生活必需的利用を予測している。第1点については、公民館利用の市民外を有料とすることで、第2点については、公民館の設置目的に合致する活動以外の活動（営利・政治・宗教活動）を有料にすることで、処理できる。従って、全体としては、何にでも・誰でも・いつでも使える型をと

った。

イ. 公民館における社会教育活動に対する奨励援助機能についても、同上の範囲内で行われるが、大小ホールの完全有料化にともない、会場借り上げをして援助していく型になっている。また、会館の利用者に対する一般的な意味での指導や助言は（活動内容や方法に係わることではない）、全館に共通し、全職員によって教育的視点から行われる。公民館活動に関する部分は、公民館主事の仕事である。

ウ. 事業面からいえば、第1に多様な住民の要求が、様々な型で目にふれ・出会う場と集まる場として、様々な情報（物・人・機能）があったほうが有利である。第2に芸術文化の鑑賞と創造は、識ることとやることの両面の中で高められる。自己の中で、受容と創造が統一されること、即ち、学習の中にある知識と能力の形成が、感動（意欲）と一緒になるところから行動（生活化）が生まれるという意味で、一人の人間が分断されずに進めることができる可能性がある。

3) 組織及び職員としごと

会館の事務の主要項目を分析すると、管理（維持管理事務及び庶務事務）と事業（運営・事業事務）に分けて考えられる。〔*詳細分類は S 5 2 公民館紀要 P 10～11 表参照〕

これらの事務は、それぞれ高い専門性と接する人の多さという点での人間性が要求されるが、殊に、管理関係での機械類及びホール運営・出納事務・事業関係での公民館事務は、専門的な事務となる。従って、基礎にある一般知識能力と専門的能力が、充分発揮できる体制をつくるため、管理係と事業係の区分となった。

管理係は、物の管理と市民等の利用の受付である。この部分は、全館共通である。市民による公民館活動は、2ヶ月以内の一括受付が特例として認められているが、受付日等の優先受付制度はない。これは、学習活動の継続性を大切にしようとしてのことである。いわゆる団体登録はない。使用申請書毎の一件審査である。各室とも使用について団体間調整もおこなう。管理係は、大小ホールについて運営管理を行なう。主催者、使用者指導等である。

事業係は、従って、公民館事業（計画・調査・奨励援助・事業実施）と、大小ホール（市民会館）の芸術文化鑑賞事業が分担事務となる。

勿論、この型の管理運営には問題がないわけではない。第1に、教育機関独立の原則から、第2に、逆に文化活動の自由の原則から等である。これらの問題には、またそれぞれ検討を要する条件と実態がある。それらをプラスに作用させる努力が、不斷に必要とされるであろう。

(2) 会館の管理運営方針

以上のような考え方に基づいて、会館の管理運営方針を次のようにとらえ、具体化するための努力をすすめることとする。

I) 会館は、基本的には多様な文化諸活動に対応しつつ、(市民会館)教育機関としての公民館の機能を果たしていく施設である。従って、会館はその施設・設備・職員機能を通じ、

1. 市民の出会いの場、識りあう場、コンセンサス(市民的合意)を得る場 —ひろば—
2. 集団活動の拠点 よりどころ
3. 人間(市民)としての向上の拠点 —市民の大学—
4. 芸術・文化・娯楽の鑑賞と創造の拠点—劇場・音楽堂・公会堂の役割を果たすもの。

II) そのために利用者(全市民)を含めて会館は

1. 市民が来やすいところでありたい。

人が集まつくるためには、興味や関心のある“情報”があることが必要である。この場合“情報”とは、第1に「もの」がある。施設や設備等会館にある「もの」が興味や関心をひくものであることが必要である。第2に「ひと」がある。職員や利用者等会館にいる「ひと」が興味や関心をひく人であることが必要である。第3に「機能」がある。事業や働きが興味や関心をひくことが必要である。これらの「もの」や「ひと」や「機能」は、様々に組み合わさって情報となり、人々に働きかけるであろう。

2. 市民にとってプラスになるところでありたい。

プラスになるとは、知識や能力が自分のものになる、即ち学習が意識するしないに拘わらず存在することである。自分が“真”“善”“美”を感じて帰ることができる状態があることが必要で、そのために見たり聴いたり、ムードとして“感じる”ものから、“形式的な教育”の場に至るまでプラスになる何かが受け止められるところでありたい。

3. みんなで“創造”していくところでありたい。

自分(利用者=市民等)が主体者として参加し、内容を創っていくことがどの活動にとっても必要である。鑑賞事業の中にもそれがあるはずである。そして、そのことは必然的に連帯と協力をともなうものであろう。

III) 整備の方針

1. 物的整備

外観及び内部施設、設備等を通じて“もの”に対して要求されるものは、美しさ、安全性、快適性、機能性といった点である。従って、美的であること、安全で快適であること。それ

それの“もの”がそれ本来の機能を充分に発揮できる状態にしておくことを利用者の協力を得つつすすめるものとする。

2. 人的設備

職員を含め、勤務する者は、接触する全ての場面を通じ、無差別平等の原則と学習の自由権、社会権に基づく要求に教育的に応えることが必要である。“教育的に応えることの意味は、相手の状況に応じ、相手に“プラス”になるものを提供することである。それは、相手の言うことをそのまま受け入れることではなく、また、相手に自分をおしつけることでもない。教育の場においては“偉大なるものへの尊敬”が指導原理となるからである。従って、専門的パートを含め、研修が必要とされる。

3. 機能的整備

会館の機能は“もの”と“ひと”とが一体となり、相手に働きかけ相手から働きかけられる相互交渉の中で、人間的に成長し文化を創造していく作用である。従って、情報ができるだけ相互伝達されるシステム及び参加のし易さと質の高さ（内容が難しいことではない）が要求される。更に、社会教育の場は何を目指し、何に向かって組織化されているかが常に検討され、理解されていかなければならない。

4. 共通する点

整備に当たって共通する視点は、目標達成への効率の問題であるが、それは有限の資源をどう有効利用するかということでもある。経費、労力、資材、エネルギー等の効果的使用が価値判断を含めて検討されなければならない。

IV) 主要項目目標

1. 総 体

ア. 市民とともに創る会館の中心的方法は、利用者の意志をもとにし、館の意志を反映させ、みんなの協力の中で創られることが理想となる。そのためにあらゆる機会や場を通じてコミュニケーションを行うものとする。具体的には、館（職員）対個人、集団との直接的話し合いを基本にし、各種会議、アンケート他さまざまな方法を通じ、基礎的資料の確保に努める。

イ. 館は一部利用者の負担があるとはいえ、多くの税によって管理、運営される。従って、その公正な執行が必要であり、そのため第1に利用価値の高さ（利用者数の多いことのみならず、プラスになる質的深さ）、第2に合理性（目標達成と経費の関係）、第3に公平と機会均等性の確保が要求されよう。市民的な合意のもとに、充分な機能が発揮できるよ

うにおこなうものとする。

2. 物的整備

- (1) 外観 庭や駐車場を含み、「あたたかみのある美」を基本に整備していく。
- (2) 各室 安全性と機能性及び快適性、インテリア等を考え整備していく。
- (3) 設備 備品、教材、教具、資料等が利用者にとり効果を生み出し易いよう研究・整備。

3. 人的整備

- (1) 職員 常勤、非常勤、委託、臨時職員が充分に館の目標の理解とそれぞれの専門的力量を延ばしていくよう研修と研究をすすめる。
- (2) リーダー それぞれのリーダーが館の教育主体として行為するよう理解と協力を得る。

4. 機能的整備

- (1) 奨励・援助 援助に関する基準の判定をすすめる。=公運審議題
 - ア) 情報の交換 多様な方法を使いつつコミュニケーションルートを整備する。
 - イ) 人的援助 各種相談に応じ助言し、外部講師・助言者の紹介や派遣をすすめる。
 - ウ) 施設利用 公平性の原理と利用者の使い易さの研究をすすめる。
 - エ) 教材・教具・資料の提供 最も有効な利用をひろめる。
 - オ) 共催・後援 基準に沿ってすすめる。
 - カ) 事務上の援助 同上
 - キ) リーダーに対する援助 日常的援助とリーダー研究の場をつくる。
- (2) 主催事業

ア) 基本形態として

①リーダー研修 ②動機づけのための学級・教室 ③系統学習としての講座 ④活動の発表としての大会等 ⑤芸術文化鑑賞事業 の 5 つの形態。

イ) これらのそれぞれの場のうち

①館が全面的に参加者の協力を得てすすめる事業 ②市民団体の協力を得てできるだけ参加者が行う事業の 2 つが、相互に効果的にすすめられるようにし、館が行う事業の意味を明らかにしていく。

ウ) 学習内容については、学習主題の選択に留意し、全年齢層に対応しつつ、特に自然科学的視点を加味した学習内容の設定及び参加者が共通の課題として学習すべきことを明らかにする。

エ) 各事業の目標(狙い)、内容、方法を明確にし、企画・実施・評価の各段階での参

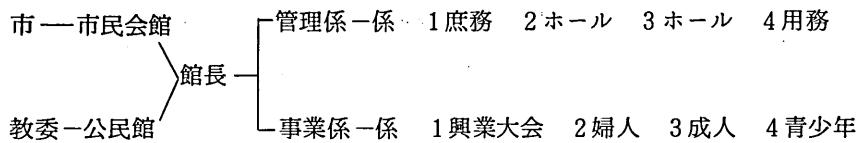
加者の参加及び主体性の伸長に留意しつすすめる。

才) 各事業の活動の結果を集約し、より豊かな事業の形成をめざす。

以上の管理運営とその方針をもって、福生の市民会館・公民館の活動が開始されることとなる。以下は、開館当初の組織・人員及び会館使用・運営の基礎条件と主催事業・予算等についてである。

(3) 開館時の組織及び運営・実施態勢

①会館の組織及び運営基礎条件



- 夜間臨時職員 (午後 5 時～10 時) 1名
- 警備員 (午後 5 時～翌午前 9 時) 1名
- 清掃員 (午前 8 時～午後 5 時) 5名
- 音響・照明委託員 2名

休館日 火曜日・祝日の翌日(この日が火曜日にあたるときはその翌日)年末年始

開館時間 午前 9 時～午後 10 時

使用区分 午前 9 時～正午 夜間 午後 5 時 30 分～午後 10 時
午後 1 時～午後 4 時 30 分 全日 午前 9 時～午後 10 時

使用手続

- 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
- 大・小ホール 使用する日前 6 カ月の属する月の初日から使用日の 15 日前まで
- その他集会室等 使用する日前 1 カ月の属する月の初日から前日まで

②経費資料 福生市一般会計予算

歳入 市民会館使用料	15,081千円	歳出 市民会館管理費	117,182千円
公民館使用料	50 //	公民館管理費	4,734 //
食堂使用料	510 //	(市民会館開館記念行事費	7,125 //)
食堂光熱水費使用料	1,026 //		
主催事業入場料	2,192 //		

歳入 赤電話使用料 146千円

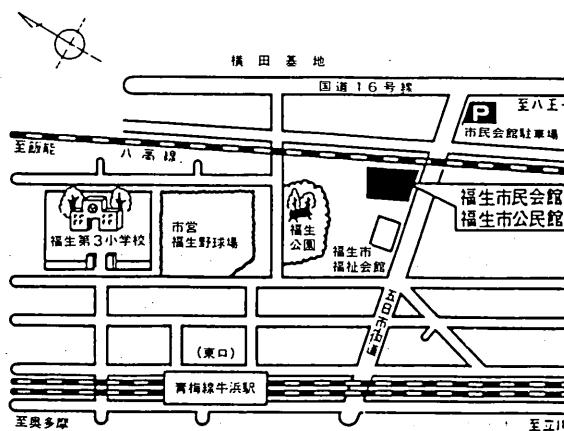
総額	6,834,736千円
教育費	1,610,286〃
社会教育費	479,754〃

③公民館主催事業 少年5コース 青年8コース 婦人3コース 成人一般23コースでスタートすることになった。

このように、各種の検討、計画化、態勢づくりの結果、福生市民会館・公民館の歴史の幕開けとなり、年度計画においては、その管理運営計画に基づき実施となる。また、昭和54年・55年の松林分館・白梅分館の相次ぐ開館で、公民館態勢は更に整備され、ここに10年の歴史を刻むこととなる。

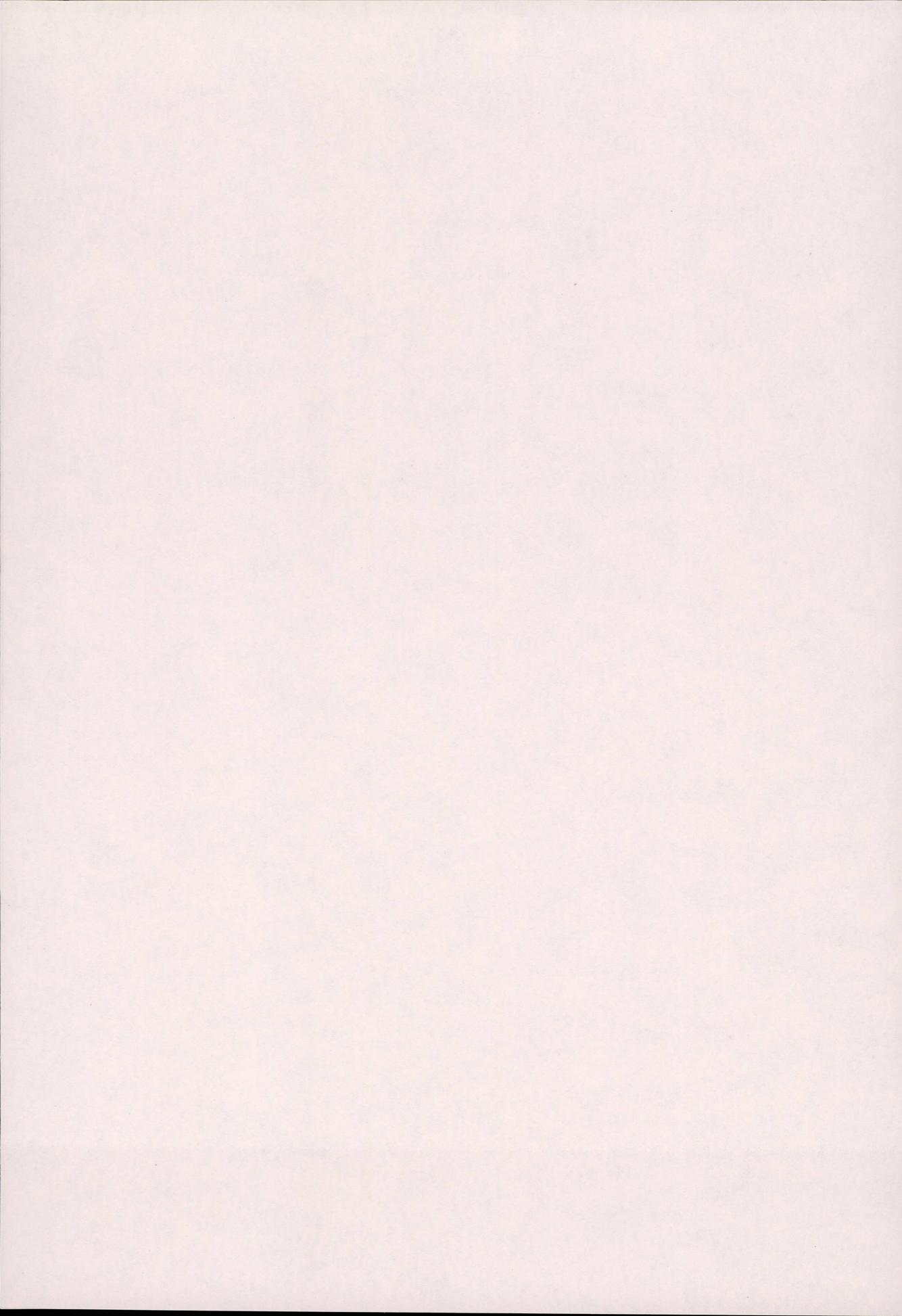
会館施設概要

名 称	福生市民会館・公民館	位 置	福生市福生2,455番地
敷地面積	4937.07m ²	建築面積	3347.895m ²
延床面積	6771.253m ²		
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート及鉄骨造・地下1階地上3階建		
地下1階	リハーサル室・控室 1. 2. 3. 4. 機械室		
1 階	大ホール・音楽室・視聴覚室・美術室・調理室・児童室・展示室・事務室・食堂		
2 階	小ホール・第1. 第2集会室・特別室		
3 階	第3. 4. 5. 6. 7. 8. 集会室・資料室・団体事務室		



III

公民館活動の10年



III 公民館活動の10年

1. 子どもと公民館

はじめに

現在の子どもたちは、異年齢集団のなかで遊ぶことが、ほとんどありません。そのなかで、自分でものを考え、行動する能力が失われています。

そこで、子ども同士が遊びや創作活動、野外活動を通して、異年齢集団を形成していくなかで、子どもたちがやりたいことを子どもたち同士で協力し、実現していくために働きかけていくことのできる力を育てていく場として、さまざまな教室が開かれてきました。

公民館開館以前は、昭和43年の子ども会リーダー研修会より少年対象の事業は始まりました。この講座は、地域の子ども会のリーダーを対象に、1) 遊ぶ楽しさを取りもどし、多くの仲間たちと遊べる集団を作るための遊び技術の伝承、2) 集団を民主的に運営するための技術、3) 自主的な運営と計画を実施するための手立てを学ぶの3本の柱をもとに社会教育課で実施されていました。

また、現在、都立多摩社会教育会館で実施されている「少年教育セミナー」の開設に関わったのも、開館以前の昭和47年でした。当市と狛江市の担当職員が都庁へ行き、その開設をお願いしました。

主催事業のあゆみ

公民館は昭和52年に開館しました。昭和50年から始まったわんぱく教室は当初は子ども会リーダー研修会としての内容でしたが、公民館開館時は「縄文時代の生活に挑戦」というようにひとつのテーマ性を持つようになってきました。また、自然をテーマにした自然教室もこの年に始まりました。翌年には、開館時の3講座から8講座に増え、それまで事業の中心であった青年の講座数を上回りました。このことは、青年の事業に子どもの事業がとてかわり、公民館事業の中心になってきたことを意味します。

昭和54年に、松林分館が開館しました。その存在を地域に知ってもらうこと、地域に子どもに関するものがないという理由で、子どもを重視した会館方針で本館の5講座よりも多い7講座で開館しました。この方針は現在も続き、当市の子ども対象事業の中心になっています。

昭和55年には、白梅分館が開館し、4講座開設しました。3館では、14講座となり、現在の

形の原型がつくられました。

また、白梅分館では、昭和56年に、松林分館では、昭和58年に、子どもによる実行委員会形式のつどいが始まりました。講座という与えられたプログラムではなく、自分たちでつくるプログラムづくりが始まりました。

昭和60年、児童館が開館し、子どもの事業が多く行われるようになりました。子どもは児童館との区分けから、他市においては、子どもの事業が全くなくなってしまうところもありますが、当市においては以前と同様に公民館で子どもをあつかっています。それは、公民館に子どもが関わることに大きな意味があると考えているからです。

例えば、わんぱく教室は10年、たんけん教室は9年、サバイバル教室は8年、子ども教室は6年と長期にわたり教室が開催されています。初回に参加した子どもはもう青年として公民館にかかわっています。また、その教室の子どもと関わる大人、地域も同じ歴史をもっています。長い目でみれば、公民館と子どもが関わることは、ただ単に子どもと関わっていくことではなく、その地域と関わっていくことだと思います。

また、同年、はじめての3館合同の事業、合同キャンプが始まりました。3館の教室に集う子どもたちは、各教室により多種多様です。この子どもたちが、一同に会し、3日間を共にし、他の教室から影響を受けあうことは、教室に関わる大人たちにとっても意義のあることです。

過去、10年を簡単に振りかえってきましたが、現在では、児童館をはじめとする色々なところで子どもの事業が開かれています。子どもとそれに関わる大人、地域のセンターとしての役割が公民館に求められているのではないでしょうか。

グループ活動のあゆみ

現在、公民館では、子どもたちが中心になって活動しているグループが5団体あります。「子どもクッキングクラブ」「子どもゲートボール」「クレヨン」「ボーイスカウト」「ガールスカウト」です。以前は7団体あったことを考えると子どもが中心のグループ活動の継続は大変困難なことをあらわしています。それは、子ども自身に仲間づくりの力がなくなってきたこともあります。子どもの活動を支えていくには、大人の強力な援助が必要だということです。

公民館で最も長く活動している「子どもクッキングクラブ」は、昭和54年から始まったグループで小学生の女の子が中心になっています。高橋登志江氏が大人として関わり、クッキーとケーキづくりが主な活動ですが、公民館のつどいへの参加など、幅広く活動しています。

また、現在は活動していませんが、「子どもクッキングクラブ」と同時期に始まった「マンガクラブ」の活動も見落してはいけないでしょう。公民館の夏休みマンガ教室がきっかけで始

またこのグループは、マンガ家の原嶋卓三氏を中心にマンガの制作と人形劇を主な活動としていました。保育園からの公演依頼も多く、7年間、精力的な活動をしていました。

このように長く活動している（していた）グループには、色々な問題にぶつかります。ですから大人として子どもを援助していかなければなりません。それは、子どもに関わる大人だけの問題ではなく、公民館も共に考える姿勢をもたなければいけないでしょう。

子どもクッキングクラブに参加して

渡辺 佳子

私がクッキングに入るきっかけとなったのは、「私、忙しくて止めるんだけど代りに入らない？」という一期生の言葉でした。そこで、私は高橋先生に何度も電話して、小学3年の秋に入りました。



普段の活動は、日曜日、朝の9時から始めます。ハンドミキサーで済ますところを全部手でやり、あわてて機についた甘いクリームはなめてから洗う。これは、我々クッキングクラブの法則であります。クッキーのタネをつくりおえ、ねかせておく30分は、ママレモンが空になるほど使い、シャボンを流し一杯につくって、時間を使ってしまいます。（それは、毎回ではありませんが）次に型ぬき。好きな型を使い顔を書いたり、好きな男の子の名前を書いたり、工夫をこらしてできたクッキーをオーブンに入れて焼きます。焼き上がるまでは、お弁当を食べて待ちますが、弁当に夢中になっているとクッキーは黒人になってしまいます。でも、そのクッキーも午後のお喋りタイムの時にちゃんと処理されます。

身体障害者の皆さんとも、一緒に料理をしたことがあります。最初はうまくやれるか、心配だったけれど、いろいろな事がわかりました。身体障害者の人には、優しく丁寧に教えてあげれば、相手も分かってくれます。また、上手に出来たり、つくれたりすると、私たちまで「やったあ」という気持ちになれるのです。この活動で私たちは身体障害者の方との接し方や教える方の気持ちがわかったのです。

また、クッキングクラブは毎年夏にキャンプにいきます。計画から買い出し、持ち物分担まで全部自分たちで決め、実行します。現地（奥多摩）に行ってもそうです。自分の事は自分でやる。そうでなくては誰もやってくれないのだから。その事に私は満足感を持っています。初めて自分で全部の責任を持ったという満足感です。そんな一夏の経験をして家へ帰った私たちは顔が黒くなっただけでなく、ちゃんと大人の階段を一步前進していたのです。

クッキングクラブは、私たち子供の権利を主張し、個人の個性を生かせるクラブです。また、花嫁修行の場もあるのです。

主催事業のあゆみ

主な主催事業

昭和52年

わんぱく教室

月 日	内 容	集合時間
7月9日	オリエンテーション	
16日	ゲームを覚えよう 君たちの班を作ろう	福祉会館 午後1時30分～
23日	縄文時代の人々はどうやって道具を作ったか	体育館集合 //
27日	縄文人の方法で火をおこそう	福祉会館 午前10時
30日	話しあい	福祉会館 午後1時30分
8月3日	縄文時代の住宅と生活	市民会館 午前10時
6日	縄文人の小屋を作ろう	体育館 //
10日	手づくりで食料をつくろう	//
13日	長沢遺跡の発掘に参加しよう	長沢遺跡 午前9時
14・15日	"	// //
17日	縄文村作りの話しあい	市民会館 午前10時
22日 ～24日	縄文村作り 会場等は8月に入ってから知らせます	会場未定 //

昭和53年

子ども陶芸教室

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
7. 31	粘土で形を創ろう	粘土で自分の好きな作品を作る	担当職員
8. 7	"	"	//
8. 14	素焼・色づけ	彩色、素焼した作品に自分の色をぬる	//
8. 21	本焼	焼物がどうやってやけるかをみんなでみよう	//
8. 27	縄文土器を作ろう	昔の人はどんな方法で焼物を作ったか	塩野半十郎

昭和54年

夏休みマンガ教室

月 日	テ ー マ	内 容
8. 12	マンガの説明	マンガの意味とマンガができるまでの話し。
8. 13	マンガの描き方	具体的なマンガの書き方 一 (1)
8. 15	〃	〃 一 (2)

夏休み自然教室

月 日	テ ー マ	内 容
7. 27	オリエンテーション	班分け 自然教室の説明
8. 2	植物を見よう	近くの河原の植物の分布状況を調べる。
8. 8	昆虫をみつけるぞ	市内の林に住む昆虫を調べる。
8. 11	緑を調べよう	市内 2ヶ所の公園の樹木の名前と数を調べ、比較する。
8. 16	キャンプの打合せ	キャンプ (24時間調査) の打合せ
8. 17	キャンプ	} 福生の 1 日 (24時間) をいろいろな角度から調べる。
8. 18	キャンプ	
8. 22	福生を見て歩こう	} 市内の緑の残っている様子を調べる。
8. 24	〃	
8. 30	ま と め	反省とまとめ

子ども会リーダー研修会

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
3. 1	オリエンテーション	指人形作りの説明と指人形の頭作り	原島サブロー
3. 8	指人形作り	油ねん土により指人形の頭作り	〃
3. 15	〃	ねん土の頭へ紙をはる	〃
3. 22	〃	中のねん土を取りのぞき、紙だけの頭にする	〃
3. 29	〃	紙だけの頭に色を塗る	〃
4. 5	〃	各人形の服作り	〃

青空教室 地域を調べてみよう

月 日	テ ー マ (内 容)	講 師
7. 26	オリエンテーション。どんな調査をしたいかレポート	田 村 光 男 (国立 3 中 教諭)
8. 2	調査項目の作成	〃
8. 9	〃	〃
8. 16	調査、フィールドに出る。福生砂線のあとをたどる。聞きとり	〃
8. 23	〃	〃
8. 25	まとめをつくろう	〃

子ども科学教室

月 日	テ ー マ (内 容)	講 師
3. 26	オリエンテーション。これから学習のすすめ方	
3. 27	やさしいラジオ。手づくりラジオをつくろう	斎藤 明朗・神蔵 誠 (中学生指導者グループ)
3. 28	〃	〃
3. 29	電気であそぼう。電気の性質は実験でたしかめよう	掛川 悅子 (薬剤師)
4. 1	博物館へ行こう。市立郷土資料室	

子どもサバイバル教室

月 日	テ ー マ	内 容	場 所
6. 27	ゲームで友達をつくろう	オリエンテーション・室内ゲーム	松 林 分 館
7. 4	アドベンチャー・ゲーム	追跡サインゲーム、他	武蔵野台公園
7. 11	水をつくろう	ビニールシートで水をつくる	松 林 分 館
7. 18	火・連絡	サバイバル・マッチ、手旗信号	松 林 分 館
7. 25	測 る	体のものさし、他	松 林 分 館
8. 1	むすびの技術をマスターしよう	むすびのいろいろ	武蔵野台公園
8. 8	デイ・キャンプ	穴を掘って蒸し焼き料理	柳 山 公 園

伝承あそび教室

月 日	テ ー マ	内 容	場 所
8. 22	工作あそび	糸巻きブルドーザー	松林分館
8. 23	草・木のあそび	ささ舟、松葉のおすもうさん	〃
8. 24	紙のあそび	吹き矢、竹鉄砲	〃
8. 25	工作あそび	まわり燈籠	〃

親子で作ろう伝統玩具

月 日	テ ー マ	内 容	講 師	場 所
3. 24	はりこの話	デザイン構想、鑑賞	木住野利明氏	松林分館
3. 27	型作り	型作り		〃
3. 29	紙はり	紙はり、型ぬき	伝統玩具製作家	〃
3. 31	色つけ	色つけ、鑑賞会		〃

昭和55年

夏休み子ども教室・びんぼう工作

月 日	内 容	講 師	場 所
8. 22	廃物利用のデコパージュの基本	松本加代子氏	松林分館
8. 25	〃 の応用		〃
8. 28	廃物利用のマリオネット製作		〃
8. 29	〃		〃

親子七宝焼教室

月 日	内 容	講 師	場 所
3. 14	七 宝 烧 製 作	下田和史氏 (福生六小教諭)	松林分館
3. 15	〃		〃

子ども手芸教室

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
7. 28	オリエンテーション	自己紹介、班分け、プログラム説明	担当職員
7. 30	軍手人形づくり ①	マスコット人形(ブタ)	"
7. 31	" ②	動物(クマ)	"
8. 1	" ③	人形(女の子)	"
8. 4	" 反省会	" 手芸教室の反省	"

昭和56年

子ども指文字・手話教室(子ども会リーダー研修会)

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
12. 5	オリエンテーション	自己紹介とこれから進め方	玉井恵子氏他
12. 12	手話の学習(Ⅰ)	名まえ、住所の表現のしかた	"
12. 19	" (Ⅱ)	時間・場所・行為などの表現のしかた	"
1. 9	" (Ⅲ)	好き・きらいなどの表現のしかた	"
1. 23	" (Ⅳ)	思う・考える・美しいなどの表現のしかた	"
1. 30	" (Ⅴ)	買物・数の数え方などの表現のしかた	"
2. 13	" (Ⅵ)	人間の感情の表現のしかた	"
2. 20	ゲーム遊び	手話を使ったいろいろなゲーム	"
2. 27	まとめ	障害者をどのように考えるか	"

親と子のひろば

日 時	内 容	指 導 者	参 加 者
昭和56年10月4日(日) 午後2時~5時	竹馬作りと映画「手づくり遊びと子どもの手」鑑賞	山本 信男氏	24人
昭和56年12月12日(土) 午後2時~4時30分	お手玉作り	中村千恵子氏 他	12人
昭和57年3月26日(金) 午前10時~正午	ペタペタ工作	松本加代子氏	33人

昭和57年

やさしいエレクトロニクス教室

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
7. 9	テスターを作ろう	テスターの製作を通して、やさしい電子回路の仕組みとはたらきを学ぶ	岡田 紀夫氏 畠 俊弘氏
7. 15	〃		
7. 22	〃		
7. 29	やさしい電子回路	テスターを利用し、水位ブザーを作つてみよう	

夏休み工作教室・びんぼう工作

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
8. 21	ステンドグラス	デザイン	松本加代子氏
8. 22	〃	型ぬき	
8. 23	〃	セロハンはり	

昭和58年

英会話でクッキー作り(子ども会リーダー研修会)

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
7. 25	オリエンテーション	この教室の説明、自己紹介	高橋登志江氏
7. 28	カップケーキの作成	ケーキの作成と英会話	Mrs ワシントン
8. 1	シュウマイの作成	シュウマイの作成と英会話	Mrs ブルトー
8. 4	ブロウニーの作成	ブロウニーの作成と英会話	の3人で毎回
8. 8	カツドンの作成	カツドンの作成と英会話	実施
8. 11	スペゲティー ミートソース	スペゲティーの作成と英会話	
8. 18	マカロニチーズ	マカロニチーズの作成と英会話	
8. 22	クッキーと和紙作り	クッキーと和紙作りと英会話	
8. 25	終了パーティ	ケーキを作り英会話	

子ども教室

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
5. 28	オリエンテーション	班分け、班長、記録の選出、ゲーム	担当職員
6. 11	たのしくあそぼう	仲間づくりと集団であそぶことのたのしさを体験する。基本的な室内ゲーム	担当職員
25	たのしくあそぼう		担当職員
7. 9	たのしくあそぼう	を覚える。	担当職員
7. 23	外に出てあそぼう	おもいきり体を動かしてあそぶ、外あそびを覚える。	担当職員
8. 6	"		"
13	キャンプを準備しよう	キャンプに向けて、うどんづくりの練習	"
20	松林ナイトキャンプ	1泊2日のキャンプ、キャンプワーク、	斎藤 明朗氏
21	"	手打うどん、カレーライスづくり	神藏 誠氏
9. 3	自動車お面づくり	創作の期間	担当職員
17		松林だれでもなんでも展に向けて、	担当職員
9. 24	お面をつくろう	新聞紙を利用した、大型おめんを各人が作成、着色、展示した。	担当職員
10. 1	お面をつくろう		担当職員
8	お面をつくろう		担当職員
15	お面をつくろう		担当職員
11. 5	たんけんに出よう	多摩川川原に出かけたんけんする。	担当職員
12	"	草花丘陵に出かけて、川原と丘陵を2	斎藤 明朗氏
19	"	日にわたってたんけんする。	斎藤 明朗氏
12. 3	自動車をつくる	自動車の設計図を書く。	斎藤 明朗氏
17	たこづくり	たこをつくる。	斎藤 明朗氏
24	"	クリスマスのつどい	斎藤 明朗氏
1. 14	自動車をつくる	自動車の設計図を描く	斎藤 明朗氏
21	自動車をつくる	"	斎藤 明朗氏
2. 4	多摩川川原で		斎藤 明朗氏
18	自動車をつくろう	古バイク、古自転車の解体	斎藤 明朗氏
25	自動車をつくろう	古バイク、古自転車の解体	斎藤 明朗氏
3. 3	自動車をつくろう	自動車車台の工作	斎藤 明朗氏
10	自動車をつくろう	自動車車台の工作	斎藤 明朗氏
17	自動車をつくろう	自動車車輪のすえつけ	斎藤 明朗氏
24	自動車をつくろう	自動車完成、かに坂公園で試乗	斎藤 明朗氏
31	お菓子をつくろう	クッキー、コーヒーゼリーづくり	斎藤 明朗氏

おもしろ科学クラブ(青空教室)

月 日	テ ー マ	内 容	講 師	会 場
7. 27	重さをくらべる	ものの重さとは何かを、実験を使って明らかにしていく		松林分館
8. 3	重さをくらべる		原島貞夫氏	"
10	表面張力を調べる	表面張力の現象をさまざまな実験を通して明らかにし、表面張力の原理を理解する	福生2中教諭	"
17	表面張力を調べる			"
24	食品てんか物	コーラ等清涼飲料水を使って実験	担当職員	"

昭和59年

たんけん教室

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
4. 28	オリエンテーション	説明、自己紹介	岡田 紀夫氏
5. 12	市内オリエンテーリング	市内でコンパスの使い方の練習	"
6. 24	滝山オリエンテーリング	滝山 "	"
7. 14	キャンプ打合せ	キャンプ内容の説明	"
7. 15	草花オリエンテーリング	草花でコンパスの使い方の練習	"
7. 24	}たんけんキャンプ	キャンプを通して、野外での共	"
7. 25		同・協力のちからを養う	"
10. 10	滝山じねんじょ探し	滝山丘陵でクリやじねんじょ探し	"
10. 20	奥多摩たんけん I 打合せ	秋の奥多摩へ行くための事前準備	"
10. 28	奥多摩たんけん I	秋の高畠倉山・倉岳山へ行く	"
11. 25	滝山の二次林たんけん	身近な二次林の観察	"
2. 2	奥多摩たんけん II 打合せ	冬の奥多摩へ行くための事前準備	"
2. 3	奥多摩たんけん II	冬の棒ノ折山へ行く	"
3. 16	ファミリーハイキング打合せ	子どもたちによる企画	"
3. 24	" 下見	" 下見	"
3. 27	" 資料作り	" 資料作り	"
3. 31	" 本番	親や仲間とのハイキング	"

子ども会リーダー研修会

月 日	テ 一 マ	内 容	講 師
7. 15	オリエンテーション	研修全体の説明、自己紹介、ゲーム指導	斎藤 明朗氏
22	オリエンテーリング	オリエンテーリングの方法、地図の見方、草花で実習	"
29	20km徒歩ハイク	福生から奥多摩みたけ間 21.6km徒歩ハイク	"
8. 5	野外炊事実習	テントの組立実習、野外炊事実習	"
11	キャンプ打合せ	キャンプ事前打ち合せ	"
12~13	ワーク・キャンプ	奥多摩町営川井キャンプ場でワーク・キャンプ	"

昭和60年

ワイワイ子どもひろば「挑戦、なんでも遊び教室」

月 日	内 容	講 師
7. 14	自己紹介・すすめ方・1週間の生活・ゲーム	田村 光男氏(瑞穂中教諭)
7. 21	竹うまづくり	児島 宗一氏
8. 4	水デッポー、しのデッポーづくり	田村 光男氏
8. 14	手うちうどんづくり	村野 栄子氏
8. 18	子どもゲートボール I	
8. 25	II	河久保金蔵氏
9. 1	III	同 上
9. 8	はん盒すいさん・ゲーム・竹馬遊び	子どもと職員で打合せ
9. 15	はん盒すいさん(カレーづくり)	田村 光男氏ほか
9. 22	ゲームとフォークダンス I	中森 章一氏
10. 6	II	(フォークダンス愛好会)

子ども合唱教室

月 日	内 容	講 師
7. 13	自己紹介・1週間の生活・リトミック・教室紹介	小波津 隆氏(国立音大卒)
7. 20	発声練習、リトミック、曲の練習、楽典	
8. 4	○	○ (曲 目)
8. 24	○	・歌えパンパン
8. 31	○	・まっしろいこころ
9. 7	○	・グリーン・グリーン
9. 14	○	・森の熊さん
		・歌はともだち
		・十五夜お月さん
9. 15	親子はん盒すいさん(カレーブくり)	田村 光男氏ほか
9. 21		小波津 隆氏
9. 27		
10. 7		

昭和61年

子どもアウトドア教室

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
6. 7	オリエンテーション	教室の説明、自己紹介、ゲーム	
6. 14	野外で遊ぼう	野外ゲームのいろいろ、班分け	担当職員
6. 28	カレーをつくろう	どのようにしてカレーをつくるのか	久保山佳奈氏
7. 5	〃	班会議(役割分担等を話し合う)	
7. 12	〃	福生公園でカレーライスづくり	久保山麻由氏
7. 19	さあ、キャンプだ	班会議(キャンプで何をするのか、役割)	
7. 26	テント・キャンプ	かに坂公園でテントをつかいキャンプ	石川 康弘氏
7. 27			
8. 1	好きなものをつくろう	班会議(何をつくりたいのか)	
8. 8	〃	〃(役割分担等を話し合う)	井上 孝氏
8. 15	〃	福生公園で各班で決めたものをつくる	
8. 18	合同キャンプ準備	班会議(合同キャンプの打ち合わせ)	沢村 雅人氏
8. 20	合同キャンプ	合同キャンプに参加	
8. 21			
8. 22			
8. 29	反省会	表彰式、まとめ	

子どもはやし教室

回	日 時	内 容			指 導
1 ~ 5	4月28日(月) 以後毎週月曜日	小太鼓・大カン・踊り	・仁羽せりふ習得 ・打ち方の基礎練習	鍋一はやし連	
6 ~ 10	6月9日(月) 以後毎週月曜日		・リズム・間のとり方練習 ・おどり全員の取組	〃	
11 ~ 15	7月14日(月) 以後毎週月曜日	↓若干名は 「屋台」へ—	・夏祭り参加練習 ・仁羽の完成	〃	

合同キャンプ(五日市町青少年旅行村)

	8・20	8・21	8・22
6:30~7:00		朝のつどい	
7:00~9:30		朝 食	
9:30~12:00	開村式 11:40	合同プログラム ①川で遊ぶ ②山で遊ぶ ③ものをつくる (昼食含む)	清掃
12:00~13:00	昼 食		昼 食
13:00~16:00	自由プログラム		閉村式 13:00
16:00~19:00	夕 食		
19:00~21:30	合同プログラム きもだめし	合同プログラム キャンプファイア	
21:30~22:00	反 省 会		



3館の子どもたちが集う合同キャンプ

実行委員会の手による59年の第2回子どもフェスティバルのポスター



2. 青年と公民館

前節でみたとおり、公民館建設に多くの青年のサークル、そしてメンバーの力が結集して、その原動力になっていったわけであるが、ここでは公民館の青年教育の歩みと、青年達の動きを簡単ではあるが、たどってみたいと思う。

1. 青年教育の目指すもの

社会教育・公民館がその対象領域として青年をすえることは、昭和28年制定の青年学級振興法から明らかのように、主として中学卒業後に社会に出ている青年の学習の場を保障するということから始まっている。しかしながら、高校進学率が90%を越え、その上の短大、大学、各種学校等への進学率が40%を越える今日その使命はほとんど形骸化したといって良いであろう。

では、なぜ社会教育・公民館が青年にこだわって事業を続けるのであろうか。そこから始めたいと思う。

青年期の課題とは何か。

人間の発達を段階的に見る時に、青年期の発達の特徴として、種々言われるところであるが、自分を発見するということが上げられると思う。「自分とは何か」「自我の確立」等、自分自身をみつめ、主体的に生きていける力を獲得する時期こそ青年期と言えるであろう。その事は、何も自分一人の中に閉じこもってできるというものではなく、他者との関係の中で、反発したり、共感し合ったりする中で成しえることだと考えられる。青年教育の中で、仲間作りが言われる所以もこのことの大しさを考えてのことであろう。単なる仲良しグループではない、人間と人間がぶつかり合い、お互いに高め合って行ける関係を仲間（集団）に求めるということだ。

近年、青年期の延長＝モラトリアムとか、ピーターパンシンドロームなど様々に語られている。社会の中で一定の役割を担うこと逃避している姿が浮かび上がってくるが、それを許してしまえる社会の豊かさというものもあると言わざるを得ない。また、青年の興味や関心が多様化していく中で、生き方とか人生とかを語ることがダサイという意識もあるだろう。俺は俺、おまえはおまえ、というような他者と一線を画し、相手を受け入れられない人間関係の狭さもあるだろう。その様な状況の中で、青年の持つエネルギーを期待し、受け入れ、発揮できる環境を用意していくことが、大切なことだと考える。

2. 公民館青年教育の流れ

昭和52年開館以前より社会教育係を主管に青年を対象とした事業は組まれてきた。おりしも青年団の崩壊と都市型サークルへの移行という流れの中で、社会教育においては、新たな青年の組織化とサークル運動に視野を置いていたように考えられる。公民館開館後、年を経ると共に青年のサークルが衰退してゆき、と共に、青年の事業に人が集まりにくいという状況が出てきた。その中で、公民館の青年教育も試行錯誤を重ねてきたといってよいであろう。ここで少し、開館後の青年の事業の流れを概観してみよう。

① 青年学級

当市に置ける青年学級は、昭和32年に日の目を見ることになるが、翌33年より英会話の習得と仲間作りを目指したものが実施され、公民館開館後も継続して行われてきた。その形態は年間を通しての仲間作りと学習で、その中に各種のレク活動を組み込んだものである。運営は参加者が中心になって、講師と担当者が関わりながら進めることになっている。

その後、58年人形劇、59年英会話、60年からは、中国語にその内容が変化している。

年度	内 容	実 施 期 間	回数	参 加 者 数	講 師
52	英会話	6/5~10/30, 11/13~3/26	35	40	宮本 長治氏
53	"	5/14~10/29 11/12~3/25	40	40	"
54	"	5/27~3/30	40	33	"
55	"	5/15~3/26	40	25	"
56	"	5/13~3/31	40	32	"
57	"	5/26~3/30	42	40	"、Nicholas Hajuk氏
58	人形劇	9/28~2/29	20	18	大井 数雄氏
59	英会話	9/7~12/21	27	20	ミユキ ウェイド氏他
60	中国語	6/12~10/30	20	18	曾 紅氏
61	"	6/9~9/8	14	26	"

② 若い市民の講座

若い市民の講座は福生市青年団体連絡協議会（以下青連協と略す）との共催により実施しているものである。これは当初、その年の成人者向けに仲間作りとサークルへの参加を呼び掛けるためのものであったが、サークルの衰退と共に公民館主催のものに変わりつつある。

年度	内 容	期 間	回数	参加者数	主管サークル
52	仕事を通して 生き方を考える		10	14	土筆の会
	音楽講座	S 53,2/5～3/19	10	10	サークルCMS
	創作放送劇教室	S 53,2/4～4/8	10	12	サークルななよん
	フォークダンス	S 53,3/25～4/22	5	20	フォークダンス愛好会
	吹奏楽講習会	S 53,1/28～4/1	10	25	福生吹奏楽愛好会
53	障害者問題から 生き方を考える		11	16	サークルゆうかり
	レクリエーション	S 54,3/9～4/6	5	15	
54	陶芸教室	S 55,2/8～3/28	10	14	* 公民館松林分館
	レクリエーション	S 55,3/1～4/12	7	14	FRC
	吹奏楽講習会	S 55,4/13～6/22	10	15	福生吹奏楽愛好会
55	吹奏楽講習会	S 55,12/7～2/22	10	15	福生吹奏楽愛好会
	創作放送劇教室	S 56,1/24～4/4	10	20	サークルななよん
56	初心者ギター教室	S 56,9/30～3/31	20	21	* 公民館
	初心者手話教室	S 57,1/22～4/2	10	12	福手の会
	吹奏楽教室	S 57,1/23～3/6	6	2	福生吹奏楽愛好会
	ジャズダンス教室	S 57,1/25～3/29	10	15	ポップジャズダンスC
	創作放送劇教室	S 57,2/6～5/29	16	14	サークルななよん
	中級8ミリ映画教室	S 57,2/17～3/17	5	9	福生8ミリクラブ
	登山入門教室	S 57,2/21～3/14	4	11	山岳同人縁峰会
57	管楽器講習会	S 58,1/29～3/6	6	4	福生吹奏楽愛好会
	レタリング入門	S 58,2/3～3/31	10	11	* 公民館
	中級8ミリ映画教室	S 58,2/2～3/2	5	5	福生8ミリクラブ

	録音技術入門教室	S 58,2/26～5/5	10	12	サークルななよん
58	ギターコース	S 58,10/14～12/23	10	12	* 公民館
	影絵劇コース	S 58,9/17～11/13	12	12	サークルななよん
59	コピーライター教室	S 59,8/29～9/19	5	15	* 公民館
	初級手話講習会	S 59,10/12～3/29	23	15	福手の会
61	エアロビクス ダンササイズ教室	S 62,1/30～3/23	11	20	* 公民館

③ 青年団体リーダー研修会

主に、青連協加盟のメンバー、リーダー層を対象に、青連協との共催により実施している。その趣旨は「①地域で青年活動を行うサークル相互の交流 ②各単位サークル年間活動報告と来年度活動への展望 ③サークルに参加するひとりひとりが学習・文化活動を生活化する意義をつかむ」（『社会教育ふっさ』昭和51年度版）である。一泊二日の宿泊研修をメインに、事前の研修を何回か重ねている。また、昭和57年度は補助金、58年度は青年活動を展望する等、特定のテーマを設けて実施した。

昭和59年より公民館が主催に加わることはせず、青連協の主催に公民館が協力をするという形に変わってきている。

年度	日 程	*	内 容 等
52	S 53 3/18～19	40	公民館開館をもとに、公民館の活用を共通項にすすめた
53	S 54 3/17～18	25	講師 太田政男氏（大東文化大学）
54	S 55 3/22～23	3	
55	S 55 11/23～24	9	「青年のつどい」という名称で実施
56	S 56 4/11～12	14	「春のサークル交流会」という名称で実施
	S 57 3/21～22	13	
57	S 58 3/6,13,20 26～27	10	補助金をテーマとし、あわせて社会教育についての基礎的 学習を進めた 講師 宮岡一雄氏（元福生市補助金等調査 専門委員会委員長） 小野征夫氏（明治学院大学）
58	S 59 3/12	6	オリエンテーション

14	6	公民館づくりと青年の活動 講師 村野雅義氏（元公民館利用者懇談会事務局長）
16	6	青年団と地域、サークル活動 講師 大野 聰氏（元青年団長）
19~20	6	他市の青年活動を知り、わが町の青年活動を展望する 講師 小川俊一氏（八王子サークル連絡会） 野沢久人氏（元公民館長）

* …参加人数 宿泊研修会場…昭和52～56年度は五日市青年の家、57年度は武藏野青年の家、58年度は加美公会堂 その他は公民館。

④二十歳の集い（成人のつどい）及び、実行委員会

二十歳の集いは、毎年成人式後に行われる、成人者のための仲間作り、出会いの場である。そして、それを成人者自らが企画・運営していくための実行委員会が組織されている。実行委員会は毎年の成人者を対象に公民館が広報・ダイレクトメール等によって呼び掛けるものである。その狙いは、「(1)地域での新たな仲間作りの場 (2)青年の抱えている固有の課題を掘り起こし、考えていく場 (3)自らが成人することの意味を考え、自身にとらえ返す場 (4)地域のことに目を向けていける場 (5)二十歳の集いを主体的に取り組む中から、仲間と共に創造することの楽しさや困難さを体験すること、そして、それを乗り越え成長していくこと。」（『会館紀要』昭和58年度）と位置付けている。近年、実行委員のなりてが少なく、とりわけ昭和61年度は一人の実行委員も集まらず、この型式が限界にきてしまったことを示唆している。



年度	つどい			実行委員会	
	内 容	場 所	人 数	期 間	人 数
52	はたちの音楽会…実行委員長挨拶、吹奏楽演奏、フォークソング、宝くじ抽選会 はたちの広場…レコードコンサート、フォークソング、フォークダンス、模擬店 懇親会…「成人のつどい」反省と、今後の活動について	大ホール 第4, 5集会室 第6集会所	50 335	11/27~19	13
53	実行委員長挨拶、フォークソング、宝くじ抽選会、成人のつどい記念作文発表 フォークダンスとゲーム、フォークソング 模擬店	大ホール 第4, 5集会室		11/19~22	8
54	実行委員長挨拶、フォークソング、フォークダンスとゲーム、模擬店	第4, 5集会室	50	11/28~16	5
55	フリートーキング、実行委員紹介、大友節子on STAGE、実行委員長挨拶、 レクダンス 立食形式	第4, 5集会室	125	11/12~14	7
56	生バンド演奏、フリートーキング、実行委員紹介 立食形式 展示コーナー…私の生まれた日、なつかしのアルバム、記念写真コーナー 着付け直し、休憩コーナー	第4, 5集会室 展示室 第6集会室	117	11/6~12	3
57	実行委員紹介、立食形式 談話コーナー お茶席	第4, 5集会室 第3集会室 第6, 7集会室	208	12/3~10	4
58	実行委員紹介、カラオケ大会、ウルトラクイズふっさ版 他 立食形式	第4, 5集会室	286	12/15~9	16
59	柳家小勇独演会 立食形式 卒業アルバムコーナー 記念写真コーナー	第4, 5集会室 展示室 玄関	200	12/5~6	4
60	抽選会、バンド演奏、ミス・ミスター成人式の選出、フィーリングカップル3対3 立食形式 記念写真コーナー	第4, 5集会室 玄関	200	12/7~7	4
61	立食形式(司会、柳家小勇)	第4, 5集会室	200	企画・運営公民館0	

⑤ その他の講座・教室

青年の興味・関心が多様化したとは先にも述べたが、それに対応しつつ、青年のあらたな組織化をねらい各種の講座・教室が実施されてきた。ここにも担当者のおもい、興味・関心が込められている。生き方・総合学習を目指した青春教室、青年講座。そして、とりわけ昭和60年度から実施されてきた「ロックバンドのためのサウンドクリエイト講座」は中学・高校生の参加が目立ち、あらたな青年教育の可能性を示したといえよう。とはいって、大部分の講座・教室が年度毎に切れてしまい、今一つ継続性に欠けた部分もあるだろう。この流れを簡単に見てみよう。

55年度 「青春教室」 青年自身の意識には、“何かに情熱を燃やしたい”“何でも語り合える仲間がほしい”というものが共通にあるのではと思う。ここでは、青年の個々の要求をもとにして、何でもやってみよう、という呼びかけのもとに実施した。

期 間	回数	参加者	講 師
S 55, 9/6 ~ 56, 3/31		17	

内容 参加者の要求をそれぞれ汲み上げ、それをプログラム化していく過程で、個人個人の参加動機、もとめるものが、ある程度広がりを持つため、それをカバーする意味で活動を①学習②討論 ③読書会 ④out door活動、という四本柱に設定、メンバー内の中心者の意向も手伝い、「差別について」というテーマをメインにおき、学習、討論、読書会を行う。と同時に、種々の親睦会、合宿なども行いメンバー同士のつながりを形成する。

56年度 青年講座「歴史と人物」 幕末の激動の時代に生きた吉田松陰、彼の短い30年の生涯や彼の生きた時代状況を学びながら、それを今の自身に問い合わせていくことを目標に実施した。なお、準備会を2回持った。

S 57, 1/7 ~ 4/8	14	7	伊藤正明氏
-----------------	----	---	-------

内容 ①松陰の生涯 ②時代状況 ③同時代の思想家 ④松陰の思想とその変遷 ⑤獄中教育等

57年度 ミニコミ編集入門教室 “受け手”から“送り手”として自己表現をミニコミ作りの中から獲得、さらに他者との関わり（編集会議・取材など）を通して協調性・主体性を養う。

S 57, 9/30~12/23	12	19	吉村千穂氏（平凡社『太陽』元デスク）
------------------	----	----	--------------------

60年度 青年教室「スキー用具を科学する」 青年に人気のあるスポーツ「スキー」を取り上げ、用具の基礎知識、体力、技術にあった正しい選び方を学びながら若い人の仲間作りを目指し実施した。

S 60, 11/7~12/19	7	12	相田光一氏（インストラクター）
------------------	---	----	-----------------

内容…①オリエンテーション ②スキー板の特性1、2 スキー靴の特性1、2 ③ストックについて ④ビンディングについて

〃 ロックバンドのためのサウンドクリエイト講座 ロックバンドの演奏技術の向上とバンド間の交流を図るなかで、青年が主体的に公民館に関わっていく機会として実施した。

S 60, 10/2~12/18	10	33	長島弁蔵氏（アレンジャー）
------------------	----	----	---------------

内容…①オリエンテーション ②器材とチューニング ③R Y T H M ④C H O R D ⑤S C A L E ⑥楽器別クリニック1～4 ⑦まとめ

61年度 ロックバンドのためのサウンドクリエイト講座 青年が主体的に公民館に関わり、地域と交流する場として実施した。また、今年度はライブハウスU Z Uでの発表会を実施した。

S 61, 8/4~9/14	10	17	長島弁蔵氏（アレンジャー）
----------------	----	----	---------------

内容…①オリエンテーション ②何を言いたいか ③構成とリズム ④歌詞、テープの使い方 ⑤メロディとコード ⑥インプロヴィゼーション ⑦M T R録音1～3 ⑧発表会

3. 担当者の変遷

開館と同時に2人の職員が新規採用された。高橋一郎と金子である。高橋は音楽関係のサークル等から、側面的に青年に関わることとなる。金子は前任者松坂と共に青年教育を主に担当することになる。松坂は以前より青連協にかかわっており、昭和47年入職以来青年教育を担当しており、青連協との連絡・調整は松坂が主に担っていたと言ってよいであろう。昭和54年松林分館開館を機に伊東、高橋邦彦が新規採用で配属になる。高橋邦彦は松林分館で、昭和54年度に一本の青年向け講座を実施している。伊東は自然観察グループ等のサークル活動で青年を育成していたり、昭和59年度に2本の青年対象事業を担当している。昭和55年白梅分館開館を機に中根、名取が新規採用で入職。金子は白梅分館に異動になる。中根は金子に替わり青年教育の担当者となる。昭和59年課内異動があり、中根は松林、松坂は白梅へ移り、替わって、高橋、名取が公民館本館に配属になり、高橋が伊東と共に青年教育を担当する。昭和60年伊東が白梅に移り、川野が学務課より異動し、名取と共に青年教育を担当する。この頃より対象別の担当制の見直しがあり、出来るだけいろいろな分野を経験するような流れとなり、青年教育も複数の職員で担当するようになる。

青年教育担当者の流れ(図)

52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
金子			中根				高橋	川野	
松坂							伊東	名取	
		高橋						川野	能村

4. 公民館をめぐる青年たち

前節までは、公民館の主催事業を中心にはじめてきたが、ここでは公民館をめぐる青年群像に若干触れておくこととする。

① 福生市青年団体連絡協議会(青連協)

青連協は昭和43年5月、市内の三つのサークル(土筆の会、さんしょうの会、フォークダンス愛好会)が中心になり青年団を交え結成されている。上げ潮の勢いのサークルと衰退を辿る青年団との間には、運営をめぐってしばしば対立があった。その後、青年団は解散し、青連協は福生の地域のサークルの連合体として、多くの青年サークルを結集し、社会教育関係団体



に認定になっている。その目的は、各サークル相互の連絡、連携、協力を通して、相互の育成、推進をはかりつつ、青年として自らが向上しながら、広く地域の学習・文化活動の振興、推進を目指すと言うものである。

青連協は公民館建設運動、そして開館後も利用者懇談会の中心的役割を担っていた。活動には毎週の定例会を持ち、相互の情報交換を行っている。また、サークル対抗スポーツ大会、公民館との共催で、リーダー研修会、若い市民の講座、また、機関誌等の発行を行っている。

青連協の活動の基盤は何と言っても、その加盟サークルの活動が質、量ともに充実しているかいないかによるところが大きい。しかしながら、中心メンバーの結婚・出産等、ライフステージの変化と共にそのエネルギーは失われつつある。また、サークル活動自体が多様化し、目的的になるにしたがい、「青年の」という修飾語を付ける意味を失いかけているのだろうか。それは青年のサークルにとっては、どうしようもないことなのかもしれない。また、公民館が新たなサークルを育て、青年を結集できなかった部分もあるだろう。けれども、活動の中で培った人間関係が福生の地で豊かに醸酵しているに違いない。年月を重ねる中で、公民館を、福生市を支える力になるであろうし、新たな、青年活動の流れが生まれることを願っている。

② 子供の事業と青年

子供の事業については公民館開館以前より社会教育係において実施されてきたが、その事業の子供達が、今、青年と成長し、公民館に関わっている。それはほんの一握りの数だけれども、子供から青年へと成長する時期を公民館（担当者）が温かく、また厳しく見守っていたからに違いない。とりわけ子供の事業において、青年に、年齢に応じた役割を与え、主体的に関われる力を育ててきたと言ってよいだろう。

また、公民館とはまったく縁の無かった青年達が、子供の事業の講師集団として仲間と手を結びながら協力をしてくれていることも押さえておかなければならないだろう。

経験もなく、暗中模索の状態だった。

■第二期

(昭和54年6月～55年5月末まで)

手話学習中心で、学習内容も拡大し、

マンネリ感がなく、面白い、面白い

シ・ンは、一年越しの教宗が来り、お

望の「山田ふじ狩りへの」美術

館、ワイヤードへと、召被の参加者

で大成功だった。この交流会で感じた

事は、やはり手話の学習は、因苦しい

苦悶の中では、決して良い成果は上

げられないし、これかい、もっとと間

違ふ人の交流の場をつくる必要

があると思つて。

又、この日のクリスマス会に、初め

て、手話劇のクリスマス会に、初めて、机に向かっての学習ばかりか、手話

を学ぶことはない事を知った。

昭和54年1月、新規会員が全員成

譲ボランティアースに全員会格

ボラースの運営事に、手話劇の

向ふ、三多摩地区のサークルの人達

との情説の場ももったと思う。

第一回総会では、次回の総会で、規約

を改定し、企画を開設する事を認め、

手話劇をつける事で、手話劇の運営

事などをつり上げてゆき、運営の中

の運営の場ももったと思う。

ソトマイの演技などを行なった。

この日、サークルで文化祭初参加。

「面白い、面白い、面白い、面白い、面白い

」と、

これらの課題としては、通話活動

を生きかして、命運、職業会を委託する

し、それを文化祭に出品した。文字は、

マンネリ感が、けれど、面白い、面白

い、それが、さうだった。で、初めての事

もあるし、それなりに意義があったと

思う。又、この時、サークルなよん、

市内ヨーラブ、通話クラブの人達との

交流が、で、そして、「なよん、「市民

コラスとの合同発表会を行なう」

、影詠、歌、手話歌を付けて、話に楽し

むことなどである。又、初め、「字幕付

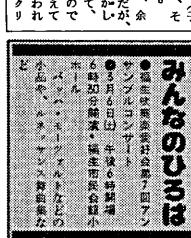
映画会「放課」、心に真とこつて」を

上映したが、うる者の心は、

この時には、うる者に上へ歌して

かわらぬ、歌うて、歌うて、歌うて、歌うて、

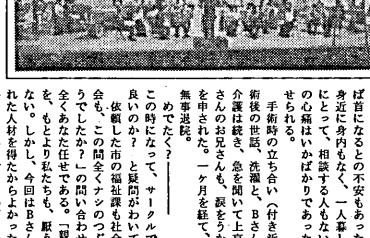
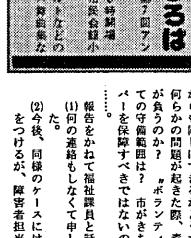
歌うて、歌うて、歌うて、歌うて、歌うて、



招生吹奏楽部好会

私達の会は、発足してまだ、まことに、

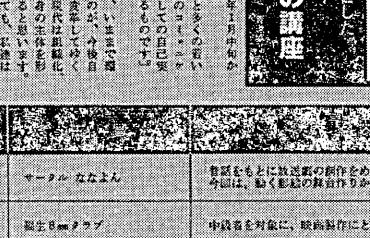
手話部団体としては、まだ、まことに、



初心者吹奏楽部好会

初心者対象に、楽器の利点から合奏まで、

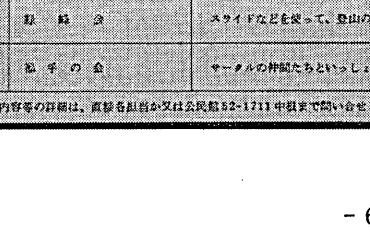
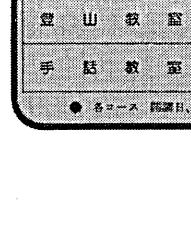
初心者対象に、



クラシックギター教室

クラシックギター教室の初步より自習まで

クラシックギター教室の初步より



登山教室

スリム登山教室

一 名 か お ら す 、 常 に 不 足 気 氛 で

あ る 。

「 通じ え な い も の の 通 じ な い も の 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、

「 ま す だ と い う こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う の こ と は 、 な い と い う こ と は 、 」

と い う

3. 婦人と公民館

1. ネットワークの時代へ —— 女たちの歩みはつづく ——

公民館の10年は女性の10年でもありました。

自主グループについて見てみると、昭和52年の開館以来、数多くの自主グループが誕生し、現在では170もの団体が公民館を利用し、活動しています。そしてそのほとんどが女性中心のグループです。また、主催事業の参加者の多くは女性が占めています。まさに女性に支えられた公民館の10年であったかもしれません。公民館ができた頃は、主催事業をきっかけにして自主グループが活動を始めました。女性の自主グループ第1号は、昭和53年に発足した「木の実会」です。最近は、主催事業とは直接関係なく、公民館活動を伝え聞いた女性たちが「私たちも」というように、自ら公民館を拠点として活動することを希望して公民館を訪れるようになりました。公民館での活動が地域に広がっていることがうかがえます。

女性を対象とした主催事業についても、開館当時は2講座だけでしたが、ここ数年は年に12～13講座も開設されています。また、担当する職員も初めの頃は1人だけでしたが、昭和54年に松林分館が、翌55年には白梅分館ができ、担当職員も全員へと広がっていきました。それに伴って事業もバラエティに富んできました。子育て真最中のお母さんに保育室事業を、専業主婦だけでなく、働く女性をまきこんでの夜間の講座等々です。

「国連婦人の10年」の中間年にあたる昭和55年は、福生の女性対象事業の歴史の中で、ひとつの転換期となりました。公民館での学習の中で婦人問題がテーマになったことは大きな変化です。「国連婦人の10年」の社会の動きに歩調をあわせるように、福生市においても婦人問題が語られるようになりました。また、事業の開設時間も、専業主婦を対象にした昼間に実施するだけでなく、夜間の講座も実施されるようになりました。夜間の講座は主として婦人問題講座ですが、昭和55年に10人の参加者でスタートしたこの講座も、昭和62年には48人（うち男性4人）の参加者で賑わうほどになりました。このことは、市民の婦人問題に対する関心が高まり、着実に広がっていることを物語っていますし、学習内容も婦人問題とは何かという学習から婦人問題解決のための学習、実践へと変化してきています。そして、公民館での出会いをきっかけに婦人問題を学び行動するグループが生まれました。

このように10年を経て女性たちの横のつながりができはじめ、まさしく女性の連帯（ネットワーク）の時代の到来を感じさせます。男性も女性も、みんなが生き生きと暮らせる社会をつくろうと、今福生の女性たちは動き出しています。

2. 主催事業10年のあゆみ

公民館が開館した昭和52年は、「婦人英会話教室」と婦人学級「幼児の成長・発達を集團と家庭から考える」が実施されました。「婦人英会話教室」は、公民館ができる以前の昭和50年からスタートしていた事業です。日米親善の一環として、横田基地の将校夫人のボランティア活動によって支えられてきました。日常英会話の習得だけでなく様々な文化交流を行っていくようになります。この教室は継続して毎年実施され、「親善婦人文化交流事業」と改めて昭和58年まで行い、その後は自主グループとして独立し、自主的な活動をはじめるようになりました。

翌昭和53年度では、『生命』や『くらし』に焦点をあてた事業が開設されています。内容的には、妊娠、出産に関わることやクスリの副作用などがテーマになっています。市民大学講座「婦人の講座」では出産の映写を上映したりしました。

婦人学級Aコース「生命の力とくらしの医療」

回	月・日	主 題	内 容	備 考
1	6/ 7	オリエンテーション	学級の進め方・プログラム紹介・保育室の利用について etc	職員の説明及び話し合い
2	6/14	生命の誕生 (妊娠・出産)	私の出産体験から準備・出産問題と医療及び母体における胎児の発達	山田美津子氏 (準備・出産協会)
3	6/21	妊娠・出産の実態	参加助産婦さんの実態報告と各自の出産体験の交換	話し合い
4	6/28	クスリの副作用 I	おとなための健康を考える	田村豊幸氏 (日大薬理学教室)
5	7/ 5	都立 福生保健所の活動	保健所活動の概要と私の保健婦活動について	前田保健所長& 最上 保健婦
6	7/12	中間整理	今までの整理とこれからくらしの中での健康活動	話し合い
7	7/19	クスリの副作用 II	子どものための健康を考える	田村豊幸氏 (日大薬理学教室)
8	7/26	福生市の医療・保健 計画について	市の医・保計画の紹介 これまでの市の保健活動	影山愛子氏 (市健康管理係長)
9	8/16	精神衛生 I	真夏及び夏休み等のため2週お休み 患者との病院での諸活動 精神衛生概要と精神障害分類	野島 正氏 (海道病院看護士)
10	8/23	精神衛生 II	私達の精神の健康とは何か	野島 正氏 問題提起と話し合い
11	9/ 6	ま と め	これまでのまとめ整理と今後の活動にむけて	話し合い

昭和54年度になると、女性の“生き方”をテーマにした事業が出てきます。婦人学級「子供の独立以後の私の生き方」等がそうです。また、この年は松林分館が開館した年で、松林分館で実施された「婦人文章教室」は、毎日の生活におし流されがちな婦人が、書くことによって自分と自分の生活を見つめ直すことをねらいとしています。この教室もその意味で、女性の生き方を問う内容といえます。「婦人文章教室」は、その後昭和60年度まで継続して実施されました。また、「家庭教育学級」が開設されたのもこの年です。若い母親を対象に、子育ての不安や混乱の中で乳幼児をどう育てていくのかということや、子どもの生活を見直し、家庭、地域における親の役割を考える場として開設されています。この学級では講座に先立ち、市民と共に学習プログラムをつくる準備会がもうけられました。

新たな動きとしては、『仮称福生市婦人グループ連絡会』ができ、地域婦人のつながりと学習グループ活動の広がりにむけて活動が始まったことがあげられます。

婦人文章教室

月 日	テ　ー　マ	内　容	講　師
10／5	文章を書くというのはどういうことか	文章を書くことの意味	
10／12	文章をどう書くか	書く経験	
10／19	“	題材限定	平島美也子氏
10／24	“	読み手意識	(「多摩のおんな」著者)
11／2	“	材料選び	
11／9	文章をどう処理するか	下書き・推敲	

昭和54年度までは、年間2～4本程度実施されていた婦人の事業が、昭和55年度に入ると、一気に9講座に増加しました。その原因のひとつは、5月に白梅分館が開館し、ようやく3館体制が整い、各館独自の主催事業づくりに力が入ったこともあるでしょう。そして、昭和55年は『国際婦人の10年』の中間年にあたっていたことも忘れてはならないことです。社会的にも婦人に光があたることの多い年だったのです。この年に初めて公民館で『婦人問題』をテーマにした講座が開設されました。婦人問題講座「新たな婦人の生き方をめぐって」や婦人学級「女の一生を考える」等がそうです。これまで婦人がかかえる問題を『婦人問題』としてとらえた事業はありませんでした。婦人問題が公民館における婦人の学習として位置づけられた年といえます。

また、「婦人問題講座」を午後7時から9時という夜間に実施したことも画期的なことです。これまで、婦人対象の事業は全て午前や午後に行われており、婦人は夜出られない、というタブーを破ったことになるのです。このことは、働く婦人層にも門戸を開けたことになりました。その後、夜間の講座が年に1～2講座実施されていきます。

婦人問題講座「新たな婦人の生き方をめぐって（夜間）

月 日	内 容	講 師
10. 31	オリエンテーション	
11. 7	婦人労働とその周辺	来 楢 琴 子 氏 (婦人問題研究家)
11. 14	共働きと家庭	
11. 21	ライフサイクルの変化と婦人の自立	富 永 静 枝 氏 (白梅短大助教授)
11. 28	婦人労働の現状	
12. 5	婦人が働く条件づくりをめぐって	

昭和56年になると、婦人問題をストレートに出すのではなく、文学や歴史の面からとらえる事業が出てきます。小説に描かれた主人公の生き方を通して女性の生き方を考えようとした婦人学級「文学にみる女性」や女性講座「歴史に学ぶ」等があげられます。この頃は三多摩の他市においても文学や歴史を素材に女性の生き方を考える事業が行われていました。

また、家庭教育学級のプログラムの中にも婦人問題がテーマとして入るようになりました。家庭教育学級「子育てと親の生き方を求めて」では、乳幼児をかかえる母親たちが、物理的にも心理的にも、母と子が拘束しあって生活しており、その中で「子どもの発達のゆがみ」や大人の「かかわり」の弱さが生まれている。こうした主婦の状況を明らかにすることをねらいとしています。この学級でも講座に先立ち、準備会がもたれています。

昭和57年は、これまでの事業を内容的に深めていった年です。

市民と共に学習要求を学習のプログラムに組みたてていく準備会というスタイルが重視され、家庭教育学級だけでなく婦人学級にも広まっていったのもこの頃です。婦人学級「女性がのびやかに生きるために」では、夜間の準備会ももたれました。

また、歴史から女性の問題を考えるというやり方をより具体的に実施したのが婦人学級「女性史を学ぶ」です。この講座では自分史を書く作業をふくめ、婦人解放、自己解放への道をさぐる婦人問題としての歴史を学ぶこと等を目標にしています。この講座は女性史講座として継

続して実施されています。

婦人学級「女性史を学ぶ」

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
2. 2	私たちの年表をつくろう	自分史のための年表作成	担 当 職 員
2. 9	〃	〃	〃
2. 16	〃	〃	〃
2. 23	〃	〃	〃
3. 2	近代女性史、祖母の歴史	幕末から明治に生きた女たち	早 川 紀 代 氏 (女性史研究者)
3. 9	〃	明治、大正期の婦人運動	〃
3. 16	〃	〃	〃
3. 23	近代女性史、母の歴史	昭和初期から戦後にかけての、 婦人解放運動の歴史を学ぶ	〃
3. 30	〃	婦人解放運動の歴史を学ぶ	〃

昭和58年は、婦人対象の事業が飛躍的に増加した年で、計13講座も実施されました。これは各館4～5講座という数です。内容的にも、女性の問題を法律の面からとらえた婦人学級「女をめぐる法（法女性学）」や健康に関する問題をあつかった婦人学級「健康に生きるために」等、バラエティに富んでいます。

女性講座「女性史入門」

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
10. 17	はじめに	女性史を学ぶにあたって	折 井 美 耶 子 氏
10. 24	原始時代から古代国家の成立まで	ひみこから古事記・万葉の時代	(女性史研究者)
10. 31	古代の女性	源氏物語、今昔物語の時代	〃
11. 7	中世の女性	政子から淀君までの時代	〃
11. 21	近世の女性	近松の時代、女大学の時代	〃
11. 28	明治維新	女性にとっての明治維新とは	〃
12. 5	憲法、民法の制定	家族制度の中の女性	〃
12. 12	資本主義の成立	富国強兵と女性	〃

1. 9	大正デモクラシー	大正デモクラシーと青鞆運動	折井美耶子氏
1. 23	新しい女たちの運動	婦人参政権と女性	"
1. 30	昭和恐慌	昭和恐慌下の女性たち	"
2. 6	レポート発表	「戦前の農村婦人」「私の戦争体験」	
2. 13	ファシズムの時代	戦時下の女性たち	折井美耶子氏
2. 20	レポート発表	「五日市憲法」「片倉製糸」	
2. 27	戦後民主主義	戦後民主主義と女性	折井美耶子氏
3. 5	高度経済成長	草の根の婦人運動	"
3. 19	現代の女性	国際婦人年がもたらしたもの	"
3. 26	おわりに	これから女性の生き方	"
3. 30	消えゆく絹の道を歩く	八王子から町田の絹の道を歩く	新井勝紘氏 (福生市文化財保護審議会委員)

昭和59年は、女性講座「女が働くこと」や婦人問題講座「女が生き生きと働くために」や婦人学級「高齢化社会と女の老後」などのように、内容的には、女性が働くことと子育て、老後の問題をメインにした事業が行われるようになりました。また、「絵本を考える講座」なども開設されています。さらに、この年から婦人学級「しらうめイブニングひろば」が夜間に毎年実施されるようになりました。このひろばは、30代後半から70代までの幅広い年齢層の女性が参加しており、身近なつながりの場を求めて実施されています。

職員全員が、保育室併設の学級・講座をうけもつことになったのもこの年です。幼い子どもをもつお母さんの教室が充実してきました。

婦人問題講座「女が生き生きと働くために」(夜間)

月 日	テ　マ	内　容	講　師
2. 28	婦人労働の現状 1	参加者それぞれのおかれている状況を出しあう。ライフサイクルの変化と婦人労働	富永静枝氏 (白梅短期大学教授)
3. 7	婦人労働の現状 2	パート労働の現状をふまえ、なぜパートなのか、その背景をさぐる	
3. 14	仕事と家庭と子育て	家庭、子育てをとおして、働くことを考えていく	
3. 21	3回を振り返って	3回の講義、話し合いをふりかえる	
3. 28	真の男女平等をめざして	差別撤廃条約、雇用機会均等法を通し、未来をみすえながら婦人問題を考える	

昭和60年は、国際婦人の10年最終年の社会の動きと同様、公民館での市民（女性）の活動もピークを迎えていました。福生市の『婦人行動計画』に対する関心が最も高まった年でした。事業では婦人問題講座「差別撤廃条約とわたしたち」が行われました。この講座は、昭和57年の『公民館のつどい』以後、もっと話しあいたいという女性達の手によって、自主的に「女のつどい」として年に1～2回行われてきましたが、その中心的なメンバーと共に、講座の学習プログラムが煮つめられていった経過があります。講座終了後は参加者の中の有志によって『福生婦人問題連絡会』が発足しました。個人や団体をこえて婦人問題を考えていこうという目的でつくられたのです。

この頃になると婦人問題に対する市民の意識向上は5年前と比べて著しく、婦人問題とは何か、という学習から、婦人問題解決のための学習へと変化してきました。

また、この年から毎年、家庭教育学級「手づくり絵本を創る」が実施されるようになりました。ここでは子どもの成長を絵本のテーマにすることによって、自らの子育てを見直すことをねらいとしています。

事業に様々な工夫が出てきました。

婦人問題講座「差別撤廃条約とわたしたち」（夜間）

月 日	テ 一 マ	内 容	講 師
5. 9	準 備 会	どんなことを学習したいか	
5. 16	〃		
5. 23	差別撤廃条約とは何か	差別撤廃条約とはどういうものか	中島 通子氏 (弁 護 士)
5. 30	〃	前回の講義をうけての話しあい	
6. 6	条約から学んでほしい事	平和と男女平等、性による分業の変革、平等権を社会権として	金城 清子氏 (東京家政大 教授)
6. 13	〃	前回の講義をうけての話しあい	〃
6. 20	ま と め	これから活動について	

婦人問題講座「高齢化社会と女の自立」（夜間）

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
2. 26	高齢化社会とは	自己紹介、高齢化社会と女の問題	谷内真理子氏
3. 5	看とりは女だけなのか	看とりの現状とこれからの課題 差別撤廃条約 I L O など世界の動き	富永 静枝氏
3. 12	働きつづけることと 老人介護	働きつづけながら、介護をしている女 の現実、よりよい労働と介護のあり方 をめぐって	沖藤 典子氏
3. 19	公的介護、地域ぐるみ での介護	多様化する高齢化社会の中で、公的介 護、地域ぐるみでの介護等を考える	谷内真理子氏
3. 26	地域の実情とこれから を考える	福生における公的介護等の実状を認識 し、あらためて、高齢化社会と私たち の生き方を考える	〃

公民館開館10周年にあたる昭和61年度は、内容的に、実践を深めていった年です。特に保育室併設の学級では、子どもをあずけることを母親の学習にしていくことをめざしてとりくんだ1年でした。その成果は『昭和61年度会館紀要』に、保育室に関する実践が数多く出されていることからもうかがえます。多種多様な市民要求をどううけとめ学習にしていかを模索した年でした。

婦人問題は「私」の問題

—— 仲間の中で考えた、公民館での7年間 ——

黒木 まゆ美

公民館へ初めて足を運んだ7年前（S. 56）は、生まれたての長女の育児に孤軍奮闘の真最中だった。乳児を抱えた母親にとっての核家族の暮らしは、人とのつながりを絶たれたに等しく、松林分館の「だれでもなんでも展」をきっかけに、吸いこまれるように公民館保育室へ子どもを預けて学習するサークルに参加した。『……子どもはそれなりにかわいいし、夫は理解がある。なのに心の中は空しい。子育てに慣れるにつれ、世の中に取り残されたような気持ちになる。』これは初めて受講した家庭教育学級で書いた作文の一部だ。講座では『今すぐ再就職の準備を始めなさい。なぜなら主婦の再就職は困難で、大方の就職先であるパートタイマーは割が悪く、その中途半端な働き方が女性全体の賃金の低さの原因にもなっている。』とT先生は語った。そのとき私は専業主婦。子育て一段落後にまた働けばいいと軽く考えていた。しかし再就職どころか日々の暮らしに流され、考えるゆとりすら無くしているのが現実だった。T先生の話から、自分の甘さを認識させられ、衝撃を受けた。

その後、前立川社会教育会館主催の「集いましょう 三多摩の女たち」に参加して私の目はさらに社会へ開いた。そこでは50人の女性が、性差別、女の自立、反戦などさまざまなテーマでいきいきと話していた。男たちも子どもをあやしながら聞いている光景に、その日初めて子どもを夫に預けてきた私は「夫も連れてくればよかった」と思った。

その頃公民館では保育室の存続をめぐりもめていた。結局“子育て期の婦人の学習権を保証する”という意味をもった「公民館保育室」が、“幼児教育”を目的とした「幼児室」に変わった。そこで保育室を考え直そうと「福生市公民館保育室を考える会」が結成され、それまで以上に公民館に積極的に関わるようになった。「考える会」の3人が呼びかけた「幼児室利用のお母さん、話しませんか」の集いをきっかけに、学習会が積み重ねられた。公運審の「公民館保育室についての答申」を読み、保育室の変遷をたどった。答申にうたわれている“自己の確立”“主体的市民存在”とは何なのか、私達の望む公民館とはどういうものかと白熱の討論が続いた末「私達が今していることが、市民として主体的に動くということなんだ」という結論に達した時の感動は忘れられない。「保育室問題はまさしく女の問題」との認識から「考える会」でも女の問題を話し合うことが多くなった。

その頃私は再就職を決めた。子どもを産むために仕事をやめてから、夫との関係でちょっと

説明できないいごこちの悪さを感じていたからだ。私が日常的に家にいるという状況下では、夫との間に平等の関係を保ち続けることは至難の技だった。私はとどこおりなく家事を終えなければという脅迫観念にかられるようになっていた。このままでは自分が自分らしく生きられない、そんな気持ちから再就職を決意した。「いごこちの悪さ」の正体は自分で一円も稼げぬことの悔しさ、夫の給料袋をあてにし、自分は家の中でヌクヌク暮らしていることの罪悪感だ。夫は私に対して奢ったような態度は全く見せなかったが、それだけに自分が情なかった。

そうして働き始めた忙しい生活の中で、夫が育児に主体的に関わり、会話の量もぐんと増えた。しかもお互い率直にものを言える関係になっていった。さらに私を試すような事件がもち上がった。夫が突然会社をやめたのだ。だが子どもにもっと関わりたいという夫の気持ちは理解できた。「私も働いているから何とかなる。自分のやりたいことが見つかるまで子どももじっくりつきあって」と心の底から言えた。半年後には私の職場である遺跡発掘の現場に夫も就職した。2人で保育園へ子ども達を送り、夕方また2人でお迎えに行き、以前夫が一人で稼いでいた分を2人で稼ぐ。夫と私が全く同じ立場で職場と家庭に関わり、改めて見えてくることもずいぶんあった。

「公民館のつどい」(S. 57)をきっかけに継続して開かれるようになった「女のつどい」の事例発表で、前述のいきさつを話した。私達の家庭の中の変化は「女のつどい」や「考える会」の仲間に助言を求め、そのつど仲間と考えながら出してきた結論だ。激しいケンカもしたが、いつの間にか夫も、婦人問題講座に参加したり、保育を担当したりするようになっていた。

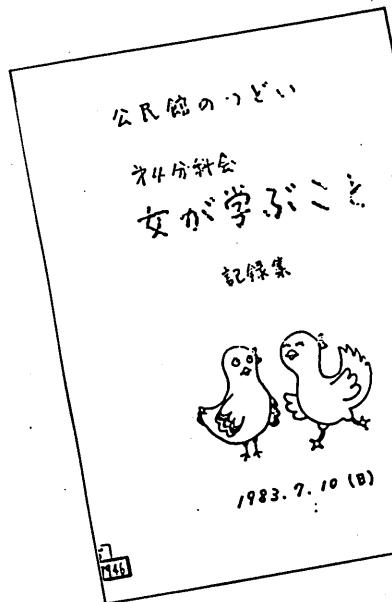
「女のつどい」のメンバーを中心に婦人行動計画策定要求を核に「福生婦人問題連絡会」が発足し、婦人問題講座の準備会にも関わっている。この7年の間に「差別撤廃条約」批准、国連婦人の10年終了、「均等法」施行など時代は変化している。婦人問題のテーマも刻々変化する。いつでも「金太郎アメ」だった仲間の顔ぶれも、ここへ来てちょっと変化が見られる。しなやかに、したたかに女達のつどいは続く。

	52 年	53 年	54 年	55 年	56 年	57 年	58 年	59 年	60 年	61 年
本	婦人英会話教室 婦人学級「幼児の成長・発達を集団と家庭から考える」	婦人学級A コース「生命の力とくらしの医療」 婦人学級B コース「料理の起源と食事の文化」 市民大学講座「婦人の講座」	「子供の独立以後の私の生き方」 「幼児の成長・発達を考える教室」	「親善婦人文化交流事業」 「親善婦人文化交流事業」	「親善婦人文化交流事業」 「親善婦人文化交流事業」	婦人グループ研究会 婦人学級「50代の婦人のつどい」 若いお母さんたちのための幼児教育学級 「幼児の成長・発達を支えていくために」	婦人グループ研究会 婦人学級「女性の生き方」 母親研修会	婦人グループ研究会 婦人学級「女性の生き方」 母親研修会 婦人講座「女が働くこと」	婦人「子育てと女性の生き方」 婦人講座「女性の生き方と老後」 婦人「女性の生き方を育む」	「子育てはたれもの」 「みんなでつくる保育室」
									「共に育ちあうための「子ども」」 「子どものあそびを考える」	「みんなでつくる保育室」

52 年	53 年	54 年	55 年	56 年	57 年	58 年	59 年	60 年	61 年
家庭教育学級 「子どもの生活と現 るの役割」 婦人学級 「女の一生を考える」		ヤングミセスの教室	婦人学級 「女性がのびやかに 生きるために」						

白

梅



女のつどい記録集

4. 成人と公民館

1. はじめに

公民館の10年の歴史を振り返るとき、成人を対象にした事業が最も多く、かつバラエティに富んで実施されていることに気づきます。

学級、講座にとどまらず、講演会、映画会、つどい、交流会、研修会、ハイキング等、あらゆる形態の事業が行われ、内容も様々な分野に及んでいます。

開館当時の昭和52年、53年は、市民大学講座を中心に事業が展開されていました。市民の大学として、系統的、持続的な学習のできる市民大学講座がたくさん開設され、そのほとんどが息の長い講座になっています。市民大学講座としては「経済」「郷土史」「音楽」「社会教育」「自然」「演劇」「法律」「文学」「社会」等が行われました。実に多様なジャンルです。

その後は、その時代に即した問題を扱った講座が実施されていきます。昭和54年、55年頃は、リーダー研修がさかんに行われています。グループや子ども会の指導者を育てることが注目された時期です。

最近では市民の学習要求が多様化、専門化してきており、そのニーズをどのように事業としていくかが、公民館に求められています。

成人対象の事業といっても男性の参加が少ないと私は否めませんが、男性に焦点をあてた講座を行ったり、男性をまきこもうとしています。

公民館へ行ってみたくなるような、参加してみたくなるような魅力ある事業を行っていくことが課題となっています。

2. 主催事業10年のあゆみ

昭和52年の6月に公民館が市民の学習文化活動の拠点として開館しましたが、わずか9ヶ月の間に6つもの成人対象の講座が実施されています。この年の事業の特色は、実施された事業のほとんどが、その後ずっと継続されて行われていることです。市民大学講座「郷土史」や「自然観察会」「16ミリ発声映写機操作講習会」等は現在も続いている。市民の強い支持を得ている事業といえるかもしれません。また、申請市民大学講座というかたちで「女を考える講座」が行われたことも興味深いことです。

市民大学講座「郷土史」

月 日	内 容	発 表 者	助 言 者
2. 26	郷土史専門講座で何を学ぶか		
3. 12	地域史の研究をする人のために	北原 進先生	北原 進立正大教授
3. 26	清岩院中興開基について	田村 元昭	〃
4. 9	熊川、下草花村境界争いについて	高崎 勇作	〃
4. 16	明治初期の行政区の変遷について	立川 愛雄	〃
4. 23	元禄年間の熊川村検地帳について	峰岸 秀雄	〃
5. 7	玉川における御用鮎運上について	宮田 満	〃

申請市民大学講座「女を考える講座」

回	月 日	テ ー マ	内 容	講 師 及 び レ ポ ー タ ー
1	2/4	講座のすすめ方	自己紹介・プログラム確認・目的・方法について	全体討議
2	2/11	仕事・労働について	女が働きやすい職場とは	レポート T
3	2/18	共 働 き	男女の役割分担・家事育児	レポート S
4	2/25	家庭のあり方	理想の家庭像・夫婦親子関係	レポート K
5	3/4	女たちの動き	さまざまな生き方をしている女たち	寺崎 あきこ (フリーライター)
6	3/11	女のからだ	からだの生理と機能・妊娠と出産	山田 美津子 (翻 訳 者)
7	3/18	ま と め	全体の感想・今後の方向	全体討議

昭和53年度は子どもの遊びや文化、学校教育を考える講座が新たに実施されました。またこの年に開設された市民大学講座「万葉集を読む」は以後毎年行われ、現在に至っています。その他にも「アコーディオン入門講座」や「企画リクエストサークル」、市民大学講座「音楽」が行われる等、音楽関係の事業も目立っています。

子どもの遊びを考える講座

月 日	テ　ー　マ	内　　容	講　　師
6. 29	野外活動の方法	夏の活動を豊かにするために野外活動のとらえ方、すすめ方	草 一 平 (全日本レクリエーション リーダー会議常任理事)
7. 6	今日の子どもをめぐる状況	遊べない子どもがふえているといわれているが、子どもの遊びや文化の現状を考えながら今の子どもたちの現状を明らかにする。	上 田 融 (ジャーナリスト)
7. 13	子どもの発達とあそび	子どもにとって遊びがどんな役割をもっているのか。	酒 包 一 雄 (教育研究所)
7. 16	野外活動	川井キャンプ場でデーキャンプ実習	
7. 20	子どもの自主的組織をめざして	夏休みに子どもたちの生き生きした活動を創り出すために羽村の青空学校の経験に学ぶ	大 崎 玄 (教員)
7. 27	地域子ども会の指導をめぐって	子どもたちが主人公になる子ども会運営は	溝 泊 幸太郎

学校教育を考える講座

月 日	内　　容	講　　師
3. 2	かかえている問題を出しあおう 第1回作文	白井 慎 (法大教授)
9	学校教育の問題はどこからきているのか I	〃
16	学校で子どもたちはどう育つかー学力をめぐって	〃
23	親と子にとって学校とは 第2回作文	〃
30	日本の学校教育と世界	清川 輝 (NHK教育テレビ)

市民大学講座「万葉集を読む」

月 日	テ 一 マ	内 容
10. 19	万葉集の成立過程	万葉集の成立過程とその歴史的背景をさぐりその文学的位置をさぐる。時代区分、万葉集の構造等
26	初期万葉集=額田王とその周辺	万葉集初期の作品を額田王とその周辺を考えています。
11. 9	白鳳万葉 人磨呂の時代	持統に始まり持統崩御とともに終った人磨呂の作歌を通して、人磨呂の時代を通して白鳳を。
16	平城万葉 赤人の周辺	聖武朝の宮廷歌人、赤人、黒人の作品を通して。
22	平城万葉 憶良・旅人とその周辺	憶良、旅人の作品を中心に
30	天平万葉 大伴家持	万葉集最後の歌人大伴家持とその周辺から天平万葉の特色を明らかに
12. 7	東歌 防人歌	作者不詳という防人や東人の歌がある。万葉にうたわれた農民の心をさぐります。

昭和54年度は、大人を対象にした「子ども会リーダー研修会」が初めて行われました。子ども会をすすめるための視点や実技上必要な知識を身につけることを目標にしています。この年にできた松林分館では「松林ホームシアター」という名称で、毎月映画会が行われるようになりました。また、社会教育を内容とした市民大学講座が始まったのもこの年です。

子ども会リーダー研修会

月 日	テ 一 マ	内 容	講 師
7. 5	地域の子どもたちはいま	子どもの現状	東 隆寿 氏
7. 12	子どもの発達と遊び	子どもの発達と遊びの関係	南里 悅史 氏
7. 16	ゲーム指導のこつ	ゲーム指導の実際	二本松はじめ氏
7. 19	地域子ども会の指導をめぐって	子ども会の指導とは何か、子どもが主人公に	溝渕幸太郎 氏
7. 21 22	キャンピングの実際	野外活動の実際	

松林ホーム・シアター

上 映 日	上 映 作 品	上 映 時 間 及 び 入 場 者
6月9日(土)	サンダカンハ番娼館 望郷	午後7時 90人
7月29日(日)	二十四の瞳	午前10時・午後2時 2回 80人
8月29日(水)	象のハナ子	午後1時30分 58人
10月6日(土)	家 族	午後3時・7時 2回 38人
1月26日(土)	長くつしたのピッピ	午後2時・4時30分 2回 190人
2月23日(土)	ゆかいなピエロとに出した六四の熊	午後2時・3時30分 2回 250人
3月22日(土)	ピッピの新しい冒険	午後2時・4時 2回 150人
3月29日(土)	幸福の黄色いハンカチ	午後7時 54人

昭和55年は白梅分館がオープンした年です。この年から白梅分館でも白梅親子映画会が行われるようになりました。また、成人を対象とした白梅名画劇場も行われました。そして前年から動いていた市民の音楽関係団体が、この年に音楽愛好者連絡会としてスタートしていきます。以後は市民音楽祭へのとりくみなど、活発な音楽活動が展開されていきます。さらに市民大学講座でも「自然」「法律」をテーマにしたものがこの年から始まりました。松林分館では「利用者交流会」が開かれるようになり、「だれでもなんでも展」がスタートしたのもこの年です。

「みんなでなんでも展」（だれでもなんでも展）

9月12日	「みんなでなんでも展」をすすめる会発足、展のイメージ検討。
20日	「展」のイメージづくりの検討
27日	「出展作品、手づくり作品」とは何かを検討。
10月4日	当日に向けてのプログラム検討、作品の応募状況報告。
9日	利用サークルの出展作品の報告、準備会主催の模擬店の決定。
18日	当日の役割分担の決定と展示作品の配置図作成。
23日	作品搬入
24日	作品展示
25日	} みんなでなんでも展
26日	

みんなでなんでも展 プログラム 参加者 約 2,000 人

10月25日、書道・陶芸・絵画・手芸等の展示。文章教室文集展・幼児の生活実態調査報告展・映画会「ピッピの宝島」。

10月26日、展示は25日と同じ、実演コーナー（ペタペタ工作・陶芸コーナー）、模擬店（やきそば）

演示、人形劇（ちいさな仲間たち）、影絵劇場（サークルななよん）。

市民大学講座「法律」一法とは何か一

月 日	内 容	講 師
1. 30	法の発達	松岡 誠氏 (創価大助教授)
2. 6	法と正義	
2. 13	近代法の性格	
2. 20	身近な事例から	
2. 27	法と社会	松岡 誠氏
3. 13	ま と め	

白梅親子映画会

上 映 日	上 映 作 品	上 映 時 間 及 び 入 場 者
6月7日(土)	ピッピの新しい冒険	午後2時・4時 254人
8月7日(木)	トム・ソーヤの冒険	午前10時・午後2時 210人
10月26日(日)	ピッピの宝島	午前10時・午後2時 135人
12月20日(土)	雪の女王	午後2時・3時30分 203人
2月22日(日)	サニーは小さな大選手	午前10時・午後2時 160人

白梅名画劇場

上 映 日	上 映 作 品	上 映 時 間 及 び 入 場 者
3月13日(金)	忍ぶ川	午前10時・午後7時 50人

昭和56年度はこれまでの事業をつみ重ねた年です。新たな事業としては「文化団体リーダー研修会」市民大学講座「社会」が行われました。白梅分館でもこの年から「子どもまつり」がはじまり、「利用者交流会」が毎年開かれるようになりました。

文化団体リーダー研修会

月 日	内 容	講 師・方 法
12. 6	文化芸術活動の生み出すもの (市民としての活動の意味)	瀬川 武 氏 講義と話し合い
12. 13	“公民館”その意義と役割 (活動をより拡め、深めるために)	奥田 泰 弘 氏 講義と話し合い

市民大学講座「社会」

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
3. 3	社会保障と人口問題	社会保障と人口問題のかかわりについて	佐々木交賢氏
3. 10	医療問題	医療改善のためにどうしたらよいか	(創価大学教授)
3. 17	年金制度	年金制度の現状とその問題点	
3. 24	福祉行政と地方自治	福祉行政をめぐる問題について	児島亀之助氏 (福祉事務所長)
3. 31	福祉政策への提言	福祉政策のあり方	佐々木交賢氏

子どもまつり

月 日	テ ー マ	内 容
9. 26	オリエンテーション	プログラムの説明・自己紹介
10. 3	おまつりの企画	どんなおまつりにしていくか話し合う
10. 17	"	"
10. 24	"	"
10. 31	当日向け詳細準備活動	割ばし鉄砲、あめちゃんのつくり方を仲間同士教え合う
11. 7	"	ポスター・チラシづくり
11. 14	"	王冠バッヂのつくり方を学ぶ
11. 21	"	割ばし鉄砲、あめちゃんのつくり方を再確認する
11. 28	"	当日の役割分担・会場づくり
11. 29	子どもまつり	

昭和57年度は試みの事業として公民館を利用しているサークルどうしが力を出しあい、創造的な演劇をやってみようということで、「ザ・YORIAI活動」が行われています。また、市民大学講座として「演劇」がこの年から始まり、60年まで続いたのち、市民劇団「バッカス」として自主グループが誕生しました。この年はその他に「教育講座」や「ひだまりハイク」などが新たに行われるようになりました。「白梅会館利用者発表会」がはじまったのもこの年です。

「ザ・YORIAI」

月 日	内 容
9. 23	各サークルが今回の“劇”に対するイメージを語る
10. 27	用意された“たたき台”をもとに、内容の協議を行う
11. 8	内容の検討と各サークルの担当を決める
11. 17	"
11. 29	内容の検討と配役の決定
12. 19	各サークルの製作担当者が全員集合し、意思の統一を計る
1. 10	シナリオの最終確認と大・小道具の製作
1. 15	本読み開始と立ちげいこ、大・小道具の製作
1. 22	本読み開始立ちげいこ、大・小道具の製作
1. 29	"
1. 30	最終的な総合練習（音響設備、大・小道具を用意して）
2. 6	"

市民大学講座「演劇」

月 日	内 容	講 師
9. 29	自己紹介、演劇概論	福島 靖夫 氏 (劇団ひまわり俳優)
10. 13	基本となる発声等の訓練、演劇概論	
10. 20	基本となる発声訓練を基に朗読実習	
10. 27	基本となる発声訓練と演技実習	
11. 11	"	
11. 17	"	
11. 25	"	
12. 1	"	
12. 15	エチュードの発表	
12. 22	大ホールにて照明、音響施設見学	福島 靖夫 氏 佐藤 勝貫 氏(照明関係技術者) 上島 茂 氏(音響関係技術者)

「教育講座」

月 日	テ 一 マ	講 師
10. 7	オリエンテーション	担当職員
10. 14	学校教育の現状	白井 慎 氏 (法大教授)
10. 21	成績をどうみるか=子どもにつけたい学力とは	関根 庄一 氏 (総合教育研究所)
10. 28	義務教育ってなあに	"
11. 13	小・中学校の教育	大崎 玄 氏 (羽村東小)
11. 18	どうして高校へ行くのか、行かせるのか、高校教育とは何か	田代 三良 氏 (教育研究所)
11. 25	高校はどうなって行くのか=多様化をめぐって	福永 笑子 氏 (三高連)
12. 2	大人が学ぶことの意味	担当職員
12. 9	大人が学ぶこと、実践を通して	鳥海 しげ子 氏

「ひだまりハイク」

場 所 笹 尾 根

参加者 16人

コース 福生駅 電車 → 五日市駅 バス → 数馬 歩行 1時間半 → 西原峠 (笹尾根) 歩行 1時間10分
笛吹峠 歩行 1時間10分 → 笛吹 バス → 五日市駅 電車 → 福生駅

「白梅会館利用者発表会」

実行委員会日程

日 時	内 容	参 加 者
昭和57年4月2日(金) 午後7時30分～9時30分	演示の部の役割分担をきめる	10団体 12人
昭和57年4月8日(木) 午後7時30分～9時30分	演示のプログラム最終検討	7団体 9人
昭和57年4月19日(月) 午後7時～9時30分	プログラム検討一決定	19団体 19人
昭和57年5月14日(金) 午後2時～4時	展示の部の部屋割り、役割分担	6団体 9人
昭和57年5月16日(日) 午後1時～4時30分	ポスター、立看板、めくり作成	19団体 20人
昭和57年5月21日(金) 午後1時～9時	作品搬入、展示	6団体 28人
昭和57年5月24日(月) 午後7時30分～10時	発表会ビデオ鑑賞、反省会	17団体 25人

発表会プログラム

- 5月22日(土) 展示 「手芸、籐細工、パッチワーク、木彫、生花、文集の作品展」
 午前10時～午後5時
 演示 映画「新子鹿物語」
 午後1時15分～2時30分
- 5月23日(日) 展示 「手芸、籐細工、パッチワーク、木彫、生花、文集の作品展」
 午前10時～午後4時30分
 演示 「民謡、民踊、詩吟、囃子、コーラスの公演」
 午前9時30分～午後4時30分
- 参加団体数 19団体 展示 6団体
 演示 13団体
- 参加者数 189人 展示 68人
 演示 121人
- 入場者数 約400人(参加者含む)

昭和58年度は松林分館で「子どもフェスティバル」が行われました。子どものための子どもの祭りをめざしています。また、実技指導のような内容の「レクリエーションリーダー養成講座」も実施されました。この年は各館で子ども会指導者研修会が行われています。

子どもフェスティバル

準備過程

月 日	経	過
12. 5	第1回フェスティバル打ち合せ、フェスティバルのイメージ、リーダー班の編成	
19	フェスティバルのイメージづくり	
1. 9	出しものの選出	
23	実行委員長の選出と決定、役割分担	
2. 6	班編成の決定	
20	おかしや、ヤキソバ班、ガラクタ市、工作コーナー等の必要な道具の検討	
3. 13	班会議で班名、班目標、今後の予定をたてる。	
20	各班での準備と話しあい	
27	"	

月 日	経 過
4. 3	各班での準備と話しあい
10	"
17	"
24	全体の進行状況の点検
29	各班のアピールの作成、ワッペンのデッサン募集、当日の予定作成
5. 1	こいのぼり、大型ワッペンの作成
5	リーダーだけの作業、リーダーの予定
7	フェスティバルの準備
8	第1回子どもフェスティバル

当日の催物

ガラクタ市、おばけ屋敷、模擬店（やきそば、おこのみ焼き、ベッコウアメ、クッキー）人形劇（マンガクラブ、人形劇団小さな仲間たち）大人の人形劇（タイニーワークショップ） 当日参加者 670人

レクリエーションリーダー養成講座

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
5. 30	オリエンテーション	仲間作りとゲーム、自己紹介ゲーム	二本松肇氏
6. 6	仲間作りゲーム	身体と心をふれあうゲーム	"
6. 13	講義と実技	レクリエーションとは何か、レクダンス	"
6. 20	心はずむおどり	レクダンス、フォークダンス	"
6. 27	心つなぐうたごえ	身体をうごかしながら歌をうたう	"
7. 4	講義と実技	リーダーの役割、心つなぐ歌ごえ	"
7. 11	つどいを楽しく	レク活動を生かしてパーティーを	"
7. 18	たびだちのつどい	キャンドルサービスでパーティー	"

昭和59年度になると「ボランティア講座」が開かれました。翌60年からは社会福祉協議会との共催で行われるようになります。公民館だけでなく、他機関との連携で行う事業が出てきました。また、市民名画劇場とドッキングして「小栗康平監督講演会」も行われました。この年から「PTA入門講座」が毎年行われるようになります。また、「手づくり絵本」の講座や「木工作教室」が開かれるなど、事業に多様性が出てきました。

ボランティア講座

月 日	テ　ー　マ	講　　師
9. 26	「障害」とは	近藤 正氏(淑徳短大教授)
10. 3	障害をもつ人の理解とかかわり方	山下 務氏(青梅学園々長)
10. 8	障害者問題とボランティア活動の実際	近藤 正氏
10. 13	施設見学会	場所 青梅学園
10. 17	ボランティアのこころ	木村洋子氏・清水照美氏(ボランティア)
10. 24	地域に根ざしたボランティア活動	森 正夫氏(ボランティア)

精密木工作教室

月 日	テ　ー　マ	内　　容	講　　師
2. 23	オリエンテーション	自己紹介他	稻垣秀夫氏 野口偉雄氏 (東京身体障害者 職業訓練校教諭)
	練習 I	道具の説明、継手の練習	
3. 2	練習 II	〃 ほぞ穴の練習	
	製作 I	天板、側板の継手製作	
3. 9	製作 II	側板のほぞ穴、2段仕切り継手製作	
	〃 III	組み立て、引き出し製作、組み立て	
3. 16	製作 IV	台輪の製作、組み立て	
	〃 V	調整	
3. 23	仕上げ I	ペーパーかけ、目止め	
	II	塗装	

PTA入門講座

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
6. 8	いまなぜ、PTAが必要か	いま教育問題を考える上でPTAの役割を考える	白井 慎氏 (法政大学教授)
14	PTAの歴史	PTA発足時の理念を学ぶ	
22	活力あるPTA	PTAを活力あるものにするための手立てを考え、学級PTAの役割を考える	

手づくり絵本講座

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
11. 8	絵本について	子どもにとって絵本とは何か	若山けん (絵本作家)
15	題材選び	民話から絵本の題材をさがす	〃
22	割 ふ り	文章と絵のわりつけ、ラフ画製作	〃
29	絵本原画づくり	絵本画づくり	〃
12. 6	〃	〃	〃
1. 17	〃	〃	〃
24	〃	製本の技術	〃
2. 17	作品完成式	合評会	〃

昭和60年度は公民館で「利用者研修会」が行われました。また、聴覚障害者のための映画会や講演会「ナイロビ世界会議から」という事業も実施されています。文学教室もはじめました。また、成人男性をターゲットにした「うちのおとうさんはすごい」も実施されています。

公民館利用者研修会

月 日	内 容	講 師
3. 27	公民館と自主グループ活動	島田修一氏 (中央大教授)

文学教室

月 日	テ 一 マ	内 容	講 師
3. 3	真青ないかり	賢治の生涯 友への手紙「春と修羅」「土神と狐」	武田 秀夫氏
3. 10	親しいものとの別れ	暗いジョバンニと暗い賢治「水仙月の四月」 妹トシとの別れ、「ひかりの素足」	"
3. 17	父 と 子	「鳥を捕る人」をめぐって 「百年」「貝の火」	"
3. 24	異 空 間	幻想する自己と批判する自己、異空間 幻想の消えるさびしさ「鳥をとるやなぎ」	"
3. 31	銀河鉄道の夜	「銀河鉄道の夜」推移 第3次稿から第4次稿へ	"

「うちのおとうさんはすごい」

月 日	テ 一 マ	内 容	講 師
6. 7	自転車を直しちゃおう	パンク修理等の力を身につける	伊藤真基雄氏
6. 14	手品であっ!!と言わせる—I	かんたんな手品を覚える	高橋 邦彦氏
6. 21	〃 —II	〃	"
6. 28	刃物を研いでみせる	ほうちゅうの研ぎ方を学ぶ	高水 一男氏
7. 5	アウトドアライフに挑戦	登山用具等の使い方の実践	島田 高広氏
7. 7	アウトドアライフ実践	テント設営などの実践	"

昭和61年度は、男性を対象にした婦人問題の講座として、講座「男の子育て——性別役割分業を超えて」が実施されました。また、前年に行われた公民館調査をもとにした講座「公民館調査にみる公民館」も実施されています。白梅分館では、1人でも安全に日帰りハイキングができる力をつけることをねらいとした「サンデーハイキングクラブ」が実施されました。

講座「男の子育て——性別役割分業を超えて」

月 日	テ　ー　マ	講　師
3. 11	わが家の子育てを語りあう	
3. 18	子育ての目指すものは……	谷内真理子氏
3. 25	性別役割分業について考える	

講座「公民館調査にみる公民館」

月 日	内　　容	講　師
10. 1	公民館調査の概要	
10. 8	他市町との比較	奥田 泰弘氏
10. 15	市民は公民館に何を求めているか	(中央大教授)
10. 22	これから求められる公民館とは	

サンデーハイキングクラブ

月 日	テ　ー　マ	内　　容	講　師
5. 28	オリエンテーション	自己紹介、教室の内容と説明	
6. 6	用具に強くなろう	ハイキング用具について詳しく学ぶ	佐久間直冬氏
6. 13	地図とコンパス	コンパスの使い方と磁北線の引き方	
6. 22	オリエンテーリング(1)	滝山で地図とコンパスを使う	
7. 11	岩に出会ったら?	具体的な場面での技術を学ぶ	山崎 順一氏
7. 19	夏山の気候を知る	夏山での具体的な変化と対応を学ぶ	高橋 忠儀氏
8. 23	登山計画の作り方	登山計画書の意味や作り方を学ぶ	"
9. 5	計画書を作る —(1)	高尾山へ登る計画を作る	
9. 7	オリエンテーリング(2)	滝山丘陵でオリエンテーリング	
9. 15	奥多摩を歩く —(1)	高尾山へハイキングに行ってみる	佐藤 文子氏
9. 19	計画書を作る —(2)	浅間嶺へ登る計画を作る	
9. 28	奥多摩を歩く —(2)	浅間嶺へ登り未開ルートを下る	

手づくり劇団の手づくり公演 能村 貞明

私たちの劇団は、昭和57年から始まった公民館主催の「演劇講座」から生まれました。この劇団は劇団「ひまわり」の俳優福島靖夫氏を講師としてお招きし、以後60年まで4回実施され、2年目「青い鳥」、以後「真夏の夜の夢」、「11匹のネコ」がそれぞれ市民会館ホールで上演発表されました。

そして、4年目の上演後に自主的な劇団にしようという参加者の声が高まり、福生市民劇団「バッカス」が誕生したのです。「バッカスって何？ どういう意味？」とよく聞かれますが、バッカスとは古代ギリシャの神“ディオニュソス”のラテン名で、酒と演劇の神といわれています。そこで、この両方？ にちなんで福生市民劇団「バッカス」と名前がついたのです。

私たちの劇団には、現在30名の団員がいます。小学5年生から中学生、高校生、大学生、主婦、OL、保母、会社員、公務員、教師といろいろな年齢・職業の人が集まって演劇というひとつの目的に向かって歩んでいます。

私たちが活動していく上で大切にしていることは、やはり人の輪ということです。いろいろな立場の人の集まりですから、時には練習方法や運営面等で意見の対立もありますが、そういう時はいつもみんなで話し合って解決します。だれか1人が代表というわけではなく、バッカスではいつもみんなが同じ立場の一員だからです。

私たちは公民館からできたサークルですし、決してプロを目指しているのではありません。市民の方に誰でも気軽に観に来ていただける劇団でありたいと思っているので、入場料を取ることなどは考えていません。公演にかかる経費はすべて団員の月々の会費でまかなわれています。衣裳、舞台装置等もできるだけ自分達で作りあげ、今回の公演では劇中歌も団員が作詩・作曲をしました。

私たちは現在も公民館で活動していますが、それは単なる練習場所というわけではありません。公民館は市民の学習・文化活動の拠点ですし、他のサークルや人との出会いの場でもあるからです。今回の公演では、特にそのことを強く感じました。今回は効果音や音楽がとても重要な劇でした。私たちだけではとても困難だと思い、「サークルななよん」の方に相談したところ、音響を引き受けってくれました。「サークルななよん」は、同じく公民館で活動している影絵のサークルで、音作りに関してはプロ並みの腕前をもっています。練習にも何回かいっしょに参加してもらい、しっかりと音合わせをして、当日もすばらしい音を聞かせて劇を盛り上げてくれました。

今後も地域の人たちにすこしでも楽しんでいただける劇をつくっていくために、みんなで力を合わせていきたいと思っています。

5. 高齢者と公民館

1 公民館における高齢者事業のはじまり

福生の公民館における高齢者事業は、昭和55年10月から“準備会”をスタートさせ、昭和56年に「高齢者の語らいの広場」として、他の対象分野より後発で正式スタートとなる。

1. 高齢者事業実施の意義について

都市化や核家族化の進展をみている当市でも、一般的な寿命の伸長や人口構造の点から、地域社会の高齢化が進行している状況である。

高齢者にとっての生活基盤を考える場合、これまでの社会は、ひとりひとりの人間が、自助の精神にもとづき、経済的に自立している状態をもとめてきたものである。しかし、現代のような生活水準の上昇とインフレによる経済変動の中では、世代間の連帯保障という点を合わせて、老後の生活の確立にむけるものとなってきた。

こうした中で、高齢期というものの不安や否定的イメージとともに、職業的業績による社会的地位から身を引き、生活年齢的な帰属的地位をもつことが一般的となる。また、帰属的地位にあっても、その環境的変化の中で、役割変化を見ることとなる。この時、生計の手段としてのみでなく、高齢期に適した人間性の本質に係わる仕事をもつこと、そして、生活者の立場から他者との信頼関係等、愛情ある生活行為がもとめられるものとなってきたていると言えよう。

さて、このように社会変化の激しい時代には、高齢期に遭遇する社会的な役割や家族的な役割の変化に適応していくためには、高齢者自身もたえず自己変革が必要となり、柔構造のパーソナリティーの形成がもとめられる。それは、高齢期に潜在する社会的参加の欲求を明らかにし、そのことから、たとえば家庭における高齢者の教育的役割を再発見すること。また地域社会での社会的な活動や役割をもつことなどで、他者との関係でなくてはならない存在となっていくことがもとめられている。

この生活からの学習（教育）をベースに、個人の価値観や生活意識にかかわる精神的な充実としての生きがいを得ることが高齢期の生き方には不可欠である。そして、この生きがいとなる行為は、社会的な関係を経ることにより具体化する。それはある行為による自己表現の喜びが、社会的な価値観と一致しているとき生への充実感となっていくものと言われる。

こうしたことから、高齢期の“学習”や生きがいの追求にむけて、地域の社会教育機関である公民館が果す役割は重要であると考える。そして、ここでの事業や活動が、高齢者の自発的な意志による自己表現や社会的な存在としての自己を更に発展させていくこととなるよう実施するところに意義があると言えよう。

2. 「高齢者の語らい広場」づくり準備会

この準備会は、全8回ではじめることとした。そこで基本の考え方は、「高齢化社会になり、お年寄りが増えてくるから問題だとする視点ではなく、地域社会がなくなってきた状況の中で、若い世代の人達とともに地域で生活を育み合うという点で、もてるちからを表現すること。そして、このことが個々の生きがいとなり生活の豊かなふくらみとなっていく方向をもとめる』ことで検討に入った。参加者はおおむね60才以上の方で、地域での集団活動経験のある方や未経験の方合せて17人（準備会終盤には約30人）であった。

高齢期の生活の基本となる家庭という場の形成者としてどう在れば良いか。また、こうしたちからが、これから地域形成に直接役立つものとなるであろうこと。そして同世代の様子を充分に知り合うこと。更には、世代を越えた係わりについて検討した。

のことから、目標は、(1)同世代のひろきよきつながりを得、地域におつき合いの輪を広げていく。(2)その中で、相互の経験を交わし合い、現代社会の変化を見つめ、人間としての在りよう（人として生きる確かなもの）を明らかにする。(3)このことから、世代を越えた交流の中で、世代間での理解・共通の課題をもち合い、(4)市民が育み合い、生活の共同・協力となっていく、よりよい地域づくりにむける。以上のように形成された。

そして、事業の名称は“高齢者の語らいの広場”とし、対象は、おおむね60才以上の男女とする。事業の形態は、公民館各館と地域会館を含む4館を会場として、4地区コースと全体会を交互におり込む編成とする。地区コースでは主に日常生活に関する話し合い学習。全体会では講師の提起にもとづく学習を予定に構成。運営については、準備会メンバーが地区コース毎のカタマリとなり、そこに各々職員が位置づく中で、事業実施期間に随時連絡会を実施し、事業の運営を協議する。内容については、①福生のおいたち（主に戦後）、②家庭形成者として、③地域づくり（世代間のつながり）、④自らを豊かにする趣味の世界、⑤生活に係わる税・法律・経済などを学習し、講師・話題の提供者には、身近に人柄を感じながら学ぶために、おもに地元の専門家・学識者を予定し、以上のような事業の構築となった。

回	月日	主題	内 容	
1	10月 1日	同 課題 そ 代 に の つ つ 状 況 と	自己紹介から、お互いの問題意識の紹介	
2	10月 8日		日常生活の基礎となる家庭。そのよき形成者として大切にしたい事柄	
3	10月15日		高齢者の語らい準備会と婦人グループ連絡会の交流会	
4	10月22日		生活の中での学び、その意味と方法について I	
5	10月29日		同 上 II	
6	11月12日	のづ語 組くら みりいの 立、の てそ場	(1) 場の名称について (2) 場の設定について（地区コース）	
7	11月19日		(3) 呼びかけについて (4) 運営方法（各種）	
8	11月26日		(5) 中味について (6) 実施への手順について	

※以後、来年度具体実施にむけ、新メンバーを加え、30の方々により、“高齢者の語らいの広場連絡会”として、月例で準備をすすめるものとなる。

3. 高齢者の「語らいの広場」の実施

準備会における目標・内容と事業の活動形態づくりにより、昭和56年6月24日からこの事業のスタートとなる。コース設定は本館・松林・白梅（公民館）と扶桑会館の4コースで、既存の町内会自治エリアを越えて、しかし、高齢者の足のとどく範囲及び主として公民館の所在する場での設定となる。実施は各コースとも10回程である。

（内容にかかわるプログラムは、共通性があるので本館コースのものである。）

月 日	テ ー マ	内 容	備 考
6. 24	はじめに	語らいの広場について紹介、自己紹介 プログラムの作成について	話 し 合 い
7. 8	福生市について	現在の福生について感じていること こうありたいと思っていること	〃
7. 22	全体会	福生のこれまでと今後（現在私が思うこと）	石川常太郎氏 (前福生市長)
8. 12	戦前と戦後に ついて	戦前の生活、地域について 戦後の生活、地域について	話 し 合 い
8. 26	税金について	やさしい税の話	持田 力氏 (税理士)
9. 9	全体会	最近の子供の様子 人生で心に残る出来事（聴取）	山崎 茂男氏 (福生珠算学校長)
9. 30	世代間の交流	これから子供の教育について 40才代までの生活について	交流話 し 合 い (婦人学級教室)
10. 21	禅について	禅の話し	服部 照親氏 (千手院住職)
10. 28	全体会	自然と人間について	宮岡 一雄氏 (明治大学教授)
11. 11	まとめと これから	“語らい”をふりかえって からの“語らい”にむけて	話 し 合 い

以上、それぞれのコースで20人前後の参加のなか実施された。昭和57年からは、文化活動である合唱教室を加え“語らい学習”を中心にして実施となる。昭和58年からは、公民館

本館においてのみ実施。「語らいの広場」は“高齢者”の部分を除き、しかし、年輩者を中心 にそれより若い方々の参加の機会とし、学習文化活動の場として実施した。

以下、昭和58年「語らいの広場」プログラムと事業・活動の構成である。

日時	内 容	自 主 活 動
9/2	運 営 会 議 (I) 「開始準備打合会」	コール・コスモス(合唱)
9/9	第1回原田正二氏(大正大教授)「高齢期の自己熟成と社会参加」	自主活動(通年)
9/28	第2回宮岡一雄氏(明大教授)「自然と人間について」	
10/13	第3回近藤喜吉氏(気象協会)「人間生活と天候」	
10/27	第4回服部照親氏(千手院住職)「禅のはなし、子どもの育成について」	
11/17	運 営 会 議 (II) 「動向とこれから」の展開	木彫コース開始 11/30
12/6	第5回 年 末 懇 親 会	主催 会員 会員 (福生木彫会)
1/20	第6回小林文人氏(学芸大教授)「現代と学習」	
2/1	第7回原田正二氏(大正大教授)「世代を越えた交流の意義と方法」	
2/20	運 営 会 議 (III) 「交流会に備えて」	
2/26	第8回 “交 流 会” 「青年達との交流」	
3/7	第9回 “交 流 会” 「育児期の母親との交流」	
3/14	第10回 「子どもの成長を願う、若者・親・おとなとの広場」 パネラー:鈴木さん・大堀氏・服部氏・宮岡氏	おげんきですか、語らいの広場創刊 自主活動 自主活動 隔月刊

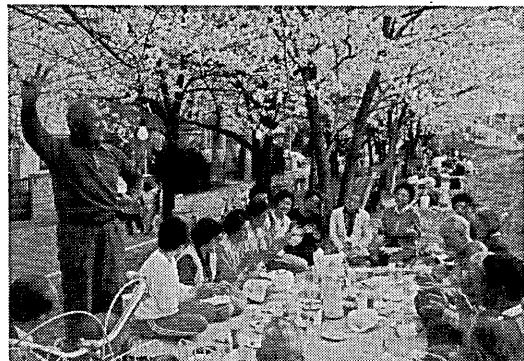
以上の事業・活動の試みの過程で浮かびあがってきた事柄は、まず“高齢者自身が、多くの生活体験・人生経験のうえに様々な生活の知恵・ちからを保有している事。そして、現状の社会生活でそのちからを表し・役立てることが自らの生きがいとなっていくこととなるにはどうしたらよいか”を目標に、この場の基本的な事項として、①自らがおかれている現代社会の状況をとらえる学習課程を明らかにすること。②老後の準備としての学習に関連はするが、高齢期にあってその固有の生活課題を明らかにする学習による高齢期の自己形成。③地域社会への参加とそこで果たす役割についてその輪郭を明らかにすること。④世代を越えた交流の機会と自らの生活をつくり・地域の文化を育てる場を、身近なところからいかに構築し得るかということ。⑤また、この事業における地区コース設定という点について、生活圏の至近に会場を設けることが望ましいが、高齢者人口の地区的偏在など今後の研究・調査が必要である。⑥そして高齢期の生きがいの点においては、趣味・文化活動のもつウエイトが、自由で自発的な自己表現の喜びという点で、極めて高いものであるということ。⑦各種の公的機関の高齢者施策・事業活動や地域活動との関連で、公民館の果たす役割・固有の活動を明らかにすること。そして、⑧高齢者の学習・文化活動の地域での広がり、などである。

これらの課題の中の幾つかの解決・創造への見通しについて、①は、都市問題における高齢

化・情報化・産業化をはじめ各種の科目的学習で、現状とその動向から自らが存在する状況をとらえる。②と③の一部にかかわり、各々自らの生活史を明らかにし、長寿社会でのライフサイクルにおける高齢期の自己の位置から、自らの役割・活動を見いだす。④と⑥に関連して、市民文化の一面であるが、合唱活動を通して子どもから高齢者までの多数の市民音楽団体の手による市民音楽祭への取り組み。など具体的取り組みや今後の方向が明らかになりつつある点がある。このことをベースにその他の事項については、その後の公民館の高齢者事業・活動で具体化や明確化にむけることとなる。

「語らい学び」
から
高齢期をいきいきと

(桜満開・人生満開)



後記・熟年ひろばの活動から



II 都市化地域における高齢者事業の創造にむけて

昭和60年、これまでの公民館高齢者事業の経過や現状と課題をもとに、これから展開にむけ、「しらうめ熟年ひろば」がスタートすることとなる。

1. 都市の状況と公民館高齢者事業

(1) 文化的都市形成の必要性

都市は、かつてより、その社会の生産を基盤としてその構造ができ、各種高密度集中の場となった。それは、技術・産物（交換）・情報・人口の集中であり、富の蓄積の結果、高い文化を保有することになる。とりわけ高密度は、自然と人間のバランスを崩すものであり、水・排泄・住宅などをはじめ、人間生活に必要な各種施設・装置をもつことで存立し得る。特に産業革命以後は、工業化による集中度の増大と都市の大型化は、都市生活の危機・混乱を常に孕み、これを避けるため、益々その装置が重要性をもち、近代都市計画（法）が誕生するに至る。そしてどの時代の都市にも、市民のひろば、いこいの場が施設や公園として設けられた。欧米都市特に欧都市は、現代都市に至るまで200年をかけている。日本の現代都市は、S30年を境に農業国性格から工業化及び石油重化学工業へと急速に展開。S39年は、集中第1期とも言われ、東京は巨大都市化につき進む。S40年代は、住みにくさ、公害問題の発生期で、シビルミニマムの時代であった。現在、後者はややクリアであるが、前者は未解決。一時、大都市衰退論もあったが、逆にハイテクノロジー時代を迎え、東京及びその周辺に高技術産業及び研究所が配置され、都心は、高度情報が国際的に集中する司令部的存在で新たな人口集中をみている。一方こうした実情の中で、都市が生涯生活場面となり、居住定着化となっている。このことからも東京の高齢化社会への方向が明らかになっている。この中で、三多摩は、各々の市の特徴をもちらながら、一面では、・東京のベッドタウン、・高技術産業の場、・そしてそのベッドタウンの役割を果すことになろう。当福生市は、商業、住宅都市としての性格を歴史的に保有している。

このような現況から、よき生活環境（安全で暮らしやすい都市の整備・装置）と、特に、都市生活での文化形成が強く求められて来る。こうした環境のあるところに人は居住し、生活を希望するし、この双方が両立するところに都市社会が存立することとなる。

さて、次に、現代から、近い将来への都市の大きな社会問題となる高齢者問題から施策にかかわり、当市での状況・方向を考えてみることとする。

(2) 高齢者問題の背景と高齢者の生活

① 問題の背景について

日本の長寿は、3年連続世界一で、平均寿命は、女性80.18歳、男性74.54歳となった。それは、食生活はじめ、生活水準全般の向上、良質な医療サービスによる寿命伸長に加え、乳児死亡の低下・青年期結核の克服により大幅な伸びとなった。この人口高齢化の背景には、①急速な出生率の低下による人口構造の高齢化は、働く世代の比率の減少となってくること。②核家族化による、平均世帯人員の減少の中で、老人世帯、単独世帯が増加し、三世代世帯減少など、家庭機能の低下を見ていること。③、また、現在すでに、全国でねたきり老人の60万人、ぼけ老人59万人で、今後15～20年内に2倍になると予想され、病苦の自殺も増加の途にある。などの状況にある。

当市においては、65歳以上（昭和60年約3,200人）の総人口に占める割合は、昭和53年から60年の8年間で、4.5%から6.2%へと高くなっています。昭和60年の全国の約10%より低いものの確実に高齢化している。老人世帯581世帯、ひとりぐらし老人246人、ねたきり老人77人と年々増加は著しく、同じ傾向を示してきている。これに対応するために、社会システムのあらゆる面で、人生80年型に変えていくことや、寿命伸長による長寿生活を如何に切り開き、活力あるものにしていくかという事が、今後の大きな課題である。

② 高齢者の生活について

（この項は、当稿巻頭に触れたが、以下補足とする。）

人は人の中にあって、また、文化・社会・自然との係わりで自己の活動が成り立つことから、

- 社会変化の中で、高齢期の生活年齢的活動・役割を、家庭・地域・仕事にわたり見出すようにすること。そのために他者との関係を結ぶ自立的な自己を養うこと。
- 高齢期は、健康に恵まれてこそ幸福であり、それに応じて、自己の活動の場や社会参加の場が形成されること。
- 身体機能の弱まりに対する各種の社会的保護サービス、及び、多くの生活経験を有し、人生を全うしてきている者への家族的・市民的支えとなっていくこと。

こうした環境づくりがあって、安定した、張りのある高齢期の生活としていくことができるものとなる。

(3) 福生市の高齢者施策の基本について

高齢期を人間らしく生きるため、高齢者自ら、その生を活かす意欲となる環境形成を柱に、各種の行政施策、公的サービスの整備が早急に考えられていかなければならない。

そこで、まず、我が国及び、各国の施策（民間産業デベロッパー含む）の中で、老人のみの生活共同社会・互助・保護サービスなどの村づくり、施設づくりの試みを見た場合、その結果は、家族やだれもが居住し生活する、地域（都市的）生活への回帰となってきたいるケースが多いことである。

のことから、福生市において、基本に考えておくべきことは、高齢者自身の自立的生活志向や、様々な人・世代と生活行動をともにする人間本来の欲求を位置づけること。つまり、老人を隔離しないで、社会の一員として、地域での生活行動が成り立つようにすることであり、そのための、都市開発・社会システムの整備をすすめることである。当市の商業住宅都市としての性格を鑑み、高齢者市民のための、消費行動及び日常生活行動を容易にし、広がりとなる、道路・交通・住宅ほか地域生活条件の整備開発。また、各種公共施設の器としての施策の整備は進んでいるが、高齢者のための施設機能及び特にその生活に係わる施策・事業の充実への展開とならねばならない。

このことを基本に、高齢期の生活を、活々と安定した内容としていくために、健康・生きがい（社会参加）、年金・福祉サービスにわたる施策において展開されることが考えられていくことである。

〔公的機関の施策については S 6 1 紀要参照〕

（4）公民館が、気軽につどう「ひろば」となる意義について

日本の高度成長にともなう、産業化・都市化の急速な社会変化は、都市生活者にとり、機能的な生活様式を得ることとなった反面、地域でのコミュニケーションの機会を失わせる結果となってきた。それは、○職・住の分離、通勤の遠距離化による短い住生活時間、に加え、TV・娯楽施設・機会での余暇、○家に居ながらにして生活が成り立つこと（給廐水・光熱・通信・家電の整備、一般化）で井戸端会議などをはじめ、様々な近隣の日常生活上のふれあいや、情報交換の場がなくなってきた。○また、地域の組織も機能分化の中で、伝統文化・民俗行事など、人の集まる場が薄れてきている。など、各種の要因で、人々の孤立・分散の状況を招いている。

本来地域は、生産活動とともに、その疲れをいやし、自己の心身に活力を与え、子どもを育て、互いの生活を支え創り、そうした文化を育て継承していく働きをもっている。つまり人は、人の中にあって、人となることから、人間は常に社会的存在であり、生れたときから生涯を閉じるまで、意識するしないにかかわらず、人の係わりの中にある。その人と人との間で集積育てられた文化の中で生活を営み、また、より価値的に高い文化を創造することが生活であろう。こうした環境・文化のある地域に生活することが誰しもの願いである。人々の孤立や、それぞ

れ一つ穴の生活志向は、地域のそして自らの生活文化の点で、何にも生み出さないと言えよう。

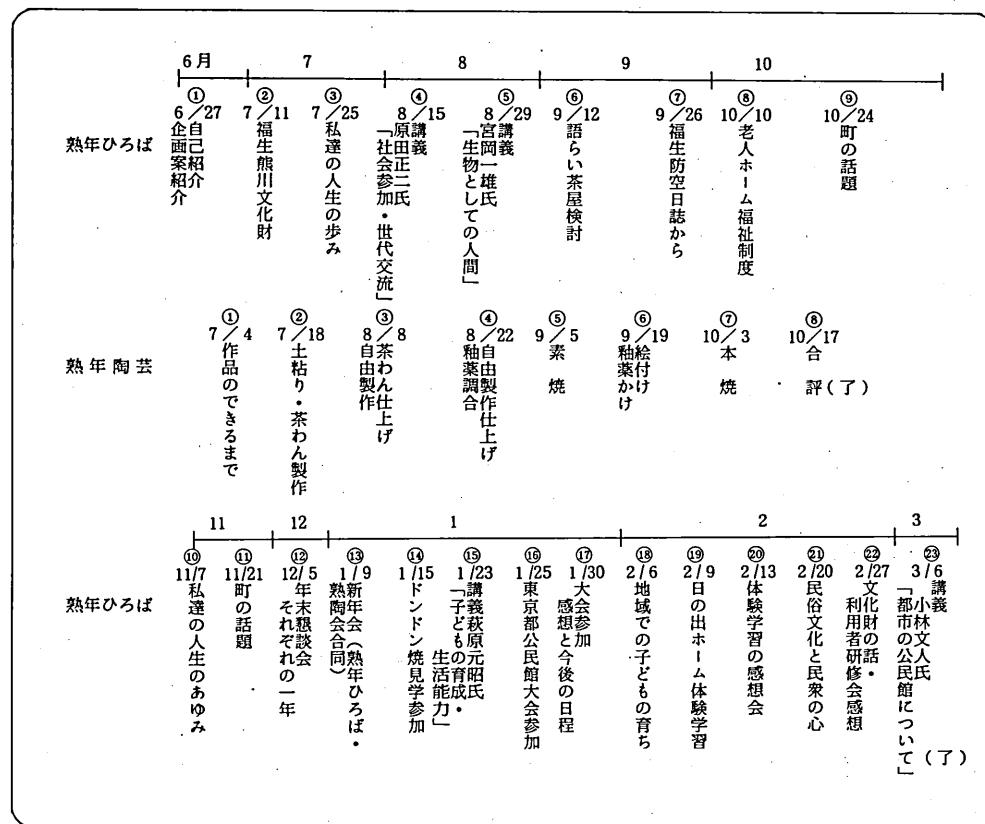
一方、都市生活者の多くが、その職業的立場や分野及び生活年齢的立場において、固有の力をもつのが一般的。地域の生活場面で自己を表現し、他者を受けとめる交歓となれば、生活文化の豊かな創造となっていくであろう。

それ故に、身近な地域で、人と人との気軽な語らいや、趣味・スポーツ・レクリエーションなど遊びの要素（興味・関心・創意）をもっての結びつきは、活気ある本音のつき合いとなり、生活上の相談や様々な情報を得、生きる知恵ともなっていく。こうしたことから、地域に気軽に自由な出会い、ふれ合いの“ひろば”をつくっていくことが、今日の都市生活には極めて重要な意味をもってくるし、公民館が地域のこうした要の場となることが期待される。

2. 熟年ひろばの展開

(1) 展 開

上の基本目標の設定により、「熟年ひろば」の1年目は、事業・活動の方針と企画の構築、及び、新たな場のPRと多様な方法による参加者の誘いかけに力点をおいたものである。以下は、2年目の、昭和61年度「熟年ひろば」の実施である。



(2) 「熟年ひろば」2年目の状況

この事業の2年目の活動形態として、まず、

《学習活動の面》からは、(A)話し合い学習 (B)専門家の講義による学習 (C)参加や接することでの体験的学習 (D)交流による学習 (E)文化活動による学習となる。

この項目を順に上げると、(A)、①“私達の人生の歩み”を語ることで、生きる重み・生を全うする意義を明らかにしつつあること。また、戦前からこの地に生まれ育った人・戦後まもなくこの地に居住した人・近年この地に居住となった人が、このことで知り合い、生活の知恵で結びつきを得てきている。②“まちの話題”“時事社会の話題”では、参加者のこれまでの様々な職業や自己の活動の蓄積をもとに、◆福生の歴史、民俗、文化から、この土地の人々の生活の移り変わり。◆生きる土台となる食・健康・仕事から、住宅・家族、これに係わる土地家屋や税・金融・円高の話題。◆現今の中の話題では、福生橋上駅・市内に老人ホームが・熊川に体育館が・市議会議員選挙など。(D)⑤「語らい茶屋」は“熟年ひろば”的手によりおこなわれ、白梅分館で活動する異なる世代の各種活動との交流を実施。加えて、多数の利用グループ及び市民の見学参加により行われる“利用者発表会”では、「語らい茶屋」が、市民間の出会い・知り合う機会となっている。今後、地域の様々な団体・グループとの交流を図る方向にある。尚、(B)、③専門家の講義、及び(C)、④参加体験学習等(E)⑥文化活動は、上記実施表のとおりである。

次に《活動の運営面》で“熟年ひろば”は、公民館主催事業期間と自主活動期間をもって通年実施とし、そのいずれもメンバーと公民館との共同企画・協力(共催)で“ひろば”づくりを継続することですすめる。「熟年陶芸教室」は熟陶会として自主化。参加は「ひろば」27人、「陶芸教室」23人で、全50人であった。

次いで、昭和52年度は、以上の事業をもとに継続し、「語らい総合活動」・「文化活動=人生を唄おう会」を実施。このほか、新たに「老荘懇話会」を設け、高齢期の生活の構築・まちづくりへの学習を深めることで、新たな参加を見る中、現在実施中。

3. 高齢者事業の現状・課題とこれからについて

Iの項の末にある“現状と課題及びこれからについて”を引き継ぎながら、ここでは、以下の3点について記することで、高齢者事業のこれからに向ることとする。

(1) 高齢者の生活力の伸長・保持について

一般に人の発達的視点(人間的な諸機能の発達)は、幼・少期に適用されるが、この視点は高齢者の諸機能の伸長又は保持の角度で、総合的に生きる力の基礎として考えられる。まず、

生物である人間は、脳細胞140億で、その働きは終生可能と言われる。また、生物であるということは、高齢期において身体運動機能に象徴されるように、その衰えは避けられないなど、二面を基礎に各種機能の伸長・保持を考えねばならない。さて、各機能においては、身体運動・知能・言語・情緒・社会性・性格にわたり研究されねばならないが、別の機会に譲る。ただ、高齢期の生活の展開にかかわり、食事・排泄・睡眠・清潔の保持など生活習慣の保持・改善などリズムを崩さない不断の自立性への努力が欠かせない。また、社会性の点などは、これまでの生活経験をもとに、更に伸長に向かう可能性を有すなど、保持を基礎に現実の場面での活動充実に向ける事だろう。そのために、快活な応答関係のある場づくりが必要とされる。

(2) 高齢者事業・公民館での生活づくり・まちづくりの学び

都市社会の現況や、近い将来の産業を含む都市人口・生産年齢人口などの観点から、今後の都市及びその生活は大きく変貌する可能性がある。特に人・文化のありようが社会の存立のために問われるようになってきている。そこで、公民館は都市地域での人と人との出会い・知り合う場であることに加え、自らの生活の進路・町のこれからを見いだす場となることである。当事業において年輩者の地域生活経験を活かし、都市の状況を詳しく学び、行政各部局等との交流で福生市これからを考える契機としていくことである。公民館の学習・文化活動によるこの活動の柱だけでは、高齢者の各種地域活動との関連をうる可能性をもつことと、総合性ある固有の活動をすすめることとなろう。

(3) 市民（高齢者ほか）と一緒につくる公民館とわがまち“ふっさ”

現在、公民館にかかわって、社会教育不用論なるものがある。また、まちづくりに係わり市民の自主性・自治こそ基本である。文化的な都市社会・生活が社会的に希求される現在、市民の文化活動によるまちの創造が求められることと、都市基盤整備の進行にともなって、行政の文化化による、文化的まちづくりへとステップ進行が求められている。こうしたとき、公民館は、市民の生活と自主性を高め合うという場づくりを更に進め、文化的まちづくりについては市民とともに取り組むことである。自治におけるこの態勢のいかんにより最初の不用論に帰結するし、行政一般にも共通する。高齢期にあって、生きることの実感あるまちづくり、活動づくりにむけ、館とメンバーの協議を深め実施にむける。

公民館10年に当たり、今後の高齢化社会の進展の中、地域の高齢者活動において公民館の果たす役割は大きなものがあり、各種の取り組みが必要となろう。これからに資することを含め、以上まとめとした。

● 昭和55年度

高齢者グループリーダー研修会（高齢者の語らいの広場連絡会）

期 間 昭和55年12月から 月例にて実施（全4回）

会 場 福生市公民館 参加者 30人×4回=120人

地域で、「高齢者の語らいの場づくり」にむけて、準備会

期 間 昭和55年10月1日（水）午前10時～正午、全8回。

会 場 福生市公民館

参加者 15人×8回=120人 ※プログラム本文

● 昭和56年度

高齢者の語らいの広場

語らいの広場 本館コース

期 間 昭和56年6月24日（水）～11月11日（水）午前10時～正午 全10回

会 場 公民館

参加者 19人×10回=190人 ※プログラム本文

語らいの広場 扶桑コース

期 間 昭和56年6月24日（水）～11月11日（水）午前10時～正午 全10回

会 場 扶桑会館（全体会・公民館）

参加者 15人×10回=150人

語らいの広場 白梅コース

期 間 昭和56年6月24日（水）～11月19日（木）午前10時～正午 全11回

会 場 白梅分館（全体会・公民館）

参加者 21人×11回=231人

● 昭和57年度

「語らいの広場」

1. 語らいの広場、公民館コース

期 間 昭和57年9月29日～昭和58年2月9日

会 場 公民館

参加者 20人×5回=100人 全体会 15人×5回=75人 計175人

2. 語らいの広場 扶桑コース

期 間 昭和57年9月29日～昭和58年1月26日

会 場 扶桑会館及び公民館

参加者 20人×5回=100人 全体会 15人×5回=75人 計175人

3. 語らいの広場・合唱事業

期 間 昭和57年10月18日～昭和58年1月24日 全8回

会 場 公民館(音楽室)

参加者 20人×8回=160人

4. 熟年活動研究会

期 間 昭和58年2月28日～3月7日 全2回

会 場 公民館

参加者 20人×2回=40人

● 昭和58年度

語らいの広場

期 間 昭和58年9月2日～昭和59年3月14日(運営会議含む全13回)

会 場 公民館

参加者 (25人×10回)+(10人×3回)=280人 ※プログラム本文

語らいの広場文化事業「木彫」

期 間 昭和58年11月30日～昭和59年2月15日 全10回

会 場 公民館

参加者 13人×10回=130人

● 昭和59年度

語らいの広場「楽しい指圧」

期 間 昭和59年11月9日(金)～12月14日(金) 全6回

会 場 公民館

参加者 22人×6回=132人

語らいの広場

期 間 昭和59年6月14日(木)～昭和60年3月30日(土) 全7回

会 場 公民館
参加者 16人×7回=112人

● 昭和60年度

しらうめ“熟年ひろば”

期 間 昭和60年11月16日(土)～昭和61年3月1日 全12回
会 場 白梅分館
参加者 20人×12回=240人

● 昭和61年度

やじきたハイキング

月 日 昭和61年10月2日・12月1日・3月16日
目的地 五日市広徳寺 秩父日向山 奥多摩高水山
参加者 25人 25人 30人

熟年ひろば

期 間 昭和61年6月27日(金)～62年3月6日 午前10時～午後1時
原則隔週金曜日 後半毎週金曜日 全23回
会 場 白梅分館及び館外
参加者 60歳以上の高齢者20人+それ以下7人 27人×23回=621人

熟年陶芸教室

期 間 昭和61年7月4日(金)～10月17日 午前10時～午後1時 全8回
会 場 白梅分館(陶芸作業室)
参加者 “60歳以上 10人+以下13人” 23人×8回=184人

※熟年ひろばプログラム本文

6. 障害者と公民館

はじめに

憲法26条や教育基本法3条によって、すべての国民はひとしくその能力に応ずる教育を受ける権利が保障されている。その権利を持った国民のひとりである障害者を対象とする障害者教育とは、障害者自身が社会参加をし、社会的自立をなし得るようにすることがその目的であるがゆえ、学校教育にとどまらず、社会教育の分野でも、その発達や障害の程度に応じて、さらに適切な生涯教育が保障されるべきものである。

しかしながら、学校教育の分野でもそうであったように、社会教育の分野でも障害者を対象とする教育は火急に必要であったにもかかわらず、最後まで残された分野であった。それは、生涯のいかなる時期、またいかなる市民にもひらかれた教育を標榜する公民館においても同じことで、手のつけられていない最後の対象として障害者の分野が残されていた。

それが、1981年（昭和56年）の国際障害者年をひとつの契機として、障害者に対する施策が国家規模、また国際的にも拡充される中で、当市公民館においても障害者に対する取り組みが昭和60年度より展開されていった。

市内の障害者の現状

各取り組みにふれる前に、現在の市内の障害者の状況についてふれてみたい。当市においては、表1・表2のごとく871名の障害を持つ市民がいる。そして、障害者の団体として、身体障害者（児）は「福生市身体障害者福祉協会」、精神薄弱者（児）については、その親が組織する「福生市手をつなぐ親の会」をつくって福祉活動を推し進めている。

これらの障害者に対するかかわりは、福祉の側面では福祉部、社会福祉協議会、医療の面では保健所、教育の面では公民館の他、社会体育係で夏期の水泳指導、図書館による朗読ライブラリー等が持ちえている。

また、現時点で公民館を利用している団体としては「手をつなぐ親の会」が学習会として本館を、また知恵おくれの幼児を持つ親のサークルである「のびる会」が松林分館を利用している。ボランティア関係のサークルとしては、「福手の会（手話）」「もみじ（手話）」「いでんわ（朗読）」が公民館を活動場所としている。それでは次に各取り組みについてふれてみたい。

表1 身体障害者(児)手帳登録者数

障害名	性別	等級						計
		1	2	3	4	5	6	
視 覚	男	12人	4人	2人	2人	6人	7人	33人
	女	20	12	2	5	4	5	48
	小計	32	16	4	7	10	12	81
聴 覚 平衡機能	男	2	23	7	9		14	55
	女	2	19	6	6		18	51
	小計	4	42	13	15		32	106
音 声 言 語 そしゃく	男			3	2			5
	女			0	0			0
	小計			3	2			5
肢 体 不 自 由	男	30	58	63	66	61	26	304
	女	17	54	43	42	21	8	185
	小計	47	112	106	108	82	34	489
内部機能	男	25		19	12			56
	女	23		11	7			41
	小計	48		30	19			97
合 計	男	69	85	94	91	67	47	453
	女	62	85	62	60	25	31	325
	計	131	170	156	151	92	78	778

表2 精神薄弱者(児)(愛の手帳)登録者数

性別	程度				計
	(1度 (最重度))	(2度 (重 度))	(3度 (中 度))	(4度 (軽 度))	
I	0~19	20~34	35~49	50~75	
男	3人	18人	26人	12人	59人
女	3	10	12	9	34
計	6	28	38	21	93

障害者青年学級「にじのはらっぱ」

昭和49年からの都の「全員就学」措置により、学校教育の分野では学習の場の与えられた障害者も、社会教育の分野では、まだまだ学習の機会が整備されているとはいえない状況にある。障害者の場合、義務教育を終えると家庭や職場だけの生活を強いられ、集団生活の中で培われた能力が、その時点を一生のピークとして在宅生活の中で埋もれていく。そして種々な面で多感な青年期までにおいて、その時に応じた適切な指導を受けられないと、各々の伸びるべき能力をも枯らすことになるのである。

そこで、義務教育を終えたらほとんど学習の機会に恵まれない障害者に、義務教育で受けた能力や教育を維持させ、さらに生涯にわたる教育として継続し、社会人として自立していくために必要な知識・技能を身につける場として、また同世代の青年との交流の場として昭和60年6月に開設されたのが「障害者青年学級」であった。

○ 前史

この教室の前身として、福生一中を会場としておこなわれていた「青年学級」があった。これは、社会教育におけるこの分野の教育の先鞭をつけた「世田谷泉青年学級」に開設初期からたずさわり、後に福生一中に転任した関公規氏を中心にボランティア活動として、福生一中障学級のO B会的に昭和56年5月から月2回日曜日に自主的におこなわれていたものであった。指導には、他に安川和幸氏（福生二小くまがわ学級教諭）、大堀勝氏・容子氏（市内幼稚園園長）、岡田恵子氏（福生二小教諭）があたっていた。この当時の学級生は、福生一中の卒業生18名（知恵おくれ）であった。私的にボランティアとしておこなわれていたため、万一事故等が生じてもいっさい補償等のない、きわめて不安定な基盤の上に、ただ指導者等の熱意の上にのみ成り立っているという状態であった。

そこで、障害者の学習の場を公的に保障してほしいとの要望が父母を中心とした学習会の中からわきあがり、その要求が行政当局に持っていかれた。福祉・教育とまわるなかで、公民館へも要求を持ち込んだことがあったそうだが、その時点では職員全体の知り得る段階にまでは至らなかった。

この父母の要求が顕在化するのは昭和59年初頭の青年団体連絡協議会の席上（職員も出席）での、母親たちの福生一中青年学級の青連協への入会の打診による。これによって、公民館としての障害者青年学級の必要性への検討が始められた。

○ 開設準備段階

障害者を対象とするゆえ卒業が考えられず、他の講座のように単年度で終了できず、一度始めたら長期にわたって継続されていくことが予想されること。また、障害者に対する公民館での教育の可能性を慎重に検討する必要上、開級を想定した準備期間を一年間置くことに決まり、昭和59年4月から主担当に公民館職員の高橋邦彦があたった。さっそく、市内の障害者の状況や、他市の障害者学級の状況等の調査・研究がはじまった。職員の中で障害者に対する対応のバラつき等がなく、全職員が取り組む体制をとるために、「障害者教室準備委員会」と「障害者教室準備会専門部会」が設けられた。前者は、館長、事業・管理係長、事業係員3名の計6名から成り、後者は全事業係員9名から成了。そこでは、まず専門部会により各事項により調査・検討が加えられたものを委員部会に持ち寄り再度検討され決定するという形をとった。

そして、障害者学級開設のための準備会進行予定が次ページ表3のように作られた。表中、「れんげ作業所」「村山養護学校」「羽村養護学校」の視察は、事業・管理にかかわらず全職員が必ずいざれかの視察に参加し、それ以外は担当職員が参加した。これは、予想される介助

やかかわりを具体的に全職員が知っておく必要があるために実施された。また講義においては、障害者の置かれた現状を学習する中で、障害者を理解することが肝要なために設けられ、仕事に支障のない者すべてが参加した。

このように、ある事業の開設準備のために事業・管理の全職員が一丸となって学習し、取り組んでいくということは、きわめて異例なことで、いかに開設のために慎重な準備がなされたかがうかがえる。

表3 障害者教室準備会進行予定

	59年 8月	9月	10月	11月	
視察		9/2 羽村 「まいまいひろば」 島田療育園 国分寺 本多公民館 9/5 9/8 れんげ作業所		町田市公民館	
講義	講師紹介 ○長瀬 又男 前学芸大教授 賀川学園園長 ○近藤 矢大助教授 元都社教主事室長 ○安川 和幸 福生二小教諭 ○加藤 寛二 大森養護学校長	9/7 「障害を考える男」 9/14 「社会教育と障害者と」 近藤 安川 和幸 「福生の障害者の状況」 9/19 「障害者を理解するために」 加藤 井大 廣洋 美子 「他市の障害者学級」 9/21 9/26 9/29 10/3 10/15 「福生の川」 柳吉 正徳 「福生の障害者の状況」 「福生の社会教育満学級」 「他市の障害者学級」 貞夫			
専門部会	○大石 洋子 井上 廣美 町田市公民館職員	9月(中) 9月(下) 10月(上) 10月(中) 10月(下)	9月(中) 9月(下) 10月(上) 10月(中) 10月(下)		
委員会	○吉川 勲 福生市社会福祉協議会局長 ○柳 正 れんげ作業所指導員 ○浜野 茜 社会体育係長 ○棟方 貞夫 国分寺本多公民館職員	9月(中) ○対象者令の程度の定方法 ○送迎の有無 ○場所 ○他部局との連絡体制 ○介助者 ○運営方法 ○年令・有償 ○定例会 ○職員体制 ○予算設定 ○学習内容 ○曜日・回数・時間	9月(下) 10月(中) 10月(下)	10月(下)	
決定事項					

○ 公民館で障害者青年学級をおこなう意味

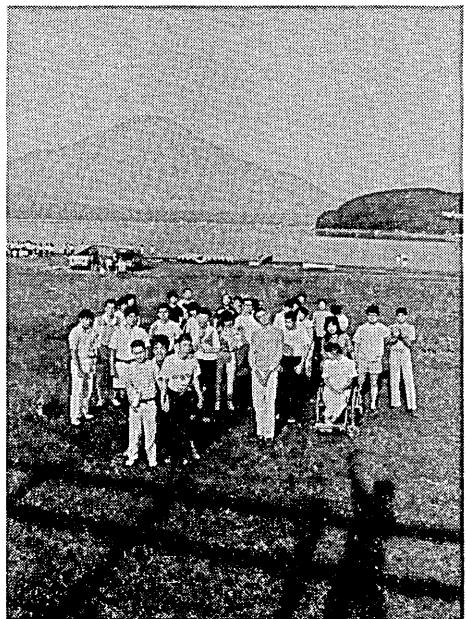
長い間はびこってきた障害者に対する差別や偏見をとりのぞき、市民の障害者に対する理解と協力を得て、障害を持っていても地域の大事な一員として暮らしていける町をつくる。この目的を障害者青年学級を通して実現する。これが公民館の障害者学級に対する期待である。

本来、社会を障害者や老人にとって住みやすいものにすることが、社会全体にとっても利益になるという点では、障害者問題は単に障害者のみの問題ではなく、広く住みよい社会を築くための糸口であり、市民全体の問題なのである。ところが障害者は長い間、人目につかない、陽の当たらない在宅生活を強いられてきた。このことが、社会の障害者に対する偏見や無理解につながってきた。

しかし、障害者が社会の一員として生活していくためには、広く市民の理解と協力が必要で



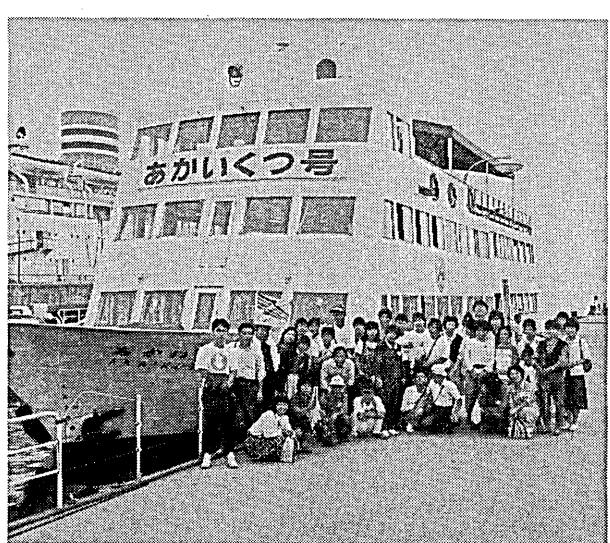
↑文化祭作品作成



→夏期合宿（山中湖）



↑冬期合宿（草津）



社会科見学（横浜）↓

ある。今まで目立たない所でおこなわれてきた障害者の教育を、広く市民の知り得るひらかれた教室とすることによって、障害者に対する偏見や無理解をなくし、障害者全体が地域の大事な一員として認められるような地域社会づくりをしていきたい。このことは、実際に教室に参加できない多くの障害者をも、学級の潜在的な対象としてとらえ、またその人達にも学級の成果を還元することにつながるのである。そして、ひいてはみんなに住みよい町づくりを目指すという点で、市民全体にもその成果が還元されるものである。ここにこそ、公民館がおこなう障害者学級の意義があるものである。以上のような学級の目的が設定され、確認されていった。

○ 障害者青年学級開設 一昭和60年度一

福生一中でおこなわれていた、4年間の関係者・父母の努力がむくわれる日がやってきた。1年間の準備期間を経て昭和60年6月、公民館における障害者青年学級が開級された。

学級生20名（男10名・女10名）で対象として知的障害を持つ市民とされ、講師は福生一中当時の5名に準備段階から協力してくれていた「れんげ作業所」指導員の柳正氏が加わり6名。また、同年代の若者として、友人・仲間の立場として学級生と接することができる青年を中心としたスタッフという制度を設け、それに浜野協史氏、渋谷恭子氏、古沢初枝氏が加わった。スタッフの3名はいずれも公民館利用の「福手の会（手話サークル）」のメンバーであった。そして、女性学級生介助の必要から、公民館の女性職員である名取明美も加わり、職員複数体制で担当できるようになった。予算的にも新分野の新事業であり、別格の扱いで獲得でき、予算的にも介護体制・職員体制的にもめぐまれた状態での門出となりえた。これは、職員全員による検討と合意の上でのつみかさねにより成り得たもので、開級を一年遅らせて、充分な準備期間を置き得た結果であった。

会場としては、障害者に対する理解と協力を得るというこの教室の目的から、市民にひらかれた教室とし、学級生のいきいきした活動が広く市民の知り得る場所でおこなわれるよう、公民館本館とした。

定例日としては、月2回第1・第3日曜日午前10時から午後3時とされた。次ページ表4が開級1年目の60年度障害者青年学級のプログラムである。初年度ということで、未知数の部分も多いので、福生一中時の青年学級のプログラムにベースを置き、それに公民館での障害者学級の意味である市民に活動を知ってもらい、理解を深めてもらうためのはたらきとして、市民文化祭への参加を加えたものであった。また合宿は、宿泊補助と応用バス使用ができるようになつたため、遠隔地への合宿が可能となった。この清里での合宿の折、かねてより募っていた学級の名称に対して、清里の高原を目前にした学級生より「にじのはらっぱ」との提案が

あり、それが取り入れられた。

また、この学級の存在が市民、とりわけ公民館利用者に知り得られるよう、それに加えて一般市民にも障害者の生活をいっしょに考えてもらおうと、7月におこなわれた「第4回公民館のつどい」で新たに「障害者とともに歩む町づくり」というテーマで分科会を設け、そこを同時に青年学級父母学習会と位置づけ、多くの父母に参加してもらい、他利用者との交流がはかられた。

いずれにしても、環境が大きく変化した中での互いの順応と仲間づくりに追われた初年度であった。また、後述の「その他のかかわり」をみてもわかるとおり、昭和60年度は福生の公民館が障害者にむけて多方面な取り組みを展開しはじめていった記念すべき年であった。

表4 昭和60年度プログラム

月 日	内 容	場 所
6. 2	開 級 式	公 民 館
16	ボーリング大会	中神ヤングボール
7. 7	プラネタリウム(七夕)、小ハイキング	羽村児童館、郷土資料館
21	プール、調理	福生一中
8. 4	"	"
18	"	"
8/31～9/1	夏 期 合 宿	清里高原
15	文化祭作品づくり	公 民 館
10. 6	"	"
20	障害者弁論大会および運動会	世田谷および市民体育館
11. 3	市民文化祭参加	公 民 館
17	ハイキング	秋川丘陵
12. 1	調理、忘年会計画	公 民 館
15	忘 年 会	福生一中
61. 1. 5	新年会(もちつき、新年茶会)	公 民 館
19	スケート大会	昭和記念公園
2. 2	プラネタリウム(冬の星座)、小ハイキング	羽村児童館、羽村動物公園
16	史跡ハイキング	市 内
3. 2	室内レクリエーション、閉級式計画	公 民 館
16	閉 級 式	"

○ 昭和61年度

開級2年目はさらなる飛躍の年であった。学級生も男子3名が加わり全体で23名となり、前年途中からボランティアとしてかかわっていた沢村雅人氏、中川キミ子氏の2名がスタッフとして加わり、講師6名、スタッフ5名の計11名の体制が整った。プログラム(表5)も、公民館の目的をより打ち出し積極的に市民の中へ出てゆく内容のものとなっていた。前年度の「公民館のつどい」への参加は、母親のみであったが、61年度からは学級生自身も直接参加するものとなった。形としては「子どもクッキングクラブ」との共同でクッキーを焼き、それを全体会の時につどい参加者に配るというもので、直接的に学級生と利用者がふれあいの持てる機会であった。

また、市民全体の行事である多摩川の「河川清掃」への参加が設けられた。市民の美化運動に、同じ市民である障害を持った青年が、できる範囲ではあるが参加する。何かをしてあげる立場、もらう立場というとらえ方のみであった障害者と健常者の関係から脱し、同じ立場で住みよい町をつくるという共通の目的で行動する。そういう中にこそ、より深い理解や親しみが生まれてくるものである。また、そのことは市民へのアピールだけでなく、そういう立場での経験の少ない障害者にも、大きな自信につながっていくものであった。

前年度は夏期のみであった合宿が、61年度からさらに冬期合宿も実施できることになった。仲間をつくりづらい知恵遅れの青年にとっては、多くの仲間同志で活動した経験が圧倒的に少なく、そんな青年達が寄り集まって、寝起きを共にし活動する中で、仲間であることや生きていることを体と体のふれあいの中で、体で感じ取り、確認しあえるひとつの場として合宿の存在は大きな意味があった。

61年度の「にじのはらっぱ」の活動は、開級2年目で学級生・講師等も公民館になじみ、知り得ていく中で、公民館側もより公民館の考えを打ち出し、市民の中へよりグローバルな形で「にじのはらっぱ」の活動を展開していった一年であった。

表5 昭和61年度プログラム

月 日	内 容	場 所
5. 25	開 級 式	公 民 館
6. 1	ハイキング	五 日 市
6. 15	ボーリング	中神ヤングボール
7. 6	公民館のつどい・クッキーづくり	公 民 館
7. 20	河 川 清 掃	多 摂 河 原

8. 3	プール	福生一中
8. 17	プール	"
8. 30・31	夏期合宿	まかいの牧場
9. 7	プール	福生一中
9. 21	社会科見学	横浜
10. 5	文化祭作品づくり	公民館
10. 19	"	"
11. 2	文化祭	"
11. 30	障害者弁論大会・NHK見学	世田谷・NHK
12. 7	ハイキング	青梅丘陵
12. 21	クリスマス会	ひこばえ幼稚園
1. 11	新年会	市民体育館
1. 18	映画鑑賞	立川
2. 1	ハイキング	滝山城趾
2. 15	合宿打合せ	公民館
3. 1・2	冬期合宿	草津
3. 15	閉級式	公民館

(障害)青年・成人学級を創設して

関 公規(青年学級「にじのはらっぱ」講師)

○ 青年・成人学級の必要性

知的・身的障害を持つ人々にとっては、公・私を含め教育を得る機関は極めて少ないので現実である。(義務教育機関は一応整備されつつあるが。)

特にその後期中等教育機関(青年期・成人期等)の未整備は極立っており、全国的に観た時、法的に保障された所は皆無に等しく、一部で細々と善意によって入学を許されている位である。このような訳で障害を持つ人々は、義務教育を終わった後は否応無く、養護学校高等部又は就業への途しかない。健常者には、各種高校・大学・専門学校等々、途が多いのに比べてもその差は歴然としている。

○ 仮称・福生学級を設置して

私が福生第一中学校心障学級の卒業生を中心としながら市内の知的障害を有する人々を含め、青年・成人学級として5人の同志と共に設置したのは、昭和56年5月からであった。理由については前述の通りであり、教え子のアフターケアを中心としながら、常に社会の中に安心して集う場を保障することと、特に知的障害の場合義務教育終了後、在宅状態に陥らせてはいけないと、レクリエーションも含め、多面的な刺激を与え続けることで、知的退化を防ぐことにも意味があったからである。

場所については私が担当をしていた心障学級教室とし、校内の諸設備を折にふれ利用することにより、年間のカリキュラムを立ててきた。

しかし、問題点も数多くあった。まず講師陣の手薄さである。全くのボランティアであり、しかも私の集団の人々のみである点、最も信頼の置ける陣容ではあったが、学級生の多彩な構成の前では人数的には苦しい部分であった。

また、事故等への不安もあった。安全には充分に配慮しているつもりでもおこり得る点、特に激発する発作(テンカン)の生徒、および、パニックへの対応等では、責任は覚悟していても償い切れない面のあることは私の機関としての弱い部分であった。特に若い学級生の多い点、野外活動(ハイキング等)を中心としつつ宿泊等もあった点では常に緊張があった。その様な訳で講師陣にも補償の無い中での運営であり、経済的背景も無い中では、講師陣への参加呼び掛けにも遠慮があった。

○ 公民館運営に移管して

昭和60年度から、福生学級は公民館運営に移管され、学級名は「にじのはらっぱ」と改名された。これは度重なる母親達の運動の成果でもあったが、同時に既に運営されて集団化された母体があったことが大きい。

講師及び学級生全員と共に、新たに公民館公募によるスタッフ陣が加わり学級カリキュラムに対する、予算的裏付けが出来たことは行動内容にも飛躍的な進歩を与えた。

基本的にはそれ以前の学習体系に近いが、

- (1)行動がバス等利用もはいり遠距離への学習宿泊が可能となった点
- (2)指導者の増大により、個々への対応が充実したこと
- (3)公民館利用団体との交流を意図的に組み、その意味で地域の障害者へのコンセンサスが得られる環境になってきた。
- (4)公民館職員と学級生間との交流があり、職員を核としながら個の対応へと拡がってきつつある。

等々があり、従って学級生の社会的活動の場が拡大の傾向がある点、特に(3)(4)は多くの人の集う場としての機能を活用出来ている事は、狭い生活領域しか無い障害者にとっては、非常に有益な場であることを実証している。

その点を大いに活用し、地域全体の障害問題への検討課題化への糸口とも成れば学級生達の生涯も豊かになるものと期待したい。

障害者分野のその他の取り組み

○ 「障害者の生活を考える」講座

前述の障害者への差別や偏見をとりのぞき、障害者も地域の大事な一員として生きてゆける町をつくっていくためには、「にじのはらっぱ」を通してのはたらきかけではなく、直接一般市民を対象とした「障害者の生活を考える」講座も昭和60年度におこなわれ、多方面からの取り組みが展開された。

月 日	内 容	講 師
昭和 61. 2. 19	人間と性、障害者と性	大 井 清 吉 氏 (学芸大教授)
26	障害児の性発達	
3. 12	障害児の性指導	
19	障害者の結婚	

○ 「公民館のつどい」

「公民館のつどい」にも60年以降、毎回「障害者とともに歩む町づくり」の分科会が加わり、「にじのはらっぱ」の父母だけでなく、年々一般利用者の参加が目立っている。

	テ　ー　マ	講　　師
第4回公民館のつどい60.7.14	障害者とともに歩む町づくり	管野鞠子氏 (町田市市民サロン)
第5回公民館のつどい61.7.6	〃	福地喜与氏 (世田谷白梅福祉作業所長)

○ 「青少年ボランティア講座」

次代を担う青少年を対象にボランティア活動への参加の機会を設け、その体験をとおして社会福祉への理解を深める場として、「青少年ボランティア講座」を実施した。これは社会福祉協議会との共催で、社協と公民館に各々かかわっている青少年の融合をはかり、ボランティア活動への参加をうながす機会となった。

月　日	内　容	講　　師
61. 6. 7	ボランティアってなに?	木谷 宣弘氏(淑徳短大教授)
6. 14	障害者とボランティア活動	久保田武男氏(秋川市花さき村)
6. 21	老人とボランティア活動	橋本 正明氏(至誠老人ホーム)
6. 28	これからにむけて	興梠 寛氏(日本青年奉仕協会)
7. 19	体験学習説明会・レクリエーション指導	鶴 清孝氏(Y. M. C. A.)

○ 「聴覚障害者のための映画会」

日頃邦画を楽しむ機会の少ない聴覚障害者のために、字幕入り邦画を上映し、映像文化に接する機会とした。公民館の対象とする障害者が、知恵遅れの方のみでなく、より広いサービスをめざす証しだった。

昭和60年度

月　日	作　品　名	時　刻	入場者数
昭和60年 6. 10(月)	蒲田行進曲	午後7時半	17
8. 12(月)	翔べ、イカロスの翼	〃	18
10. 21(月)	思えば遠くへ来たもんだ	〃	15
12. 13(金)	泣きながら笑う日	〃	18
2. 24(月)	天国の駅	〃	21

昭和61年度

月　　日	作　　品　　名	時　　刻	入場者数
昭和61年 4. 26(土)	里見八犬伝	午後7時半	20
7. 11(金)	坊ちゃん	〃	18
8. 29(金)	アラスカ物語	午後7時	17
12. 5(金)	セーラー服と機関銃	午後7時半	21

おわりに

当市の公民館の障害者教育は、市民や関係者の努力が行政を動かし、その実現のために公民館も職員が一丸となって準備をし、そして公民館がかかわることによって、よりひらかれたものとなり、町づくりの視点も加わり、さらに対象もひろがって展開していった。公民館の事業としては、一番歴史の浅いものではあるが、公民館全体の事業を考える上からも重要な事業といえるのではないだろうか。

また、障害者教育の目的が、障害者自身が社会参加をし、社会的自立を成し得るようにすることがその目的であるならば、今後ますます社会教育における障害者教育の意義は大きなものとなっていくはずである。なぜなら、障害者の社会参加のための段階を三つに分けて考えてみると、まず、障害者が社会に出ていけるための障害者自身のための学習の場の設定（「にじのはらっぱ」「聴覚障害者のための映画会」）、次に障害者が社会参加していく時に手を貸してくれる人達の育成のための学習の場の設定（「公民館のつどい」「青少年ボランティア講座」）、そして、障害者が社会参加をする時の受け皿たる地域社会を作つておこたための一般市民を対象とした障害者問題についての学習の場の設定（「障害者の生活を考える講座」「公民館のつどい」）、この三つの学習の場が融合した時に、障害を持った人にも真に住みやすい町がつくれていくのであろう。そうすると、その三つの学習の場の設定に一番適しているのが、地域に根ざした活動を展開している公民館活動に他ならないのである。その意味から今後とも、町づくりを念頭において上での公民館での障害者教育は、更に発展をとげていかねばならないであろう。

青年学級「にじのはらっぱ」

障害者青年学級の名前決まる

障害者青年学級の名前が決まりました。青年学級「にじのはらっぱ」です。清里高原での夏期合宿の時決まった名前です。虹がアーチをつくる高原、そんな明るくのびやかな学級にしたい。こんな理由で、学級生自身が決めました。

古来、虹のたもとには幸せが宿るといわれます。障害を持つている人も、いわいい人も、すべていっしょに手を取り合って明るく暮らせる町づくり。そんな社会を目指して、この学級は運営されています。



障害者福祉。これは特別なことではないのです。肩ひじ張つて構えて事を起こすことでもないのです。いわんや特別な、限られた人のための福祉でもないのです。私達がこの町の中で生きていく時に、みんなが同じように幸せに生きたいと思つた時に、たとえ誰かが悪いクジを引いてしまつても、同じように幸せに暮らしていきたい。そう願うことのひとつでしかないのです。

毎月第一・第二日曜日の午前十時 青年学級「にじのはらっぱ」は、



今後のプログラム

11 / 3	文化祭参加
/ 17	ハイキング
12 / 1	調理・忘年会計画
/ 15	忘年会
1 / 5	新年会(茶会orもちつき)
/ 19	スケート
2 / 2	プラネタリウム(冬の星座)
/ 16	史跡ハイキング
3 / 2	室内レク・閉級式計画
/ 16	閉級式

※文化祭に学級として、版画と陶芸をしてひらかれています。どんなん学級か、あなたも一度のぞいてみてください。

「にじのはらっぱ」の活動を伝える公民館ふっさ

7. 保育室と公民館

はじめに

福生の公民館で保育室事業が実施されだしてから、早いもので10年が経過しました。その間には、運営方法が問題とされ予算の凍結を受けたり、それに伴って保育室から幼稚室へと名称と実施方法の変更、またすべての職員が1年に1コース保育室事業を担当するなど、保育室をとりまく状況は様々に変化してきました。

その中から、少しずつですが保育室事業の基礎も固まり、福生独自のものが築かれつつあります。そこで、ここでは公民館の保育室のあり方について、公民館保母の中川キミ子さんに実践をとおした保育室のあり方を述べていただきました。

保育室事業について

公民館保母 中川 キミ子

公民館で、なぜ子どもをあずかるのか

生涯教育を考えて活動している公民館において、誰でもいつの時期にも人と共に学ぶことが大事だという考え方は欠かせません。



ところが、若い子を育てている女の人たちにとって、「何かをしたい」と考えたとき、「子どもは、どうしたらよいのか」を必ずと言っていいくらい考え、悩む問題です。そして、周りからは、「もう少し待てば子どもが大きくなるから、それからにしたら」などと言われがち。

そのような中で生活している子どもと母親の状況は、決して甘いものではありません。高度経済成長期にはじまった30年代から、核家族が増えることで、生活の知恵は親から子へ孫へと伝え合いもなくなり、地域社会の崩壊も進みました。そして、そのように価値感が変化（お金中心、学歴偏重など）した中で育った子どもたちが親になっています。

講座を受けた母親は、レポートの中で「私は、赤ちゃんを一度も抱いたことがありませんでした。普通では考えられませんが、抱っこ練習をしたほどでした」（昭和62年度後期講座）「自分の子どもを産むまでは、赤ちゃんを抱いたことなど数えるほどしかなく、まわりに小さい子のいなかつた私にとって出産したその日から、何もかもまったく初めてのことであり、悪戦苦闘の毎日でした」（昭和61年度後期講座）「『育児は大変な仕事』とつくづく思いました。まず、生まれたての頃は夜、数時間ごとに起こされるし、母乳が足りないのか、4ヶ月位になっても夜中に限らず、起きなければいけなくて『一晩ぐっすり眠りたい』と思っていました。」

（昭和62年後期講座）と母親になった不安をこのように書いています。

このような社会変化があるにもかかわらず、社会にはどんな女人の人も子どもを産んだとたんに“母親になる”という錯覚が根づよくあります。この社会の思いこみが、どれほど母と子を苦しめているかわかりません。

そして、核家族の中で様々な子育てに悩みながらも、母と子だけが向き合った生活が作り出されました。そのことによって、友だちとあそぶ力が育っていない、目が合わない、言葉がおそい、歩きたがらない、偏食など子どもたちに様々な育ちのゆがみがあらわれています。

だからこそ、小さい子どもを育てている母親たちが、この時期に仲間を作り、共に学び合い、子どもの人間的成長にとってプラスになるような社会教育の場が必要なのです。

子どもをあずけること・あずかるることを通して

公民館に保育室があって子どもをあずかることで、母親たちが身軽に活動できるようになればそれでいいのではなく、子どもをあずける体験がその母親にとって、人間的成長の糧になるようなあずかり方をすることが、社会教育機関である公民館保育室の活動だと思います。

それは、保育室が子どもの人間的成長にとって、のぞましい生活の場となるような運営をすることが基本姿勢です。そのためには、子どもの成長のどこに目をとめれば人間らしい成長と見れるのかを大事にして、その大事なことを、母親と職員、保育者とで共有することが問われているのです。

その具体的活動として、保育室での子どものようすを記録で伝えることによって、親（父母）の子育て（生き方）を見直すような学習の中身になるような努力をしています。

たとえば、おもちゃの取り合いから「かして」と「どうぞ」の関係を育て、そのおもちゃによって友だちとあそべる力を育てたいと考えて話し合いました。「かして」と「どうぞ」の関係が成り立つということは、子どもが自分の気持を相手の子どもに伝え、相手の気持を受けるという育ちがないとこの場面は出てきません。すなわち、自分が自己主張をして、相手の自己主張を受け入れたということが、人間らしい成長の場面だと、私たち保育者は受け止めているからです。

ところが、その話し合いの中である母親は、「どうぞ」よりも「いやだ」と自己主張できる子であって欲しいと思っていると発言しました。でも、日常生活の中では、公園へ子どもを連れて行ったときに、他の親の顔色を見て我が子に向かって「かしてあげなさい」と言っていたというのです。我が子には、自己主張をして自分の考えを持って欲しいと考えているのに、日

頃の生活の中では自己主張しないでいる母親の姿が浮きぼりにされました。母親は、自分の考え方を持った子に育てたいと考えているのに、その自分の気持を、我が子にも、他の母親にも伝えるような関係を作り出していくことがわかつてきました。

また、その話し合いの中で、ある母親が「私は、公園にある植木の葉っぱなどは、子どもがとりたければいけませんとは言わないで見ている。なるべく、大人の社会秩序にあてはめたくないでの」と言えば、「私は、子どもの手をピシャッとたたいて、いけないことだと教える」と反論。他の人からも意見が出て、にぎやかな討論になりました。

隣り近所で、公園で母親たちは井戸端会議をしていても、あたりまえの日常生活の子育ての中で、こんな風に自分の考えを親同士が伝え合うようなことをしていないこともわかりました。

このように、親同士のつきあい方の質が、子どもたちのあそび方、育ち方の質にも大きくかかわってくるのだと気づかせたい、一つの保育の場面から、自分たちの日常の暮らしを見直してみることを仲間たちと共に、共感していくことが、今、とっても大切なことなのです。

保育室は、婦人問題の視点で

母親たちの状況は、先にも述べたように社会の変化の中で作り出された一面もあります。サラリーマン家庭の増大は「女性は、家事、育児、男性は外での労働」という性別役割分業を生み出しました。

そのことによって、女の人は一人の人間として、社会とのかかわりあいが阻まれてしましました。そのことが、母親になっても子育てを豊かにできない原因を生んでいます。

ある話し合いの中で、ある母親は子育てにまったく不満は持っていない。夫の精神的な支えもあるのでと発言しました。しかし、学生時代の友だちに会うことも、コンサートや映画に行きたくても、子連れでは無理なのであきらめている。でも、夫は子連れで外出することもなく、同窓会、友だちとのつきあい、休日には趣味のスポーツも一人で楽しんでやっていると言いました。妻は母親になったとたんに、一人の人間としての時間を使うことすらあきらめている姿が、話し合いの中からあきらかになったのです。

このように、女の人は結婚をして子どもを育てる中で、いつの間にか自分の人権がおかされていることさえ気づきにくくさせられ、そのことが我が子の人権をも傷つけてしまっていることにも気づきにくくなっています。

高校時代に生徒会活動をしていて、人前で発言することも苦ではなかったある母親は、講座を受けて、次のように述べています。

「何回かの作文提出は、高校卒業以来、ろくに書くことなどない生活をしてきた主婦にとつて、大変やっかいな仕事でした。また、初めの頃は人前で自分の意見を言うことに慣れなくてドキドキ、ガタガタ、何をしゃべっているんだかわからないといった具合で、こんなはずじゃなかったんだけどなぁ……とよく思ったものでした。保育室に参加したことで、今までねむっていた体の一部をゆり起された感じで、ひょっとしたら、この先こういう経験はないかもしれません」（昭和61年度後期講座）

このように女の人たちは、「こんなはずじゃなかった」という思いの中で、子育てをしながら人間らしい成長をなえさせられているのです。これでは、子育ても生き生きできません。

公民館保育室に子どもをあずけることによって、一人の社会人として自立した生活をしにくくさせられている母親たちの状況を、母親自らに気づかせて行くことが学習の一つなのです。

そのことで、母と子の生活が豊かになるような保育室活動が大事な理念です。

また、私たちは父親の存在も考えて活動に組み込んで行きたいと考えています。

保育室に子どもをあずけることによって、子どもがおばちゃん（保育者）になじんだり、仲間の子どもたちの中で育つ姿を見ることによって「この子のことは、私でなければ」という思いが少しずつ解き放されていきます。

このような母親の変化を職員と保育者は、しっかりととらえることによって、一人の自立した人間の生き方をつかむような学習の中身の充実が課題です。

そのことは、同時に子どもを一人の人間として見られる力となるのですから。

保育室活動をさらに充実させるために

私たちは、三多摩各地の公民館で実践されている保育室活動から多くのことを学びました。

（三多摩の社会教育 62号、64号）

保育室を運営していく上で ①人間の成長をどうとらえるか ②婦人問題をどうとらえるか ③公教育としての社会教育の担う役割とは何か。という視点を明確にして、そのことを具体的な事実に基づいて確かめあうという柱にそって実践を心がけています。

保育室活動をより確かな学習の中身にするために職員と保育者は、保育室担当者会議、研修会の中で、保育実践の具体的な事実をどのように話し合えば受講生の母親たちの学びになるのか、真剣な討論が続いている。それは、職員と私たち保育者の生き方も同時に問われているような学習の中身なのです。そして、少しずつですが確かな手ごたえを感じています。

しかし、この実践は、主催講座（週1回の15回）のみに行われています。

主催講座を終えた後は、ほとんどのグループが自主化をして活動をしていますが、保育室運営について、一緒に話し合う場を持っています。自主グループ（8グループ）は、自分たちの力が共同保育をしたり、保育者をたのんだりして活動しながら、交流会を2ヶ月に1回開催し、学び合い情報交換をしています。でも、自主グループの活動が、自分たちグループ内のこと（メンバーの交替など）にとどまりがちで、交流会を開いても学習の積み重ねができにくい状況もあるようです。

公民館は、この自主グループの活動を支えることと、主催講座の母親たちの学習を充実させることが大切です。この二つになっている活動を公民館も、自主グループの市民も、公民館保育室活動として、一つに取り組むにはどうすればよいのか考えるときに来ています。そのことが、福生市の公民館保育室活動を充実させる方向だと思います。

三多摩の他市の中には、保育室運営が、何年も自主グループ活動にかかわっている市民をも含んだ活動になっているので、市民同士の育ち合い、共感しあえるような学びの場になっているところもあるようです。

市民も、福生市の公民館保育室活動を一つの取り組みにするためには、なぜ、公民館という社会教育の場で、市民の学習する場が公的に無料で保障されているのかということを、きちんととらえられるような学び方をさらに深めることです。

言葉をえれば、公民館を利用する市民が、自分たちサークルの活動を単なる仲よしグループにとどめないような学び方をすることです。

公民館が開館して10年、保育室も同じように歴史をきざんできました。今、こうやって活動が続けられているのも、保育室を支えている市民が沢山いたからです。その歴史の中で、いろいろなことがありました。（保育室懇談会だより参考）

そのことを考慮に入れながら私は、保育者の仕事を一市民の立場でかかわってきました。さらに、教育の主体者である市民のための保育室活動とするために、市民と職員と保育者の三者で大人の学習の質を高め合うことがこれから課題です。

保育室のあゆみ

昭和51年度以前……昭和48年から福祉会館にて託児が始まる。昭和51年度に教育委員会主催の「合唱教室」「手づくり教室」「日米婦人文化交流英会話教室」などで子供づれの参加者が自主的に保育を始める。

「女の自立を考える講座」にも子供づれのお母さん達がおり、その中から子供の保育をどうにかしようという声があがった。この時点では、保育については公費負担はなく、グループの中から当番を出したり、よそのグループにたのんだり、ボランティアの参加でもって保育を進めていた。

公民館建設に向けて市民の間で「公民館をつくる市民の会」ができ活発に活動していたが、その中からも公民館に保育室の必要性、保育の公費負担を望む声があがっていた。

昭和52年度…… 昭和52年6月、公民館完成によって保育室が設置され、それに伴い保育室事業を行うための保母賃金60万円が予算計上される。

8月「公民館託児に関する要望書」が提出される。また、保育室に関係する人達と館と共同で、羽村町公民館の保育実施要綱を参考に福生市の基本的なものを作り、それを基に8月11日保育室を開催した。

主催講座の「女の自立を考える講座」や自主の「コーラス、手づくり、英会話」などが週1回ずつ、各コースとも7~8人の子供を保育することで始まった。保母は1コース2人。また各コースとの連絡調整の場として、第1回保育懇談会が53年3月に開催された。メンバーは各コースの代表と保母、職員の三者であった。

昭和53年度…… 保母賃金が78万円となる。52年と同じコースで実施したが、子供の人数の増加に伴って担当保母も増えたことや、年度当初から開設したため年度途中で予算がなくなり、各コースに保母をつけることができなくなり、その後はグループ同士や母親が交替で保育をしあったり、グループが保母に賃金を支払って保育を行うことになった。

保育懇談会の中から途中で、公費での保育が切られてしまうのは、親の学習権を保障していないのではないかという声が出てきた。

公費で保育を行うことの意味、どこまで保障したら良いのかが話し合われ保育者の賃金をもっと増やし、通年公費で保育室を開催してほしいという要

望書が保育懇談会から公民館に提出された。

昭和54年度……松林分館開館。松林でも11月から主催講座がスタート。本館では月曜日から土曜日までの毎日、自主サークルの活動で保育室がうまる。予算は保母賃金109万円と増額されたが、自主の活動が長期に渡ったため、それでも足りず、松林分館の自主サークル「ヨガサークル」には公費の保育はつかなかつた。

このままだとコース数や実施回数の増加によって保母賃金だけが大きくふくらみすぎ、公民館予算の他の部分を圧迫してしまうのではないか。また、親の学習権を保障するというだけに目をとらわれすぎて、あづけられた子供達はこのままで良いのかというような問題が出だした。

子供をただあづけるだけの託児なのか、子供たちが集団で共に育ち合うための保育なのか、公民館の保育室事業としてはどちらの方向に進むべきかを決めるための大きな節目の年であった。

昭和55年度……保育室から幼児教室と名称変更。回数も通年ではなく1コース20回まで、予算は保母賃金90万円、講師謝礼10万円の合計100万円となる。

この年、福生の保育室は母親たちの学習権を保障するためのものから、幼児の成長・発達を図るためにものへと変ったのである。

本来、保育室であろうが幼児教室であろうが、子供をあづけるあづかるということは同一のことである。あづけられた子供達は異年齢の集団の中から自分の家庭や地域以外の様々なことを学ぶ訳であるし、あづかる保母や公民館側は、子供達同士が自分達自身で問題解決能力などを上手に身につけられるよう指導者としてではなく援助者として力を貸していくだけなのである。

ところが、保育についての中味（それがすべての母親達に満足できるものであったかは別として）については、54年度から55年度になっても変わりはなかったのだが、子供達のための「幼児教育」としたために、子供だけ参加していれば良いという考え方が一部の母親に出て来て、母親の学習権を保障していくという保育室のもう一方の大切な部分が薄れてしまった。

この年のもう一つの大きな変化は、保育賃金（利用者負担分）の集め方である。54年度までは、松林分館で活動している「ヨガサークル」だけが公費の保育賃金がつかないだけで、予算内でどうにかすべてのサークルに保育

をつけることができていたが、55年度は予算額が前年より下まわったことと、グループや子供の数が増加したため、すべての活動を公費負担することが当初から無理となることがわかった。

そこで不足分を、どのように集めるかが保育懇談会から提案された。それは館が試算した360円(1人1回にかかる費用)の $\frac{1}{2}$ の180円を各グループがグループの人数分を1ヶ月の実施回数分だけ集め、保育懇談会にあづける型である。

例えば、年間40回活動するグループは、前半20回分の保母賃金は、公費負担なのであるが、半分の180円は負担されていないと仮定して集め、積み立てておき、その積立分を後期の20回分に使うという型である。

昭和56年度……保母賃金が前年の90万円から102万1千円となる。コース数は自主が10コース、主催が2コース。通年では予算不足のため、前年と同様1人1回180円を保育懇談会が各コースのリーダーを通して集め積み立てて後半の保母賃金に充当する方法をとった。

2年目を迎える順調に進んでいるかに見えた幼稚教室に、いくつかの問題が発生してきた。一つは募集の方法である。サークルに欠員が生じた時、その人数分だけしか補充しないのはおかしいのではないか。幼稚教室として公費で実施している以上、特定のサークルに入っているというだけで毎年優先して入れるのはおかしい。全員改めて公募にすべきだということだった。

また、幼稚教室は子供だけのためということで、その間母親は何をしていても良いという間違った考えが伝わってしまい、子供を幼稚教室に預けている間に公民館から外出し、私用を片づける母親が出てきてしまった。

保育室から幼稚室への名称変更に伴う利用者の意識変化、自主グループの活動を主催事業とみなして予算をつけたことによる利用者と館との予算執行上の意見の行き違いなどから様々な問題がおきてきた。そしてそれは、昭和56年度第3回定期監査の中で幼稚教室の公費負担について指摘を受け、3月議会の予算特別委員会で57年度予算の凍結を受けることとなった。

昭和57年度……予算特別委員会の中で、幼稚教室については公民館運営審議会の中で審議していただき、今後のあり方を決めたいとしたため、57年度は公民館運営審議会の答申が出るまで幼稚教室は行われなかつた。

この幼稚教室に対する諮問は5月1日に館長から運営審議会に出され、8回の審議を経て8月14日答申を受けた。（資料集参照）

答申の結論は……公民館の幼稚教室は、親の学习のための託児ではなく、幼稚自身が学习の主体であることにたって、幼稚教育の事業として、公民館が主催で実施するものです。そのことにより、自主的な活動として、親の手による幼稚の集団教育（保育）が生み出されています。したがって、幼稚教室は、主催事業として実施されることが望ましく、公費負担によってすすめられることが適切であると考えます……ということであった。

公費負担で幼稚教育の事業として行いなさいという答申をもとに「幼稚前期の子供の成長・発達をはかる」ことを目的として公民館幼稚室事業として58年1月から3月までの間に9コース10回にわたって行われた。定員は各コース15人で全員公募となった。

昭和58年度……この年の保母賃金は85万1千円となった。前年と同様幼稚室事業として5月から10月にわたって10コースを実施した。1コースの開催日数は5日増え15回と統一された。

予算凍結前と変わったことといえば「幼稚教室」から「幼稚室事業」と名称が変わっただけで、中味はあいかわらずであった。

公募といつても、前年からの参加者が朝から順番とりにならんだため、ほとんどメンバーは変わらない。15回終了後は自主化といつても母親たちが共同保育をするのではなく保母に保育をたのむ形であった。

昭和59年度……幼稚の成長、発達をはかるための「幼稚室事業」ではあるが、この年から多少の変化が表われてきた。子供をあずけることを通して母親が学んでいく場として開設するコースが増えてきたことである。

主催講座がついた幼稚室以外にも職員が加わり、子供達だけの幼稚室事業から母親も共に学んでいく場とした。自主グループが運営していた幼稚室を主催事業として認め、保母賃金だけを負担することから、館が職員を各コースに一人ずつ付けることにより、幼稚室全体にわたって統一的な運営をはかれるようにした。

予算は98万9千円。定員15人に保母3人が付き各コース15回の10コース実施できる予算であるが、58年度と違った所は、幼稚室開設当初は

1名保母を増やし4名で保育でき、子どもにとってもより良い体制となつたことである。

昭和60年度……保育室から幼児教室、幼児室事業と毎年の様に名称が変ったり、監査委員会から事業実施方法について指摘を受けるなど様々なことが起きた保育室であったが、この年から今までのスタイルをすべて変え、名称こそ今までと同じ幼児室事業であるが、まったく新しい運営方法とした。

大きな変更点は

- 1) すべてのコースに館の主催事業（保護者向け）を付ける。それに参加しない場合は幼児室に子供は参加できない。
- 2) 幼児の参加は一度限りとし、同一の幼児が何回も参加することはできない。参加者はすべて公募とする。
- 3) 事業終了後は、なるべく共同保育を行うよう指導していく。

運営方法と共に幼児室事業に対する考え方も変った。幼児だけが成長するところから、母親と幼児が共に学び成長する場となった。

昭和61年度……保母と職員との間で幼児室という名称で事業するのは、どうもピンとこない。幼児教育というよりも子供をあずけることを通し、母と子が共に自立するために学び、成長していくということは、保育室という名称の方がふさわしいということから、今年度から「保育室事業」として実施した。

回数も必ず15回ということでなく、状況によっては何回が回数を増やした。保母達の研修の場としての保育室担当者会議も設定された。

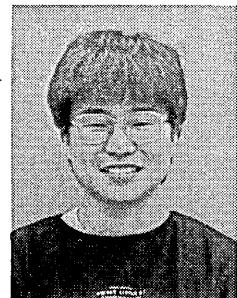
おわりに

公民館開館と同時にスタートした保育室事業であるが、必ずしも順調に進んだわけではなかった。事業を実施する側の意図する所が参加者にうまく伝わらなかったために、保育室がただ子供を預ける場所と受けとられた時期もあったり、それを修正するために保育室運営がかなりギスギスしていた時期もあった。

良きにつけ悪しきにつけ公民館保育室については、様々な思いを持たれている方も多いと思う。これから保育室は、そのような皆さん 의견をたくさん取り入れて、主催事業に付属した保育室だけでなく、子育て中の人が自分たちの力で、何かを学んでみたいと思った時に、それを補助するための保育室も開設できればと思う。

私にとっての公民館保育室

梶 谷 克 子



1 孤独と責任 —初めての育児—

結婚して、もうすぐ子どもが生まれるというころ、私は仕事を辞めました。それまでは仕事に追われる毎日で、好きなこともできずいつも何かをやり残している気がしていましたが、出産前ということや、家に毎日いられるということもあってウキウキしていました。そして、出産後の生活を次のように想像していました。

「なんてったって育児を人まかせにはしない。私の子どもだもの、全力を出したい。」

それに、今まで忙しくて家事も満足にできなかったから、毎日床みがきまでちゃんとしたい。とは言っても、全く仕事から離れるのもいやだから、毎月自分の服の一枚くらいは買えるくらいはかせぎたい。そして、好きな時に好きなことができる」

ところが実際に子どもが生まれてみると、私の想像は見事にくずれ去りました。

公園には毎日のように出かけ、何人かのお母さんとは顔見知りになりましたが、そこでは、あいさつ程度の話だけです。雨が降ると外出もせず、誰とも一言も口をきかないで長い一日を過ごすわけです。

運悪く長い梅雨でした。何日も人と口をきかない、子供と二人だけの育児育児の毎日が続きました。「母乳を飲ませる時は、子どもの目を見て話しかけるように」と書いてあれば、夢中でおっぱいを飲んでいる子どもから片時も目をそらすことなく話しかけてしまします。誰とも話したり相談することもないので、育児書に出てる「～した方がいいでしょう」というのを「～しなければいけない」と読んでしまいます。「うしなければ、子どもは育たないんだよ」と言われているようで。

そんな時でも家事と育児のあい間をみつけて外へ出て、公園で知り合ったお母さんたちと話をすることで気がまぎれることもあったのです。しかし、あいさつ程度の話しかしない人達とは、「そんなものかな」と疑問を持っても、それ以上どうしてなのと話せないことが多いありました。うわべだけの話し相手しかいなくて本当は「孤独」で「責任」を背中にしょわされているような毎日でした。そのうえ、終わりのない家事、やらなければならぬことを書いたメモがふえるばかりでした。

夫は私以上に途方にくれている様でした。私が育児のことを話すと、困ったような顔をしているだけです。今思えば、毎日仕事をし、給料をもらってくることで責任を果たしているつもりだ

ったということなのでしょうが。休日に買い物をする時も、夫が家に居る時でさえ、私は子どもが眠っている間に走って行くといった有様です。「泣いたら大変」と私も夫も思っていたのです。

2 公民館保育室との出会い

こんな八方ふさがりの状態をどうにかしたいと思っていたとき、ちょうど広報に「幼児室へのおさそい」が出ていました。その中で、子どもをあずかってくれるという所が気に入って申し込みました。言いかえれば、子どもをあずかってくれれば何でもよかったです。その子どもを連れていく私が、そこでどんな時を過ごすのかは、ほとんど関心がありませんでした。

子どもを保育室にあずけた初めての日、私は久しぶりに“私自身”を取りもどせました。集った他のお母さんたちと自己紹介をしました。私は「子どもに友だちが欲しくて申し込みました。皆さんに会って私にも私の友だちが欲しい、と思っています。」と言いました。同時に、職員から「ライフサイクルの変化」などの話を聞き、「おもしろそうな所を見つけたな。」と思っていました。

これが、私と公民館との出会いです。その出会いのみずみずしさは、それまでの毎日がよんどんにただけに新鮮でした。子どもと離れた時間を大切にしたい、と思いました。

3 私と同じ人がいっぱいいた!!

この時は、子どもをあずけっぱなしで、15回のあいだ保育室での子供のことはむかえに行った時、保育者と二言三言どうしてたかと様子を聞くぐらいでした。母親たちの集まりも、何で集まつたのか、とりとめのないおしゃべをしているだけでした。

それでもこの出会いをきっかけに、「公民館保育室を考える会」「女のつどい」（記録集が公民館にあります）「幼児室学習会」「公民館のつどい」「婦人問題講座」「東京都公民館大会」などを通して、私は大勢の人と知り合い、話し合うことができました。

そして、八方ふさがりの状態に陥っていたのは、私ひとりではなかったこと、私自身の努力不足によるものではないことがだんだん解ってきました。私たちの世代のほとんどの母親、父親が子育てに悩んだりするのは、私たちが育ってきた環境によるものがあることも、解ってきました。夫ともよく話し合いました。

初めて「幼児室」に参加してから2年後、今度はふたり目の子どもを連れて、私はもう一度同じ機会を得ました。私が選んだ講座は、“手づくり絵本”でした。前回とちがったのは、保

育室の様子が「保育だより」に記録されたことです。その記録を読んでいきながら、私たち母親は、子どもを見る眼が少しづつかわってきました。講座が始まってまもなくのころ、私は、記録を読んで、「私の子は、ひとりばっちが好きなのです。」と発言しました。その時の保育者より「友だちと遊びたくない子って、いるのかな。」と指摘されました。私は「ハッ」としました。それで、注意して子どもをみてみると、「友だちと遊びたい。だけどうまくいかない。だからよけいに親に甘える。泣きわめく。」ことに気づきました。友だちと遊ぶことができれば、もっと気持ちが安定するのではないだろうか。

そこで私は、まず話をゆっくり聞いてやりました。「みんなはあなたと遊びたいのよ。」とか。「好きだから待っててくれたのね。」と、友だちの方に気持が向くように、さりげなくささやくようにしました。そうするうちに、子どもの気持ちがほぐれ、友だちと遊べるようになると、心を開いてきました。それからは、必要以上に親に甘えることもなくなりました。

この子どもの変化を見て、子どもや私の夫の接し方が大きく変ってきました。私の子育てに対するゆとりが、夫の気持ちもやわらげたのです。このことは、お互いが共鳴し合い、良い方へ良い方へと動いていきました。私たち夫婦は、やっと子育てを楽しめるようになったのです。

4 仲間と共に

この講座で知り合った仲間と共に、"手づくり絵本の会・まつばっくり"というサークルを始めました。専任の保育者にあづけられないので、仲間が順番で保育当番をする共同保育という方法で続けています。私は、このサークルをつくり、運営していくながら、人と力を合わせて何かに取り組む、という経験をしました。なかでも、人はそれほど完璧でないこと、だから補い合っていこう、と思えたことがよかったです。

最近こんなことがありました。私たちと同じように共同保育をしている8つのサークルが、2ヶ月に1回話し合っている"保育サークル交流会"という集まりがあるのですが、私がそこで意見を述べた時、装飾が多く、前後にちがう話が入り、話した内容がうまく伝わらなかったことがあります。このことを後で聞いた仲間のひとりが、「確かに、梶谷さんの話すことは、わかりにくい時がある。でも、それは相手をいらださせないよう気をつけながら、言いたいことを言おうとしている時だから、なるべくストレートに話せるよう応援できる仲間が、いっしょに出るようしょう。」と言ったそうです。

こんな補い合い、言いかえれば、やさしさが欲しかったのです。このやさしさをサークルの

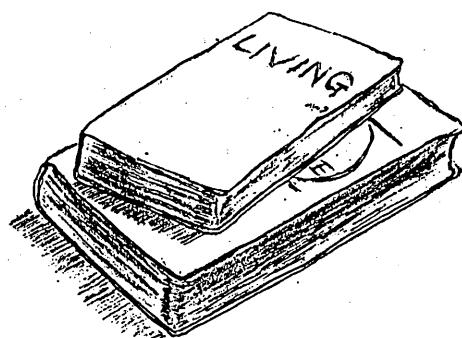
中だけでなく、日常のなにげない場面、例えば、病人をかかえた家族に発揮したいのです。

また、そんな仲間と出会ったからこそ、「完璧でなくていいんだ」という気持ちになれ、肩の力を抜いて暮らしていくようになったのでしょう。

5 まとめ

私は、公民館に来て1週間にたったの2時間ですが、子どもと離れた時間を持つことができ、それが私の生活に大変役に立ちました。最初、公民館に出会った時の「おもしろそうな所だな」という感は、今でもずっと続いている。生活に役立つところだということもわかりました。ですから、5年前の私と同じように、小さな子供を連れて、うつうつとした毎日を過ごしている人に、公民館を利用したらと伝えたいといつも思います。

幼稚園にせよ、私たちのような共同保育にせよ、子どもをあずかったりあずけることで、保育者、職員、そして母親たちが、よりよい人間関係を結び、保育室についてのさまざまなことを、いっしょに考え、サークル活動のことを考え、力を合わせたいと考えています。また、「これでいいのかな」と立ちどまつては、仲間と話し自分らしく何かをつかみ、また歩きはじめるというくり返しによる歩みは、じれったいほど遅いかもしれません。けれども、確実に身につく歩みだと思っています。



主催事業一覧

昭和52年度

保育室を利用した事業は、婦人学級、婦人英会話A・B・Cクラス、市民大学「女の講座」、市民コラス、手づくりの会、い子いの会、教育講座、グループ「のら」の8コース。

公民館保育室懇談会

公民館保育室基本要項に係わって、日常的な公民館保育活動を円滑に展開するため、母親の意識の高まりにむけて、月例の保育懇談会を設定した。また保育懇談会の一環として、幼児の成長・発達や保育に関する系統学習の機会として保育研究会を年4回実施する方向で、本年度はその一回目として以下のように実施した。

第1回 保育懇談会

1. 日時 昭和53年3月6日(月) 午前10時～12時
2. 会場 公民館第二集会室
3. 内容
 - 公民館長の挨拶
 - 保育室を利用して(各自の感想)
 - 保育指導方針 ①初めて親から離れる幼児の適応にむけての指導
②異年齢集団形成と指導 (保育者報告)
 - 今後の保育者と母親の連繋、そして母親の役割について
4. 参加者 学級講座・自主グループ各保育委員会代表、保育者、公民館職員
(各保育委員会からの参加者16人)

申請市民大学講座“女を考える講座”

2月4日から7回に渡って毎週土曜日、午後2時から4時30分まで主催講座として行われた。参加者は15人。

昭和52年度保育室利用状況

月	件数等	件数	人數
6		0	0
7		0	0
8		4	38
9		11	128
10		11	128
11		8	98
12		10	124
1		11	132
2		13	190
3		13	197
計		81	1,035

回	月日	テ　ー　マ	内　　容	講師及びレポーター
1	2/4	講座のすすめ方	自己紹介・プログラム確認・目的・方法について	全体討議
2	2/11	仕事労働について	女が働きやすい職場とは	レポート T
3	2/18	共　　働　　き	男女の役割分担・家事育児	レポート S
4	2/25	家庭のあり方	理想の家庭像・夫婦親子関係	レポート K
5	3/4	女たちの動き	さまざまな生き方をしている女たち	寺崎あきこ (フリーライター)
6	3/11	女　の　か　ら　だ	からだの生理と機能・妊娠と出産	山田美津子 (翻訳者)
7	3/18	ま　　と　　め	全体の感想・今後の方向	全体討議

昭和53年度

保育懇談会

公民館保育室における幼児の発達を考えるために、月例により保育懇談会を実施した。ここでは、親が教育の主体として、子供の発達保障にむけて、どのような役割を果たすことが望ましいかを考える方向で、母親・保育者・館の三者による検討・研究を以下のように展開した。参加者は20人の9回、延180人。時間は午前10時から正午。

回	年月	内　　容	備　　考
1	53/4	保育指導方針№2(異年齢集団) 保育室希望への回答	(三者　話し合い)
2	/5	保育指導方針№3・共同保育について・保育室の現況	(　　"　　)
3	/6	保育室の在り方№1(共同保育と学習権)	(　　"　　)
4	/7	" №2(保育者と母親の交換)	(　　"　　)
5	/9	幼児の発達保障を考える	大堀容子(ひこばえ幼稚園)
6	/10	保育室の在り方№3(保育者と母親の交換)	(三者　話し合い)
7	/11	保育懇の運営主体　ー母親の手による運営ー	(　　"　　)
8	54/2	運営主体としての役割・保育室での子供の様子ほか	(　　"　　)
9	3	子供の発達段階・地区の遊び集団への参加	(　　"　　)

婦人学級 Aコース(生命の力とくらしの医療)

人間の基本行為である医(衣から医へ)・食・住の視点と、生活と地域につながる問題として設定し、①生命誕生の喜び、その重み、尊厳を見つめ直し、生きものとしての人間の摂理を考え、②自らの肉体管理は、自らの体質等の自覚によるが、あなたまかせになっていないか、③本来の生命力を、情報過多の中で見失い、おののきの毎日になっていないか ④社会化された保健や医療がより生活性をともなった内容になっていくためには。という点から以下のように実施した。

回	月・日	主　題	内　容	備　考
1	6/7	オリエンテーション	学級の進め方・プログラム紹介・保育室の利用について etc	職員の説明及び話し合い
2	6/14	生命の誕生 (妊娠・出産)	私の出産体験から準備・出産問題と医療及び母体における胎児の発達	山田美津子氏 (準備・出産協会)
3	6/21	妊娠・出産の実態	参加助産婦さんの実態報告と各自の出産体験の交換	話し合い
4	6/28	ケスリの副作用 I	おとのための健康を考える	田村豊幸氏 (日大薬理学教室)
5	7/5	都立福生保健所の活動	保健所活動の概要と私の保健婦活動について	前田保健所長&最上保健婦
6	7/12	中間整理	今までの整理とこれからくらしの中での健康と医療	話し合い
7	7/19	ケスリの副作用 II	こどものための健康を考える	田村豊幸氏 (日大薬理学教室)
8	7/26	福生市の医療・保健計画について	市の医・保計画の紹介 これまでの市の保健計画	影山愛子氏 (市健康管理係長)
9	8/16	精神衛生 I	真夏及び夏休み等のため2週間お休み、患者との病院での諸活動 精神衛生概要と精神障害分類	野島 正氏 (海道病院看護士)
10	8/23	精神衛生 II	私達の精神の健康とは何か	野島 正氏 問題提起と話し合い
11	9/6	ま　と　め	これまでのまとめ整理と今後の活動にむけて	話し合い

期間は6月7日(水)から全11回。参加者は各回20人の延220人。

尚、以後は“木の実会”として、親の目、母の目からくらしの医療として、生活の力をつけるため、自主学習活動を展開している。

昭和54年度

保育懇談会

幼児の成長・発達を異年齢集団の中で促すことへの研究と、それにともなう保育室のあり方に対する検討を行った。参加者は毎月1回の20人・年合計240人、会場は公民館、助言者に町田薰氏、奥田泰弘氏をお願いした。

家庭教育学級 ＝乳幼児期の成長・発達を考える講座＝

乳幼児を抱えた母親は、今日さまざまな問題を抱えている。その第1は母と子だけの閉そくされた家庭の中で生活していることである。第2に、子育て期に必要な生活の知恵としての育児する力がたいへん衰えていることである。第3に、何よりも人と人との関係をつくっていく力や、そうした機会がないということだろう。これが今日の乳幼児を抱えた若い母親たちをめぐる大きな問題状況である。「保育室」の母親たちの調査によると、85%が育児ノイローゼにかかった経験をもつという。こうした若い母親たちにとって「今」学習する機会の提供が望まれる。家庭教育学級はそのための場として開設された。

本年は11月から3回の準備会の討論で次のように実施した。

プログラム 全9回 参加者 19人 場所 松林分館

月日	テーマ	備考
11. 21	準備会 いまかかえる問題 I	
11. 28	〃 〃 II	
12. 5	〃 プログラム原案づくり	
2. 18	いま乳幼児の生活を見なおすと I	中村ちよ氏(青梅第2ゆりかご保育園長)
2. 25	乳幼児の心と体が育って行く道すじは I	茂木俊彦氏(立正大学助教授)
3. 3	いま幼児の生活を見なおすと II	細谷勇太郎氏(コロリン村幼児園長)
3. 10	幼児の心と体が育って行く道すじは II	茂木俊彦氏(立正大学助教授)
3. 17	子どもの生活と文化 ＝幼児とテレビ＝	竹内布衣子氏(FACT)
3. 24	子どもの生活と文化 幼児と絵本	福地トシ氏(井の頭保育園長)

* この年の主催講座は松林のコースだけで、その他はすべて自主グループ付きの保育室となつた。自主の内容などの記録はない。

昭和55年度

幼児教室

1. 公民館幼児教育基本方針

(1) 公民館は、保育室において、親達が幼児の成長・発達を図るため、幼児の学習の場を設定する活動について、積極的に援助する。

援助の内容 ① 施設・設備の提供

② 親子に対する助言・手伝い

③ 教材・教具・資料の提供

④ 機能上の援助（相互交流・研究・研修・講師等の紹介）

(2) 公民館は、このほか幼児の成長・発達にむけて、自ら集団への適応を図り、仲間の中で遊ぶという、社会性の基礎を形成する幼児教育事業を実施する。

(3) 同時に、子どもが子ども同士で学び合える環境を日常生活（地域）の中につくること、及び親自身の成長が、幼児の成長・発達にとって不可欠であることから、公民館はそれらの親として、おとなとしての学習を積極的に援助する。

2. 幼児教室の実施について

上記1-(2)にもとづき、公民館は、幼児教室を実施するものとする。

都市化・核家族化の進行は、幼児が近隣の仲間のなかで遊ぶという機会を失なわせる傾向を強めるとともに、その社会性の基礎を形成しづらい環境が広がりつつある状況となっている。そこで以下のとおり幼児教室を実施した。

I	目標	幼児が仲間の中で遊ぶ能力を身につけ、社会性の基礎を養うことを目標とする。
II	主題	「異年齢集団への適応と遊びのちから」—問題解決と創造への知力の発達—
III	内容	幼児自身が集団の中で自立的行為ができるための情緒安定（保育者との信頼）をもとに、幼児間の密度の高い仲間関係形成及び能動的な共同行為ができるることにむけ、指導する。
IV	方法	① 基礎的な生活習慣を身につける。（親との連携による、日常性の中で） ② 遊び道具を用いた自由（ひとり）遊びのちから。 ③ 紙芝居・創作による、つくることへの関心のふくらみ。 ④ 集団遊びによる、集団の中での行為能力。 ⑤ 外遊びを含む運動能力の向上。

期 間 昭和55年4月より、以下各コース、実施回数の期間まで。

会 場 福生市公民館本館、松林分館、白梅分館。

参 加	1. いこい、このみ コース	15人 × 20回 = 300 人
	2. あ ゆ み コース	15人 × 20回 = 300 人
	3. ふ れ ん ど コース	25人 × 20回 = 500 人
	4. て づ く り A コース	10人 × 10回 = 100 人
	5. て づ く り B コース	10人 × 10回 = 100 人
	6. よ お が コース	10人 × 20回 = 200 人
	7. こ お ら す コース	10人 × 20回 = 200 人
	8. ぐ る う ぶ コース	10人 × 12回 = 120 人
	9. つ み き コース	15人 × 15回 = 225 人
	10. ひ だ ま り コース	15人 × 15回 = 225 人
	11. な か よ し コース	15人 × 15回 = 225 人

参加幼児数 150 人 延参加幼児数 2,495 人

* 尚、上記以外の年間幼児教室の実施については、公民館幼児教育基本方針1-(1)の方針に基づき、親の手による幼児教育事業として実施された。

幼児教育研究会（保育懇談会）

親が子どもの教育の主体として、幼児の成長・発達を図るために、幼児の集団教育を実施している。それは、母親間の合意の中で、“たくましく・健康的に・自由に仲間の中で遊ぶ”という基礎体験を得る機会としての実施である。

このことにむけて、

- (1) 保護者として、幼児が集団に順調に適応するために、日常準備・留意事項を毎回欠かさず実施する。
- (2) 各幼児グループ保護者会は、グループ幼児みんなに共通する準備と、集団教育にかかる経費の事務を実施するとともに、単位保護者会と保育者の交流懇談を隨時実施する。
- (3) 保育懇談会は、各幼児グループ保護者会をもって形成し、月例で実施する。ここでは、①幼児の成長・発達の研究 ②親の育てる視点や役割について ③幼児教育実施の態勢充実にむけて、母親・保育者・公民館職員の三者にて研究をすすめた。

期 間 昭和55年4月から年間（月例、全12回）

会 場 福生市公民館

参 加 20人 × 12回 = 240 人

昭和56年度

幼児教室

目標：幼児が仲間の中で遊ぶ能力を身につけ、社会性の基礎を養うことを目標とする。

主題：「異年齢集団への適応と遊びのちから」一問題解決と創造への知力の発達一

内容：幼児自身が集団の中で自立的行為ができるための情緒安定(保育者との信頼)をもとに、幼児間の密度の高い仲間関係の形成から能動的な共同行為ができるよう指導する。

方法：(1) 基礎的な生活習慣を身につける。

(2) 遊び道具を用いた自由(ひとり)遊びのちからをつける。

(3) 紙芝居・創作による、つくること等への関心のふくらみ。

(4) 集団遊びによる、集団の中での行為能力の向上。

(5) 外遊びを交え、運動能力の向上。

以上の内容・方法等をもって実施した。

期間：昭和56年4月より、以下各コース実施回数の期間まで。

会場：公民館、松林分館、白梅分館

回	コース名	定員	回数	延参加数
1	あじさいコース	15人	20回	249人
2	あゆみコース	15人	20回	250人
3	つくしコース	15人	15回	186人
4	家庭教育学級コース	15人	10回	125人
5	ふれんどコース	15人	20回	250人
6	ひだまりコース	15人	20回	249人
7	てづくりAコース	10人	10回	83人
8	てづくりBコース	10人	10回	82人
9	なかよしコース	15人	20回	235人
10	つみきコース	15人	20回	249人
11	こおらすコース	10人	20回	176人
計	11コース	150人	185回	2,134人

幼児教育研究会（保育懇談会）

幼児教室において、幼児が順調に成長・発達をとげていくためには、親が保護者として、具体的な役割を果たすことが不可欠であり、また、家庭や地区の日常性との結びつきも欠かせません。こうした点で、母親と保育者と館職員の三者によって、幼児の“成長・発達”や、良き環境づくり、及びその人的構成要素となる三者の各々の主体と役割を理解し、その連けいを深めるために、以下のとおり研究の機会として実施した。

期 間：昭和56年4月から年間（月例 全12回）

会 場：公民館、松林分館、白梅分館 参加者：20人×12回＝240人

参加者：20人×12回＝240人

幼児教育研究会（保護者会議）

幼児が異年齢集団での遊びを通じて発達することにむけ ①幼児の集団適応と発達の分析から指導方針の研究 ②保育室内の条件 ③育児に関する親の相談についての対応など、親と子が、ともに成長し得る態勢を整えるために、保育者と館職員による研究の機会として実施した。

期 間：昭和56年4月から年間（月例 全12回）

会 場：公 民 館

参加者：8人×12回＝96人

昭和57年度

公民館幼児室事業

目 的：幼児前期の子どもの成長・発達をはかるため、その興味・関心を育てながら、仲間をつくるちからを身につけ、仲間の中で遊び、行動するちから（社会性の基礎）を養い、近隣日常生活でのお友達づくりにむける。

主 題：「異年齢集団への適応と遊びのちから」

— 仲間の中で行動し創造する知力の発達 —

内 容：幼児が集団の中で自立行為ができるよう、①情緒安定をもとに、②幼児間のつながりを形成し、③能動的な共同行為となっていくことにむける。

方 法：ア) 集団での過ごし方等の形成（全般的な基礎的生活習慣との関連）

イ) 遊び道具等を用いた、みんなの中での一人自由遊び。

ウ) 紙芝居や創作による、想像力と創ることへの関心。

エ) 集団遊び(複数の仲間との遊びと行動へ)。

実施、設定、1コース15人・1歳以上から就学時までの幼児で、原則として幼稚園・保育園就園児を除く・日曜及び休館日を除く日の午前中を原則とする・実施コース・全9・実施回数全10回

期 間：昭和58年1月から3月まで

会 場：公民館本館、松林分館、白梅分館

参加幼児数：15人×9コース×10回=1,350人

回	コース名	定員	回数	延参加	保護者会
1	本館月曜幼稚室	15	10	150	12人
2	〃水曜幼稚室	15	10	150	12人
3	〃木曜幼稚室	15	10	150	15人
4	〃金曜幼稚室	15	10	150	14人
5	〃土曜幼稚室	15	10	150	13人
6	松林月曜幼稚室	15	10	150	12人
7	〃土曜幼稚室	15	10	150	12人
8	白梅木曜幼稚室	15	10	150	11人
9	〃金曜幼稚室	15	10	150	14人

(1) 幼児室運営会

回	月日	主題	内 容	備 考
1	1. 12	(はじめに) オリエンテーション& よきつながりへ	自己紹介・幼稚室事業紹介・保護者 者の準備・役割	説明と話し合い
2	1. 19		親としての私達の学習及び“育児と私”	紹介と話し合い
3	1. 26		生物としての人間と育児	明治大学教授 宮岡 一雄氏
4	2. 2	幼児の成長と 発達を学ぶ	子どもの世界の捉え方	市内幼児教育専門家 大堀 容子氏
5	2. 9		子どもの発達環境の中で最も至近な 親の位置・役割	同 上
6	2. 16	子育てに思う	よき家庭形成から地域に係わる 子育てに思う	婦人活動経験者 中村 初乃氏
7	2. 23	幼稚室での	幼児の異年齢集団における発達について	幼稚室指導者 加藤 武子氏
8	3. 2	子どもの成長	実施の内容と幼児の成長の実際について	同 高橋登美子氏
9	3. 9	親として	子どもの発達にむけ、地域のおとな 同士のつながりへ	話題提供 原田氏・佐藤氏
10	3. 16	まとめ	“子どもの成長と親の成長”“これからに” “かけて”	話し合い

(2) 「三者会議」

幼児が異年齢集団において、順調な成長・発達をとげていくためには、集団教育の場における指導者と、保護者の結びつきは欠かせません。また、家庭や地区の日常性の中で子どもが成長・発達を遂げていくことがもとめられます。こうした点で、母親・保育者・館職員の三者によって、各々の役割や連けいを深め、幼児の育成にむけ研究を実施した。

(3) 「保育者会議」

幼児の異年齢集団での遊びを通じての発達にむけ、①幼児の集団適応と発達の分析から指導方針の研究、②幼児育成の場の機能研究、③育児に関する親の相談への対応等、親と子がともに成長し得る態勢を整えるための研究の機会とし実施した。

期 間：昭和58年1月～3月まで（全7回）

会 場：公 民 館

参加者：三者会（20人×3回+20人）+保育者（8人×4回）=112人

昭和58年度

幼児室事業

幼児前期の子どもの成長、発達をはかるため、その興味・関心を育てながら、仲間をつくるからを身につけ、仲間の中で遊び、行動するから（社会性の基礎）を養う。このことが日常生活での友達づくりとなるようすすめてきた。

期 間：昭和58年5月9日から順次各コース開講し、10月7日全コース終了。

会 場：公民館、松林分館、白梅分館（10コース、全15回）

参加者：（14人×1C+15人×7C+16人×2C）×15回=2,265人

回	実施コース	幼児数					延参加数	保護者数
		コース人數	1才	2才	3才	4才		
1	本館 月曜幼児室	15	1人	10人	4人	0人	225人	14人
2	水曜幼児室	15	8	2	5	0	225	13
3	木曜幼児室	15	6	8	1	0	225	13
4	金曜幼児室	15	7	3	3	2	225	15
5	土曜幼児室	14	6	3	4	1	210	14
6	松林 月曜幼児室	15	3	3	8	1	225	12

7	松林 土曜幼稚室	16	7	5	3	1	240	11
8	白梅 水曜幼稚室	16	6	6	3	1	240	14
9	木曜幼稚室	15	3	5	6	1	225	11
10	金曜幼稚室	15	0	6	8	1	225	14

内 容

- 主題 「異年齢集団への適応と遊びの力」、仲間の中で行動・創造する知力の発達。
- 内容 幼児が集団の中で自立的行為ができるよう、①情緒安定をもとに、②幼児間のつながりを形成し、③能動的な共同行為となっていくことにむける。
- 方法 ①集団での過ごし方等（全般的な基礎的生活習慣との関連）。
 - ②遊び道具を用いた、自由遊び。
 - ③紙芝居や創作による、想像力と創ることへの関心。
 - ④集団遊び（複数の仲間での遊びと行動）。
- 展開 I 場への適応（情緒安定）、II ひとり自由遊び、III 複数の遊び（ごっこ遊び）
- 指導 保母又は幼稚園教諭資格者 9人

事業終了後は、親達による保育者への依頼等により自由な幼児教育活動を実施。

総 括 全15回を通じ、だいたいのコースが場への適応・みんなの中の自由ひとり遊び・複数の仲間遊びへと展開した。子ども同士の係わりから発生する相互作用が、社会性の発達（身体・知能・言語・情緒の発達を含む）となっていくため、更に、相互作用による興味・関心・行動への意欲につながる知力の発達について明らかにする。

幼稚室運営会議

幼児が異年齢集団において、円滑な成長・発達をとげていくために、集団教育の場における、親・おとの連携及び協力による育成となっていくよう実施した。

期 間：昭和58年4月～10月まで（全9回）

会 場：公 民 館

参加者：三者会議（20人×4回+26人）+保育者会議（9人×5回）= 151人

(1) 三者会議

幼児が異年齢集団で発達していく様子を捉え、集団教育の場と家庭教育の場とが幼児の成長にむけてスムーズな結びつきとなり、日常近隣地区の中で子どもの仲間づくりと成長

となることにむけ、親・保育者・職員による三者研究を実施した。

(2) 保育者会議

幼児の異年齢集団での仲間づくり遊びの行動を通じての発達にむけ、①幼児の集団適応と発達分析から指導方針の分析、②集団教育の場の機能研究、③育児に関する親の教育力への相談や対応についての研究の機会として実施。

回	月 日	運営会議名	内 容
1	4月28日	保育者会議	幼児育成事業・全展開の目標・内容・方法・指標について
2	5月23日	三 者 会 議	保護者会役員紹介、幼児室事業、始期の様子、指導内容紹介、討議
3	5月27日	保育者会議	全コースの幼児の状況分析・始期から適応期の対応研究
4	6月22日	三 者 会 議	7回目前後の幼児達の様子、仲間への係りへの兆し、親の準備点検ほか
5	6月24日	保育者会議	全コースの動向分析、家庭における基礎的生活習慣の形成
6	7月21日	三 者 会 議	10回目前後の幼児の様子（ケンカ・思いやり・ルール）親達のこれからつながり
7	8月26日	保育者会議	全コース動向分析と終盤の指導、週1回外での親子の接触の意義
8	9月22日	〃	自主的な幼児教育活動への準備、及び実施のまとめ・反省
9	9月20日	三 者 会 議	終盤の幼児達の様子、親達からみた幼児達の成長、自主化にむけて

以上の展開から10月以降には、親達による指導者依頼等で、自主的な幼児の集団教育（育成）の実施となる。

総 括 幼児の育成にむけて、おとな（親・保育者・職員）の協議と役割の研究の場として実施した。特に、親は教育の主体として。

- ①子どもの基礎的生活習慣の形成、
- ②子どもが子どもの中で成長していくこと、
- ③地域に、子どものための環境をつくる、といった相互学習の契機となった。

昭和59年度

幼児室事業

おもに幼児期の前半にあたる子どもたちの成長、発達をはかる。集団での遊びを通し、社会性の基礎を養う場として実施した。

期 間：昭和59年6月1日㈮～11月1日㈭ 1コース全15回×10コース

会 場：公民館、松林分館、白梅分館

参加者：(15人×8C+13人×1C+5人×1C)×15回=2,070人

回	実施コース	幼児数					延参加数	保護者数
		コース人數	1才	2才	3才	4才		
1	本館月曜幼児室	15	4人	4人	7人	0人	225人	13人
2	〃 水曜幼児室	15	2	12	0	1	225	15
3	〃 木曜幼児室	15	5	8	2	0	225	15
4	〃 金曜幼児室	15	5	6	4	0	225	15
5	〃 土曜幼児室	15	5	4	6	0	225	15
6	松林月曜幼児室	13	6	3	4	0	195	12
7	〃 土曜幼児室	5	4	0	1	0	75	4
8	白梅水曜幼児室	15	5	4	6	0	225	12
9	〃 木曜幼児室	15	8	1	6	0	225	16
10	〃 金曜幼児室	15	3	5	6	1	225	10

◦ 内容 幼児が集団の中で、能動的にかかわることができるようにする。

幼児の自立心を育てる。

◦ 方法 遊具による遊び(室内、戸外)

紙芝居や工作
集団遊び

} を通し、保母が専門的な力でひきだしていく。

総括 子どもをあずけることを通して、母親が学んでいく場としての一側面をあわせもつ事業であったが、15回を終えてみて、あまり成果があがらなかったように思う。

今後再考する必要性があると感じた。

昭和60年度

幼児室事業

幼児の成長、発達をはかり、子どもをあずけることを通して、母親が学習していく場として実施した。

期 間：昭和60年5月13日(月)～10月末日(前期) 1コース全15回×5コース

午前10時～正午

昭和60年11月7日(月)～昭和61年3月末日(後期)

1コース全15回×3コース 午前10時～正午

会 場：公民館、松林分館、白梅分館

参加者：(16人×2C+15人×2C+11人×1C)×15回=1,095人

(12人×1C+11人×1C+15人×1C)×15回=570人

内 容：幼児が集団の中で、能動的にかかわるようにはたらきかける。

幼児の自主性を育てる。

	実施コース	幼児数					延参加者数
		1才	2才	3才	4才	計	
前期	松林月曜コース	7人	4人	5人	0人	16人	240人
	白梅月曜コース	6人	6人	3人	1人	16人	240人
	白梅水曜コース	7人	4人	3人	1人	15人	225人
	本館木曜コース	5人	7人	3人	0人	15人	225人
	本館金曜コース	3人	3人	5人	0人	11人	165人
後期	松林月曜コース	5人	4人	3人	0人	12人	180人
	本館木曜コース	6人	4人	1人	0人	11人	165人
	本館金曜コース	8人	2人	4人	1人	15人	225人

総 括 今年度はじめて前期、後期にわけて行った。前期よりも後期、という具合に良くなり、母親の学習としての幼児室になっていったようである。

婦人学級「育児観の変遷をたどる」

とかく目先のことが気になりがちなお母さんが、育児観の変遷をたどりながら、真に子供の育ちを見る目を養う機会として実施した。公民館保育を併設。

期 間：昭和60年11月7日(木)～61年3月6日(木) 午前10時～正午 全15回

会 場：公 民 館

参加者：19人×15回=285人

月 日	内 容	講 師
11. 7	オリエンテーション	
14	子育ての問題	岡本 富郎氏(白梅短大助教授)
21	昔、福生の子どもは	高崎 伊平氏(元小学校校長)
28	子ども観のうつりかわり	久保田 浩氏(白梅短大教授)
12. 5	保護者学習会	
12	戦前の子ども	岡本 富郎氏
19	戦後の子ども	"
61.1. 9	その家のしきたり	"
23	昔の子育ての知恵	久保田 浩氏
30	保育映画鑑賞	
2. 6	保護者学習会	
13	いま、親たちは (I)	久保田 浩氏
20	" (II)	
27	保護者学習会	
3. 6	ま と め	

総 括

子育ての歴史を学ぶ中で、女性の地位の低い時代に、子供のために立ち上がった女性が大きな仕事をなしとげたことに、参加者も勇気を持ってくれたようである。

それとともに、地域で母親同士が結びつくことの必要性を感じとてくれたようである。

講座終了後自主化した。

昭和61年度

保育室事業

子どもをあずけることを通して、母と子が共に自立をめざし、成長しあう場として実施した。

期 間：昭和61年5月12日(月)～10月末日(前期)午前10時～正午

昭和61年11月6日(木)～62年3月末日(後期)午前10時～正午

会 場：公民館、松林分館、白梅分館

参加者：前期 876人 後期 506人

内 容：子どもをあずけることを通して見えるいろいろな問題を学習していく。

	実施コース	回数	幼児 数					延参加者数
			1才	2才	3才	4才	計	
前 期	松林月曜コース	18	6人	6人	2人	0人	14人	252人
	白梅水曜コース	17	7人	5人	4人	0人	16人	272人
	本館木曜コース	18	6人	2人	4人	0人	12人	216人
	本館金曜コース	17	5人	2人	1人	0人	8人	136人
後 期	松林月曜コース	16	8人	2人	1人	0人	11人	176人
	本館木曜コース	15	3人	8人	1人	1人	13人	195人
	本館金曜コース	15	6人	3人	0人	0人	9人	135人

総 括：子どもをあずけることを母親の学習につなげていくように努力した。

主催後のアフターケアをどうするかが課題である。

婦人学級「みんなでつくる保育室」

公民館主催の学級であるが、学習内容を参加者が選択できるよう日時と場所だけを館側が設定し、内容については学級の中で参加者と職員が話し合いながら作っていくことにした。ただし、保育室併設の婦人学級であるので、柱は地域の中での子育てを目指すために公民館を井戸端とし、そこから仲間づくりを第一の目標とした。

日 時：昭和61年11月21日～昭和62年3月13日 午前10時～正午 全15回

場 所：公民館1・2集会室

参加者：8人×15回=120人

月 日	テ　ー　マ	内　　容	講　　師
11. 21	オリエンテーション	学級の内容と保育室に子どもをあずける意味、諸注意を説明	
11. 28 12. 5・12	仲間づくり	参加者に生いたちを自己紹介してもらい、仲間づくりを行った	
12. 19	テーマをさがす	子育てを通して起こる様々な問題を分類し、その中で学びたいことを選択した	
12. 26	保育室の様子から	保育室の子ども達の様子を話し合いながら、保育のあり方を学んだ	下里 恵子氏
1. 9	テーマをさがす	12月19日につづき、学習テーマを話し合った	
1. 23	保育室の様子から	保育室で起こったことを中心に保育のあり方を学んだ	増田 公子氏
1. 30	幼児教育とは何?	子ども達を伸び伸びと育てるためには、どうしたら良いか。自然とのふれ合いの中から学ぶことの大さを知った	細谷勇太郎氏
2. 6 2. 13	子どもにとって良い本とは	子どもにとって良い本とは何か。大人が選ぶものが良いとはいえない。子どもの自主性を大切にしていくことを学んだ	赤木 幹子氏
2. 20	保育室の様子から	子ども達の発達状況から子ども同士がかわりあうことの大さを学んだ	佐々木京子氏
2. 27	講義の中から	3回の講義の中で学んだことをもう一度全員で話し合った	
3. 6	ビデオを見ながら	保育室の様子をビデオを見ながら話し合い、保育日誌では伝えきれない部分を学んだ	
3. 13	自主化にむけて	講座終了後にも子ども達の関係が続けられるように話し合った	

総　括

育児を通して母親達のつながりを深め、子育てと地域の関係について考えて行くために、まず、仲間作りを第一の目的とした。そのために講義の内容についても自分達の意見を出し合い、話し合いの中からプログラミングしていった。これは、仲間同士の理解を深めるためには十分な効果があったが、子育ての中での問題提起だけにとどまり、女性や地域もふくめた問題まで話しを広げて行くことができなかつた。

第13回 保育ニンティナリ

1979.6.20. 保育室から

アーティスト会議で、第三回公演会で、公民館保育室の必要性について話す事が出来ました。ちばひと館館長を見て、おおおお、この話が持ついため、アートの實行委員に充分な所があつたし、回収をいたい)、さとう三田樹倒をあつたのは、と思ってあります。

アート結果

- ② 週1回? タダで来ている人 16%
- ④ 保育室の利用 11% サクルに 42% 西荻 47%
- ⑤ 目的? 集団に子を 34% 親戚 20% 保護 36%
- ⑥ 必要性? おむじ便所 23% 補足 68%
- ⑦ 保育室以外で預けている所? 未だ 5% 西荻 21% 近所 8% 友人 13%
- ⑧ もじ保育室がどちら? 家に住む 37% 当人の責任 2% 同僚 23% 参加者 17% 他のところ 23%
- ⑨ 今持っている? (回答2枚) 近所預けの人は放牧等外出目的が多
- ⑩ 手放し? (回答2枚) おむじ便所が多
- ⑪ おまかせ? おまかせ 37%
- ⑫ 親戚? 69% 27%
- ⑬ 利用ですか? (回答3枚) まだ 11% 今在庫が少 増加の予感
- ⑭ 共同保育? やりたいが、制度に付いては自分は 11% どうでも 32% やりたがい 35%
- ⑮ 保育園や幼稚園に入れた公民館保育室は? いは 68% いざかや 18% やつだか 23%
- ⑯ 保育室? 市立 55% 市立群馬・部屋租 42% 龍 3%
- ⑰ 市立? (回答4枚) 市立物 11枚 教育機関 2枚 生駒 3枚
- ⑱ 3歳の時期? 2枚 都民保育 1枚 諏訪湖ヒル 1枚
- ⑲ おまかせ? 一括 26% 部屋租 36% で担当サルナヨロシ無理
- ⑳ 保育者? 14% 部屋租 16% 不動 3%
- ㉑ 館園? 16% 部屋租 3% 不動 13%
- ㉒ 何者? 26枚 (回答8枚) 保育の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教

■ 丸が二回は7月1日(火) | 300-330 テーマは年齢計画と保育内容

アート結果
○ 保育室の利用 11% サクルに 42% 西荻 47%
○ 目的? 集団に子を 34% 親戚 20% 保護 36%
○ 必要性? おむじ便所 23% 補足 68%
○ 保育室以外で預けている所? 未だ 5% 西荻 21% 近所 8% 友人 13%
○ もじ保育室がどちら? 家に住む 37% 当人の責任 2% 同僚 23% 参加者 17% 他のところ 23%
○ 今持っている? (回答2枚) 近所預けの人は放牧等外出目的が多
○ 手放し? (回答2枚) おむじ便所が多
○ おまかせ? おまかせ 37%
○ 親戚? 69% 27%
○ 利用ですか? (回答3枚) まだ 11% 今在庫が少 増加の予感
○ 共同保育? やりたいが、制度に付いては自分は 11% どうでも 32% やりたがい 35%
○ 保育園や幼稚園に入れた公民館保育室は? いは 68% いざかや 18% やつだか 23%
○ 保育室? 市立 55% 市立群馬・部屋租 42% 龍 3%

○ 市立? (回答4枚) 市立物 11枚 教育機関 2枚 生駒 3枚
○ 3歳の時期? 2枚 都民保育 1枚 諏訪湖ヒル 1枚
○ おまかせ? 一括 26% 部屋租 36% で担当サルナヨロシ無理
○ 保育者? 14% 部屋租 16% 不動 3%
○ 館園? 16% 部屋租 3% 不動 13%
○ 何者? 26枚 (回答8枚) 保育の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教
○ 保育室の利用 11% サクルに 42% 西荻 47%
○ 目的? 集団に子を 34% 親戚 20% 保護 36%
○ 必要性? おむじ便所 23% 補足 68%
○ 保育室以外で預けている所? 未だ 5% 西荻 21% 近所 8% 友人 13%
○ もじ保育室がどちら? 家に住む 37% 当人の責任 2% 同僚 23% 参加者 17% 他のところ 23%
○ 今持っている? (回答2枚) 近所預けの人は放牧等外出目的が多
○ 手放し? (回答2枚) おむじ便所が多
○ おまかせ? おまかせ 37%
○ 親戚? 69% 27%
○ 利用ですか? (回答3枚) まだ 11% 今在庫が少 増加の予感
○ 共同保育? やりたいが、制度に付いては自分は 11% どうでも 32% やりたがい 35%
○ 保育園や幼稚園に入れた公民館保育室は? いは 68% いざかや 18% やつだか 23%
○ 保育室? 市立 55% 市立群馬・部屋租 42% 龍 3%

○ 市立? (回答4枚) 市立物 11枚 教育機関 2枚 生駒 3枚
○ 3歳の時期? 2枚 都民保育 1枚 諏訪湖ヒル 1枚
○ おまかせ? 一括 26% 部屋租 36% で担当サルナヨロシ無理
○ 保育者? 14% 部屋租 16% 不動 3%
○ 館園? 16% 部屋租 3% 不動 13%
○ 何者? 26枚 (回答8枚) 保育の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教、保健の主任教
○ 保育室の利用 11% サクルに 42% 西荻 47%
○ 目的? 集団に子を 34% 親戚 20% 保護 36%
○ 必要性? おむじ便所 23% 補足 68%
○ 保育室以外で預けている所? 未だ 5% 西荻 21% 近所 8% 友人 13%
○ もじ保育室がどちら? 家に住む 37% 当人の責任 2% 同僚 23% 参加者 17% 他のところ 23%
○ 今持っている? (回答2枚) 近所預けの人は放牧等外出目的が多
○ 手放し? (回答2枚) おむじ便所が多
○ おまかせ? おまかせ 37%
○ 親戚? 69% 27%
○ 利用ですか? (回答3枚) まだ 11% 今在庫が少 増加の予感
○ 共同保育? やりたいが、制度に付いては自分は 11% どうでも 32% やりたがい 35%
○ 保育園や幼稚園に入れた公民館保育室は? いは 68% いざかや 18% やつだか 23%
○ 保育室? 市立 55% 市立群馬・部屋租 42% 龍 3%

■ 保育室利用者の手による初めてのたより =

8. 自然保護と公民館

1 公民館開館以前の自然保護に関する動き

福生市の教育委員会に社会教育主事が配置されたのは、昭和37年で、社会教育法の改正（社会教育主事の教育委員会必置制）により配置されたものであった。それ以降、福生の社会教育の基本計画や体系、事業についての具体的な行動が始まった。

昭和43年になって、社会教育事業を担当する社会教育主事が一名増員され、2名の態勢になり社会教育の事業が広がりだした。

しかし、福生において自然に関する事業が行われ出したのは、昭和49年からである。

昭和49年5月、当時青年達が活動主体の「サークルビショップ」が、市内に住む野鳥の研究家を講師にお願いし、五日市町の白杵山で野鳥観察会を開いたが、その時福生市教育委員会が後援し、社会教育係の職員2名も一緒に参加した。

この観察会以降、夏休みに子どもを中心とした「野外教室」を開始し、翌年の2月から「自然観察教室」として、主に冬の野鳥観察会を始めた。

当時、この野外教室を担当した職員が「野外教室に取り組む視点」を残しているが、この視点・理念は、現在の福生市公民館の少年教育事業につながっているものがあるので、以下に紹介しておきたい。

野外教室に取り組む視点

子ども達が地域の中で豊かに育っていけない状況が色々言われて何年にもなるが、最近その傾向がますます大きくなっている。子ども達の世界から野外での遊びが失われつつあると同時に、子ども達のまわりから自然が失われてきている。

かつて、子ども達のまわりには十分な自然が存在していた。子ども達は自然の中で様々な生活経験を持ち、豊かな愛情や、関心を自然に対して持っていた。

ほんの十数年前、子ども達の世界には、遊び仲間や豊かな自然環境の中で様々な生活経験を得ていたし、大人達の労働の一分野を子ども達なりに担う場が存在していた。

そこでは、子ども達の思考は、生活経験の積み重ねの上に存在していたし、生活経験と言語が一致していた。子ども達は「とんぼ」「せみ」という言葉から、その鳴き声、いる場所、大きさ、感触など様々な事実を思い浮かべることができた。

しかし、最近の子どもたちは、生活経験が極めて狭くなっているばかりではなく、言語

と生活経験が切り離されていることが多くなってきている。

子ども達の成長や発達は、与えられた生活経験によって方向付けられてくる。この経験が、子ども達の思考を拘束してくる。

しかし、学校教育の知識偏重が、ますます子ども達の言葉と生活経験の距離を生み出してきている。そして、子ども達に思考する力を育成する場がなくなってきたらしく、子ども達に学校教育の中で得られなかった生活経験と言語を統一させた教育の場が、今後ますます必要となってくるだろう。

こうした分野は、子ども達の素朴な関心事として、学校教育分野でなかなかふれられていかない。野外での作業を通じ、じかに実物にあたる中で共通な興味や関心をもった仲間達と観察したり、実験したり、考えたりする場が必要であろう。

子ども達はそのことを通じて生活経験と言葉との差をつめ、仲間同志のふれあいの中で経験を言語化し、生活経験を積み上げ、自分達の要求に高めていく力を持つのではないか。要求は子ども達の自覚と自意識がなければならない。それは当然、思考をすることが必要になってくるだろう。

野外教室は、子ども達から奪われていった、自然とのふれあいを大切にしながら、生活経験と言語の差を縮め、科学的知識を育てつつ、子ども達に豊かな経験を与えながら、自らの生活経験を通じて思考する力を育てる場として位置づけられよう。

そして、この年、以下のプログラムで実施されている。

日 時	テ ー マ	内 容
7月30日	植物のはなし	野草のみかた、しらべ方
8月 6日	おしばのつくり方	野草のおしばのつくり方
8月13日	昆虫のはなし	野外での昆昆虫観察、昆虫の生活
8月20日	福生の樹木	福生の樹木について
8月26日	生きものと人間の生活	昆虫や植物が人間の生活にどんな役割を果たしているか考えます。そしておしばを完成させます。

なお、この教室の講師は、宮岡 一雄氏と岡田 紀夫氏の2名が行っているが、今日の公民館の野外事業でも、引き続き講師をしていただいている。

次に、「自然観察教室」であるが、これも、始めるにあたっての視点や理念が示されているので、ここに記載しておこう。

自然観察教室

近来、社会の発展は、自然界の復元能力が越えたところで急速に進んできている。そして、いまでも、開発対象でしかなかった自然が、そのまま放っておくと、人類の種の存続にかかわるほどの重大な時期にきている。こうした中で、市民の自然保護に対する関心がたかめられ、自然の持つ意味がするどく問い合わせられてきている。

自然保護が生物界の問題として大きくクローズアップされてきているが、単に生物学的にかたずけられる問題ではなく、人間の住む問題としてとらえ直されなければならない。この自然教室は、こうした環境問題へのかかわりの一つとして、野鳥観察を通して次の内容で実施した。

日 時	テ ー マ	内 容
2月 2日	野鳥を覚えよう	多摩川に出て、野鳥の観察、カモ類の観察
2月 9日	"	野鳥観察
2月 16日	野鳥観察	野鳥観察。野鳥と自然、人間の生活等との係わりを
	野鳥と自然	講義で聞きます
2月 23日	野鳥観察 福生の自然	野鳥観察。多摩川原に住む鳥たちをふくめて、福生の自然・植物を通して考えます。

この観察会には、宮岡 一雄氏、岡田 紀夫氏、栗原 仁氏（当時、市立第5小学校教諭）の他、市民の方が指導に当たっていた。

この年に始まった自然に関する事業は、翌年以降今日まで継続されることになる。そういう意味では、大きな意味を持つ年であった。

昭和50年度には、「多摩川の“野鳥”をもとめて」というテーマで、自然観察会が以下のプログラムで開かれている。

日 時	テ ー マ	内 容
2月 1日	冬鳥をおぼえよう	多摩川原にて、野鳥の観察
2月 8日	"	" "
2月 15日	野鳥観察	福生の鳥たちの説明
2月 22日	野鳥観察	自然保護のはなし

この観察会には、昨年に続き、岡田 紀夫氏、栗原 仁氏の他、青木さん・山口さんという2名の市民の方が手伝ってくれている。この年の参加者は、4回で計140名ということになっている。

また、この年から「ふっさの自然をさぐる」という、自然保護講座が始まることになる。

この講座を始めるに当たって、担当者は市民の人たちと準備会を重ね、この講座を開く視点を明らかにしている。

昨年に始めた「野外教育」「自然観察会」と同様、今日にもつながっている部分があるので、以下に紹介しておきたい。

7月4日から26日まで4回の準備会を開き、この講座の視点を明らかにした。その結果、この講座の視点を次の三点にまとめた。

- ① 市内の身近な自然を中心に、その調査や資料を通して、できる限り実態を明らかにする
- ② 市民が自分自身でできる観察方法を学ぶことによって、科学的な実証方法を学ぶ
- ③ 自然保護を市民の関心事とするとともに、環境問題を考えていくステップにする

また、この視点を具体的に展開していくための方法として、以下のような具体的な方法論まで展開している。

- 1) 福生の自然についての実態を明らかにすること。そのため、地元の研究者に協力してもらい、福生の自然についてのデーターを資料化していくこと。
- 2) 観察会を入れること。
- 3) プログラムの内容としては、「"福生の自然"の現状を明らかにすること」「自然保護についての学習を中心に行うこと」で、そのため、公害・環境汚染までひろげずにおく（環境問題は来年しよう）ということになり、次のように実施した。なお、講師はすべて地元の専門家をあつめた。

9月12日～10月31日の毎週金曜日、夜7時30分～9時30分（内容は省略）

また、昨年にひき続き、子ども対象の「夏休み自然教室」も、開かれている。

昭和51年度になると、自然観察教室も3年目になるためか、随分内容的に深まっていっているのが分る。そして、この自然を観察することの視点がより一層、明確になってきている。それは、以下のような視点を明らかにしていることからも、伺い知れる。

自然観察教室の視点

- 1) 自然保護思想の一歩として自然にしたしむ。
- 2) 初歩的な科学的観察態度を身につける。この初歩的な観察態度という意味は、以下の3つに言い表わせる。
 - ① 観察会マナーを身につける
 - ② 簡単な野帳がとれる
 - ③ 自然を守るということが、大切であるということが理解出来ること
- 3) 大人から子どもまでふくめた「伝えあいによる経験交流」という視点で、講師団は自然観察グループに依頼した。内容は下記のように行った。

この段階で、講師の岡田 紀夫氏、栗原 仁氏以外にも7人の市民の名前が上がっており、講師団というものが形成され、市民が市民に対応する力を付けていることが分る。

時期が前後してしまうが、この年度の夏には子ども対象に、夏休み自然観察教室が開かれている。この教室も3回目になるためか、内容的に充実してきたのが分る。

それは、「参加者の子ども達がいくつかのグループに分れ、福生市内をくまなく歩きまわり地域全体の自然環境を自分達の手で認識することができるよう、また、子ども達が資料を作製する力を持てる様に」ということで、地域の環境地図作りを参加者の手で行った。

地域の環境地図作りは植物分布を指標とし、その分布状況が一定の地域に自然環境を計るメドとした。福生地区全域を対象とし、道路で区分けされた空間を子どもたちの視覚でみどりと住宅の比に分け、みどりが多いければみどりに、住宅が多いければ住宅に分けさせた。それを5千分の1の地図に分けて落とした。子ども達はいくつかのグループに分れ、教室以外の日にも調査した。この結果は2月の自然観察教室で、子ども達の手で発表した。

子どもの教室であるが、内容が充実しているのが分る。

公民館が開館するのは昭和52年6月なので、この51年度までが社会教育課社会教育係の仕事ということになる。

昭和49年サークルビショップによって始められた「野鳥観察会」がキッカケとなり、福生市において、自然に関する社会教育事業が大きく展開し始めた。

このサークルビショップは、今日では「福生自然観察グループ」と改称し、青年だけのグループから、中学生を含む大人の市民グループに成長している。

五日市の白杵山での観察会に参加した人が中心になって、特に野鳥の調査・研究も続いている。また、大学生や高校生などの若いメンバーは、公民館主催の自然観察会、たんけん教室な

どのリーダーとして、市民の人や子ども達に十分説明できる力をつけています。

しかし、あえてここで触れておくべきことの一つは、社会教育係の職員の力量であろう。現在、公民館の職員をしているが、今まで続く事業の展開を当初に築いたからこそ、自然観察を活動の中心とするグループもできたわけだし、また、今日の観察会が多くの市民の参加によって盛況に進められているのも、その確かな視点があったからこそと言える。

また、福生の場合は「観察会」だけでなく、地域の人間が地域の自然について学習する講座が用意されている他、子ども達は子ども用の教室が、市内の専門家の力を借りて開かれていることも特筆できることと思われる。

2 公民館開館以後の自然保護に関する動き

昭和52年度になると公民館が開館し、今まで社会教育課で事業担当していた職員が公民館に移り、引き続き事業を担当する。しかし、内容的には大きな変化はなく、子ども対象には「夏休み自然教室」として、全8回の教室が前年とほぼ同じ内容で実施されている。また、冬の自然教室として2月から3月にかけて5回の野鳥観察会を開いている。

この年から「月例自然観察会」として、観察会の領域が今までの野鳥だけから、植物・水生昆虫・星座というように広がってきた。

この背景には、市民の要望があったわけだが、その経緯を当時の記録から見てみると、次のようになる。

昨年冬の自然教室終了後、自然保護の立場から福生の自然に親しむ機会を観察会というかたちで月例で開催したらという要求があった。この要求に答えながら、福生の自然に親しみながら地域の自然保護にかかわる住民の底辺をひろげるためと、大人から子どもまでの参加の中で昔の自然景観を伝え、今日の変化と比べていくことを考えた。

この年に始めた「月例観察会」は今でも続いている事業であるが、当時の担当者は中学生たちの力を高く評価している。それは、夏休み自然教室に参加している自然のことについて詳しい中学生たちのことであるが、かれらが中心になって資料を作り、観察会当日の運営や指導を行った事実から、市民の前で中学生でも発表できる力が育ちつつあることを、強く感じていたようだ。

昭和53年度には、子ども自然教室（夏休み自然教室）が市内で初めてキャンプを行うようになる。しかし、教室の内容そのものには大きな変化はなく、8回で280人という大勢の子どもが教室に参加していた。

冬の自然観察会として「野鳥観察会」が定着してきて、この年初めて高尾山に観察にでかけ

ている。

その他、前年開かれた月例自然観察会は、この年には秋の植物の観察会だけ開いている。しかし、この秋の植物観察会は、カワラノギクをはじめとする、多摩川中流域の特徴的な植物が観察でき、参加者には好評だった。それは、羽村町の取水堰から下流は流量が激減し、植物の生育状況に大きな変化が見られ、福生市内では見られない植物が見られ、たやすく比較できたからである。

* 昭和54年度になると、武蔵野台に公民館松林分館が開館し、公民館職員も2名新規採用された。社会教育課時代の昭和49年度から公民館開館後の昭和53年度まで、自然に関する事業を継続して担当してきた職員にかわり、この昭和54年度から新たに採用された職員が担当すること。



また、公民館分館ができることで事業を担当する職員が増え、子どもを対象におこなう事業の中で、自然を学習の材料にする事業が増えた。

以下に、この年に行われた自然に関する事業を上げておく。

同じ事業を継続して担当していた職員が変わることで、レベルダウンが予想されるのが普通だが、新たに採用された職員は、今までの職員のもとで観察会に参加し、自然観察グループの一員として観察行為も長い経験を持っていたので、幸いにも大きなレベルダウンをしないでいた。

子ども対象事業

事業名	内容	回数	参加者
わんぱく教室	小学1～3年を対象に、近くの多摩川で草花遊びなどの他、仲間に働きかける力を養う。	7	245
たんけん教室	地図とコンパスを使って野山を歩きまわり、身近な自然と文化財を見て歩く	13	234
夏休み自然教室	小学4年から中学3年までを対象とし、夏休み期間中に市内の自然の状態を調べてみる。	10	150

その他に、松林会館では、サバイバル教室を行った。この教室は、自然の中で生活する知恵を身につけるという視点で開かれた。

この年の観察会は、全9回で延320人の参加者だった。

昭和52年度に始まった観察会は、この年から内容・形式が確立し、以後、若干の回数減はあるものの、今日までこの形で続いている。

市内の自然の記録を市民が作ることはとても大切なことだが、その行為を公民館が公的に保障し記録を残すことの意味も、また大きいと言える。今日では、記録の積みあがりが、貴重なものとなりつつある。

また、この観察会を運営しているのはもちろん職員であるが、観察会の内容や資料作り、当日の資料紹介など、実践的運営は自然観察グループの色々な年齢層の人と職員の協力で行っている。

* 昭和55年度には、熊川地区に公民館白梅分館が開館し、公民館3館で市内全域をカバーすることになった。この年にも昨年に引き続き事業を担当する職員が2名採用された。

この年の「たんけん教室」は16回320人の参加者、「夏休み自然教室」は10回150人の参加者で開かれている。

この他にも、子ども会リーダー研修会“遊び博士になろう”では、冬の多摩川や草花・滝山丘陵を利用し、野外で仲間と自然の中で遊ぶ教室も開かれている。

また、サバイバル教室も前年に引き続き開かれている。

この年から、『市民大学講座 福生の自然と環境を考える』というテーマで、新しい講座が始まった。

この講座は、市内に住んでいる自然の分野の専門家が、市内の自然の様子を専門的な見地か

ら分析し、市民と共に福生の自然と環境について考え、市民自らが新たな方向に一步足を踏み出せるような内容にしようと思い、始めたものである。

以下にその内容を記しておく。

月 日	テ ー マ	内 容	講 師
10. 1	多摩川の現状 I	河辺・河川敷の植物から見た自然	宮岡 一雄
10. 8	〃 II	水生生物(昆虫)から見た自然	田中 和明
10. 15	〃 III	昆虫の移りかわりから見た自然	栗原 仁
10. 22	環境としての自然 I	地形と日常生活を考える	武南 鑿
10. 29	〃 II	水質と私たちの生活の関係	植松 重雄

★ 昭和 56 年度には、子ども対象の「たんけん教室」が、全 19 回で延 450 人という参加者で開かれており、「夏休み自然教室」も、全 13 回延 168 人という参加者で開かれている。特にこの年の自然教室では、昆虫・植物・野鳥の調査をしており、子どもの教室でもプログラムの組み方次第でかなり内容のあるものができることが分った。

また、サバイバル教室も同じように、野外での生活の知恵を身につける機会として、全 7 回延 231 人という参加者で開かれている。

昨年から始まった「市民大学講座 福生の自然と環境を考える」は、この年は全 4 回延 40 人の参加者で開かれている。

その他、ほぼ恒例化した自然観察会は、水生昆虫と野鳥の観察会だけが計 7 回開かれている。植物観察会の当日は、雨や雪に見舞われ、中止になってしまったためである。

★ 昭和 57 年度には「たんけん教室」「夏休み自然教室」「サバイバル教室」とも、規模・内容・参加者など、ほぼ昨年と同じである。

この年の夏休み自然教室では、野鳥・昆虫・植物の生息状況調査を行っている。この内容は、市内 3ヶ所に調査地点を設け、その地点でのそれぞれの生物の生息状況を記録し、比較検討している。調査には、市内に住むそれぞれの専門家が一緒に参加・指導してくれた。結果はともかく、「生物を調べる」という手法を学ぶことができた。

参加者が子どもではあるが、この子どもたちは今では高校生や大学生になっており、今日では、かれらが自然教室(現在は単独の事業ではなく、たんけん教室の中のプログラムとして行われている)の、ジュニアリーダーとして活躍している。このことからも、子ども相手の調査など意味がないように思われがちだが、子どもが青年期になっていく過程で、科学的な学びか

たを獲得するには十分価値のあることだと思われる。

「市民大学講座 福生の自然と環境を考える」は3年目を迎え、内容的には少々福生以外の分野にも視点を広げ、私たちの日常生活と環境の問題を市民一人ひとりがどのように考えていったらよいかを考えるようになってきた。

自然観察会は、植物2回、水生昆虫1回、野鳥6回の計9回開かれている。

★昭和58年度は、たんけん教室が全17回で延246人、夏休み自然教室が全17回で延230人の参加者があった。夏休み自然教室は昨年に引き続き、河原を中心として生物の調査を行った。この年、市内3カ所の地形や環境条件の違う所を調査地に設定し、その地形にそって幅1cm・長さ50mの所で見られる植物・昆虫を記録し、野鳥については、その地点の上空を飛ぶものを記録した。夏の炎天下だったので、小学生の参加者はすいぶんつらいうだったが、まとめを終え学校に夏休みの自由研究で提出したところ、すいぶん高く評価されたとのことであった。

この年の市民大学講座は、「福生の自然の様子と私達の生活」というテーマで、全6回延74人の参加者で開かれている。この年の講座には、中学・高校生の参加者が見られている。

自然観察会も昨年と同じメンバーで、全9回延273人の参加者で開かれている。

★昭和59年度は、たんけん教室は全17回延425人の参加者で開かれている。また、夏休み自然教室は、市内全域の緑の分布調査を実施した。

この調査は過去において行われた緑の分布調査に似ているが、参加した者は以前とは違う。しかし、市内をほぼ毎日自転車で駆回り、作製する作業はほとんど同じである。中学生が夏休み以降も活躍し、秋までには終了することができた。サバイバル教室はこの年も開かれている。

この年の市民大学講座は「私達の街を考える」というテーマで、全5回延100人の参加者で実施している。この年には、市内の自然環境だけでなく、草花丘陵・滝山丘陵の自然の様子や圏央道など、福生周辺の自然環境について、視野が拡大してきている。また、やすらぎの空間が都市のなかでどのように位置するのかなど、都市の中の自然の果たす役割などにも関心が広がっている。

自然観察会は、水生昆虫観察会1回、植物観察会1回、鳴く虫の観察会1回、野鳥観察会6回の計9回延267人の参加者で開かれている。

★昭和60年度には、今まで公民館（本館）で自然に関する事業を担当していた職員が、公民館白梅分館に移動したため、予算的な配慮もあり、たんけん教室と夏休み自然教室を一つの事業として行うことになった。またこの年の野鳥観察会は、本館の職員が対応することになった。

たんけん教室は全35回延875人の参加者で開かれたが、この年の夏には、市内の崖3ヶ所を調査地点に設定し、崖の林の植物・昆虫・野鳥を調査した。この年のプログラムは、観察行動が多く、参加した子どもの中には、もう少し遊びたいという意見があった。この年の総括では、次回から「自然の中での遊びを中心とした内容」にしたらどうかと、リーダーとスタッフの会議で話されている。

この年には「おもしろ科学あそび教室」という事業を行った。この教室は、小学校の高学年の子どもを対象に、以下のような目的と内容で行った。

『目的』

今日、子どもたちの会話などは「科学的」な内容のものが多いが、果たしてその話されている知識が、本当に自分で実験したもので身についているものなのかどうかが疑わしいことがある。今回は、安全でしかも身近な材料を利用してできる実験を通して、科学の持つ法則性=おもしろさを体験しようと考えた。以下に、その時の内容のプログラムを紹介しておく。

この教室は、全5回で延35人の参加者で開かれたが、参加者の中の一人は、今でもその内容に満足しているようで、再度開催を要求している。しかし、講師になってくれる人材がなかなか見つからないというのが、現状である。



日時	テー マ	内 容	講 師
7. 25	温度計を作ってみよう	不用になったボールペンで作製	宮岡 武志
8. 8	不思議なふんすい	体積に変化を実験で知る	"
8. 10	色水であそぼう	酸性・アルカリ性を知る	"
8. 24	不思議な色水	酸とアルカリの具体的な実験	"
8. 26	色をそめよう	酸・アルカリ・中和の応用実験	"

市民大学講座は「グリーンセミナー」と名前を変え、内容も市内や近隣の自然（環境）だけでなく、身近な文化財まで視野に入れている。そして、新たに自分達の“まちづくり”という視点で、自然の果たす役割などにも触れるようになってきている。

全7回で延175人の参加者で開かれた。

恒例の自然観察会は、水生昆虫観察会が1回、植物観察会が3回、野鳥観察会が4回の計8回延215人の参加者で開かれた。鳴く虫の観察会は、雨天のため中止となってしまった。

★昭和61年度のたんけん教室では、五日市町の山林経営者の方の協力を得て、雪害によって利用できなくなってしまった立木を、自分の手で切る機会を得た。

この立っている木を切るという経験は、恐らく生れて初めてのことであり、これから先もまざないことだと考えられる。

苗木を植え、下草を刈り、枝打ちをして育てた木を切り、生活をしていくことや、奥多摩の山林が私達の飲料水を供給してくれている事実など、実際に山での作業をしながら話され、子ども達各自に深い感銘を与えた。

この切り出してきた木を使い、夏休み中に子ども達みんなで力を合せて、テーブルとイスを作ることができ、今でも利用されている。

この年のたんけん教室は、全35回延805人の参加者で行われた。また、参加者の子ども達とリーダー達のつながりが緊密になり、安定した異年齢集団が形成されている。

また、この年には新たに「サンデーハイキングクラブ」という、講座が開かれた。このねらいや内容は下記のようになっている。

日時	テ　ー　マ	内　　容	講　師
5. 28	オリエンテーション	自己紹介やこの講座の進め方の紹介	職　員
6. 6	用具に強くなろう	ハイキング用具について詳しく学ぶ	佐久間直冬
6. 13	地図とコンパス	コンパスの使い方と磁北線の引き方	職　員
6. 22	オリエンテーリング I	滝山丘陵で地図とコンパスを使う	職　員
7. 11	岩に出会ったら？	具体的な場面での対応と技術を学ぶ	山崎 順一
7. 19	夏山の気候を知る	夏山での具体的な変化と対応を学ぶ	高橋 忠儀
8. 23	登山計画の作り方	登山計画書の意味や作り方を学ぶ	"
9. 5	計画書を作る—I	高尾山へ登る計画書を作る	職　員
9. 7	オリエンテーリング II	滝山丘陵で本格的なオリエンテーリング	職　員

9. 15 奥多摩を歩く—I	高尾山へハイキングに行ってみる	佐藤・文子
9. 19 計画書を作る—II	浅間嶺へ登る計画を作る	職 員
9. 28 奥多摩を歩く—II	浅間嶺へ登り、未開ルートを下る	職 員

『ねらい』

ここ3~4年の間、中高年層を中心にハイキング熱が高い。その背景には、余暇時間の拡大や健康についての知識の変化などが考えられる。しかし、実態として十分な知識や経験を積むことなくハイキングに出掛け、不幸な遭難事件になった事例が増加している。

今回のこの講座では、一人でも安全に日帰りハイキングができるような力を身につける機会として実施した。

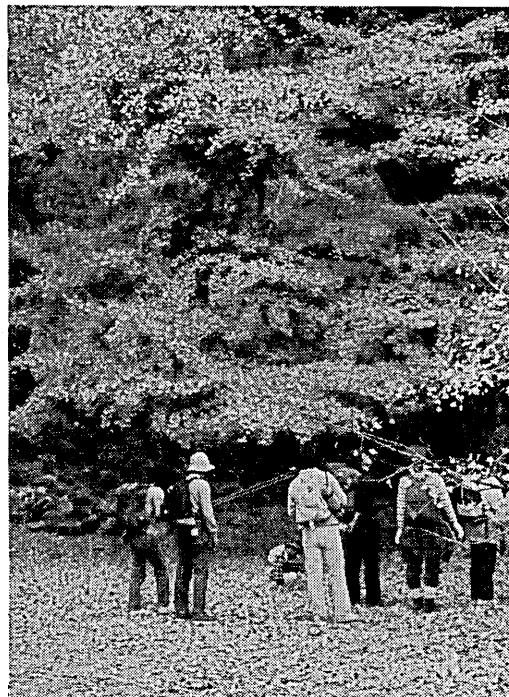
この講座は、全12回延324人の参加者であった。

昨年までの自然に関する講座は、「私たちのまちづくり」というテーマになり、“まちづくり”に果たす自然の意味を、より深く問う内容になった。福生市役所の都市開発課長を交え、具体的な話しが展開され、予定されている公園のことで参加者の一人が、担当課に聞きに行くようにまでなった。

全7回で延98人の参加者で開かれた。

自然観察会は、植物観察会が2回、水生昆虫観察会が1回、野鳥観察会が4回の、計7回延149人の参加者で開かれた。

自然に関する事業では、上記の他に、松林分館の「ひだまりハイキング」は年に1回、白梅分館の「ファミリーハイキング」は、過去においてほぼ年1回開かれていたが、白梅分館ではここ2年開かれていない。



3 10年間を振り返って

昭和49年の「サークルビショップ」主催の野鳥観察会がキッカケとなり、当時の社会教育係主催の観察会が始まって、早くも10数年という歳月が流れた。公民館が主催の自然に関する事業だけでも、10年が過ぎた。

この間、市民としてまた職員として、この自然に関する事業に関わってきたわけだが、現時点での評価というものは出しにくい。というより、評価することがなじまない領域ではないかと思う。（社会教育の領域も含む教育界全般の領域において、「現時点での評価」というものは、大きな意味はないと思う）

しかし、この自然に関する事業の分野においては、いくつかの「福生的」というか福生独自と言えるものがあるのではないかと思っている。果たして、そのことが独自と言切れるのかどうか判断は別の機会にするとして、以下に上げておきたい。

* 行政機関が主催する観察会というものは、今日では数多く行われているとは思われない。

しかも、毎年10回近くの生物の観察会を開き、そのデーターというものが積み重ねられている。

* 自然に関する事業で子ども対象のものが多い

これは、子ども達の生活の中で、自然や仲間関係から得るもののが大きいと判断しているからである。自然の中で仲間と遊び、遊びの中で自然の仕組みや働きを知り、また、地域内を歩き回ることで地域の歴史や文化を知る。そして、「地域の中で思い出を作るという機会」として、公民館事業を開いているからである。

* 観察会や子ども対象の事業に、地元の専門家が講師になっている。

観察会にしても、子どもを対象に野外で事業を行う場合でも、職員一人では能力的にも実際にも、目の届く範囲は限られてくる。職員としては、自然の関する知識を広める努力をし続けることはもちろんだが、そのことと同じくらい参加者の一人ひとりの意識状態を見ていなければならない。そこで、専門的な領域には、講師を招き内容的に指導をしてもらうことになるが、福生市の場合は、この講師の方々が全て市内に在住している。

たまたま在住していたということもあるが、この方々との日常的な交流が、子ども達や観察会に初参加の市民の方々に、すぐれた対応力を生み出している。

* スタッフが成長している。

観察会や子ども対象の事業で、講師の方々と同じように重要な働きをしているのが、「自然観察グループ」の若いリーダー達である。かれらは、講師の指導のもと、かなり専門的

な学習を行い、観察会での資料作りや資料紹介、当日の運営や参加者への細かい対応など、かれらの力は大きく評価できる。

また、子ども対象の事業では、異年齢集団のリーダーとして、子ども達にはすぐれたお兄さん、お姉さんになっている。

今日のかれらは、一日にして成長したのではなく、10年以上に及ぶ市内在住の講師の方々の献身的な支えがあったからである。

* 自然を観察している市民に力がついている。

市内で自然を観察している主婦の中から、東京都の「公害監視委員」や「緑の推進委員」に数多くの人がなっている。公民館の事業から力を身につけ、市役所の経済課の依頼により、上記のような委員を引き受けることのできる人たちが、数多く出てきている。また、市内の公園整備についても、事前にこの人達の意見を聞くようになってきており、市民の力が、各方面で認められつつある。

以上、評価できると言えば言えそうなことを書いてみたが、これすべてよいとは思っていない。もちろん、この先も市内在住の専門家の方々の協力を得ながら、自然に関するデーターを蓄積していくべきだと考えている。しかも、市民同士が協力し、次の世代と一緒に育ち合いながら、事業を展開していくつもりである。



初めての自然観察教室パンフレット

野外三日観察教室

柳山公園から彦摩川原の観察

昭和50年2月2日(日)～2月3日(日)
於 東方川原(河反橋～永田橋)、伊賀館、

雪の匂いあって、自然が新鮮され、緑が少なくなってきていますか。う
まも運り鳥がいます。墨が自然を守り私たちの生活の力がかりります。
また、野鳥や植物の自然を見て考えてみませんか。

日	月	27	28	29	30	31
晴	雨	16:30 16:50	8:30 8:35	8:20 8:30	8:20 8:30	8:25 8:30
名	前	午後	午後	午後	午後	午後
1. ゴカモ	1. ゴカモ	58	58	58	58	58
2. オカガモ	2. オカガモ	3種	10	13	0	4
3. マガモ	3. マガモ	4種	2	11	0	18
4. カルガモ	4. カルガモ	他に 4種 とぶ			2	20
5. ヒドリモ	5. ヒドリモ				0	
6. カワラビワ	6. カワラビワ				2	
7. ハオジロ	7. ハオジロ				2	
8. ムクドリ	8. ムクドリ		1	3	2	4
9. コリヤ	9. コリヤ		1	(水田)		
10. ツリミ	10. ツリミ					
11. ヒヨドリ	11. ヒヨドリ	3			2	10
12. オホバト	12. オホバト	カラス 2		カラス 2	カラス 2	カラス 2

「東京志王」が

宮原一元先生(定)明取
桂樹香子講師
桂樹香子講師

お世話下さい

1. 甲子鳥と見えます	東方川原に出でる野鳥と観察 野鳥の鳴き声
2. 甲子鳥と見えます	東方川原と野鳥と生き物の 野鳥と生き物の鳴き声
3. 甲子鳥と見えます	東方川原に生じたちまくめて 鳴き声の鳴き声

4. おじさん	柳田紀夫 柳田 紀夫 柳田 紀夫
5. おじさん	栗原 仁志 栗原 仁志

9. 市民文化教室と公民館

はじめに

身近なところで、手軽に趣味の楽しさを味わえる場として、市民文化教室があります。この教室は、福生市文化連盟と共催しているものと公民館主催のもので、毎年15コース近くが行なわれています。初心者を対象としているためか、毎回の参加者も多く教室も大変盛況です。

多くの市民に趣味や実技、教養に関する初步的な学習の機会を提供することで、市民文化活動への参加を促し、市民文化活動の拡大におおいに役立っています。

文化連盟共催市民文化教室

文化連盟と共催の市民文化教室は、昭和46年から始まりました。教室の講師は文化連盟の加盟者で、連盟の持つ力を市民に提供することによって、市民文化をつくるためのリーダーの役割を果すと同時に、組織の拡大、強化に役立てることもねらいとしています。

運営に当っては、毎年4月に文化連盟の理事会でその年にどんなコースを行うか、担当のサークルをどこにするか、日程をどうするかなどの調整が行なわれます。大多数のコースは11月の市民文化祭を目標とし、その時に何らかの型で成果を発表できるようなスタイルをとっています。

また、その年に実施するコース数は最大で12コースで1コースは10回です。公民館側では、会場やテキストの手配を行い、文化連盟側から指導を受けるという型をとっています。

公民館主催文化教室

公民館の主催する文化教室は、連盟と共催する物以外で市民のみなさんの要求の多い趣味性の高い物を実施しています。連盟と共催のものが、わりと日本の伝統芸術から発生しているものが多いのに対し、公民館主催のものは近年になって普及してきたもの、例えばスクリーン印刷や8%映画、マジックなどが中心となっています。

また、この動きの激しい情報化社会の中で、常に新しい知識を吸収したいという市民のみなさんの要求に応えて、マイコンやワープロ教室も実施しています。その年の実施コース数については何コースというきまりはありませんが、平均5コース位、短い物ですと4~5回、長いものでと20回あまりの長期に渡って実施されています。

おわりに

公民館活動をつづけて行く上でいつも論議的になるのが「広がりと深まり」という二つのことばです。このことを一度に実行しようとすると必ず壁に行きあたります。片方では一人で

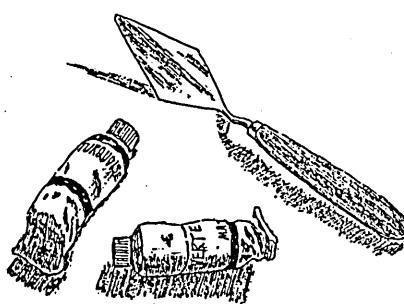
も大勢の人々に趣味を持つこと、学ぶことの楽しさを理解してもらうため広がりを求めるに、技術や学習の水準が一定の所で止まってしまいどうしても深まりが求められないという結果になってしまいます。

これは、市民文化教室の持つ宿命のようなものなのでしょう。一つの技術や学習の水準をインスタントに身につけるということは、まず不可能なことだと思います。限られた回数の中で極める、自分が納得いくということは、たとえそれが自分だけできたとしても参加者全員が出来るとはいえませんので、どうしても初步的な学習や技術の習得になってしまいます。

それは市民文化教室の持つ本来の目標、いかに大勢の人々に趣味を持つことの楽しさ、学習することの楽しさを理解してもらうためには大いに役立つのですが、それ以上の、一個人の趣味や学習を越えてそれが、そのまちの文化の向上に役立つところまで行くということは、なかなか難しい問題です。

しかし、近年のテレビや雑誌などによって代弁されるように人々の本物指向は、すこしでも自分達の趣味までも、より本物へと近づけていこうという傾向にあります。その様な中でのこれから文化教室は、今までのようないその年に、あれもこれもなんでもやるという時代から、交代で何コースかを選び、そのテーマをじっくりと長期間に渡って学んでいくという方向に進めていく方が良いのかも知れません。

初めての人が気軽に、しかし20回30回と繰り返し学ぶことによって、今までのとりあえず型だけを作るという方法から、より深まりのあるものへと変って行く時期かも知れません。



主催事業一覧（文化連盟主催）

昭和52度（12コース）

コース	日 時	指 導 者	参加人員
編物手芸	8月11日（木）から全10回	編物手芸会 堂田きよ子	42人
人形	8月12日（金） "	酒井人形教室 酒井虹晨	17
盆栽	8月6日（土） "	福生盆栽同好会 岩波実	16
民謡	8月10日（水） "	春駒会 白瀬春駒 福生民謡会 大谷光利	32
民踊	8月13日（土） "	日本舞踊連盟 花柳千衛里 藤間勘姫延 藤間勘呂昌	54
俳句	9月5日（月） "	霧の音俳句会 来住野臥丘	18
詩吟	9月7日（水） "	岳心流福生教室 岡野心雙 青柳心寿	16
書道	9月8日（木） "	内田閑堂	46
茶道	9月7日（水） "	茶道会 山田宗恵	22
油絵	9月9日（金） "	武蔵野美術大 成川治	21
社交ダンス	9月24日（土） "	小宮吉春	65
短歌	1月19日（木） "	八木下禎治	15

昭和53年度（14コース）

コース	月 日	指 導 者	参加人員
編物手芸	7月6日（木）から全10回	編物手芸 堂田きよ子	50
日本人形	7月14日（金） "	酒井人形教室 酒井虹晨	23
俳句	8月28日（月） "	霧の音俳句会 来住野臥丘	19
盆栽	7月15日（土） "	福生盆栽同好会 岩波実	15
詩吟	8月9日（水） "	岳心流福生教室 岡野心雙 青柳心寿	14
写真	7月23日（日） "	小林栄蔵	3
茶道	8月21日（月） "	茶道会 麻生宗秋	12
民謡	8月21日（月） "	福生民謡会 白瀬春駒	24
油絵（日曜）	7月9日（日） "	栗原一郎	21
油絵（金曜）	7月14日（金） "	成川治	26
民踊	8月10日（木） "	日本舞踊連盟 花柳千衛里 熊坂光世	20
書道	8月18日（金） "	内田閑堂	29
社交ダンス	9月2日（土） "	小宮吉春	53
短歌	10月5日（木） "	八木下禎治	19

昭和54年度 (10コース)

コース	開講期間	内 容	指 導 者	参加人員
油 絵	5月25日(金) から全10回	静物・風景・デッサン (石膏)	成 川 治	21
詩 吟	8月6日(月) "	大薫・発声・吟じ方	井上吼征・広瀬鳳鵬・青柳心寿 田辺嘉洲・綿貫吼石	6
俳 句	8月24日(金) "	現代俳句のやさしい鑑 賞と作り方	霧の音俳句会 来住野 臥 丘	17
民 踊	8月8日(水) "	民謡踊り(大東京音頭・ 日本花見踊り)	日本舞踊連盟 東 山 夢 福 東 山 夢 寿 々 世	18
民 謡	8月22日(水) "	正しい発声法(斎太郎 節・よさこい節)	弥尾地会 藤 本 弥尾地	20
社交ダンス	9月1日(土) "	基本ステップ・リズム のとり方	社交ダンス 愛好会 小 宮 吉 春	66
茶 道	9月6日(木) "	久田流	久 田 流 杉 浦 晃 陽	8
編物手芸	9月20日(木) "	やさしい小物とベスト	編物手芸会 堂 田 きよ子	50
日本人形	8月24日(金) "	木目込み人形(童女・ つづみ・古城)	酒井人形教室 酒 井 虹 晨	12
書 道	10月12日(金) "	漢字・平がな・基本の 運筆とその知識	内 田 閑 堂	30

昭和55年度 (13コース)

コース	開講期間	内 容	指 導 者	参加人員
油 絵	4月25日(金) から全10回	静物・風景・デッサン (石膏)	成 川 治	23
詩 吟	8月11日(月) "	大意・発声・吟じ方	井上吼征・田辺喜洲・綿貫吼石	4
俳 句	8月28日(木) "	現代俳句のやさしい鑑 賞と作り方	霧の音俳句会 来住野 臥 丘	12
民 踊	7月18日(金) "	民謡踊り(花の手拍子・ 人生峠)	菊 泉 寿三福	33
民 謡	9月4日(木) "	正しい発声法	福生民謡会 大 谷 光 利	29
社交ダンス	8月22日(金) "	基本ステップ・リズム のとり方	宮 永 昇	58
茶 道	9月3日(水) "	裏千家流	茶道裏千家 山 田 宗 恵	20
編物手芸	8月7日(木) "	やさしい小物とベスト	編物手芸会 常 田 きよ子	50
日本人形	7月18日(金) "	木目込み人形(童女・ 御所・市松)	酒井人形教室 酒 井 虹 晨	8
書 道	8月13日(水) "	漢字・平がな・基本の 運筆とその知識	内 田 閑 堂	33
尺 八	8月6日(水) "	都山流尺八の初步的な 吹奏習得	城 戸 皓 山	8
盆 栽	7月5日(土) "	やさしい盆栽のつくり 方(肥料のやり方・さ し木・つぎ木・剪定)	大 谷 光 利 田 中 亥 三 男	12
将 棋	7月13日(日) "	駒の動かし方・将棋の 歴史	羽 鳥 健 夫	50

昭和56年度(11コース)

延人員 2,720人

コース	開講期間	内 容	指導者	参加人員
尺 八	7月9日(木) から全10回	都山流尺八の吹奏技術習得	城戸皓山・岸野皓明 荻野皓樹氏	15人
将 棋	7月12日(日) "	初心者への手ほどき、定跡実戦指導	栗原 玄 羽鳥 健夫	12
日本人形	7月15日(水) "	木目込人形、尾山人形、御所人形、 市松人形	酒井 虹 晨氏	11
詩 吟	7月16日(木) "	基本的な大意、発声、吟じ方を習得 する。	広瀬 鳳 鵬氏	7
民 踊	7月17日(金) "	民謡踊り(ほたる小唄、秋田もとす り唄)	松本 泰子氏	23
盆 栽	7月18日(土) "	やさしい盆栽のつくり方(肥料のやり方 剪定、さし木、つぎ木、よせ植)	大谷光利・岩波実 飯田三一氏	9
民 謡	8月3日(月) "	民謡(武田節、生保内節、西東京音 頭)	白瀬 春 駒氏	14
編物手芸	8月6日(木) "	手軽な手作り手芸(三角ストール)	堂田 きよ子氏	35
社交ダンス	8月24日(月) "	基本ステップ、リズムのとり方、 組み方	長島 正穂氏	73
茶 道	9月4日(金) "	表千家茶道	麻生 泉 秋氏	23
書 道	9月7日(月) "	漢字、平がな、基本の運筆とその知識	内田 閑 堂氏	50

昭和57年度(12コース)

延人員 1,984人

コース	開講期間	内 容	指導者	参加人員
油 絵	5月7日(土) から全10回	デッサン、静物画、風景画	成川 治氏	20人
盆 栽	6月5日(日) "	やさしい盆栽のつくり方	大谷 光利 大橋 秀夫	9
日本人形	6月9日(木) "	木目込人形、御所人形、尾山人形 ヒナ人形	酒井 虹 晨氏	9
俳 句	6月10日(金) "	現代俳句のやさしい鑑賞と作り方	来住野 犬 丘氏	20
編物手芸	6月24日(金) "	手軽な手作り手芸とプルオード等	堂田 きよ子氏	43
民 謡	7月7日(木) "	民謡踊り(道南盆唄、桜音頭)	東山 夢 福氏	34
尺 八	7月9日(土) "	都山流尺八の初步的な吹奏技術習得、 本曲、合奏曲から民謡まで	城戸 皓 山氏	11
将 棋	7月11日(月) "	定跡(駒落、平手)実践指導、詰将 棋の解き方、手筋の解説	羽鳥 健 夫氏	9
詩 吟	7月21日(木) "	基本的な大意、発声、吟じ方を習得 する。	岡野 心 雙氏	11
民 謡	9月10日(土) "	初步的な民謡の発声(貝殻節、こき りこ唄、忠義ざくら)	藤本 弥尾地氏	29
茶 道	9月6日(火) "	久田流茶道の習得	杉浦 賢氏	24
書 道	9月6日(火) "	漢字、平仮名、基本の運筆とその知識	私市好美氏	29

昭和58年度（11コース）

コース	開講期間	内 容	指導者	参加人員
編物・手芸	6月23日(木) から全10回	サマーセーター、ベスト、セカンドバッグ	堂田きよ子氏	30人
日本人形	7月6日(木) "	木目込み人形、ひな人形	酒井虹晨氏	11
書道	7月8日(金) "	初心者むけの漢字、かな	岡部朱渓氏	24
茶道	9月2日(金) "	裏千家流	山田宗恵氏	18
将棋	7月17日(日) "	駒のうごかし方	羽鳥健夫氏	7
俳句	7月4日(月) "	現代俳句のやさしい鑑賞と作り方	来住野臥丘氏	19
民謡	7月2日(土) "	民謡踊り	花柳千衛里氏	24
社交ダンス	5月18日(水) "	基本ステップ	長島正穂氏	49
尺八	7月7日(木) "	都山流尺八の初步的な吹奏習得	城戸皓山氏	9
民謡	8月8日(月) "	初步的な発声	藤本秀静輔氏	21
詩吟	7月4日(月) "	基本的な大意、発声、吟じ方を習得する。	井上吼征氏	6

昭和59年度（10コース）

コース	開講期間	内 容	指導者	参加人員
編物・手芸	8月13日(月) から全10回	プルオーバー、セーター、ベスト オリジナル手さげ	堂田きよ子氏	27人
日本人形	6月6日(水) "	木目込み人形、尾山人形	酒井虹晨氏	4
書道	9月7日(金) "	初心者むけの漢字・かな	私市石蘭氏	20
茶道	8月20日(月) "	表千家流、男性を中心とした。	麻生宗秋氏	8
俳句	6月14日(木) "	現代俳句のやさしい鑑賞と作り方	来住野臥丘氏	10
民謡	8月8日(水) "	民謡踊り	藤間勘姫延氏	12
社交ダンス	8月20日(月) "	基本ステップ	長島正穂氏	60
尺八	7月5日(木) "	都山流尺八の初步的な吹奏習得	城戸皓山氏	10
民謡	8月24日(金) "	初步的な発声	安斎談楓氏	16
詩吟	7月9日(月) "	基本的な大意、発声、吟じ方を習得する。	田辺嘉洲氏	9

昭和60年度（10コース）

コース	開講期間	内 容	指導者	参加人員
編物・手芸	6月24日(月) から全10回	半袖サマーセーター、バッグ	堂田きよ子氏	200人
日本人形	6月5日(水) "	木目込み人形	酒井虹晨氏	120
書道	9月6日(金) "	初心者むけの漢字、かな	私市石蘭氏	220
茶道	8月28日(水) "	尾州久田流薄茶点前	杉浦晃陽氏	140
俳句	6月6日(木) "	現代俳句のやさしい鑑賞と作り方	来住野臥丘氏	130
民踊	8月10日(土) "	ゆきの宿、中津小唄	菊泉寿三福氏	80
油絵	6月9日(日) "	油絵の初步	栗原一郎氏	130
尺八	7月11日(木) "	都山流尺八の初步的な吹奏習得	城戸皓山氏	50
民踊	8月23日(金) "	伊勢音頭、秋田大黒節	藤本弥尾地氏	150
詩吟	7月3日(水) "	基本的な大意、発声、吟じ方を習得する。	綿貫吼石氏	70

昭和61年度（8コース）

コース	開講期間	内 容	指導者	参加人員
俳句	6月13日(金) から全10回	現代俳句のやさしい作り方と鑑賞の仕方	来住野臥丘氏	150人
人形	6月4日(水) "	木目込み人形作り	酒井虹晨氏	100
社交ダンス	6月12日(木) "	初心者対象の基本ステップ	緑川俊次氏	480
詩吟	7月23日(水) "	岳心流の初步	岡野心雙氏	80
茶道	8月18日(月) "	裏千家茶道の初步	山田宗恵氏	200
民踊	9月5日(金) "	ほたる小唄、船込み流し唄 花火音頭 他	三藤祥泰氏	70
編物手芸	8月11日(月) "	初秋向けのあみもの	堂田きよ子氏	90
書道	9月5日(金) "	初心者向けのかな、漢字	私市石蘭氏	290

公民館主催

昭和52年度（5コース）

コース	月 日	指導者	参加人員
木彫	1月27日（金）から全10回	彫刻家 合津真治氏	20人
スクリーン印刷	8月13日（土） "	伴内伊三郎氏	15
レコード・コンサート	7月21日（木） "	金子博之氏	20
子供コース	8月5日（金） "	井上忠治氏	40
陶芸	11月25日（土）から全3回	陶芸家 岡野法世氏	65

昭和53年度（3コース）

コース	月 日	指導者	参加人員
木彫	6月14日（水）から全15回	合津真治氏	34人
スクリーン印刷	7月8日（土） "	伴内伊三郎氏	11
8ミリ映画製作	8月13日（日）から全17回	佐々木堅次氏	8

昭和54年度（3コース）

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
木彫	6月28日（木）から全15回	研ぎこ線彫り・レリーフ立体	合津真治氏	16人
スクリーン印刷	6月28日（木）から全10回	染料による布印刷	伴内伊三郎氏	10
8ミリ映画製作	8月2日（木）から全13回	「ふっさ むかし いま」（サウンド10分）制作	佐々木堅次氏	8

昭和55年度（3コース）

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
8ミリ映画制作	8月20日（水）から全5回	映写機操作・撮影	佐々木堅次氏	7人
陶芸	10月15日（水）から全8回	陶器のつくり方（茶わん製作）	柴田繁氏	20
デッサン	3月11日（水）"	デッサン（石膏）	井上新太郎氏	14

昭和56年度（6コース）

延人員 622人

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
スクリーン印刷	6月10日(水) から全10回	基本的なスクリーン印刷の習得	伴内伊三郎氏	16人
8ミリ映画制作	7月8日(水) "	8ミリの基礎から応用	佐々木堅次氏	10
デッサン	9月7日(月) から全8回	デッサンの基本技術習得	井上新太郎氏	14
レコードコンサート	10月1日(木) から全6回	各国の音楽の鑑賞	金子博之氏	6
スクリーン印刷(年賀)	11月26日(木) から全8回	スクリーン印刷による年賀状製作	伴内伊三郎氏	5
七宝焼	2月3日(水) から全6回	七宝焼の基礎と製作	市川高幸氏	29

昭和57年度（7コース）

延人員 701人

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
8ミリ映画	5月28日(金) から全13回	8ミリ映画づくりの基礎	佐々木堅次氏	7
スクリーン印刷	6月5日(土) から全10回	布の印刷から紙の印刷まで幅広い捺染方法を学ぶ	伴内伊三郎氏	7
籐細工	9月10日(金) から全7回	実用性、観賞性にも富んでいる籐細工の製作方法を学ぶ	兵頭利博氏 兵頭順一氏	30
陶芸教室	1月13日(木) から全10回	陶芸の基礎から茶わん等の製作方法を学ぶ	柴田繁氏	18
七宝焼	1月31日(月) から全5回	七宝焼の基礎から中級まで	斎藤美寿子氏	25
マジック	1月31日(月) から全5回	身近な材料でできるマジック	布目貫一氏	22
手袋人形	2月26日(土) から全3回	手袋を使っての人形の製作と演じ方	高田千鶴子氏	18

昭和58年度（7コース）

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
籐細工	6月1日(水) から全7回	基本的な籐細工技術の修得	兵頭利博氏	17人
陶芸	9月2日(金) から全10回	土ねりから茶わん作りまで	柴田繁氏	15
木彫	10月24日(月) から全7回	デコイ	成川治氏	16
銅工芸	2月27日(月) から全10回	カッパー・クラフト	岩元美記氏	10
七宝焼	3月2日(金) から全5回	七宝焼	大国広志氏	15
ビデオ映画	9月1日(木) から全14回	ビデオの基礎とビデオ映画制作	佐々木堅次氏	12
ホビー	3月1日(木) から全5回	グリーティング・カードづくり	榎本まさひこ氏	11

昭和59年度（6コース）

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
籐細工	6月13日(水) から全7回	基本的な籐細工技術の修得	荒井朋子氏	20人
陶芸	9月12日(水) から全8回	土ねりから茶わん作りまで	柴田繁氏	21
マイコン	7月9日(月) から全12回	マイコンの基礎知識と操作	成田彦六氏	20
テラリウム	11月15日(木) から全6回	ガラスの切り方から作品の完成まで	酒井和子氏	15
七宝焼	11月1日(木) から全4回	七宝焼	大国広志氏	19
ビデオ映画	1月31日(木) から全10回	ビデオの基礎とビデオ映画制作	佐々木堅次氏	15

昭和60年度（2コース）

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
ペン習字	2月13日(木) から全7回	ペン習字の基本	高山一美氏	延210人
ステンドグラス教室	7月18日(木) から全20回	ティファニーランプシェードの製作	酒井和子氏 芝田敏明	40

昭和61年度（4コース）

コース	開講期間	内容	指導者	参加人員
ワープロ教室	6月4日から8日まで全5回 午前・午後・夜間の3コース	ワードプロセッサーの基本操作と簡単な文章作成	成田彦六氏	延人 255
夫婦料理教室	7月3日(木)から7月23日(水)まで全9回 夜間	和食、中華、洋食を3回づつにわけ、その料理のルーツなどをを探りながら実際に作った。	高橋吉田達清氏 雄氏	99
ステンドグラス教室	11月21日(金)から12月19日まで全5回	ステンドグラスをつかった宝石箱の作成	多賀田住節氏 子氏 雅子氏	75
ワープロ教室	62年3月14日から18日まで全4回 午前・午後の2コース	ハンディタイプのワードプロセッサーの基本操作と簡単な文章作成	遠藤理恵氏	120

生きる証

来住野 元一



昭和22年7月に教育委員会法が公布され、任意設置のものが27年11月より全国すべての市町村に置かなければならないようになった。又これに伴い社会教育法が24年11月に公布され、更に文化財保護法が25年にと、相次いで教育・文化の面に行うべき自治体としての責務が明らかにされ、それらを実施に移すことにより、従来教育といえば制度としては学校教育のみに限られていた形であったものが、あらゆる場、あらゆる時に住民の意志に従い、必要に応じ或は好みに従って指導を受け研修をすることにより、文化教養を高め生活を更に楽しく高度なものにすることが出来るようになり、それらに伴う施設機関が設けられるようになった。このことは大きな時代社会の変遷の中にあって特筆すべきことであると思う。

このような中に於て自治体当局、又この任に当る職員の方々の努力は並々ならぬものがあつたわけで、その賜により我々市民もこの文化教養の面に、戦後の混乱と心身の飢えを抜け出して積極的に参加し享受しようとする気運が湧き、やがて生涯教育という言葉も交わされるようになり、生活をエンジョイする文化教養による精神生活をより豊かなものにすべく、自治体当局の施策を市民各自が己れのものにすべく心を向けていったのである。

さて公民館十年誌を発行するに当って、私に課せられものは「市民文化教室」についてのことである。福生市の教育文化の面に於て公民館を中心として行われている活動は数多くあるが「市民文化教室」もその中の一つで、更にこの文化教室も10以上のサークルに分れており、私の担当したのは「俳句サークル」であったのでこのことについて述べる事にする。

公民館の出来た翌年から始め、毎年10日間（週に1回3時間計10回）の講議と実作指導で、今まで9年間続けて来たように覚えている。定員は20名の募集であったが毎年定員前後の参加があり、平均すると18名の参加者が10日間づつの受講をしたことになる。ただこの日時の設定がウィーグデーの午後1時からということで、女性の参加者が圧倒的に多く、男性は毎回4~5名にとどまり又職業を持つ若い人達の参加に困難な時間であった事は申しわけないことだと思っている。

人はものを創造するということに誰もが魅力を持つものである。たとえば家庭の主婦が毎日

の食事を作る場合に於ても、今日は何を作るか、どんな材料を使うか、どのような味付をするか、どの器に盛ってみようか、これらも皆創造の作業であり、出来上った時の喜びは創造の満足感なのである。俳句はこの創造の魅力を満足させるに庶民的な文学であり、自然・生活・社会を対象として、どのような作品が作りだせるか、又それらの作品が自己の生きる証しとなっているかどうかということが大切なことで、やはり作り出すと言うことが、或る一つの出来上った物や事を真似て作ったり、したりすることより苦労努力のいるもので、他の多人数で出来るサークルに比べて参加者も必然的に少なくなりがちで又その少ない反面参加者は回を重ねるにつれ興味を覚え十回の最後迄続ける人が多かったようである。

僅か十七音という詩形の中に物を写し思いを述べるのが俳句であり、俳句は一言でもいえない文学、長い時間のことを詠めない文学とさえいわれているが、それにはそこにこれらを補う技法もあり、大方の参加者は其等の技法を身につけて10回を終えたようである。「文化教室」の当初の目的が、この教室を契機として、終了後も同好サークル的のものを作ることが好ましいということであったので、たまたま私が毎月50頁程度の俳句誌を出していたこともあり、希望者には仲間に入って貰い、更に良い仲間作りに努め、現在五つの小グループが教室出身者15名程度で1グループとなり続けている。老若男女が俳句を中心に、相互のプライバシーには触れず誠に明るい会合であり、惚け防止予防になるなどと張り切っている。

自治体の教育機関が社会教育本来の理念に従って行政を行うことがまず基本と考えられるが本市に於ても、その外的の条件は近隣市町村に劣るものではなく、むしろ上位にあるものと見てさしつかえないが、社会教育は学習・文化・スポーツ等々きわめて広範囲に渡るものであり、これらの各分野に於て住民の望む意志と直結させることはきわめて多事多難のことであり、勿論関係職員の努力はなされておることながら、経済面その他を考えたら、職員の増加、行事予算の増額等も望まれるところであるが、市全般の財政から見たときにおのずから制限のあることは止むを得ぬことでもあろう。

このような中にあって住民の意志と直結させ得ることは、住民自身が社会教育の実質的な主体となって推進するよう漸次移行していくことが肝要なことなのではなかろうか。このような意味に於ても、文化連盟と共に開催される「文化教室」等は今後益々発展させて行くべきものと考えている。

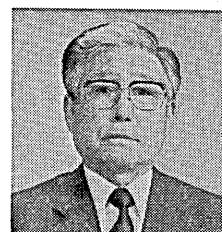
文化教室に於ける学習や活動は、決して参加者個人の文化教養を高めるものだけではなく、教室・サークルで身につけたものが、家庭・社会に於ても目に見えぬ所で役立ち、市町村発展へ強い結びつきにもなって行くものと思う。これは一つの例であるが、戦後アメリカに習って

日本にも「母の日」という日が設けられ、母の愛を賛美し敬愛する日と定められたが、当時各新聞社で「母の日」に因んで、小中学校の児童生徒に「母」という題で作文を何年か募集したことがあった。その作文に私の知人の子供（中学二年生）が応募入選したことがあった。その作文の詳細は忘れたが、その一節にこのようなことが書かれていたのを覚えている。「私は、お母さんが机に向って大きな辞書を傍に置き、ノートに何か書き又辞書を広げたり考えたりしている姿を時々見ることがあるが、私はこの時のお母さんの姿が一番美しく、まだこのことは誰にも話さないが、美しいだけでなくお母さんを偉いなあと思うのである」といった文であった。子供は母親を見て成長するという、子供も小学校5、6年から中学生になってくると、親の思いもよらぬ所まで見ているもので、このお母さんこの子供の場合など、「勉強しなさい」と何回言うより、良い教育になっているのではないだろうか——このお母さんはその時俳句を考えていたのだったそうな——。

始めから筋のたたない文になってしまったが、「文化教室」は勿論のこと、市民一人一人が積極的に文化教養を高められるよう、私もその一人として手を緊ぎ心の交流を計って行くことを願い筆を擱く。

公民館開設と文化教室

福生市文化連盟会長 小林菊三



昭和49年5月「ふっさ公民館を創る市民の会」より公民館の早期建設及び地区会館の設置に関する請願が当時の市長議長に提出されました。内容を思い出してみると、私達は教育委員会の開設する学級講座あるいは自主グループの活動で、福生市に公民館が無いために、たいへん不便を感じています。………ところが現存する自治会館福祉会館地区集合所では様々の面で限界性が多く、諸要求に応えきれなくなっているのです。公民館が既存の集合施設と基本的に異なる点は、

1. 公民館運営審議会が設置される。
2. 市民の活動を保障し相談にのってくれる専門職員がいる。

以上の2点をふまえ一日も早く福生市に諸々の文化活動ができる公民館を建設するよう要望すると上記のような請願が6月の議会で審査され、継続のあと可決されたと記憶しております。

開設されて早10年を迎えたが、なにか昨日の事のような気がいたします。又昨年の秋「優良公民館」として文部大臣賞を受彰いたしました事は誠に名誉なことと、日頃公民館を利用させていただく市民の一人として、心からおめでとうを申し上げる次第でございます。

さて昭和46年から教育委員会と文化連盟の共催で文化教室が開講されました。書道・編物・人形・俳句・民踊・盆栽・油絵・民謡・尺八等10回コースでめずらしさも手伝って市民の間で大変喜ばれました。当時の会場は今のように冷暖房もなく夏の暑い日は窓をあけ冬の寒い日はストーブを置き石油くさい室内でもだれ一人不平もいわず和気あいあいの中で文化活動をしてまいりました事も又なつかしい想い出となりました。それにひきかえ今はすばらしい近代設備の建物で冷暖房完備とめぐまれており、そして専門職員よりの諸々の指導、各種層より代表の公運審の先生方と一緒に、それによって公民館活動が活発となりそして輪が広がり益々福生市の文化がより向上いたしております事は誠にもって先達の悲願が達成された感がいたします。私共は福生市のあたたかいご理解に答えるべく文化教室の内容も年と共にあらためてマンネリ化しないよう教育委員会と相談を行い新しいメニューとして、さつき教室、社交ダンス教室等を取り入れたのであります。社交ダンス教室は大へん好評を博し多くのサークルを生み現在に至っておりますが、おそらく市民のダンス愛好者は数百名にのぼっております。私共は今後も生ある限り福生市の文化向上に微力であります手助けをする所存であります。どうかこれからも環境の整備された公民館で市民憲章の精神を受け継ぎ若い人もお年寄も心を一つにして尚一層のご精進を心から期待して止みません。

10. サークルと公民館

はじめに

福生市の公民館は、三多摩の26市中、市民一人あたりの延面積が一位であり、公民館職員一人あたりの対象市民は5,200人で三位である。福生市の社会教育課の職員も含めた職員一人あたりの対象市民数は1,444人で2位であり、市民一人あたりの社会教育施設（公民館・図書館・博物館・社会教育会館・郷土資料館・青少年施設・その他の施設）の延面積は一位である。（「区市町村社会教育行政の現状 昭和61年度 東京都教育庁社会教育部発行」より作製）

この他、体育館やテニスコート・グランドなどの施設も整っていることから、福生市は三多摩の中では「社会教育施設の整ったまち」と言える状況にある。

この福生に、「ふっさ公民館を創る市民の会」などの活躍と、市民の方々の暖かい支援で公民館が完成したのが、昭和52年6月であった。

昭和54年には武蔵野台地区に「松林分館」が完成し、翌、昭和55年には熊川地区に「白梅分館」が完成し、今日まで公民館3館体制として積極的に活動を続けてきた。

公民館が完成してから数多くの市民の方に利用していただき、いくつかの自主的なサークルが生れてきた。（もちろん、公民館が出来る前から活動しているサークルも数多くあった）

今回、この福生市公民館10周年記念誌を発行するにあたり、過去に自主サークル活動として一回でも公民館を利用したことのあるサークルについて、別紙のような内容のアンケート調査を行ってみた。

この調査では、公民館が市民の自主サークル活動にどのように関わってきたのかを明らかにすると共に、これから公民館のありかたなどについて明らかにしようとした。

今回の調査にあたっては、公民館（本館）、松林・白梅の両分館の使用申請書から、過去に利用したことのある利用サークルをすべてリストアップし、一部手渡しと残りは郵送によって各サークルに協力を要請した。

アンケートを手渡しないし送付したのは368サークルで、回収したのは117サークルであった。
(回収率 31.8%)

この回収したアンケートの中で、

現在も継続しているサークルは 95 サークル 81.2%

現在は休止しているサークルは 22 サークル 18.8% であった。

以下に、その状況を示す。

表-I 活動中のサークル（活動期間の長い順）

サークル名	開始年月	継続期間	継続の秘訣	開始のキッカケ
霧の音俳句会	26年 6月	36年 8カ月	各自、目的	4
福生生活学校	40年 9月	22年 5カ月	役員、目的、無料	4
福生市青年団体連絡協議会	43年 2月	20年 カ月	役員	6
福生アマチュア無線クラブ	45年 8月	17年 6カ月	各自、その他	6
福生市スキー連盟	47年 3月	15年11カ月	目的	1
おしゃべり文庫	48年 2月	15年 カ月	目的、無料	6
福生親と子のよい映画をみる会	48年 3月	14年 1カ月	役員、目的、事務局	6
詩吟同好会	48年11月	14年 3カ月	目的、役員、無料、その他	6
サークルななよん	49年 1月	14年 1カ月	*	6
福生リトルシニア野球協会	49年 4月	13年10カ月	目的、無料	4
鵬城会	49年10月	13年 4カ月	各自、事務局	4
鍋一詩吟愛好会	50年 7月	12年 7カ月	各自、目的	4
霧の音のびる支部	50年11月	12年 3カ月	目的、講師、無料	4
福生市民コーラス	51年 4月	11年10カ月	目的、講師、事務局、無料	5
福書芸	51年10月	11年 4カ月	講師、目的	1
アーサ・スターズ	51年10月	11年 4カ月	各自	6
福生いとでんわ	52年 1月	11年 1カ月	目的	6
サークルステップ	53年 2月	10年 カ月	各自、目的	4
福生ソシアルダンスクラブ	53年 7月	9年 7カ月	役員、講師、目的、無料、その他	5
福手の会	53年10月	9年 4カ月	各自、役員、無料、相談	4
福生くみひも同好会	53年11月	9年 3カ月	目的、その他	5
七宝クラブ	54年 3月	8年11カ月	目的、無料	5
栄友会	54年 4月	8年10カ月	目的、無料	6
パンフラワーふっさ	54年 9月	8年 5カ月	目的、無料	2
御仁会	54年10月	8年 4カ月	各自、目的、相談	6
小径会	54年10月	8年 4カ月	各自、目的、相談	5
子どもクッキングクラブ	54年11月	8年 3カ月	各自、役員	4
霧の音さわらび支部	55年 2月	8年 カ月	目的、講師、無料	5
松友会	55年 9月	7年 5カ月	各自、	5
おもちゃ箱	56年 4月	6年10カ月	各自、役員、目的、無料	6
福生市手をつなぐ親の会	56年 4月	6年10カ月	目的、講師、無料	4
福生民謡会	56年 4月	6年10カ月	無料、相談、リーダー	1
福生市民踊会みふじ会	56年 8月	6年 6カ月	各自、無料、事務局、講師	4
閑松香墨会	56年12月	6年 2カ月	各自、目的、役員、無料	5
松閑墨翠会	57年 2月	6年 カ月	役員、講師、無料	1
のびる会	57年 2月	6年 カ月	役員	6
彩光会	57年 4月	5年10カ月	各自、目的、講師、事務局	6

親風会	57年	4月	5年10カ月	役員、無料	1
東京婦人問題協議会福生支部	57年	4月	5年10カ月	各自、役員、目的	1
ニューダンスサークル	57年	4月	5年10カ月	各自、目的、講師、無料	1
福生市婦人問題研究会	57年	4月	5年10カ月	役員、目的、無料	4
ひよこの会	57年	4月	5年10カ月	各自、目的、無料	4
萌葉会	57年	8月	5年 8カ月	講師、無料	5
コールコスモス	57年	9月	5年 5カ月	リーダー、講師、無料	5
手描き染めの会	57年	9月	5年 5カ月	講師、無料、リーダー	4
手作り人形の会	57年	9月	5年 5カ月	講師、無料	2
福富会	57年	9月	5年 5カ月	目的、無料、リーダー	1
福生アマチュアマジッククラブ	58年	3月	4年11カ月	目的	5
やよい会	58年	3月	4年11カ月	役員、無料、リーダー	2
サークルE A E F	58年	4月	4年10カ月	各自、相談、リーダー	6
和裁同好会	58年	4月	4年10カ月	各自、目的、講師、無料	5
コール野ばら	58年	6月	4年 8カ月	役員、講師、無料	4
松林健康教室	58年	9月	4年 5カ月	リーダー、役員、講師	6
福生都山流尺八クラブ	58年	9月	4年 5カ月	講師、無料	5
フライド・キチン	58年	10月	4年 4カ月	目的、無料、相談	5
詩吟水曜会	58年	11月	4年 3カ月	目的、役員、無料、職員	4
さつき会	59年	1月	4年 1カ月	役員、講師、無料	5
福生剣詩舞同好会	59年	1月	4年 1カ月	目的、無料、リーダー	2
簾細工ひまわり	59年	6月	3年 8カ月	各自、目的、講師、無料	5
横田書道クラブ	59年	7月	3年 7カ月	目的、講師、無料	4
サークルつばさ	59年	9月	3年 5カ月	目的	4
翔の会	59年	10月	3年 4カ月	各自、役員、目的、無料	5
ヨガサークル・オーム	59年	10月	3年 4カ月	各自、講師、その他	4
月曜会	59年	11月	3年 3カ月	役員、無料	5
清流会	59年	11月	3年 3カ月	目的、役員リーダー、講師	5
サークル七宝	59年	12月	3年 2カ月	無料、その他	5
白梅M C	59年	12月	3年 2カ月	目的	4
陶和会	59年	12月	3年 2カ月	目的、無料	5
英会話グループ	60年	1月	3年 1カ月	各自、講師	5
ありんこ	60年	4月	2年10カ月	各自、役員、目的、リーダー	6
ダンスサークルフレンズ	60年	10月	2年 4カ月	リーダー	4
まつぼっくり	60年	10月	2年 4カ月	各自、目的、無料	5
どんぐり	60年	10月	2年 4カ月	リーダー、無料、その他	5
誠吟会	60年	11月	2年 3カ月	目的、講師、事務局、無料	2
福生社交ダンス研究会	60年	11月	2年 3カ月	各自、リーダー	4
バッカス	61年	2月	2年 カ月	目的、無料	5
白梅熟年ひろば	61年	4月	1年10カ月	事務局、相談	5

ペンの会	61年 4月	1年10カ月	目的、講師	5
桃太郎	61年 4月	1年10カ月	各自、無料	5
ふきのとう	61年 5月	1年 9カ月	役員、目的、無料	5
レザークラフト	61年 6月	1年 8カ月	役員、目的、講師、無料	4
コーラス虹	61年 7月	1年 7カ月	無料	4
熟陶会	61年 7月	1年 7カ月	各自、無料	5
保育サークル交流会	61年 7月	1年 7カ月	*	6
紙粘土の会	61年 9月	1年 5カ月	目的、無料、職員	4
エアロメイト	61年10月	1年 4カ月	目的	1
ピノキオ	61年10月	1年 4カ月	各自	5
福生ダンス芳友会	61年10月	1年 4カ月	各自、目的、無料	4
ママさんクラブ	61年12月	1年 2カ月	目的	4
チャットAMクラス	62年 1月	1年 1カ月	目的、相談	5
アネモネの会	62年 4月	10年12カ月	目的、講師、無料	4
ひよこ	62年 4月	10年12カ月	目的、役員	5
大極拳のつどい	62年 5月	9年12カ月	各自、目的、無料	4
チャットPMクラス	62年 9月	5年12カ月	目的、講師	4
あじさいの会			各自	1

表-II 活動中のサークル（はじめたキッカケ）

サークル名	開始年月	継続期間	継続の秘訣	開始のキッカケ
福生市スキー連盟	47年 3月	15年11カ月	目的	1
福書芸	51年10月	11年 4カ月	講師、目的	1
福生民謡会	56年 4月	6年10カ月	無料、相談、リーダー	1
松閑墨翠会	57年 2月	6年 カ月	役員、講師、無料	1
親風会	57年 4月	5年10カ月	役員、無料	1
東京婦人問題協議会	57年 4月	5年10カ月	各自、役員、目的	1
ニューダンスサークル	57年 4月	5年10カ月	各自、目的、講師、無料	1
福富会	57年 9月	5年 5カ月	目的、無料、リーダー	1
エアロメイト	61年10月	1年 4カ月	目的	1
あじさいの会			各自	1
パンフラワーふっさ	54年 9月	8年 5カ月	目的、無料	2
手作り人形の会	57年 9月	5年 5カ月	講師、無料	2
やよい会	58年 3月	4年11カ月	役員、無料、リーダー	2
福生剣詩舞同好会	59年 1月	4年 1カ月	目的、無料、リーダー	2
誠吟会	60年11月	2年 3カ月	目的、講師、事務局、無料	2
手描き染めの会	57年 9月	5年 5カ月	講師、無料、リーダー	4
霧の音俳句会	26年 2月	36年 8カ月	各自、目的	4

福生生活学校	40年 9月	22年 5カ月	役員、目的、無料	4
福先リトルシニアリーグ野球協会	49年 4月	13年10カ月	目的、無料	4
鵬城会	49年10月	13年 4カ月	各自、事務局	4
霧の音のびる支部	50年11月	12年 3カ月	目的、講師、無料	4
鍋一詩吟愛好会	50年 7月	12年 7カ月	各自、目的	4
サークルステップ	53年 2月	10年 0カ月	各自、目的	4
福手の会	53年10月	19年 4カ月	各自、役員、無料、相談	4
子どもクッキングクラブ	54年11月	8年 3カ月	各自、役員	4
福生市手をつなぐ親の会	56年 4月	6年10カ月	目的、講師、無料	4
福生民踊会みふじ会	56年 8月	6年06カ月	各自、無料、事務局、無料	4
福生市婦人問題研究会	57年 4月	5年10カ月	役員、目的、無料	4
ひよこの会	57年 4月	5年10カ月	各自、目的、無料	4
コール野ばら	58年 6月	4年 8カ月	役員、講師、無料	4
詩吟水曜会	58年11月	4年 3カ月	目的、役員、無料、職員	4
横田書道クラブ	59年 7月	3年 7カ月	目的、講師、無料	4
サークルつばさ	59年 9月	3年 5カ月	目的	4
ヨガサークル・オーム	59年10月	3年 4カ月	各自、講師、その他	4
白梅MC	59年12月	3年 2カ月	目的	4
ダンスサークルフレンズ	60年10月	2年 4カ月	リーダー	4
福生社交ダンス研究会	60年11月	2年 3カ月	各自、リーダー	4
レザークラフト	61年 6月	1年 8カ月	役員、目的、講師、無料	4
コーラス虹	61年 7月	1年 7カ月	無料	4
紙粘土の会	61年 9月	1年 5カ月	目的、無料、職員	4
福生ダンス芳友会	61年10月	1年 4カ月	各自、目的、無料	4
ママさんクラブ	61年12月	1年 2カ月	目的	4
アネモネの会	62年 4月	10年12カ月	目的、講師、無料	4
大極拳のつどい	62年 5月	9年12カ月	各自、目的、無料	4
チャットPMクラス	62年 9月	5年12カ月	目的、講師	4
福生市民コーラス	51年 4月	11年10カ月	目的、講師、事務局、無料	5
福生ソシアルダンスクラブ	53年 7月	9年 7カ月	目的、役員、講師、無料その他	5
福生くみひも同好会	53年11月	9年 3カ月	目的、その他	5
七宝クラブ	54年 3月	8年11カ月	目的、無料	5
小径会	54年10月	8年 4カ月	各自、目的、相談	5
霧の音さわらび支部	55年 2月	8年 0カ月	目的、講師、無料	5
松友会	55年 9月	7年 5カ月	各自、目的、無料	5
閑松香墨会	56年12月	6年 2カ月	各自、目的、役員、無料	5
萌葉会	57年 8月	5年 8カ月	講師、無料	5
コールコスモス	57年 9月	5年 5カ月	リーダー、講師、無料	5
福生アマチュアマジッククラブ	58年 3月	4年11カ月	目的	5
和裁同好会	58年 4月	4年10カ月	各自、目的、講師、無料	5

福生都山流尺八クラブ	58年 9月	4年 5カ月	講師、無料	5
フライドチキン	58年 10月	4年 4カ月	目的、無料、相談	5
さつき会	59年 1月	4年 1カ月	役員、講師、無料	5
簾細工ひまわり	59年 6月	3年 8カ月	各自、目的、講師、無料	5
翔の会	59年 10月	3年 4カ月	各自、役員、目的、無料	5
月曜会	59年 11月	3年 3カ月	役員、無料	5
清流会	59年 11月	3年 3カ月	目的、役員リーダー、講師	5
サークル七宝	59年 12月	3年 2カ月	無料、その他	5
陶和会	59年 12月	3年 2カ月	目的、無料	5
英会話グループ	60年 1月	3年 1カ月	各自、講師	5
まつぼっくり	60年 10月	2年 4カ月	各自、目的、無料	5
どんぐり	60年 10月	2年 4カ月	リーダー、無料、その他	5
バッカス	60年 10月	2年 カ月	目的、無料	5
白梅熟年ひろば	61年 4月	1年10カ月	事務局、相談	5
ペンの会	61年 4月	1年10カ月	目的、講師	5
桃太郎	61年 4月	1年10カ月	各自、無料	5
ふきのとう	61年 5月	1年 9カ月	役員、目的、無料	5
熱陶会	61年 7月	1年 7カ月	各自、無料	5
ピノキオ	61年 10月	1年 4カ月	各自	5
チャットAMクラス	62年 1月	1年 1カ月	目的、相談	5
ひよこ	62年 4月	10年12カ月	目的、役員	5
福生市青年団体連絡協議会	43年 2月	20年 カ月	役員	6
福生アマチュア無線クラブ	45年 8月	17年 6カ月	各自、その他	6
おしゃべり文庫	48年 2月	15年 カ月	目的、無料	6
福生親と子のよい映画をみる会	48年 3月	14年11カ月	役員、目的、事務局	6
詩吟同好会	48年 11月	14年 3カ月	目的、役員、無料、その他	6
サークルななよん	49年 1月	14年 1カ月	*	6
アーサ・スターズ	51年 10月	11年 4カ月	各自	6
福生いとでんわ	52年 1月	11年 1カ月	目的	6
栄友会	54年 4月	8年10カ月	各自、役員	6
御仁会	54年 10月	8年 4カ月	目的、各自、相談	6
おもちゃ箱	56年 4月	6年10カ月	各自、役員、目的、無料	6
のびる会	57年 2月	6年1 カ月	役員	6
彩光会	57年 4月	5年 0カ月	各自、目的、講師、事務局	6
サークルE A E F	58年 4月	4年10カ月	各自、相談、目的	6
松林健康教室	58年 9月	4年 5カ月	リーダー、役員、講師	6
ありんこ	60年 4月	2年10カ月	各自、役員、目的、リーダー	6
保育サークル交流会	61年 7月	1年 7カ月	*	6

表一Ⅱの説明

はじめたキッカケ欄の数値は、以下の通りである。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1. 友達に誘われて | 4. 以前から関心を持っていたので、仲間と相談して |
| 2. 広報・公民館だよりをみて | 5. 公民館の主催事業から |
| 3. 公民館で紹介されて | 6. その他 |

サークルを始めたキッカケの割合は、以下の通りである。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 友達に誘われて10/95……10.52% | 4. 関心を持っていたので30/95……31.58% |
| 2. 広報などから 5/95…… 5.26% | 5. 公民館の主催事業から33/95……34.73% |
| 3. 公民館で紹介 0 …… 0 % | 6. その他 17/95……17.89% |

この数値から、公民館の主催事業から始まり、継続的に活動しているサークルが多いことが分る。

また、表一Ⅰ・Ⅱから、各サークルの継続の秘訣を理由ごとに分類してみると、以下のようになる。

継続の秘訣の理由	回答数		
目的がはっきりしている	59	目的	59
場所が無料で借りられる	54	無料	54
各自がしっかりしている	34	各自	34
講師がすばらしい	29	講師	29
役員を交替で行っている	27	役員交替	27
リーダーがしっかりしている	12	リーダー	12
相談できる人がいる	10	相談	10
事務局がしっかりしている	7	事務局	7
その他	7	その他	7

この表とグラフからもはっきりするが、自主的な活動の大きな要因としてあげられるのが、自主活動にあたっての明確な目的、施設の無料の2点である。この他、各自の自覚が重要なことも分る。

福生市公民館の場合は、市民が社会教育法第20条目的に活動する場合については、施設の使用については使用料を減免扱いしているので、利用者の中には「無料」で使えると思っている人が多い。実態として、使用料を徴収していないことが継続の大きな要因の一つになっている

ので、今後も重視していくべきではないだろうか。

しかし、「相談できる人（職員）がいるから」という理由は、かなり少ない。これは、公民館の利用者と職員が日常的に交流していないとも取れるし、また、職員が積極的に市民のサークルの要望や実状を把握していないとも言える。この項目については、今後検討を要する。

次に、各サークルが利用した中での不都合や利用しにくかった経験については、以下のようない結果である。

不都合などの有無	件数
まったくなかった	14
ほとんどない	24
普通	7
時々	10
ひんぱんにあった	1
N・A	39

不都合や利用しにくいということについて、その理由などをまとめてみると、以下のようなである。

- * 決まった曜日に部屋が申し込めない（利用者が多く）
- * 冷暖房設備が、各部屋でコントロールできない
- * 白梅分館には、保育専用の部屋がない
- * 隣の部屋の音量が大きくて困ったことがあった
- * 駐車場が遠い。また閉鎖時間が早い
- * 利用申請時に申請が重なると抽選になる。そうなると予定が早くから組むことができない
- * 緊急にミーティングを開くことになんでも、事前に申し込みしていないと利用できない。（利用者からの提案として、部屋があいていれば利用させてもいいのではないか）

- * 松林分館には和室が2階にあり（本来は1階にほしい）、身体の不自由な人が利用するには不便である。エレベーターなどの設備の改善をされたい
 - * 自主サークル活動でも、公民館の保育者に子どもをみてほしい時がある。火曜日の休館日は、不便なことが再三あった。利用者と公民館職員がもっと近くになれる場がほしいと思うことがある
 - * ロッカーの位置を活用できる位置に移してほしい。利用時間内に活動が終わらない時があるが、そのような時には暖かい配慮がほしい
 - * 夜9時30分になると、出入口の照明が消されてしまう
 - * 夜間にも、会場の使用申請などの受付けをしてもらいたい
 - * 申し込みの方法を工夫してほしい。指定された日時に待たされるのも困る
 - * 調理室ですが、備えつけの器具が所定のところに整理されていない
- 次に、*14の設問であるが、今までの利用の中で気になったことを上げてもらったが、それ

を以下にまとめてみた。

- ☆ 冷暖房の調整が、各部屋で出来ない。また、ビデオがみられるよう設備を整えてほしい
- ☆ 利用許可書の提示は不便。コピーないし、定期券のようなものでも発行できないか
- ☆ 現在、利用者側と職員の関係が非常に稀薄である。職員は普段の活動に時々顔をだしてほしい
- ☆ 全ての領域で夜間の活動が増加する傾向にあるので、開館時間の延長を今から検討していくほしい
- ☆ 実績のあるサークルの場合、会場の利用について優先権がほしい。閉館時間まで出入口を閉めないでほしいし、照明も消さないでほしい
- ☆ 市民の財産である公民館が、市民自身の力で運営できるよう職員の援助が必要だと思う。現状は、単なる無料貸し会場としての存在が気になっています
- ☆ 清掃用具の不足。大きなモップを用意してほしい
- ☆ 本館のロビーを「いこいの場」として使いこなせるよう、イス・テーブル・本・植え込みなどの配置を考え、発想の転換をしてほしい
- ☆ 自主サークルになってから、窓口が事務的になったような気がする
- ☆ 利用者は利用することで精一杯のことがある。利用者が分らないことは、教えてほしい
- ☆ 集いの会には、公民館を利用しているグループ全員が参加できる様にしてもらいたい
- ☆ 毎月定例的に利用するサークルには、半年前頃からの申し込み申請ができるようにしてほしい
- ☆ 公民館を利用する人は限られている。もっと大勢の市民に利用してほしい
- ☆ 調理実習する場が一ヶ所しかありません。しかも設備は素晴らしいものではありません。それに荷物を置く場もありません。駐車場も遠く、毎回大変な思いをしています。
- ☆ 他のサークルの運営などを知りたい時があるが、どのようにすればいいか分らない

次に、現在公民館の利用を休止しているサークルについて、活動期間の少ない順に分類したものが表-Ⅲである。

この表から見てみると、休止の理由は大体以下のようであるが、理由が偏るようなことはなかった。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| * 所期の目的を達成した | * 講師に負担をかけていたので |
| * リーダーの不在 | * メンバー各自の環境が変化し時間がとれなくなった |

表一Ⅲ 休止中のサークル（活動期間の短い順）

サークル名	休止年月	活動期間(約)	活動休止の理由
(不明)	60年 9月	年 3カ月	所期の目的を達成した
デッサンクラブ	57年 5月	年 6カ月	リーダー不在、やる気がなくなった
オミオツケ	54年 6月	1年 カ月	所期の目的を達成した
フレッシュ会	58年 10月	1年 カ月	仲間の転居
つくし	年 月	1年 カ月	所期の目的を達成した
福生マイコンクラブ	60年 12月	1年 5カ月	講師に負担
きさらぎサークル	60年 1月	2年 カ月	所期の目的を達成した、講師が多忙なため
福生婦人問題連絡会	62年 9月	2年 カ月	仲間が他の活動に多忙なため
い子いの会	54年 10月	3年 カ月	リーダーのいきづまり、後継者不足
すくすく	62年 4月	3年 カ月	所期の目的を達成した子どもの入園など
福生利用者懇談会	55年 1月	3年 6カ月	グループリーダーの多忙、所期の目的達成
サークルゆずり葉	56年 4月	3年 6カ月	メンバー各自の年齢向上等で都合がつかず
このみ会	57年 3月	4年 カ月	やる気がなくなった
S・R・B	61年 10月	4年 カ月	メンバー各自の年齢向上等で都合つかず
ひだまり	57年 8月	5年 カ月	リーダー不在、所期の目的を達成した
あむあむ会	62年 11月	5年 カ月	転居、やる気がなくなった
福生マンガクラブ	61年 12月	7年 6カ月	やる気がなくなった
福生8ミリクラブ	60年 12月	8年 カ月	メンバー各自の多忙
土筆の会	55年 4月	10年 カ月	メンバーの年齢向上、共通課題みつからず
福生短歌会	62年 6月	11年 カ月	講師の急逝(場所をかえて活動再開中)
福生吹奏楽愛好会	61年 月	14年 カ月	仲間の転居、考え方の相違など
福生フォークダンス愛好会	61年 10月	20年 カ月	メンバー各自の時間調整出来ず

* リーダーのいきづまり * 後継者が育たなかった

* やる気がなくなった * 新入会者がいなかった

* 仲間が転居してしまった * 共通の課題が見つからず

上記の中で、「やる気がなくなって」という理由で休止しているサークルでも、施設や職員の援助不足や理解不足のために休止しているという場合と、サークルの仲間との関係にイヤ気がして活動そのものが負担になって休止しているという場合の、二つの理由が考えられる。

また、長期間活動を続けていたにも関わらず休止してしまったサークルでは、後継者の育成と活動を支えるメンバーの社会的環境の変化(結婚や転居、仕事の多忙等)が、大きく影響していることがわかる。リーダーが多忙になったりした場合は、仕事との兼合いでサークル活動が継続できなくなる可能性が高い。すると、サークル活動そのものがいっぺんに衰退してしま

うこともある。

それから、乳幼児を抱えるサークルの場合、子どもが保育園・幼稚園に入園することになると、参加者が少なくなり休会ないし解散という状況になる。しかし、人数や活動場所や内容の変更をしても、何とか人間的なつながりを残すことが多いようだ。

幼児を抱えるサークルは大体3年くらいで発生、休会（解散）を繰り返していると言われているが、福生でもそのような状況にあることがわかる。

施設が使いにくく休止または止めざるを得ないということは見出せず、目的の持ち方・サークル運営の方法などに大きな要因があったと思われる。しかし、施設そのものに使いにくい部分がなくとも、職員の理解や援助の質、窓口の対応などによって、活動中でも心証がずいぶん異なっていることが記されている。

* 13の設問で、不都合や利用しにくかった経験などは以下の通りであるが、この数値や意見の中から、使いにくくて休会または解散したという意見は見い出せなかった。

今まで利用てきて、不都合や利用しにくかった経験など

1. まったくなかった	3件	4. 時々	5件
2. ほとんどない	9件	5. ひんぱんにあった	0件
3. 普通	3件	6. 回答なし	2件

また、不都合なことや使いにくかったことなどの意見を、以下のようにまとめてみた。

- ★ 公民館にマイコンがあって、だれでも自由に使えたらしいと思う。
- ★ 部屋の申し込みの際、受付け時間が5時というのはきつい。
- ★ 公民館音楽室は、音楽を楽しむには不向きである。
- ★ 駐車場が遠くてこまる。
- ★ 公民館以外の公共施設が使いにくい。児童館が遠すぎる。
- ★ 夜間の利用時間が10時では、ややもの足りないことがあった。
- ★ ロックバンドの場合、音量制限があったり会場が思うように利用できないなどの他、許可証の提示など不便を感じた。

それから、* 14の設問であるが、今までの利用中で「気になったこと」を上げてもらったが、それを以下にまとめてみた。

◇ 備品類をもっと整備してほしい。

- ◇ 子どもが主体の活動だったので、指導者が一人ではなかなか目が届かず苦労しました。そんな時、公民館職員の暖かい御理解があると活動しやすいのですが、規則を盾に取られると「もう、いいや」となってしまいます。公民館での子どもの活動には、親の理解と参加がなければ、（現在の福生では）まだまだ無理と痛感しました。でも、公民館は大人の場だけでなく、もっともっと子どもの活動の場になってほしいと思います。
- ◇ なぜ、公民館の駐車場はあんなに遠いのですか。
- ◇ 3階の集会室をダンスのサークルに使用させて、音楽団体に使用させないことはおかしいと思います。職員が管理しやすい公民館には魅力を感じません。合唱や室内楽でしたら、小ホールよりも大集会室でやったほうがいいと思います。残念ながら、福生には室内楽団はないと思いますが………
- ◇ 公民館で働くことや利用者と接することが楽しくて仕方がない、そんなことが館の職員なのかもしれない、と感じています。
- ◇ 優良公民館賞受賞おめでとうございます。関係者の様々な努力・営為の積重ねが今日の「市民権」を得た理由でしょう。まるで夢のようです。引き続き、市民のための“自治の拠点”として発展されることを願ってやみません。
- ◇ 公民館などで行われる催し（映画や児童劇など）が、市のおしらせと広報・館報などでバラバラに出されるので、わかりづらい。一月分をカレンダーに書き込んだようなガイドができるないでしょうか。

それから、活動の再開についてはほとんどが「できそうもない」「不明（何ともいえない）」という回答になり、一度サークルを休止してしまうと事実上は解散状態になり、再開が難しいことを物語っている。

まとめ

以上、わずかなアンケート結果から公民館を利用してきた人達の声をまとめてきたが、大きくまとめてみると、次のようなことが言えるのではないか。

- * 福生市公民館（本館）は、サークル活動や市民の学習の機会を求めて応じて援助するため、平日の開館時間中（9：00～22：00）は公民館職員が対応できる態勢を整えている。しかし、現実には相談事例などはほとんどない。
- 利用者の声にもあったが、公民館職員は各サークルの活動の内容を知るための努力を、もっと積極的に行う必要があるだろう。公民館職員がもっと積極的に利用者と交流を計

るようすれば、相談業務の回数も増加するだろう。

また、そのような仕事の内容を、利用者の方々にアッピールしておく必要もある。

利用者からの要望を聞く、あるいは待っているという姿勢ではなく、やはり公民館職員から行動し、潜在している問題を明らかにするような仕事ができないと、公民館職員としての本質が問われるだろう。

- * 公民館が出来て10年がすぎ、ようやく公民館の存在が市民各層に知られるようになった。しかし、公民館が主催事業や援助の内容で理解されているかどうか、はっきりと評価できない。
- * 今後、公民館を取巻く情勢は楽観を許せないだろう。しかし本当に公民館という『社会教育機関』が、市民一人ひとりになくてはならないということが理解されれば、名前は変わっても実態は残るだろうし、発展もするだろう。
- * 高齢化や情報化、そして国際化の時代に、公民館がどのような内容のものを呈示し、市民の人達と作り出していくことができるのか。もっと具体的にいえば、市民各層の個人個人の持っている力をどのくらいのエネルギーでどの方向で集めることができるか、そこに公民館職員が介在することができなければ、新たな”まちづくり”に参加できないだろう。そういう意味では、今後社会教育機関としての公民館の役割や、やらなければならない仕事は数限り無いことが分る。



アンケート用紙

記入の前に

これらの質問は、貴サークルについてですので、個人の各参加者についての質問はありません。また、このアンケートは他人に見せるようなこともありませんし、今回の記念誌以外の目的に使用することもありません。

記入した内容によって、貴サークルや貴方様が公民館の利用に不利益が生じることなどは一切ありませんので、安心して記入ください。

記入の方法は、・の印のところや数字に○を付けてください。

- 1 現在サークル活動を続けていますか？

• はい • いいえ

「はい」と答えられた方は、このまま続けて答えてください。「いいえ」と答えられた方は、途中の「――サークルが休止していたら――」から始めてください。なお、• 13 以降は、すべての方が記入してください。

- 2 サークル名 : _____

- 3 サークル名の由来 : _____

- 4 活動の内容 : _____

- 5 いつごろから始めたのでしょうか 昭和 年 月(ころから)

- 6 はじめたきっかけは何でしたか

• 友達に誘われて • 広報や公民館だよりを見て • 公民館で紹介された • 以前から関心を持っていたので、仲間と相談して • 公民館の主催事業から

• その他 : _____

- 7 活動を続いている秘訣を教えてください(複数回答も結構です)

• リーダーがしっかりしている • 役員などを交替でおこなっている • 一人ひとりがしっかりしている
• 目的がはっきりしている • 講師がすばらしい • 事務局(役員)がしっかりしている • 場所が無料で借りられているから
• その他 : _____

== サークルが休止していたら ==

- 8 以前活動していたサークルの名 : _____

- 9 いつごろから休止していますか : 昭和 年 月(ころから)

- 10 どのくらいの期間、活動していたのですか : 年 カ月くらい

- 11 休止の理由を教えていただけますか(複数回答も結構です)

• 転居などで仲間がいなくなった • 自分も仲間も所期の目的を達成した • 仲間と気まずい思いをして
• 場所が有料など使いにくい • やる気がなくなった • リードする人がいなかったので
• その他 : _____

- 12 今後、活動を再開できませんか

• できそう • できそうもない • 不明(何とも言えない)

- 13 今まで利用してきて、不都合や利用しにくかった経験などありましたか？

ひんぱんにあった	時々	普通	ほとんどない	まったくなかった
5	4	3	2	1

• もし、さしつかえなかったら、不都合や使いにくかった内容など記入ください。

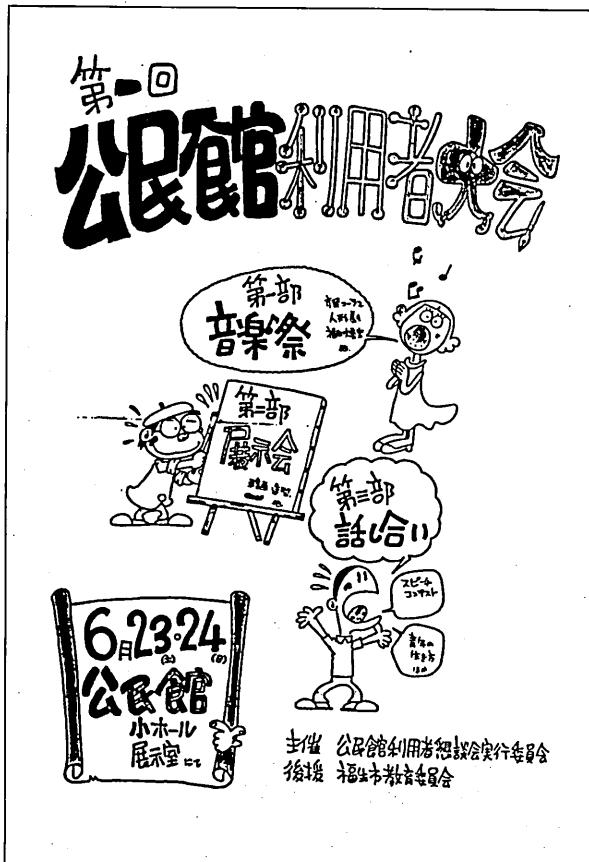
- 14 その他、どんなことでも結構ですので、気になったことなどがありましたら記入ください。

以上で終わりです。御協力ありがとうございました。

11. つどい、利用者発表会と公民館

1. 利用者懇談会と第1回公民館利用者大会

6月1日、市民会館より少し早くオープンした公民館において、利用者懇談会が6月12日に「公民館のつどい」を開催している。これが開館後初めての、市民の手による集会といえるだろう。公民館のつどいは「それまで6年に亘り『ふっさ公民館を創る市民の会』をはじめ、さまざまな場で福生の社会教育（市民相互の自主的学習・文化活動）の発展に想いを寄せてきた人達が、できたらばかりの会館で、ここを本当に市民生活に結びつけ、市民みんなのものにしてゆくにはどうしたら良いかについて語り合いました。」（仮称『こうみんかん』創刊号 1979, 1, 31）とあるように、"公民館に望むもの"



をテーマに掲げ、小林文人氏の記念講演と話し合いが持たれ、17名（職員2名を含む）の参加を得て実施されている。ここで少し利用者懇談会について触れておこう。

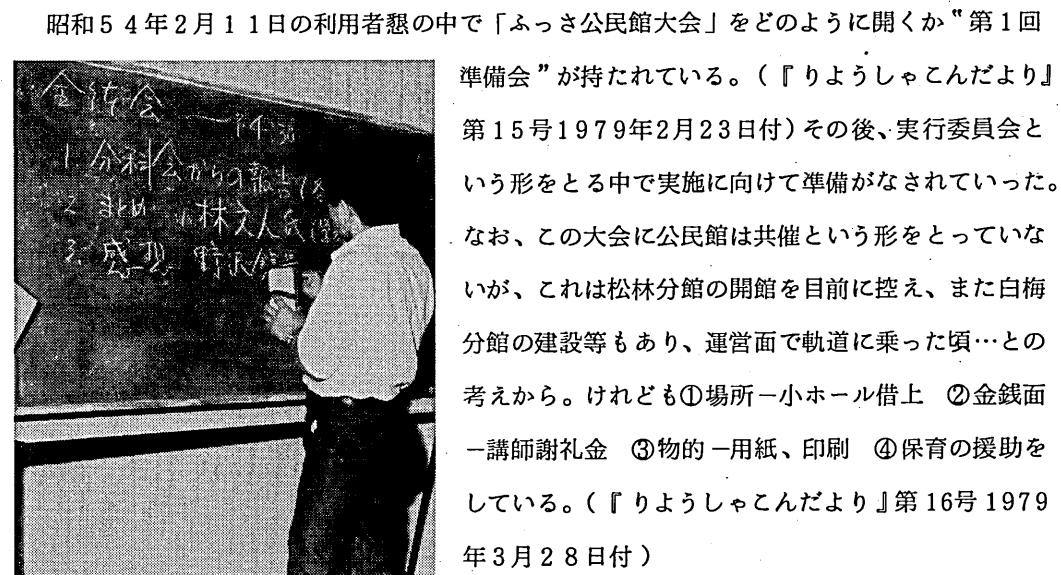
公民館利用者懇談会（以下、利用者懇と略す）は「ふっさ公民館を創る市民の会」のメンバーが中心になり、公民館開館後、その利用者の連絡会として組織された。その後、7月3日から10月2日まで4回の会合が持たれ、公民館利用サークルの新たな結集と正式発足に向けて準備がなされていった。昭和52年12月11日（日）午後1時30分から第1回利用者懇が開かれ正式に発足することになる。その「お知らせ」には「私達の『公民館十市民会館』がオープンしてから、半年過ぎようとしています。この間、いくつかの主催事業（各教室・講座・ジョイントコンサートなど）、多くの利用活動が行われ、一定の集約として、市民文化祭も行われてきました。

また、青年サークルを含め、連合体を組織していない新生グループ、公民館事業の自主化したものを作ると30数団体に及んでいます。

— 中略 — 利用団体相互の横のつながりがとれていないこと、館に対する要求や不満があっても、それをどう持ち出してよいのかわからないことなどが、新たな問題となってきているように思われます。

— 中略 — そこで、各利用団体・市民が集まり、相互の交流とさらに私達の館を、使い易いものにするための話し合いができる機会を下記のように設ける事になりました」とあり、当日は事務局含め16団体・21名（職員は除く）の参加があり、サークル間の交流と館に対する要望等が出されました。

利用者懇のあり方については、第3回会合において話され、「○一般市民が入りやすい性格（制度化、プロ化しない方向） ○利用者の現実的問題を語り合う場 ○利用者の要望を出し合う場 ○規約等不文律で ○組織に就いて…①会員制～団体会員制（各団体1名以上）十個人会員制 ②財源～会費制…入会金なし、会費（団体～年額1200円、個人～カンパ）③職員の扱い～ 」とある。（『福生公民館利用者懇談会だより』昭和53年4月13日付）この利用者懇の中で温められてきたサークルの連帯の中で第1回公民館利用者大会が開催される。



昭和54年2月11日の利用者懇の中で「ふっさ公民館大会」をどのように開くか“第1回準備会”が持たれている。（『りょうしゃこんだより』第15号1979年2月23日付）その後、実行委員会という形をとる中で実施に向けて準備がなされていった。なお、この大会に公民館は共催という形をとっていないが、これは松林分館の開館を目前に控え、また白梅分館の建設等もあり、運営面で軌道に乗った頃…との考え方から。けれども①場所一小ホール借上 ②金銭面一講師謝礼金 ③物的ー用紙、印刷 ④保育の援助をしている。（『りょうしゃこんだより』第16号1979年3月28日付）

◇第1回公民館利用者大会

昭和54年6月23日（土）・24日（日）

内容・時間

『担当サークル』

会場

<第1部>市民音楽祭……23日午後6時～9時30分

小ホール

- ・人形劇『おとぎの国』
 - ・親子映画ニュース『福生親と子のよい映画をみる会』
 - ・民謡踊り『美乃里会』
 - ・合唱『コールアンジェリカ』『混声コーラス』
 - ・アコーディオン演奏『アコーディオン教室』
 - ・吹奏楽演奏『福生吹奏楽愛好会』
- 〈第2部〉展示会 … 23日・24日全日
- ・油絵コーナー『油絵同好会』他 … 展示室
 - ・木彫コーナー『福生木彫会』…美術室
 - ・ミニコミコーナー『各サークル』 … ロビー
- 〈第3部〉話し合い 24日午後1時～4時30分
- ・スピーチコンテスト『青年学級英会話』『SEE』 第4.5集会室
 - ・青年の生き方『土筆の会』『ゆうかり』『レオ』… 助言者 奥田泰弘氏 第2集会室
 - ・母親が学ぶこと『木の実会』『いこいの会』『福生手づくりの会』
 - … 助言者 宮岡一雄氏 第3集会室
 - ・音楽、文化をどう育てるか『ななよん』『企画リクエストサークル』 第6.7集会室
 - ・福生の社会教育と施設『利用者懇』 … 助言者 小林文人氏 第8集会室
- なお、大会記録集として『すずかけ第2集－交流から自治へ』が刊行されている。その中で一定の総括をしているので長くなるが引用しておこう。

——「交流から自治へ」—— 編集部 ——

近年設置される東京の多くの公民館がそうであるように、「福生市公民館」の場合にも5年に亘る市民の運動があった。

チラシを配り、学習会に集まり、署名を集め、電話をかけ、議会を傍聴し、議員と語った。運動に参加した多くの市民と、それを有形無形に支えてくれた、さらに多くの人達の存在があった。

この文集も、そんな「ふっさの伝統」を受けつぎ利用者自身の組織である「公民館利用者懇談会」が母体となってできたものです。

—中略—（利用者懇の活動と、各サークルの交流の実態に触れる）

この利用者大会は、こうした各団体の活動の実態をベースに、利用者懇談会の席上、美乃里会や市民コーラス、親子映画の会の人達から出されつづけていた「利用者間の交流」と地域への還元を実現する形で「学習・文化活動の生活化」をさらに自覚化してゆくものとして企画されたものです。

しかし、半年間、8回に亘る実行委員会を通じ、実行委員会への参加の姿勢、大会の主旨の理解が思うように進まず、実行委員会そのものへの出席ができない団体がいたり

(日曜日という関係で)広報やさまざまな準備も全体で取り組む状態にはもちこめなかつた。初めての大会でもあり、準備段階から主体的な取り組みを必要とするような今度の経験をもっと日常化させてゆくことを来年に向けての課題としたい。

「社会教育における住民自治」という点に係わって目を転じる時、福生の社会教育もより広く大きな経済・政治の動向と無縁ではあり得ないであろう。

高度経済成長時には官製の地域開発政策や公害に反対することに存在価値のあった住民の運動も、低成長への移行に伴い、自治体財政の危機がつくり出される中で、例えば地域全体のまちづくりへと「政策能力」を問われる時期に来ている。政策主体としての住民の自治能力が期待されるゆえんである。

東京のある市では、施設の改築に伴ない公民館使用料の有料化がとりざたされたと聞く。

また、今はやりの「コミュニティーセンター 方式」は建物だけつくって職員を置かないやり方である。こうしたいわゆる合理化政策が本物のまちづくりの主体をつくり出せるのか、はなはだ疑問である。

公民館を利用する市民がより人間的に高まって地域の回りの人達にもプラスの影響を与えてゆくことが望まれるところに社会教育の目標がある。それは自治体職員（ここでは公民館職員）は必要無いということではもちろんない。

今度の大会が参加者相互のエネルギーをさらに高め、“社会教育における住民自治”というより大きな目標をめざしての地道な一步を踏み出すことができれば幸いです。終わりにこの大会のため、さまざまに力を発揮して下さった多くの方がたに限りない感謝の気持ちでいっぱいです。

その後、利用者懇は昭和55年半ばをもって休止し、第2回公民館利用者大会は実現していない。

2. 地域婦人のつどいと実行委員会（仮称・福生市婦人グループ連絡会）

第1回利用者大会を機にサークル同士の横のつながりが一層広く、深くなつていった。婦人を中心としたサークルにおいては、その後の市制十周年を記念して行われる『市制十周年 福生市民のつどい』のうちの「地域婦人のつどい」実行委員会への取り組みによって、その手がさらに強く結ばれていった。

実行委員会は公民館保育室利用グループ、手づくりの会、音楽関係サークル、婦人英会話、

学習系サークル等のメンバーを中心に30名で組織され、全10回の会議が持たれている。ついで終了後は「仮称、婦人グループ連絡会」として発展し、今後の新しい婦人のつながりと学習の広がりに向けて活動をしている。しかしながら昭和56～7年前後に自然消滅している。

『市制十周年 福生市民のつどい』

「地域婦人のつどい」 —講演と分科会—

*=参加者数

テ　ー　マ	日　　時	会場	講　師	*
都市化・核家族化の中で ～婦人生活とこれから～	S55.2/20(木) PM 1:00-5:00	小ホール	神田 道子氏	180

その他、二つの講演会が実施されている。

「地域文化を考える市民のつどい」 —講演会—

地域文化と市民活動	2/18(月) PM 7:00-9:00	集会室	安藤頌太郎氏	60
-----------	----------------------	-----	--------	----

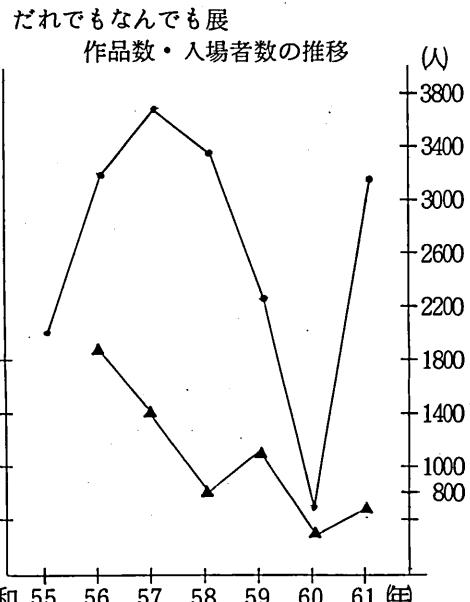
「きょうの料理のつどい」 —講演会—

日本の味と私の料理観	2/15(金) AM 10:00-11:30	松林会館	阿部 なを氏	80
------------	------------------------	------	--------	----

3 松林だれでもなんでも展

昭和54年5月、公民館松林分館が開館した。翌55年より、手づくりのミニ文化祭として「だれでもなんでも展（55年度のみ“みんなでなんでも展”）」が実施された。（以下、展と略す）そのねらいは、①地域でコツコツと行われている文化的な営みを掘り起こし、つなげていく ②その役割を分館利用者が担っていく ③サークル、分館活動を地域に広げていく、という三点に集約できるであろう。文化祭というとカミシモを着た、よそ行きの雰囲気があるが、この展は普段着の手づくりのあたたかみを大事にしている。

また、単なる利用者の発表会とは違い、地域の文化的な営みを掘り起こす作業と自分達の行っているサークル活動の中味を伝え合うという相互の関係から、活動が地域に広がり、昭和



地域の目に触れにくい活動を引き上げ、横へのつながりが期待できる。展は“手づくり”を大事にしている。各年度のテーマにも手づくりが上げられ、その手づくりの中味も、食文化としての、手づくり味噌や梅干し等にも広がり、また、単に形あるものに止どまらず、子育てや教育等にも広がっている。

展の準備は松林利用者を中心とした実行委員会形式で行われ、テーマ、イメージづくり等、毎年検討を重ねている。60年度には、全く松林に来たこともない婦人が参加し、今まで広がりづらかった永田、長沢地域へと出品者が広がっていった。ここで簡単に表にまとめてみよう。

*=人数

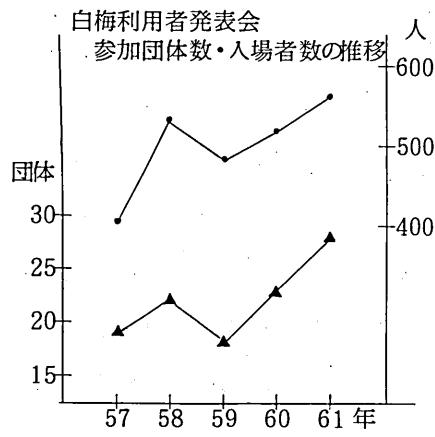
年度	だれでもなんでも展			実行委員会		
	日程	①テーマ・イメージ等	②内容	期間	回数	*
55	10/25 26	①手づくり、下駄ばきで参加できる、気取りがない、あたたかさがあること、お師匠の発表会にならぬこと、個人で参加できること、日常の活動がみられること、分館の活動がわかり、宣伝もかねる、 ②展示、映画会、実演コーナー、模擬店、人形劇、影絵劇場	<u>以下はテーマと新たに加わった内容のみを上げる</u>	9/12～	8	
56	10/24 25	②伝承コーナー		9/9～	7	
57	10/23 24	②児童劇		9/11～	8	
58	10/22 23	①求めよう、ふれあいの輪(和) ②喫茶コーナー、話し合いの広場		9/21～	7	
59	10/27 28	①手づくり文化のうるおいを —掘り起こそう、あなたの作品わたしの作品— ②ビデオでサークル紹介、フォークコンサート、マジックショー		8/27～	10	18
60	10/26 27	①手づくりってなあに —身のまわりの手づくり文化をもう一度— ②子供たちによる「小さな音楽会」、民謡踊り		9/14～	8	17
61	10/25 26	①手づくりをかじっちゃお～ —ひろげよう、創るよろこび見るたのしさ—		9/6～	9	15

4. 白梅利用者発表会

昭和55年5月、熊川地域に白梅分館が開館した。翌年の利用者交流会において、利用者より白梅分館で活動しているグループの交流の場として、また地域に活動を広めていくために、発表会をやりたいという声が上がった。以後、交流会を母体に準備会、そして実行委員会が組織され、57年5月に第1回利用者発表会が開かれ、今日に至っている。

その目標は ①日頃の公民館活動の成果発表の場とする ②個々のグループが同一の目標に向かって活動することにより、交流・親睦を深める機会とする ③公民館活動を地域に広め、熊川の学習・文化のひろば（祭典）に、ということである。同じ様に表にまとめてみるが、実行委員会の日程が年度をまたがるので、前年度実行委員会分は発表会実施年度を基本に押さえておく。第2回以降は新たに加わった内容のみをあげる。

年度	白梅利用者発表会		実行委員会		
	日程	内容	期間	回数	*
57	5/22.23	展示、映画、民謡、民謡踊り、詩吟、囃子、コーラス	56.11/27~	13	20
58	5/28.29	お茶席、実演コーナー	58.2/9~	10	26
59	5/26.27	8ミリ映画自主作品	59.3/15~	7	23
60	5/25.26	親と子のひろば、語らい茶屋、フィナーレのひろば	60.3/16~	7	30
61	5/24.25	"	61.2/23~	6	30



5. 公民館のつどい

昭和55年半ばに利用者懇がその活動を休止し、第2回利用者大会は実現を見なかった。利用者の横へのつながりは、利用者懇という要を失い薄れていき、婦人グループ連絡会、青連協、音楽関係サークルの集まり程度であった。公民館の全体的な見地から言えば、利用者懇の再生

は大きな課題であったと言えよう。係会議の中でも論議が成されたことを記憶しているが、具体的に、その動きが“公民館のつどい”という形で、館主導？で持ち出されたのは昭和56年の予算編成期であったと思われる。その頃の係会議の資料の中に「公民館のつどい（仮称）考え方方案」というものがあり、その中で、開館5年目を迎えるが、館運営の柱である「皆で創っていくところ」は充分ではない…活動に際し自分たちがやりたいことが出来ればよいという考え方のあること、交流や学習の機会が少ない、また、あっても参加しないこと等があげられ、サークル間の交流（ひとつのことを共同で創りあげる経験）、そして、その中から“自動的なあり方”と「生き方」「公民館」「生活」の中に定着化していく知識や力を共に創っていく…等の目標が提示された。これを受け、公民館のつどいが、まず職員の側から動き出したのである。この間、昭和57年4月に館長の異動があり、野沢館長は市民課長に、替わって古谷館長が着任した。

職員の中では、つどいに対するイメージとして、市民が主体的にかかわれるよう、そのねらいや形態などを出来るだけ伏せておこう、市民がつどいをやりたいのか、それともやりたくないのか、そのところから始めよう、という意図を固めており、出来るだけ市民の自主判断に任せよう、との共通の理解があった。そして、全サークル宛に、昭和57年4月11日（日）午前10時からの第1回準備会をよびかけた。

当日は21団体34名の方々が集まり、それぞれのサークルの活動を出し合い、公民館のつどいのイメージを話し合いました。しかし、参加者間の意識の違い、何で集まってきたのかわからない等、職員側の準備不足、利用者への話し込み不足があった。翌4月12日（月）係会議が持たれた。第1回準備会の反省と今後どう進めていくかについて討議された。その中で、“つどいをやる、やらない”を市民の自動的な判断に任せる…というところで、館長から、予算を獲得した段階でそれを決めるのはおかしい、予算とはそういうものではないだろう等の指摘を受け、とにかく実施するしかないと決定、公民館側で主旨、日程、予算等を次回に提示することとなる。主旨については ○公民館を利用する市民の方々の出会い、知り合う場・機会としたい ○この“つどい”的準備過程を大切にしたい ○公民館利用の方々を中心に、この“つどい”を成功させたい、の3点を上げた。また、職員の想いの中には・市民にとって公民館とは何かを考える・地域に豊かで手づくりの文化を・学習・生活・地域等の課題の共有化の3点が含まれている。また、4月17日には前館長を交えて会議が持たれている。

第2回準備会が4月18日（日）に開かれた。出席者は27名。公民館からの主旨等を受け、話し合いました。活発な討論の一部を紹介すると、

- ・同種のサークル内だけの交流でなく、分野をこえた交流の場にしていきたい。
- ・一つの目標に向かって、力を合わせて努力する過程が、お互いを成長させることにもなるので、そこを大事にしていきたい。
- ・つどいが、単なるつどいの開催だけで終わらず、それを契機として、横のつながりや交流を持ち続けていけるようなものであってほしい。
- ・公民館の活動の中での我々の向上を、交流の場を広げていく中で、地域や社会の向上にも結び付けていきたい。
- ・多くの人が、知り合い交流していく中で、生活や地域の課題を共有化できるようにしたい。
- ・自分のやっている活動の内容（知識）でつながり合うのではなく、つどいを作っていく過程の人と人との交流でつながりを作っていく。
- ・公民館にかかわったことのない人も、公民館での各種の活動を知り、気軽に参加してこれるような場にしたい。
- ・公民館での活動が持つ多面的な要素が、いろいろな形で表現できるような場にしていきたい。
- ・子供達が交流しあう場も作っていきたい。
- ・昼間働いている人も参加できるような工夫を考えたい。

最終的には次の4点にまとまり、実行委員会を設置し、実施にあたることとなった。

- ☆出会い、知り合い、交流していくために、各分野をこえた交流の場としていきたい。
 - ☆公民館で活動することの意味を考えていきたい。
 - ☆活動し、交流しあう中で、生活や地域の課題を共有化していきたい。
 - ☆つどいがひとつのかぎりになって、後に横につながりあえる場を持ち続けていきたい。

以上、第1回公民館のつどい、実行委員会成立までを簡単に述べたが、少々舞台裏の話になってしまったようだ。以下、簡単に各年度のつどいを振り返ってみる。詳しくは年度毎に記録集が発刊されているのでそちらを参考にされたい。

第1回公民館のつどい 昭和57年7月3日・4日(日)

- ①趣旨 上記☆のとおり
- ②内容等 <音楽の広場> 記念講演「公民館がめざすもの」岡本包治氏、音楽サークルの発表、 民謡踊り
- <展示広場> 油絵、人形、書道、文集、学習の成果、陶芸等の展示
- <劇・上映広場> 創作放送劇、人形劇、8ミリ映画等の上演・上映

＜おまつり広場＞ 模擬店、フォークソング、みんなでフォークダンス、社交ダンス
子供広場、民謡踊り、フィナーレ

＜おしゃべり広場＞ 親子問題について、公民館のあり方について

第2回公民館のつどい 昭和58年7月9日・10日(日)

①メインテーマ 「私はなぜ公民館へ来るのか」

②＜交流会＞ 音楽演奏、手品、ゲーム、その他

＜分科会＞ 「子どもたちと公民館」「創作を通して表現する喜び」

「体を動かす喜び」「女が学ぶこと」

＜全体会＞ 分科会の報告 助言者 宮岡一雄氏

第3回公民館のつどい 昭和59年7月7日・8日(日)

①メインテーマ 「みんなで広げよう 交流の輪」

②＜展示＞ 登山についての展示 低温殺菌牛乳展

＜全体会＞ 講演会「地域をつくる力をどう発展させるか」 池上 洋通氏

＜分科会＞ 「子どもを取りまく地域の状況」「女が働く意味を問う」「創るということ」

「余暇を充実させる」 助言者 奥田 泰弘氏

「健康と食べもの」 助言者 宮岡 一雄氏

＜演示＞

第4回公民館のつどい 昭和60年7月1・4日(日)

①メインテーマ 「のぞいてみよう！市民のサークル」

—出逢いとふれあい、ひろがりをもとめて—

②＜分科会＞ 「どんなふうに選んでいますか—子どもの本・おもちゃ・テレビを」

「障害者とともに歩む町づくり」「グループ活動のたのしさってな～あに

—子どもたちだけの話し合い—」「くらしの中の婦人問題—国連婦人の10

年はわたし達にどんな関係があるの—」「市民のつくる文化活動と公民館」

＜展示＞ アマチュア無線、8ミリ映画、木彫、絵画、登山、反核・平和、婦人問題、

障害者問題、編み物、手描き染め、ジャズダンス、福生の社会教育

＜演示＞ ジャズダンス、クッキーづくり実演、ペーパーサート・人形劇

＜ひろば＞ 部門を超えた交流・親睦をはかる

第5回公民館のつどい 昭和61年7月6日(日)

①メインテーマ 「関わりを求めて市民のサークル」

—みてみよう、ふれてみよう、参加してみよう—

②<分科会> 「話しませんか・子どもと食事」「低温殺菌牛乳を考える」
「シネマ&トーク女のつどい—映画"Never Give Up"を観て—」
「障害者とともに歩むまちづくり」

<展示> 手作り人形、手作り絵本、手描き染め、編み物、影絵、英会話、
ジャズダンス、保育グループ、アマチュア無線、絵画

<演示> ジャズ、インドネシア舞踏、ジャズダンス、社交ダンス、お茶席
クッキー作り実演

<全体会> 部門を超えた交流・親睦、分科会報告

この様なつどいをきっかけに、分野ごととはいえ、新たなサークルの連帯が実を結んできている。女のつどいと保育サークル交流会である。

①女のつどい

第2回公民館のつどいで分科会「女が学ぶこと」が実施された。その中で多くの問題点や意見が出されたが、時間的な制約もあり、充分な討論ができず「もっと話しを深めたい」という参加者の声があった。分科会の記録作りなど実務作業を経る中で、世話人集団が形成され、そして、女のつどいパートⅡ、Ⅲ…と学習・集会を継続、展開していった。

58年7月10日(日) 第2回公民館のつどい「女が学ぶこと」

58年9月18日(日) 女が学ぶことパートⅡ—「若い母親」が学習することはぜいたくな
のだろうか—

59年2月19日(日) 女のつどいパートⅢ—人間としての自立とは—

7月 8日(日) 第3回公民館のつどい「女が働く意味を問う—自立への足がかり—」

60年2月24日(日) 女のつどい—婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約から学ぶ—

7月14日(日) 第4回公民館のつどい「くらしの中の婦人問題—国連婦人の10年
はわたし達にどんな関係があるの—」

61年7月 6日(日) 第5回公民館のつどい「シネマ&トーク女のつどい
—映画"Never Give UP"を観て—」

また、婦人問題講座等に準備から関わり、婦人問題連絡会を組織するに至っている。

②保育サークル交流会

第5回公民館のつどい「話しませんか・子どもと食事」に企画から携わった、共同保育のサークルが中心となり、つどい終了後も交流の場を継続させようと発起人となり、他の保育サー

クルに呼び掛け、保育サークル交流会が結成された。会は二ヶ月に一回程度の割合で会合を持ち、子育てやあずける・あずかる等の課題を深め交流し合っている。これは公民館を利用している、「いないにかかわらず、広く福生の子育てのネットワークづくりに大きな役割を果たしている」と言えるだろう。参加サークルは「きんこんかん」「桃太郎」「まつぼっくり」「おもちゃ箱」「あじさい」「ありんこ」「ひよこ」「おさななじみ」の8サークルにのぼっている。

6 利用者交流会・学習会等の流れ

ここでは、館の呼び掛けによる、利用者の連絡組織と学習会について触れておきたい。前述のように利用者懇が、休止して以来、利用者全体を網羅する自主的な連絡組織は出来ていない。しかし、公民館活動にとって、利用者同士、利用者と公民館（職員）とのコミュニケーションは不可欠のものである。自主的な利用者団体への発展を頭に描きながら、情報交換等実施していると言って良いであろう。また、利用者が社会教育・公民館等への理解、自分達の活動を点検する意味も込めて、公民館が学習会を主催している。

昭和 55 年度

利用者と職員の 交流会（松林分館）	4. 24	55年度公民館事業と利用サークルの交流
	7. 13	利用サークルの情報交換、松林文化祭について
	9. 11	松林文化祭について
	10. 31	「みんなでなんでも展」反省会

昭和 56 年度

利用者交流会 (白梅分館)	10. 23	各グループ活動状況等の情報交換、館に対する意見・要 望について
------------------	--------	------------------------------------

昭和 57 年度

利用者研修会 (白梅分館)	9. 22	公民館はどういうところなのか、公民館の意義と役割に ついて 助言者 奥田 泰弘氏
利用者交流会 (白梅分館)	2. 6	各グループ活動状況等の情報交換、館に対する意見・要 望について

昭和 58 年度

松林利用者交流会	9. 14	だれでもなんでも展について、館への要望
松林利用者学習会	3. 28	公民館とサークル活動 助言者 千野 陽一氏
白梅利用者学習会	3. 1	公民館とは、公民館の役割 助言者 小林 文人氏

昭和59年度

松林分館利用者 交流会	4.	昭和59年度松林分館事業計画について、情報交換 他
	8. 27	公民館運営審議会委員の推薦について
	9. 10	"
松林分館利用者 交流会学習会	6. 4	公民館とは—社会教育と学校教育、松川町の実践に学ぶ 助言者 奥田 泰弘氏
	3. 25	市民にとって公民館とは—重本氏の"私にとっての公民館"から学ぶ 助言者 重本弘子氏（東村山市公運審委員）
白梅利用者の ひろば	9. 14	グループの様子の交換、公民館運営審議会とは、館への 意見希望
白梅利用者研修会	3. 3	地域のお茶の間としての公民館、活動交流と表現が生み 出すもの 助言者 小林 文人氏

昭和60年度

公民館利用者研修会	3. 27	公民館と自主グループ活動 助言者 島田 修一氏
松林分館利用者交流会	9. 14	利用者相互の交流、館との連絡調整
白梅利用者研修会	2. 5	現代社会・教育の状況と公民館の役割 助言者 小林文人氏

昭和61年度

公民館利用者研修会	3. 12	私にとって使いやすい公民館とは 助言者 奥田 泰弘氏
白梅利用者研修会	2. 25	公民館の今後の役割「民衆の生活文化づくりと現代社会 問題の学習」 助言者 小林 文人氏
松林分館利用者交流会	4. 19	松林分館の運営について、公運審委員より、情報交換 他
	8. 30	だれでもなんでも展の開催について、公運審委員の選出 について、情報交換他
松林分館利用者 交流会学習会	6. 28	公民館とは 助言者 小野 征夫氏

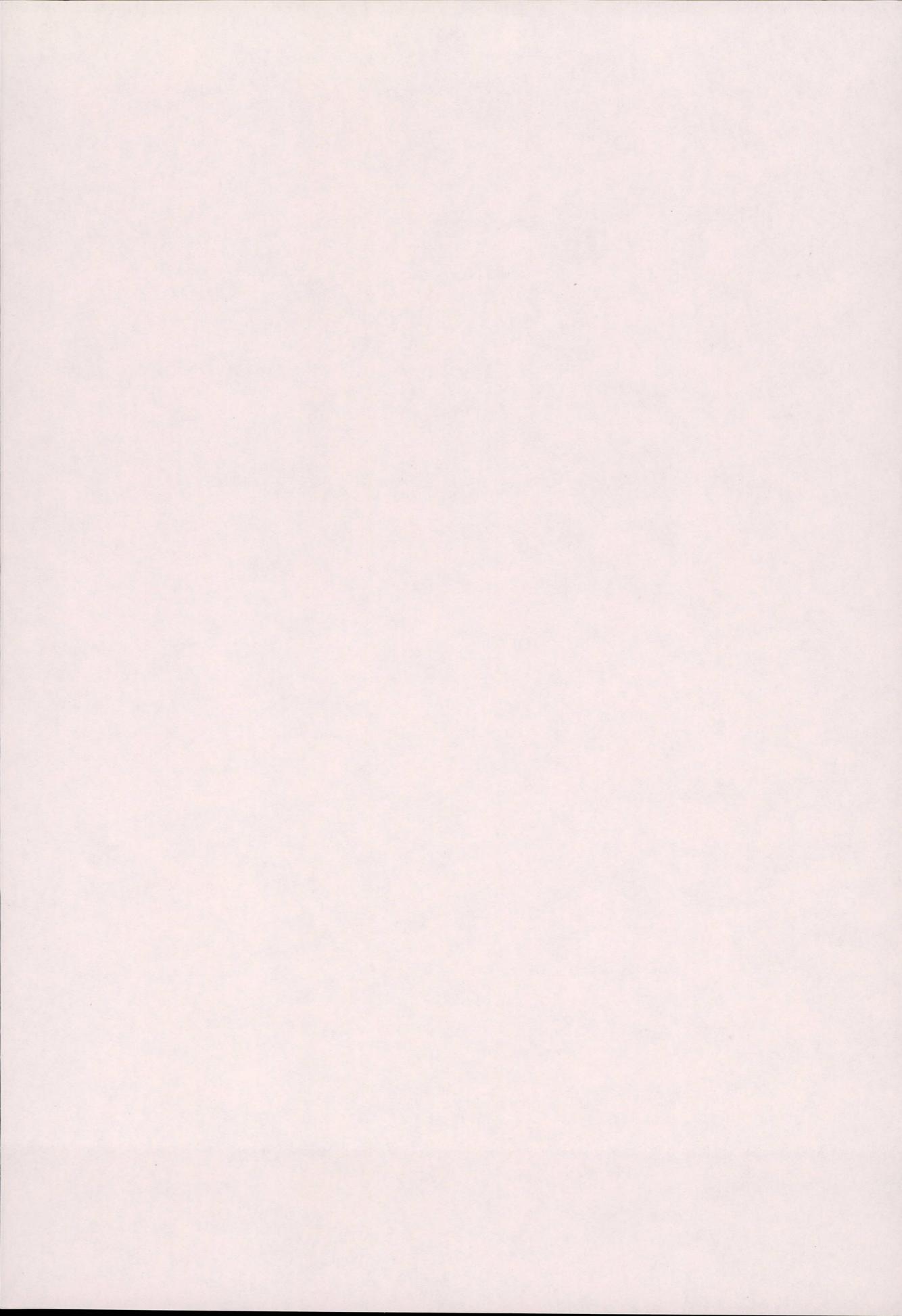
7 サークル発表会等と公民館

公民館で活動しているサークルの発表会等をここに列挙するが、サークルの発表会も多種多様に渡る。サークル同士が合同で発表するもの、単独で行うもの。公民館との共催で行うもの、後援を得ているもの等である。ここでは、後援名義等使用申請書を元に公民館（市民会館）で行われた、共催、後援のあったものをあげておく。

年月日	内 容	会 場	サー クル 名	観客数
52. 7. 15	アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	
52. 10. 30	定期演奏会	大ホール	福生吹奏楽愛好会	
52. 12. 4	アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	
53. 4. 15	第8回定期演奏会	大ホール	福生吹奏楽愛好会	280
53. 2. 11	定期演奏会	小ホール	福生市民コーラス	
53. 7. 2	第3回アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	100
53. 12. 2	第4回アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	70
54. 2. 3	第2回定期演奏会	小ホール	福生市民コーラス	200
54. 6. 23 24	第1回公民館利用者大会	小ホール 集会室	第1回公民館利用者 大会実行委員会	
54. 7. 14	第5回アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	80
54. 10. 14	第9回定期演奏会	大ホール	福生吹奏楽愛好会	300
54. 12. 9	第3回定演「クリスマスファミリーコンサート」	小ホール	福生市民コーラス	110
55. 3. 22	影絵小劇場	小ホール	サー クルななよん	140
55. 11. 29	第10回定期演奏会	大ホール	福生吹奏楽愛好会	
55. 12. 14	第4回定期演奏会	小ホール	福生市民コーラス	150
56. 2. 14	第6回アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	
56. 6. 21	第1回市民音楽祭	大ホール	福生市音楽愛好者連絡会	1,000
56. 9. 13	第5回定期演奏会「9月のこんさあと」	小ホール	福生市民コーラス	
56. 11. 29	第11回定期演奏会	大ホール	福生吹奏楽愛好会	300
57. 3. 6	第7回アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	83
57. 11. 21	第12回定期演奏会	大ホール	福生吹奏楽愛好会	350
58. 2. 11	第6回定演「うたとしばいとおんがくと」	小ホール	福生市民コーラス	180
58. 3. 6	第8回アンサンブルコンサート	小ホール	福生吹奏楽愛好会	90
58. 7. 3	第2回市民音楽祭	大ホール	福生市音楽愛好者連絡会	
58. 11. 27	第13回定期演奏会	大ホール	福生吹奏楽愛好会	250
59. 2. 19	第7回定期演奏会	小ホール	福生市民コーラス	
59. 6. 24	第3回市民音楽祭	大ホール	福生市音楽愛好者連絡会	500
60. 2. 3	めぐり愛コンサート	小ホール	福生混声合唱団	300
60. 2. 10	第8回定期演奏会	小ホール	福生市民コーラス	130
60. 6. 30	第4回市民音楽祭	大ホール	福生市音楽愛好者連絡会	450
61. 2.	第9回定期演奏会	小ホール	福生市民コーラス	
61. 6. 29	第5回市民音楽祭	大ホール	福生市音楽愛好者連絡会	500
62. 1. 18	演劇公演「椅子と伝説」	小ホール	演劇サー クル「バッカス」	
62. 2. 22	第10回定期演奏会	小ホール	福生市民コーラス	

IV

座談会 公民館10年を語る



IV 座 談 会

公 民 館 10 年を語る

昭和 63 年 2 月 6 日 福生市公民館



司会 皆さんこんばんは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。福生市公民館もお陰様で、昨年6月開館10年を迎えました。

また、開館10年の節目に優良公民館として、文部大臣表彰をいただくことができました。厚く御礼を申し上げます。

本日は「公民館の10年を語る」ということで皆さんのいろいろな思い出や御意見をお伺いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

ところで、公民館ができるきっかけは、どうだったんでしょうか。公民館をつくる会があったと聞いておりますが。

出 席 者

奥 田 泰 弘 氏 (公民館運営審議会委員)
佐久間 登世子 氏 (サークルななよん)
宮 岡 一 雄 氏 (前公民館運営審議会委員長)
村 野 栄 子 氏 (手づくりの会)
村 野 雅 義 氏 (公民館をつくる会)
降 幡 智 子 氏 (市民コーラス)
司会 黒田 登 (公民館館長)



村 野 雅 義 公民館をつくる会のメンバーだった村野雅義です。ぼくらが公民館をつくってくれと市に要望したころは、名前すら知っていなかったですね。三多摩には、公民館活動の活発な市もありましたが、福生では公民館というものがどんなものかわからない時期だったわけですね。

これはその時の裏話なんですけれど、公民館建設の署名を集めているときに、次の日に警察の方から、「どういう趣旨で署名を集めてるのか」というふうな問い合わせがあったことがありました。

司 会 そうなんですか。若い者大勢が集まって何をやってるんだ。そんなところですね。でも、公民館の名前さえ知らないところに良くできましたね。ただ、ほしいほしいではできないですよね。

村 野 雅 義 そうですか。これはいろいろな人たちの理解があったからだと思うんですけども、要求のないところにつくることはないわけですからね。その要求は青年の間から最初出てきたんですけど。

毎年の成人式をきっかけにしてできた自主サークルと元からある青年団との間で活動場所の取り合いをするような状況で、いろいろな苦労が、先輩たちにあったみたいですね。

司 会 そうですか。新しい型の青年サークルが生まれてきたため、活動場所の確保が難しくなってきたということですね。

村 野 雅 義 そうです。それじゃ大変だということで、サークルと青年団をまとめた青年団体連絡協議会が昭和43年にできたんです。その中で青年団体が活動する場所をつくってくれと要求し、それでできたのがいまの福祉会館だったわけですね。これは必ずしも社会教育のために建てられた施設でなかったので、いろいろ混乱があったり不便でした。それでも音楽や演劇、スポーツサークルなんかも含めて、一番多くなったときで11団体、それこそ200名を超える青年たちが活動したわけですね。

司 会 使いかっては良くなかったけれども、青年たちの何かをしたいという力は大きかったわけですね。

村 野 雅 義 そうですね。そんな中でこれからもっと活動を発展させていくには、どうしたらいかということを考えているうちに、社会教育法に基づく公民館というのがあるのを知って、その研究会を定期的に持つようになったわけですね。

その中で、青年層だけでは始まらないということで、婦人グループだとかの協力を得ながら福生の公民館をつくる市民の会をつくったわけですね。

司 会 自分たちのものをつくるということではなく婦人とか一般成人も利用できるものをつくるという考えであったわけですね。だれもが使い易いものを目指すというところですね。

それはいつごろからですか。

村 野 則 それは昭和48年でした。月1回集まり研究を深めました。1年ぐらいいたしまして、その成果を社会教育課に要望書として出し、それと市議会の方には公民館をつくってくれという請願をいたしました。

千何百名という署名も集まって、また福生始まって以来の委員会傍聴にまでつめかけ、次の議会で請願採択されました。それでもいつになるかわからないという実情でしたね。そのうちに福生市文化連盟という昔から活動されていた団体が早期予算化の要望ということで出して下さり、昭和50年の3月に予算計上されたわけです。

司 会 そうですか。48年に公民館をつくるための勉強会を発足させて、2年たってようやく建設のめどがたったわけですね。それはどんな構想のものだったんでしょうか。

村 野 則 そこでは大きなホールと一緒に公民館を併設するというふうな青写真になっていまして、14億円余りを使って2年度にわたって建てられるということでした。

その間のひとつのエピソードですが、議会では最初は市民会館建設特別委員会だったわけですね。それが皆で傍聴を繰り返すなかで、市民会館及び公民館建設特別委員会と名前がかえられ、議員さんだとか各層にも、「公民館だとよ」と理解してくれる方がふえてきたわけですね。

司 会 当初は市民会館という名称だけだった。ところが皆さんの熱心さが伝わって「公民館だとよ」というふうに皆さんのが理解をして下さったわけですね。

議員の皆さん方はそんなことで理解をして下さったわけですけど、市民の方はどうだったんですかね。

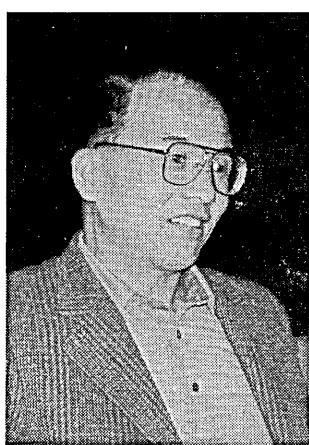
村 野 則 そうですね。そこで私たちは、市民の方が公民館のイメージがよくつかめないということから、公民館とはどんなものかを詳しく書いたパンフレットをつくりました。

それと、使用規則をつくる段階になって使用料のことが出てきましたので、次に第2弾の無料化のパンフレットをつくりました。

当時、各自治体が財政危機という時代だったし、受益者負担だという議会の意向がありまして難しい時期でしたが、そこでも熱心に運動するうちに、やはり原則として無料にすべきだということが関係者に御理解いただいたわけです。

こんなことで、昭和52年に待望久しかった公民館、大・小ホールのついた公民館ということで、市民会館と併設で建てることができたわけです。

司会 公民館ができるまで、いろいろ皆さんが御苦労されてきたわけでございますけれども、この当時ですね、他の市の公民館建設の状況はどうなっていたんでしょうか。奥田先生は中央大学で公民館など、社会教育の研究をされているということで、よろしかったらこの辺もお聞かせいただければと思っておりますけれども。



奥 田 公民館運営審議会委員の奥田です。

私はそのころ昭島に住んでいました。昭島にも昭島・公民館をつくる会ということができていたんです。

それは正式にできたのは昭和46年の4月だったと思います。45年の秋に5人の青年と社会教育主事をやっている職員の人と、それから私も加えていただいて7人で相談を始めたのが昭島・公民館をつくる会の始まりだったんですね。

さっき公民館という名を知らない人ばかりという話が出ましたが、昭島でもこんなエピソードがあったんですね。

昭島でも青年たちが、公民館をつくってほしいという署名とカンパの運動をやったんですが、青年がこんな運動をしているなんていうのは非常に奇麗なことだというふうに市民の方々には映ったんでしょうかね。すごいカンパが集まりました。あの当時で5万円余りにもなったんですね。署名もね、さっき千幾らっておっしゃったでしょう。村野さん。

村 野 伸 はい、福生では1,200～1,300・・・。

奥 田 じゃあ、うちの方も1,300くらいだったでしょうかね。ほとんど同じくらいだったという記憶がありますから。とにかく予想以上で、それで青年たちも気をよくして回っていたんですけども、署名してもらって「ほら、カンパだよ」、「どうもありがとうございました」と帰ろうとしたら、「ちょっと待って、ところで公民館って何よ。」とこう聞かれたわけです。

(笑声)

それで公民館の話を青年たちが一生懸命説明したら「そうか、よくわかった。それじゃ市民会館と同じなんだね。」と言われて、またギャフンときたという・・・(笑声)

それとさっきの市民会館建設特別委員会ですが、昭島も全く同じです。こちらでもかなり運動して、そのところぜひ名前をかえてほしいといって「および公民館建設特別委員会」というようにかえてもらったんです。

もう一つ、昭和48年ということですと、そのころ、厳密には昭和50年1月なのですが、東村山がやっぱり公民館をつくる会をつくっているんですが、当時、昭島と福生と東村山と3つの市で公民館をつくってほしいという運動が行われていました、これがまた三者三様なんですね。

昭島は青年中心なんです。それで婦人の方にも入ってもらおうとかなり努力して、やっと婦人とつながっていましたが、中心は青年でしたね。

福生はさっき言われましたように、初めは青年が中心で始まっていますよね。だけれども、最後は250人、70団体ですか。これはもうおそるべき広がりで、青年も婦人も一緒です。

ところが東村山は、ほとんどが婦人なんです。もともと東村山の公民館をつくる会の母体は、婦人学級なんですから、婦人が母体で広がり、婦人が青年を少し引き込んでいるという感じですね。そういう意味でも三者三様です。

司会 お話を聞いていますと、当時の福生の青年の力と言いますと、活動のうまさと言いますか、まとまりみたいなものがいかに強かったかがわかりますね。ところで宮岡先生、先生はそれ以前から社会教育の関係では講師でいろいろお手伝いいただきましたね。そんな関連で建設についてもいろいろとご存じだと思いますが。

宮岡 私は公民館建設には直接かかわっていなかったのですが、そういう意味では村野さんたちの青連協のね、活動の方向がよかったです。

それからもうひとつは、婦人団体というのは比較的この西多摩地域ではね、物の考え方の古い方が多かったんです。ところが、たまたま福生の婦人活動をされている中枢のお方は、みんな新しい感覚をもっておられた。年配でありながらね。

それから先ほど村野さんがおっしゃったように、文化連盟、この素地があったということ。それからもうひとつは、文化財調査会というのがね、文化連盟のバックというかね、そういうので非常に文化的な思想が文化連盟の中にも定着していた。こういうようなところが全部うまくかみ合ったんじゃないでしょうかね。

それですから、昭島に先鞭をつけられても、福生が追い越して館の建設を達成できたというのは、行政の中枢の方々の物の考え方、受け止め方も正しかったけれども、うまく青連協がそれを引き出した、埋もれていたものをまとめていったと、こういうことが相当あるように思いま



す。端から見ていてね。

村 野 崑 大分青年の力を買い被られて・・・（笑声）・・・やっぱり宮岡先生が言われたように、O B の方の的確なアドバイスのお陰だと思うんです。今日おいで手づくりの会の村野栄子さんなんかも、その中のひとりなんですけれども。やっぱり青年だけではね、ただまっしぐらで、こうした方がいいとか、福生はこういうところなんだという地域の特色のよさも、悪さもひっくるめて、雰囲気みたいなものをそれとなく教えていただいたんで、大きな過ちを犯さないで済んだというだけだろうと思うんですけれども。

司 会 福生の場合、いろいろな人たちの力がうまい具合に連動して、意外と早期に公民館が完成したというわけですね。そのとき皆さんには完成をどんな気持をもって迎えられたんでしょうかね。

宮 岡 私はね、開館のときには招待されて出たんですよ。いやいや、こう立派な会館ができるのでは、さて、これからどうしていったらいいのだろうかなんていうことが一番最初に頭に浮かびましたね。これにどう中身を入れるんだろう。そして、村野さんたちの活動をいろいろと聞いていましたし、こういう熱心な人たちに任しておくだけでいいのかな、なんていう感じでしたね。それからもう一つ、私は福生で生まれておりませんからね、活動の場面というのがなかったんですね。地域社会で、活動したくても・・・。契機がつかめないんですね。自分の同好会みたいのですね、身近な何人かで交流ができるんだけどもね。町へ出て皆さんと一緒に、横のつながりというかそういう場を持てない、したいんだけども顔見知りがあまりいない。学校と家との間だけを通っていましてね。恐らくそういう人たちが随分いるだろうから、そういうことのためにも、それぞれ動ける人は動かなきゃいけないのかなと、おぼろげながらもそういう感じを持ちましたね。



村 野 崑 こんばんは。手づくりの会の村野栄子です。私は漠然としていますけれどもね、村野さんの仲間の青年団が本当に必死になって、他府県まで視察に行ったりして、公民館をつくるために本当に涙ぐましい活動を、近所で見ていて感激でした。それだけ努力されて完成した公民館だからその影響で私も何かしなくちゃと、感激でもって私も活動したわけなんです。青年たちの力に動かされて、自分も何かしなくちゃと思われた方も多いんじゃないですか。

宮 岡 村野雅義さんに伺いたいんですが。

それだけのがんばりというか努力をしてきて、開館したときの感想を聞かせておいてよ。

村 野 酉 目に見えないものを創造するというのも苦労がいったんですけれども、それが目の前に現実にできてみて、果たして使いこなせるかどうかかっていうかえって心配というのが、先にたちますね。学芸大の小林文人先生なんかにもつくるときに3割の力でつくらして、7割は開館以後にとっておけよと言われたんですけれども、ないものを要求するというのは、皆気持ちが一致しやすいんですけれども、いざできてみると、開館すれば自然に住民同士が交流するかというとなかなかそれができなかったようですね。上手に利用していくということの難しさは感じましたね。

司 会 村野さんの努力は大変だったと思うんですよ。いま市民の人たちが、本当に楽しくね、朝は9時から夜は10時まで毎日大勢の人が公民館へ来て、1日を過ごしていただいているすけれどもね。公民館がここまでたどりつくまでは、いろいろな事があったんでしょうね。

ところで、手づくりの会やサークルななよん、市民コーラスの皆さんは公民館ができる前から活動していたということでございますけれども、公民館ができる皆さんはどうでしたか。

その辺をお話いただきたいと思うんですけれども。

佐久間 公民館ができる前は、活動するには不自由でもいろんな人が知り合えたり、つくるという目的があったから、そのための人の交流というのが多かった気がするんですが、正直いって完成してからある期間、素敵なお部屋に入れて、これでもう場が確保されたというような安心感が出てきて、気持ちのたるみみたいなものが出ていましたね。

やはりハングリーでいるというときの方が、人という人は人を求めるし、仲間も求めるし、がんばらなくちゃがんばらなくちゃと思うところがあるのかなあ、ぜいたくな話だと思うけど。

宮 岡 その点が一番、何というかな、社会教育活動に参加している一員として考えなくてはいけないところだと思うんですね。

公民館活動をする上で、地域社会にどう自分が位置づけられるか。そして、おおげさに言えば、地域社会の発展というか、地域に自分がどう役立っているかというところを、押さえておかないと。この点を少しは考えていかないといけないんじゃないでしょうかね。

大変なことですけれど。それでないとね、単なる遊びに落ち入っちゃうのではと思うんです



よ。趣味一辺倒に。カルチャーセンターに行けばいいという説が、一時もっぱらありましたよね。そういうことを公民館を利用させていただく上では乗りこえないと、市民権を得られないと思うんです。本当の意味で地域とつながっていく、人と人とがつながっていく努力をしていかなければならぬと思いますよ。



降 帷 そういう意味では、私たちのグループをつなげて下さったのは職員方だったんですね。そのパイプ役をして下さったおかげで私たちは今度の2月11日、11回目のコンサートを開きます。52年度に1回目のコンサートを行ったとき「とにかく小ホールを一回使ってくれなくては困るんだよ」と言われたんです。私たちは「困ると言われてもコンサートやったことがないからどうしようもない」と言ったら、とにかく第1回目は会館の人たちがいろんなところの知っている人をヘルパーにしてね、そしてお手伝いするからといって下さったんです。

そのときに外のグループが、私たちはそのとき知らなかつたんですけれど、レコードコンサートのグループが、司会とかプログラミングも全部やって下さったわけです。

それからは、いろいろなサークルとジョイントしてコンサートを行いました。その間にサークルななよんの方とのパイプ役も公民館の職員の方にしていただいたら、それから民謡の会の方とか、手話の会、それから子供マンガクラブ、それからタンゴの方たちというふうに、本当にこの中で活動している方々との横のつながりというのを、職員の方が仲立ちになってやって下さったんですね。

コンサートが11回も続けられるというのは、私たちの力ではなくて、やっぱりこういう器があつてできるんですね。なるべくいろんな方とのつながりをもっていればこそ、できたんですね。だから他市の合唱グループをお客さんに呼ぶことはいくらでもできるんですけど、私たちはあえてそれをしないのは、他市よりも福生の中で、活動をしている人たちとつながりたいという気持を持っているからなんです。

村 野井 職員の仲立ちっていうか、職員も一緒に楽しみながら、仲間みたいな感じでやってくれたのがいいんですよ。福祉会館の2階で、まんじゅうづくりをしたり、うどんづくりをしたりね。

うどんづくりも職員の人と話しているときには、あんまり食文化が進んじゃってるから、もう少し日本的なものをやろうよなんて話が出て、それじゃ「うどんづくり」をしましょう。気

軽に出てきたんですよ。グループ同志のつながりも大切だけれど、職員とのつながりも大切ですね。

司 会 先ほど村野雅義さんから、つくる力が3割、つくってから動かす力が7割というようなお言葉もございましたが、利用者と館が一体となっていることが大切なんですね。

宮岡先生、奥田先生には、公民館へ講師としておいで願っていることもあります、その辺のところはどうなんですかね。

宮 岡 私が自然観察で一番に考えたことはね、よく、人によりけりなんていうじゃないですか、公民館活動でもグループをつくるとき、可能な限りグループに広範囲に年齢を抱え込むことがひとつの手法ではないかと。そうすれば時代的流れを常に継承していくのだろうという考えがあってね。それがひとつあったんですよ。

それからもう一つ、自然観察で植物の名前を覚えるというよりは、自然のなんといったらいいのかな、ダイナミズムというか、自然の摂理というのか、偉そうに言えば、今そういうのを感じられない時代だから、こころに感性みたいなものをもっていてもらいたいなと、その辺のことなら、一緒にみんなで遊びながら学べるかなと、そういう感覚でしたよね。自分の趣味の範囲だけでとらえていいちゃいけないと。そうじゃなくって、全体をとらえながら参加したいなというのが私の願いで、そういう姿勢でやってきました。

降 幡 私がここを使わせていただいてから、公民館の方や先生方に何回となくグループに来ていただいて、公民館とは何か、社会教育とは何かとか、サークルを通してどういうことを学んでいくのか、公民館を使うサークルはどういうことをしていってほしいのかということを大分お話をいただきました。

宮 岡 ぼくも大分したね。思いを込めながら。

降 幡 宮岡先生にも大分私たちのサークルへ来ていただいてお話をいただきましたね。

村 野 保 私がこういう活動に入ったというのもね、宮岡先生のそういうお話をから、だんだん勉強させられたところが大きいんですよ。

初めは植物のことだけだったけど、先生の指導で自然の理というものがわかってきて、それが手づくり、自然食のことを考えるようになって、地域の食文化のことまで考えるようになれたわけですから。

宮 岡 私なんか社会教育なんて全然知らないのに・・・。それでは、なぜ知らないのにそ



いうところへ講師づらをしていったり、公運審にかかわったりしたかと言えば、社会教育というものは思い込みが大切だと思っていましたから。思い込みのない社会教育へのかかわり方では役にたたないと思っているんですよ。だから、知識の面ではだめだけれども、思い込みの面では結構対等にいけるじゃないかと、そんな大それた気持があったですね。

降 輜 趣味で終わらせちゃいけないというね。すごく大仰に言えば、福生市の文化を広げるなんてことをよく会の方々と、先生方もですけれども、そういう話を良くしましたね。これを思い込みということかしら。

カルチャーセンター的な自分のために何かを学ぶということで終わらせるんじゃなくて、私たち利用させていただく側が、その他の利用者や職員や地域の人々を良い方向に巻き込んでいくということですね。

佐久間 そうね。職員さんとかグループの人とか様々な人々を巻き込んでいくとかね。そういう部分で力をもっていかないと。

降 輜 たとえば、公民館の使い方ですけど、1週間に1回使って「はい、さよなら」だけだと、公民館の方も顔は知っていても名前は知らない、それじゃ利用者の方の怠慢ですね。実際私は職員と一緒にということを大切にやっていましたけれども、2年前からちょっと休んでいて、少し振りに復帰してみると職員を巻き込んでるということがなくなっていた。社会教育とか公民館ということはどういうことか、全然いまメンバーの中に浸透していっていない、ただ土曜日に来て、自分達の活動だけして帰るになってしまっている。やっぱり私の責任ですね。これはもっとPRもしなければいけない、「公民館とはこういうところ」「公民館ってこういうふうにしてできたのよ」ということを、今度ちゃんとまとめて、ある時期に伝えていく使命があるなと、いますぐ感じています。

宮 岡 初めのころは公運審でも、それ以外のところでも、権利とか、学習権がどうのとか、よくそういう声を聞いていました。私は、社会教育というのは義務教育と違ってね、権利、義務の問題じゃないと思うんです。自分たちが何を活動の中で産み出していくかが問われている学習であって、権利や義務の問題じゃないと思うんだけども、どうなんですか。やはりそういう点が大事だと思います。利用する以上はね。カルチャーセンターで月謝を払って勉強しているのと同じでは、お金を払わないだけが違うのでは困るじゃないかとね。専門家としてはどうでしょうか。

奥 田 そうですよね。

宮 岡 どこか本質的なところでカルチャーセンターと違わないとさ。もし、ここを利用する

だけたったら、月謝払わないだけの違いでしょ。それ以外にどこに違いがあるのかと言われたときに、その辺のところを利用者としてもこれから先、十分考えていいかないといけないんじゃないでしょうか。

それが結局は社会教育を発展させていくということにもつながっていくと思うんですよ。これをないがしろにしたら、社会教育はね、これから法律も変わりかねないときに、それでは困ります。そういう時代にきちっとした姿勢を示せるように、利用者側の方で自覚しないと。

村 野 嶋 そういうふうなところでは佐久間さんが公民館運営審議会委員をされてたとき出していた「うんしんおばさんだより」は社会教育とは降幡さんが言われたみたいな視野の狭い、自分たちだけの活動に閉じこもらないようにするにはどうしたらよいのかを、非常に明確に出し続けてくれたというところで、その辺の御苦労をお聞きしたいですね。

佐久間 私の中では苦労してませんよ。公民館での楽しい体験や感動をみんなと一緒に感じたいという思いがとてもあったのね。だから私が少しずつでもわかったところを、みんなも一緒にわかろうよという気持があった。生意気だけれども、そういう気持がすごく大きかったと思うの。

私もやっぱり公民館を使っていて大事だなと思うところは、人としての感動というところじゃないかとこのごろ思い始めたの。何をやっても感動があるというのは大事なのね。続ける原動力もあるし、活動を振り返るひとつの大事な要素もあるし、感動し続けながら生きていくためのひとつの位置づけに、私は公民館を選んでいるんだけれど。

たとえば小さなことでも、グループで一緒に紅茶を飲むでしょ。「みんなで飲むとおいしいねぇ」という言葉を常に言い続ける。みんなですると楽しいね。というそういう部分をつなげていける力を公民館は持ってると思うから。それは同じ地域の人が、あの人も知っていてこの人も知っている、隣同士みたいな感覚で寄り集まっているグループだからこそできるんであって、やっぱりカルチャーセンターのような部分ではないと思うの。

司 会 そのまちの、その地域の人達と一緒に感動したり、考えたりしていくことが公民館活動の基本ということですか。

それでは最後になりますけれども、これから公民館についてお伺いいたします。公民館のあり方。公民館がどのようにすれば、福生の文化をつくるための一機関になれるか。これから社会教育の未来等につきまして、お話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

降 幡 そうですね。ほんとにさっき宮岡先生がおっしゃったように、異年齢の集まりが大切

ですね。

たとえば子育てについて、先輩にこんな悩みあるなんていいうと「あら、それはこうなのよ」とか「心配ないわよ」とか返ってくる。そういうつながりは、さっき宮岡先生がおっしゃったみたいに、異年齢とのことでこそあるんですね。うちのメンバーの一人が、家にいると子供と1対1でいるだけだけど、ここに来るとみんな仲間がいるという意識が持てるというのは幸せだと、それが持ちたくて来たという人もいるのね。

宮岡 奥田先生に伺いたいんだけれども、これから公民館は、どういったらいいんだろ。

たとえばね、二者択一として、学習層を広げてゆくことと、それから学習者の質を高めることと、どちらをまず優先すべきなのか。

これは専門家にぜひ伺っておきたい。どっちとも言えないといえばそうでしょうけれども。

奥田 その専門家の話というのは、大抵おもしろくないんですよね。

宮岡 そうでしょう。それでも伺いたい。（笑声）

奥田 それでも言わなければならぬのが専門家の辛いところで・・・。（笑声）

結論的に言うと、いまどちらかというようには決めつけて言えないという感じもするんですが、ただ、ぼくはいまの時点で大事なことは広がりだというふうに考えているんですけどもね。もっともっと広がりを追求しないといけないんじゃないかなという気がしているんです。

深まりというのはその人の努力で深まることがあるわけです。そのときに、深まりたいんだという要望にも応えてほしいという意味では、深まりもほしいんですよね。だけれども、いま公民館が第一義的に追求する、公民館の職員とか、あるいは公民館を今まで使って自分が世界を広げてきた人たちが責任として追求しなければいけないのは、いまは広がりじゃないかと思っているんです。

宮岡 いや、どっちともいったら反論しようと思っていました。

ものごとには、手法の上からいけば優先順位がありますよね。それでいけなければ力の入れ方が。両方なんていったら空論だって言おうと思ったのに、言えなかった。

奥田 やっぱり特に職員にお願いしたいことと言えば、広がりということでしょうね。

宮岡 質の深まりは、学習の結果であってね、その深まりの速さというのは、本人の努力とか、職員の協力とかがいるでしょうねけれども、少なくとも結果であることには違いないと思うんですよ。そういう意味では、広がりというのは地域ということを念頭においての社会教育の発展ということを考えれば第一優先でしょうね。

奥田 そう思いますね。

もう一言つけ加えさせていただければ、これはさっき宮岡先生もおっしゃっておられましたけれども、やっぱり広がりというのは公民館へ足を向けられる人を広げるという広がりと、職員が公民館から外へ出かけていってもっと広い意味での半径をつくってもらえるような広がりとがって、そろそろ後者の時期にこないといけないという気はするんですね。

司 会 あとグループ活動などをしていく、公民館にこうしてほしいなということがあるのでしょうか。

降 帰 具体的なことなんですかね、サークルにどんなことをしているのかなというように、気軽な形で顔を見せていただくということはいいんじゃないかなといつも思うんですよ。たとえば、館長さん職員さんがかわられてもメンバーは知らないわけですね。リーダーになる人さえも知らなかったと。そういうことはこちらからもいかなければいけないと思うんですけれども、職員の方からも御紹介いただけるとありがたいですね。かわられたときにサークルに御足労いただいて、お顔見せていただくとか、そうするとメンバーの方もあの方が館長さんなのかということがわかり、親しみがわきますよね。

司 会 できるだけですね、勉強の最中に御迷惑にならないようにして、できるだけ出させていただきたい、こんなふうに思います。

奥 田 やっぱり降幡さんのおっしゃられたつながりということは大切だと思いますね。こんなグループがこんなことを言っているよ、こんなグループはこんなことをやっているよ。だから一緒にやったらどうですかとか、そんなつながりを図る役割を職員に望みますね。

たとえばコーラスをやれば、それはそれで一定程度楽しめるし、だれでも自分のやりたいことだけをやって帰ることにどうしてもなりがちですが、先ほども降幡さんが市民コーラスの定期発表会のところでおっしゃいましたように、視野が広がった段階で、またコーラスが楽しくなる。

その質の違いというのは経験しないと納得できませんからね。そういう意味で地域でいろんな活動をしていらっしゃるグループとつながっていただくと、いいんじゃないかなという気がします。

広がりというのは、一番その部分を強調したいですね。長い経験でいうとそうなんですかね。

村 野 なかなか人間性が広くないと、これができないですね。そのためにも公民館でいろいろなことを学んでいるんですけど。

佐久間 もし私が職員だったら、おばさんだよりじゃないけれどちょっと来たグループに、メ

モでもいいから、こんなグループが今度これやりますよって伝えたい。パンフレット立においてあるのを、気がついた人だけが持っていくんじゃない部分の広がりをつくりたですね。たとえば市民コーラスさんを通じて、私たちが知り合ったバッカスさんや、いろんなグループさんにも私たちは私たちなりにいろんなことをPRします。

私たちが知らない部分を、そういう形で知らせるのは、職員の方が簡単にできるんではないかな。もし私が職員であれば、ちょっとやってみたいなという部分ですね。余計なことながら、そうするとそれを見た人が「ああ、何かやるんだって」とその職員さんに話しかけるかも知れないし、夜のグループと昼のグループをつなげるキッカケになると思うんだけど。

そうすると、ひとつの情報が入る。ということはよそのグループにも目を向けるきっかけにならないかなと思うんですけれどもね。

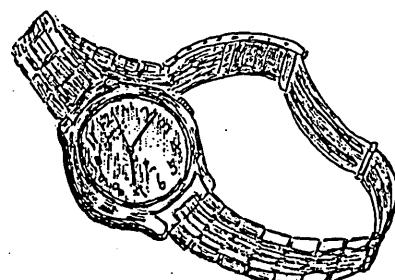
司 会 そうですか、主催の教室や講座をやるだけではなく、公民館が人と人とをつなげる場所になっていかなくてはいけないということですね。

それでは、まだまだお話を伺いたいのでございますが、予定の時間がまいりましたので、この辺で座談会を終わらせていただきたいと思います。

大変長時間にわたり、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

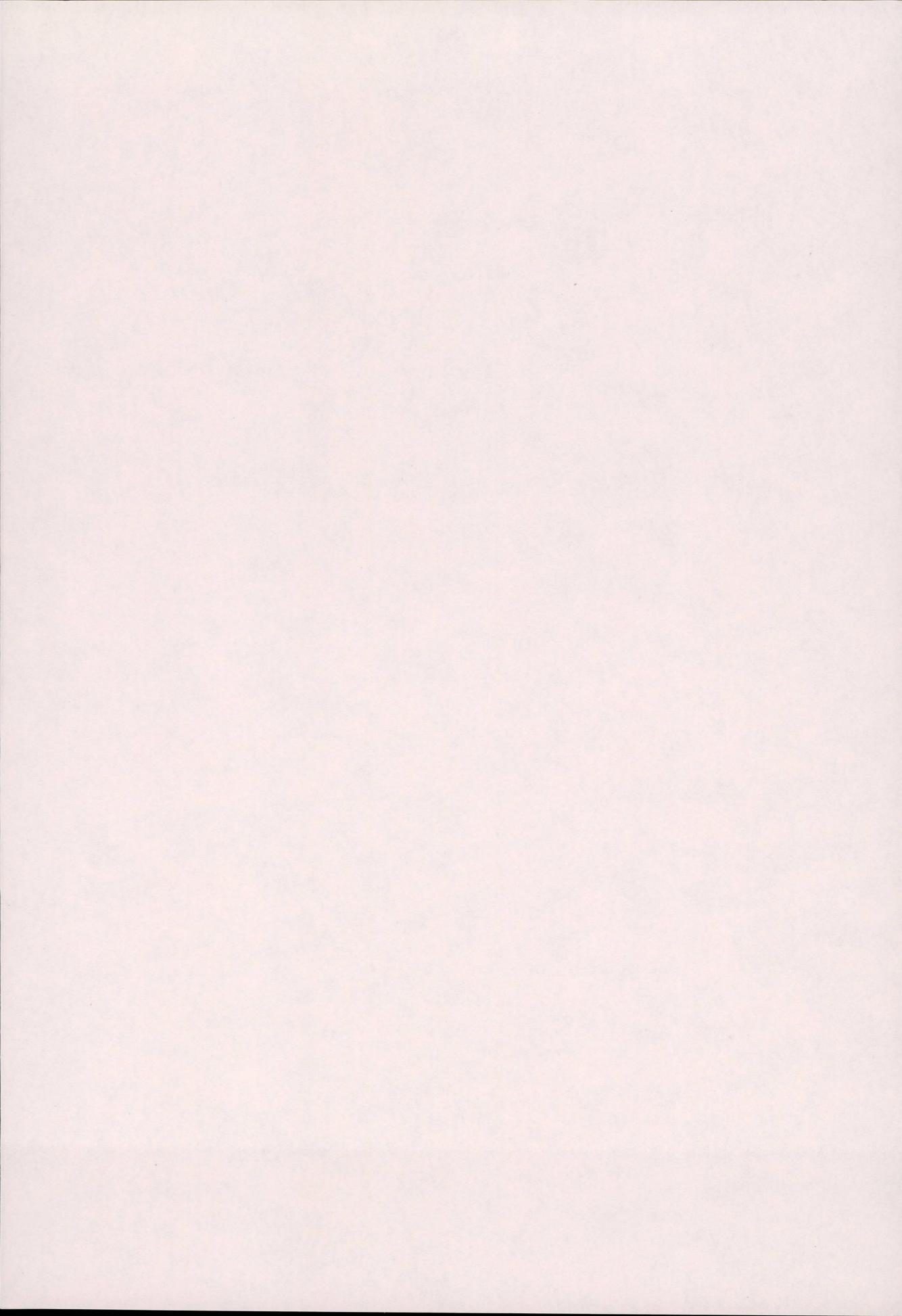
これからも、よりよい公民館づくりを目指して努力してまいりたいと考えておりますので、どうか今後とも、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。



V

公民館運営審議会のあゆみ



V 公民館運営審議会のあゆみ

はじめに

公民館運営審議会(以下「公運審」)は、住民の意思を公民館の運営や事業に反映させるために、館長の諮問機関として、社会教育法第29条で「公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するもの」として必置されている。このように法的に住民参加が保障されている例はきわめて稀であり、社会教育法の改編がささやかれる中、社会教育における住民参加と住民自治を守り育していく上で、公民館における公運審の役割は大きいものがある。

10年のあゆみ

当市公運審は昭和52年の公民館開館と同時に発足するが、56年10月までは社会教育委員の兼任であった。それが昭和55年に公民館3館体制が整うなかで、公民館事業も飛躍的に増大し、それにともない公運審委員も昭和56年10月、社教委員との兼務から独立し、より活発な活動へと展開していった。

しかしながら、人数的にみると社教委員との兼務時10名であった委員が、独立時は8名となる。その選出分野は、1号委員学校長1名、2号委員5名、内訳は婦人団体、PTA連合会、文化連盟、社会福祉協議会、青年団体で、3号委員学識経験者2名となっていた。そして、その任期は社教委員の残任期と同じとされたため、57年10月までの1年間であった。

しかし、その1年間の中で独立公運審としての大きな仕事が待ちうけていた。議会質問に端を発した公民館幼児室予算凍結問題(詳細は「幼児と公民館」)により、昭和57年5月1日の昭和57年度第1回公運審の席上、「福生市公民館における幼児教室の実施について」諮問を受ける。その求められた内容は、1.公民館における幼児教室の必要性の是非について 2.公民館における幼児教室のあり方について 3.公費負担の範囲についてであった。早速、慎重な審議がくり返され、答申までの3カ月間に9回の公運審会議がもたれた。そのうち、市民意見の聴取が2回で、1回は実際に幼児教室に関係している10サークルの代表からの声を求め、もう1回は子供を育てあげた立場の婦人有識者5名の意見であった。このように、利用者や市民の声に耳を傾けながらの答申作成であった。そして、8回の審議を経て、8月14日の昭和57年度第9回公運審会議の席上、館長に答申(資料編)を成し得た。これによって、後に予算凍結は解かれ、今日のような幼児室事業の興隆を見るにいたっているのである。

答申直後の10月、任期満了により改選がおこなわれ、この時点では松林・白梅両分館の代表2名を加え10名となる。選出母体の変更がこの時点であり、婦人団体から商工会へと、また社会福祉協議会から高齢者事業団へとなる。

公運審委員の選出方法としては、1号委員は校長会へ、2号委員青年団体は青年団体連絡協議会へ、PTAは小中学校PTA連合会へ、文化連盟は福生市文化連盟へ、商工会は福生市商工会へ、高齢者事業団は福生市高齢者事業団へ各自推薦依頼をし推薦を受ける。分館代表については、各自利用者交流会の席上互選によって決まる。また、学識経験者においては館長により決定される。

また、公運審の研修については、毎年数回の東京都公民館連絡協議会の委員部会研修があり、毎回数名ずつが参加している。これとは別に、公運審として他市の公民館運営を学ぶために、昭和60年度より年1回、視察の機会が設けられ、これも恒例化してきている。

おわりに

福生の公運審10年の歴史は、まさしく公民館の10年の歴史と重ねあわされるものである。公民館事業の発展とともに社教委員から独立し、さらに幼児教室予算凍結問題にゆれる公民館の苦しい時代に、まさしく公民館での市民の学習活動を守り育てるために、踏んばり通していく。この10年の間に44名の委員を経て、利用しやすい公民館を求め、市民の声を公民館へ伝え続けてきた公運審。そして、その活動のエネルギーを支え続けてきたのは、やはり市民の活動の熱意であったであろう。

今後も市民に開かれた公民館であり続けていくためには、この制度的な住民参加の場である公運審の場を守り続けていかなければならないであろう。

○うんしんおばさんだより

これは白梅分館初代公運審委員佐久間登世子氏により、その選出母体である白梅分館利用者、ひいては、市民と公運審とをつなぐ目的で、昭和58年1月より61年9月まで、独自に178号にわたり出し続けられたものである。（資料編参照）

うんしんおばさんだより

佐久間 登世子

『うんしんおばさんだより』この妙な名のたよりの1号を、私が白梅分館の公運審を仰せつかってすぐ出しました。分館から1名、初代という条件の良さに甘えさせてもらったのです。

公民館のサークルにはいってはいたものの、その定義も理論も意識の外にありました。それが体を通して展開したいなにかを意識下に蓄えるようになったのは、公民館で出会った人の力の大きさに気づいたことが根底にあります。

白梅に入りするようになって、一層それを感じました。

この町に公民館ができる10年、分館はさらにわずかの歴史しかありません。けれど、この分館に集う仲間の結びつきの強さには、失礼ながら専門職として配置された公民館主事さんにすら一朝一夕にしては見ぬけない、この地域が脈々と培ったきびしさとあたたかさがひそんでいたのです。

わたしたちは、それらを本当にいとおしく、ほれぼれと見つめなおし、見つめなおしながら『公民館ってこういうものみたいよ』『どういう使い方がいい?』『そうそう、この間の公運審の会合でこんな話が出たのよ』と、たよりに書きました。

テーマや知らせたいことは、次から次へといくらでもありましたし、部屋いっぱいにひろげたたよりに、読んでくださる誰かを想いながら、手を加える作業は、それこそ楽しいものでした。そのころ私を支配していたのは、—白梅を誰よりも熟知していたい—という強いおもい入れだったように思います。お陰様でこれを通じて沢山のホットでやさしい人々との結びつきも生まれました。このネットワークを今後どう広げ生かしていくかが、私を含めて皆の底力につながると思っています。

今日も公民館では、すばらしい資質の主事さん方が、暮らしをひらき自活の力を高める期待を担ってがんばっています。

公民館での出会いや、学びが本物である限り、住民がしっかりとつながっていく要としての公民館は、限りない可能性で輝いて、私たちを魅きつけて離さないに違いない。

多くの励ましに支えられ、178号までたよりを続けられた感謝を含めて、さらにこのおもいを強くしているところです。

公民館運営審議会会議内容

昭和52年度

- 第1回 52. 9. 28(水) 公民館
- 正・副委員長選任
 - 委員長 田中貞雄氏
 - 副委員長 高山君子氏
 - 公民館組織について
 - 昭和52年度事業方針及び計画について
 - 公民館運営状況について
- 第2回 53. 3. 29(水) 公民館
- 昭和53年度公民館管理運営計画について

昭和53年度

- 第1回 53. 4. 21(金) 市内
- 市内社会教育施設見学
- 第2回 53. 10. 20(金) 公民館
- 正・副委員長選任
 - 委員長 田村匡雄氏
 - 副委員長 高山君子氏
 - 社会教育委員連絡協議会研修会について
- 第3回 54. 3. 26(月) 公民館
- 昭和54年度会館管理運営計画について

昭和54年度

- 第1回 54. 5. 31(木) 松林分館
- 松林分館事業開始及び職員の事務分担について
 - 昭和54年度第1回半期主催事業について
 - 東京都公民館連絡協議会報告
 - 公民館保育室の運営について
 - 公民館専用掲示板の設置について
 - 公民館資料室の貸出しについて
- 第2回 54. 7. 30(月) 公民館
- 第2四半期主催事業について
 - 市民会館主催事業、今年度の計画について
 - 昭和54年度都公連運審部会報告
- 第3回 55. 1. 20(水) 市民体育館
- 熊川中央学供現況報告
 - 第4四半期主催事業について
 - 第18回東京都公民館大会について
- 昭和55年度
- 第1回 55. 4. 3(木) 中央図書館
- 市民会館、公民館管理運営計画について
 - 白梅分館事業開始及び職員の事務分担について

第2回 55. 5. 30 (金) 公民館

- 会館管理運営計画について
- 公民館主催事業について
- 市民会館主催事業について

第3回 55. 7. 14 (月) 公民館

- 正・副委員長選任 (委員長辞任に伴う)
委員長 高山君子氏
副委員長 並木信一氏
- 公民館・市民会館の事業及び利用状況

第4回 55. 11. 7 (金) 市民体育館

- 改選による正副委員長選任
委員長 高山君子氏
副委員長 並木信一氏
- 東京都公民館連絡協議会報告
- 公民館主催事業について
- 市民会館主催事業について
- 第19回東京都公民館大会について

第5回 56. 2. 26 (木) 市民体育館

- 昭和56年度公民館事業計画について

昭和56年度

第1回 56. 4. 24 (金) 市民体育館

- 会館管理運営計画について

公運審委員・社教委員より独立

(56. 10)

第2回 56. 10. 28 (水) 公民館

- 正・副委員長選任
委員長 宮岡一雄氏
副委員長 志村 立氏

◦公民館主催事業について

第3回 56. 11. 21 (土) 公民館

- 昭和57年度公民館事業について
- 第20回東京都公民館大会について

第4回 57. 2. 13 (土) 福祉会館

- 公民館の幼稚教室 (公民館保育室) の現状について
- 公民館のつどいについて
- 公民館主催事業について

第5回 57. 3. 27 (土) 公民館

- 昭和57年度会館管理運営計画について
- 公民館長の任命に関する意見聴取について

昭和57年度

第1回 57. 5. 1 (土) 公民館

- 「幼稚教室の実施について」諮問
- 都公連通常総会の報告

第2回 57. 5. 15 (土) 公民館

- 諮問案件についての追加資料の説明と審議

第3回 57. 5. 29 (土) 公民館

- 諮問案件についての追加資料の説明と審議

第4回 57. 6. 12 (土) 公民館

- 諮問案件についての市民意見聴取と審議

第5回 57. 6. 26 (土) 公民館

- 答申までの今後の運営について

第6回 57. 7. 10(土) 公民館

- 詮問案件についての市民意見の聴取と審議
- 都公連委員部会報告
- 公民館大会の参加について

第7回 57. 7. 24(土) 公民館

- 詮問案件について審議・答申書(案)作成

第8回 57. 7. 30(土) 公民館

- 答申書(案)の作成

第9回 57. 8. 14(土) 公民館

- 答申書の最終決定
- 答申書提出

第10回 57. 11. 12(金) 公民館

- 改選にともなう委員長選任
委員長 田村征利氏
- 昭和57年度事業計画について
- 公民館運営審議会について

第11回 57. 12. 22(水) 公民館

- 副委員長の選任
副委員長 中本 勇氏
- 昭和58年度公民館事業について

第12回 58. 3. 24(木) 公民館

- 昭和58年度公民館管理運営計画について
- 昭和58年度公民館予算について

昭和58年度

第1回 58. 7. 16(土) 公民館

- 公民館の利用の現状
- 「公民館のつどい」について
- 都公連委員部会報告

第2回 58. 10. 29(土) 公民館

- 昭和59年度公民館事業計画について
- 都公連委員部会報告

第3回 59. 1. 26(木) 公民館

- 昭和59年度公民館事業計画について

第4回 59. 3. 1(木) 公民館

- 昭和59年度会館管理運営の計画について

第5回 59. 3. 23(金) 公民館

- 昭和59年度会館管理運営計画について
- 公民館長の任命に関する意見聴取について

昭和59年度

第1回 59. 7. 5(木) 公民館

- 講師派遣制度について

第2回 59. 8. 29(水) 公民館

- 講師派遣制度について

第3回 59. 9. 29(土) 公民館

- 昭和59年度上半期主催事業実施について

第4回 59. 10. 8(月) 公民館

- 改選にともなう正・副委員長選任

委員長 田村征利氏

副委員長 木内倉吉氏

第5回 59. 11. 8(木) 公民館

◦昭和59年度上半期主催事業実施状況
について

第6回 59. 2. 5(水) 公民館

◦昭和60年度公民館事業計画について

第7回 60. 3. 1(金) 公民館

◦昭和60年度公民館管理運営計画(案)
について

昭和60年度

第1回 60. 6. 14(金) 公民館

◦昭和60年度上半期主催事業実施状況
について

第2回 60. 8. 14(水) 公民館

◦公民館調査について

第3回 60. 9. 20(金) 公民館

◦公民館調査について

第4回 60. 11. 29(金) 公民館

◦昭和61年度公民館予算について
◦相模原市公民館視察について

第5回 60. 12. 7(土)

◦相模原市公民館視察
(大野中公民館、光が丘公民館)

第6回 61. 2. 28(金) 公民館

◦昭和61年度社会教育計画について

昭和61年度

第1回 61. 5. 29(木) 公民館

◦昭和61年度上半期主催事業について

第2回 61. 7. 11(金)

◦視察

コミュニケーションセンターじゅらく苑
(羽村町)

河辺市民センター (青梅市)

第3回 61. 9. 19(金) 公民館

◦公民館調査について
◦展示室の有効利用について

第4回 61. 10. 13(金) 公民館

◦改選にともなう正・副委員長の選任
委員長 田村征利氏

副委員長 木内倉吉氏

第5回 61. 12. 5(金) 公民館

◦昭和62年度公民館予算について

第6回 62. 1. 19(月) 公民館

◦第25回東京都公民館大会について

第7回 62. 3. 4(水) 公民館

◦昭和62年度社会教育計画について

第8回 62. 3. 24(火) 商工会館

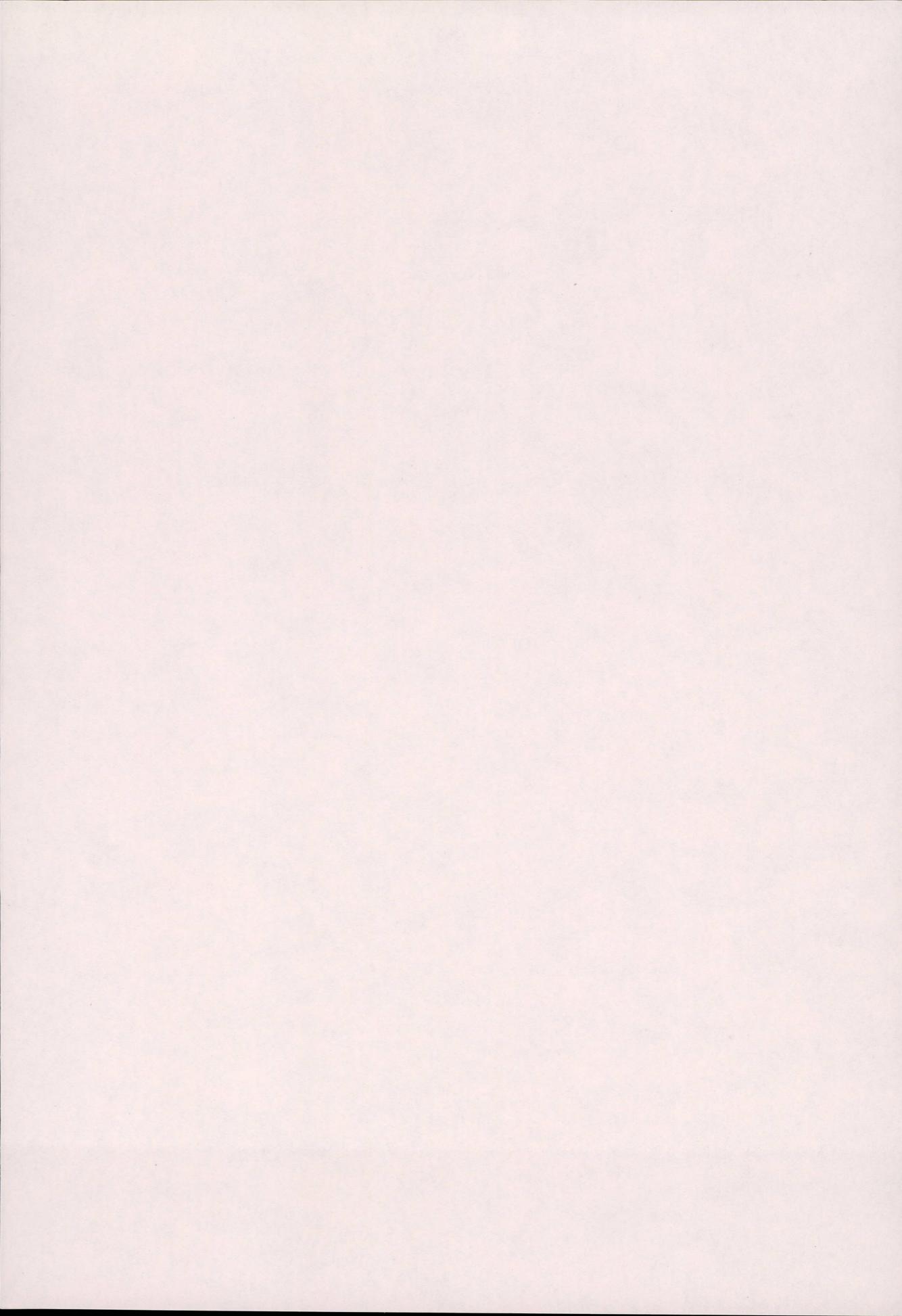
◦昭和62年度予算について
◦公民館長の任命に関する意見聴取について

歴代公民館運営審議会委員名簿

1. 木村 克子	昭和52年6月～53年3月	23. 志村 立	昭和56年10月～57年9月
2. 田中 貞雄	52/6～53/9	24. 中本 勇	56/10～59/9
3. 田村 匠雄	52/6～55/5	25. 吉川 徹	56/10～57/9
4. 天田 文雄	52/6～56/4	26. 吉田 順之	56/10～57/9
5. 笹本俊一郎	52/6～52/9	27. 宮岡 一雄	56/10～57/9
6. 田口 正弘	52/6～56/9	28. 奥田 泰弘	56/10～
7. 大野 達夫	52/6～56/9	29. 浜口 楠松	57/10～58/3
8. 高山 君子	52/6～56/9	30. 池谷 孝	57/10～58/9
9. 森田 潤三	52/6～56/5	31. 佐久間登世子	57/10～61/9
10. 原島 卓也	52/10～53/9	32. 綿貫 和男	57/10～61/9
11. 石川 昌一	52/10～57/9	33. 橋本 増	57/10～59/9
12. 伊東 静一	52/12～54/3	34. 野口 秀世	57/10～62/5
13. 小林 昭	53/10～54/9	35. 木内 倉吉	57/10～
14. 並木 信一	53/10～56/9	36. 石田 博	58/4～
15. 久島 康義	54/4～55/6	37. 池田 政義	58/10～59/9
16. 高橋 正良	54/10～55/9	38. 土方 規行	59/10～61/9
17. 上田千鶴子	55/6～56/9	39. 城戸 英雄	59/10～
18. 田村 征利	55/10～	40. 秋山 典子	59/10～
19. 高橋 雅幸	56/4～56/9	41. 吉川 直久	61/10～
20. 田島 虎雄	56/4～56/9	42. 村尾 幸男	61/10～
21. 小林 菊三	56/6～56/9	43. 中川キミ子	61/10～
(公運審独立)		44. 井上 啓	62/6～
22. 川島 代吉	56/10～57/9		

VI

資 料 編

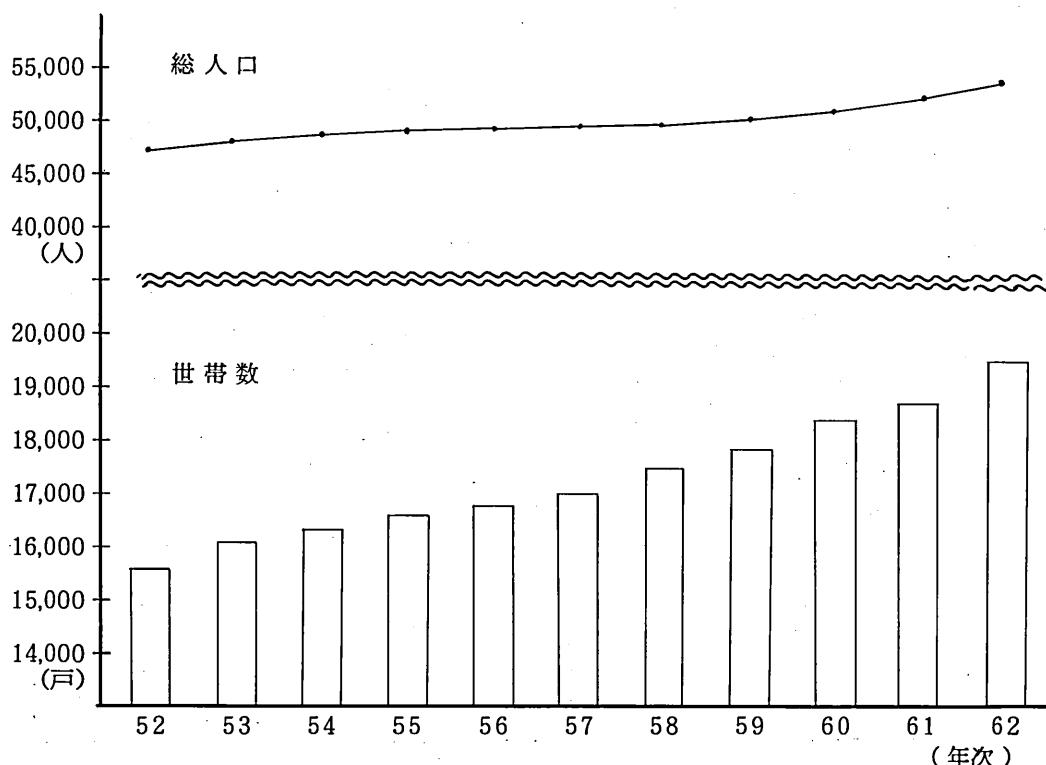


VI 資 料 編

福生市の人団・世帯数の推移

(各年1月1日現在 住民登録人口)

年次	人 口			世 帯			
	総 人 口	対前年 増加率(%)	男	女	総 数	対前年 増加率(%)	1世帯当たり 人 口
52	47,086	1.5	23,387	23,699	15,605	1.8	3.02
53	47,884	1.7	23,725	24,159	16,018	2.6	2.99
54	48,624	1.5	24,124	24,500	16,411	2.5	2.96
55	48,793	0.3	24,258	24,553	16,649	1.5	2.93
56	48,856	0.1	24,291	24,565	16,838	1.1	2.90
57	49,086	0.5	24,480	24,606	17,094	1.5	2.87
58	49,563	1.0	24,753	24,810	17,413	1.9	2.85
59	50,171	1.2	25,129	25,042	17,825	2.4	2.81
60	51,457	2.6	25,763	25,694	18,453	3.5	2.79
61	52,017	1.1	26,063	25,954	18,723	1.5	2.78
62	53,754	3.3	26,930	26,824	19,459	3.9	2.76



2. 予算の各年度比較

年度	一般会計 (円)	指 52年度 を100	教 育 費 (円)	構 成 費 (教育費 一般会計)	指 52年度 を100	社会 教 育 費 (円)	構 成 費 (社会教育費 一般会計)	指 52年度 を100	公 民 館 管 理 費 (円)	構 成 費 (公民館管理費 一般会計)	指 52年度 を100	人 口 1 人 当 り の 公 民 館 管 理 費 (円)
5.2	6,834,736	100	1,610,286	24%	100	597,125	8.7%	100	4,734	0.07%	100	99
5.3	8,532,726	125	2,196,611	26	136	940,221	11.0	157	6,124	0.07	129	126
5.4	10,133,186	148	2,561,652	25	159	1,289,833	12.7	216	7,008	0.07	148	144
5.5	10,303,287	151	2,386,047	23	148	511,118	5.0	86	8,836	0.09	187	181
5.6	12,137,641	178	3,384,855	28	210	441,868	3.6	74	48,951	0.40	1034	997
5.7	11,857,087	173	2,678,254	23	166	379,736	3.2	64	51,786	0.44	1094	1045
5.8	12,559,419	184	2,726,954	22	169	919,442	7.3	154	52,380	0.42	1106	1044
5.9	11,764,202	172	3,035,648	26	189	826,284	7.0	138	57,629	0.49	1217	1120
6.0	11,245,069	165	2,470,892	22	153	460,936	4.1	77	64,830	0.58	1369	1246
6.1	12,253,869	179	2,381,664	19	148	500,896	4.1	84	67,348	0.55	1423	1253

福生市公民館条例

(昭和52年3月31日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的を達成するため、同法第24条の規定に基づき、福生市公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 公民館は、法第22条の規定に基づき、おおむね次の事業を行う。

- (1) 各種の学級、教室及び講座を開設すること。
- (2) 講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 社会教育資料を備え、その利用を図ること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡と援助を図ること。
- (5) 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。

(運営方針)

第4条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援すること。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、福生市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、これを臨時に変更し、又は休館することができる。

- (1) 火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日の翌日。
ただし、この日が火曜日に当たるときは、その翌日。
- (3) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。

(開館時間)

第 6 条 公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第 7 条 公民館を使用しようとする者は、別に定める手続きにより委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第 8 条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、公民館の使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、又は附属設備、若しくは物品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) 前各号にかかるもののほか、不適当と認めたとき。

(使用の条件)

第 9 条 委員会は、公民館の使用を許可する場合は、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の取消等)

第 10 条 委員会は、公民館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取消すことができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的、又は使用条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第 8 条各号に該当する事由が発生し、又は発生しようとしたとき。

2. 委員会は、前項にかかるもののほか、公益上特に必要が生じたとき、又は災害その他の事故により公民館の使用ができなくなったときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取消すことができる。

(使用料)

第 11 条 法第 20 条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する。

2. 前項の使用料は、福生市民会館条例（昭和52年条例第7号）第10条に定めるところによる。

（使用料の不還付）

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、第10条第2項の規定により使用できなくなったとき、又は委員会が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

（目的外使用等の禁止）

第13条 使用者は、公民館の使用について、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（設備変更等の禁止）

第14条 使用者は、附属設備を変更し、又特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可を停止されたとき、若しくは取消されたときは、ただちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償義務）

第16条 使用者は、施設又は附属設備、若しくは物品を損傷し、又は滅失したときは、委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減免することができる。

（公民館運営審議会）

第17条 公民館に、法第29条の規定により、福生市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2. 審議会は、法第27条の規定による館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。
3. 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とし、法第30条に規定するもののうちから、委員会が委嘱する。
4. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 委員が欠けたときは補充する。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、委員会規則で定める。

(昭和 52 年 6 月教委規則第 4 号で、同 52 年 6 月 1 日から施行)

別 表

名 称	位 置
福生市公民館	福生市大字福生 2455 番地 福生市民会館内

福生市公民館条例施行規則

(昭和52年6月1日教育委員会規則第5号)
(改正昭和57年3月10日教委規則第11号)

(目的)

第1条 この規則は、福生公民館条例（昭和52年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 条例第7条の規定により福生市公民館（以下「公民館」という。）を使用しようとするときは、公民館使用申請書（別記様式第1号）により申請しなければならない。

- 前項に規定する申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）前1月の属する月の初日から使用日の前日までにしなければならない。ただし、福生市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 同一の内容で引き続いて2日以上の使用を申請するときは、前項の規定にかかわらず、当該使用日の初日をもって使用日とみなす。

(使用期間)

第3条 前条に規定する公民館の使用申請は、第5条に規定する場合を除き、同一の内容で引き続いて5日以上、又は例日を定める独占的な使用であってはならない。ただし、教育長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

(使用の許可)

第4条 条例第7条に規定する使用の許可は、申請の順序による。ただし、申請が同時のときは、協議又はくじにより決める。

- 公民館の使用を許可したときは、公民館使用許可書（別記様式第2号）を交付する。

(使用の特例)

第5条 社会教育法（昭和24年法律207号）第20条の目的で使用する場合、及び教育長が公益上必要であると認めた場合の使用で、あらかじめ断続的に期間を定めて公民館を使用しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、2月以内の期間を一括して使用の申請をすることができる。

- 前項の場合における使用の申請及び許可については、第2条及び第4条の規定にかかわらず教育長が別に定める。

(使用の変更等)

第6条 第4条第2項及び前条の規定により使用の許可を受けた者が、申請の内容を変

更し、又は使用の取消しをしようとするときは、使用日前3日までに公民館使用変更（取消）申請書（別記様式第3号）により申請しなければならない。

2. 申請の内容のうち、使用時間の延長については、前項に定める申請書により使用日までに申請することができる。
3. 前2項に規定する申請を受理したときは、公民館使用変更（取消）許可書（別記様式第4号）を交付する。

（使 用 料）

第 7 条 条例第11条第1項に規定する公益上必要であると認める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の公共的団体が、その目的達成のために入場料の類を徴しないで使用する場合。
- (2) 市民の社会福祉、その他公共のため入場料の類を徴しないで使用する場合。
- (3) 国又は地方公共団体が、その目的達成のために使用する場合。

（使用料の還付）

第 8 条 条例第12条ただし書きの規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第10条第2項の規定により使用できなくなったとき。

全 額

- (2) 使用する施設又は時間に変更があったとき。

当該変更によって、減額となった額

- (3) 第6条第1項の規定により使用の取消しの許可を受け、相当の理由があると認めたとき。

100分の50に相当する額

2. 前項の還付を受けようとするときは、公民館使用料還付請求書（別記様式第5号）に許可書を添えて提出しなければならない。

（専用施設等）

第 9 条 福生市民会館（福生市民会館条例〔昭和52年条例第7号〕第1条に規定する福生市民会館。以下「市民会館」という。）内に置かれる公民館の専用施設は、調理室、美術室、音楽室、視聴覚室、児童室、資料室及び団体事務室とする。

2. 前項に規定するもののほか、市民会館のうち大ホール及び小ホールを除く施設は、公民館として使用することができる。

(附属設備等の持出禁止)

第10条 教育長は、公益上必要であると認めた場合を除くほか、附属設備及び物品の公民館外への持出しが許可しない。

(公民館運営審議会の委員長等)

第11条 条例第17条に規定する福生市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第12条 審議会は、委員長が招集する。

(審議会の定足数及び議決)

第13条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2. 審議会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月10日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (省略)

福生市公民館庶務規則

(昭和52年6月1日教育委員会規則第6号)
(改正昭和53年3月31日教委規則第9号)

(目的)

第1条 この規則は、福生市公民館（以下「公民館」という。）の事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(係の設置)

第2条 公民館に次の係を置く。

管理係

事業係

(職及び職務)

第3条 公民館に次の職を置く。

(1)館長

(2)係長

2. 前項に掲げるもののほか、公民館に主事、主事補その他の職員を置くことができる。

3. 館長は、上司の命を受け、公民館の行う各種の事業の企画実施、その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。

4. 係長は、館長の命を受け、係の事務を処理する。

5. 主事、主事補その他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(事務分掌)

第4条 公民館の係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

1. 公民館の公印の管守に関すること。
2. 公民館の文書の収受及び発送に関すること。
3. 公民館の予算の経理、物品の収納及び保管に関すること。
4. 公民館の施設、備品の貸与、管理及び警備に関すること。
5. 公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
6. 前各号のほか、他の係に属さないこと。

事業係

1. 公民館運営審議会に関すること。
2. 各種の学級、教室及び講座を開設すること。

3. 講習会、講演会、実習会、展示会等を開設すること。
4. 社会教育資料を収集、整理し、市民の利用に供すること。
5. 社会教育関係団体及び関係機関等の連絡と援助を図ること。
6. 前各号のほか、公民館の事業の実施に関すること。

(館長の専決事項)

第 5 条 館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 福生市教育委員会事務局事務専決規程(昭和53年教育委員会訓令第1号)第5条第1項に掲げる事項に関すること。
- (2) 社会教育用備品の無償貸出しに関すること。

(事案の代決)

第 6 条 館長が欠けたとき又は不在のときは、管理係長がその事案を代決する。

2. 係長が欠けたとき又は不在のときは、館長があらかじめ指名する職員がその事案を代決する。

(後 開)

第 7 条 代決した事案で、上司の開を要すると認められるものは、必ず後開を受けなければならない。

(準 用)

第 8 条 この規則その他特に定めのあるもののほか、必要な事項については、福生市教育委員会事務局に適用される規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日教委規則第9号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

幼児教室のあり方について昭和56年度第3回定期監査報告書より抜粋

(2) 幼児教室の公費負担について

幼稚園や保育園に就園していない幼児とその親を対象とする幼児教室は、核家族化により幼児が近隣の仲間と遊ぶ機会が失われる傾向にあることから公民館或いは分館（松林、白梅会館）で仲間をつくり、社会性の基礎を養うことを目的としている。

以下、その幼児教室の内容等について述べ、公費負担のあり方を考察してみたい。

- ① 募集 市の広報、お知らせで親と幼児それぞれ1グループ10名又は15名を募集する。この場合、公民館主催のときは公民館、自主グループのときは責任者に申し込むこととなっており、今年度の募集状況は次のとおりである。

広報等掲載日	グループ名及び募集数(名)	主催別
56. 4. 15	あゆみ5 つみき5 手づくり10 コーラス10 ひだまり15	自主グループ
5. 25	幼児教育学級と幼児教室 親と子それぞれ15	公民館
10. 15	ヤングミセスの教室 親と子それぞれ15	公民館

現在11グループで幼児数は150名であるが、募集数は75名であった。

- ② 幼児教室と親の学習 幼児教室は公民館又は分館で専門家（保母又は幼稚園教諭の資格取得者）が中心となって教室を進める場合と、親がリーダーとなって教室を進める場合がある。一方、親は各グループの目的に従い、講師或いはグループからリーダーを選び、自主的に親の学習を進める。
- ③ 幼児教室の回数と費用 別表5のように年間の回数は17回（1日2時間を1回）から42回とグループによってばらつきがあり、そのうち幼児教室は10回から20回で、これに対し保母賃金が公費負担とされ、不足する賃金と教材費、及びおやつ代が私費負担である。

- ④ 自主グループ 公民館事業で開設した婦人学級等を終了した者の集りで、公民館としては講師等の紹介、会場の貸与などを援助をしているが、費用は私費負担である。ただし、幼児教室の保母賃金は公費負担となっている。

以上のことから、保母賃金の監査を実施した結果、次の点について是正、或いは公費の支出に留意されたい。

- (ア)毎年度新規に募集されたい。 幼児教室の定数150名に対し、広報等で募集したのは75名で残りの75名は、前年度から引き続き在籍していたため募集できなかったものと推察

される。教室の回数からみて、一年度で十分消化できるので、毎年度新規に募集し、より多くの市民に参加の機会を与えるように留意されたい。

(1)開設回数を統一されたい。 幼児教室はその目的に従いある程度の指導基準があり、定められた期間内に終了するものと思われるのに、10回のグループもあれば15回或いは20回のグループもあって、まちまちである。他の公民館事業による講座、学習等と同じように統一すべきで、同一事業に対し公費負担に薄厚があるのは適当でない。ここに各グループ共10回で終了したものとして保母賃金を算出してみると567千円で済むことになる。

(算式)	定 数	15名	10名
グループ数		8 グループ	3 グループ
回 数		10回	10回
保母(幼児5名に付1名)		3名	2名
賃金(保母1名に付)		1,890円	1,890円
$(8 \times 10 \times 3 \times 1890) + (3 \times 10 \times 2 \times 1890) = 567,000 円$			
	 予算額	1,021,000円

(2)公費負担の区分を明確にされたい。 公民館が主催する事業で婦人学級と併設する幼児教室は、親の学習目的から推して公費負担は止むを得ない。しかし、自主グループのなかには、親の学習を満たすために設けられた幼児教室もあるようなので、これらについての保母賃金は私費負担とするのが適当である。

公民館事業も、年々その種類もふえ、市民の教養の向上又は生活文化の振興に大きく寄与していることは、まことに結構である。これも生涯学習という市民意識の変化、或いは公民館などコミュニティ施設などの「場」が整備されたこと、更に担当している職員の熱意と努力のおかげであると思う。

監査の対象期間(4月1日～11月末日)における講座、教室等は31種目を数え、これを消化するのに836回も開かれ、7,393人が参加している。

このなかには、先程の幼児教室もあり、少年、青年、婦人、成人及び高齢者と、その対象も多岐多彩にわたっていて、今更ながら社会教育の広がりを認識するものであるが、内容によっては、特定個人の趣味とか実益にも結びつくようなものまでも、公費を負担していることについて、あらためて検討されるよう要望する。

福生市公民館における幼児教室の実施についての諮問と答申

福教公発第101号
昭和57年5月1日

福生市公民館運営審議会
委員長 宮岡一雄 殿

福生市公民館長
古谷正夫

福生市公民館における幼児教室の実施について（諮問）

福生市公民館条例第17条第2項の規定にもとづき、次の事項について
について諮問いたします。

1. 公民館における幼児教室の必要性の是非について
2. 公民館における幼児教室のあり方について
3. 公費負担の範囲について

昭和57年8月14日

福生市公民館長
古谷正夫 殿

福生市公民館運営審議会
委員長 宮岡一雄

福生市公民館における幼児教室の実施について
(答申)

昭和57年5月1日付け、福教公発第101号をもって諮問のあった
ことについて、別紙のとおり答申いたします。

答申書

昭和57年5月1日、福生市公民館長から「福生市公民館における幼児教室の実施について」の諮問を受けた本審議会は、以来3か月半にわたり、9回の会議を開催し審議を行いました。

申し上げるまでもなく、変動のはげしい現代社会では生涯にわたる学習が必要であるといわれています。その必要の増大に対応しつつ、行政機関は公民館、図書館、資料室、体育館などの社会教育施設の充実を図り、市民の学習活動の育成・援助に努めてきました。

一方、都市化・核家族化という現代社会の厳しい現実の中で、地域社会が崩壊しつつあるといわれ、市民の孤立化が強まってきております。そして、市民生活においては、現在は勿論のこと将来への不安をもつ者が多く、学習によって自己を確立し、共同学習を通じて相互理解を深め、豊かな地域社会を形成していくことが一層望まれてきています。

このような情勢の中で社会教育の意義と役割が高く評価され、行政の中に定着してきました。公民館は、その一環として生涯教育を支え、地域社会の形成を目指して共同学習を援助してきています。当市は公民館事業に対して特段の関心と配慮をはらい、今日では東京都屈指の公民館として評価されるまでに成長しました。本審議会はこうした市当局、教育関係者の熱意と対応に深い敬意を抱いてまいりました。

開館以来5か年にわたる公民館事業の実績と成果を前にして、幼児教室の問題について審議する本審議会は、本諮問が公民館の事業体系全般に関連する重要課題であるとの理解に立って、終始公正不偏を旨として審議に当たりました。本審議会は、公民館事業の将来を展望しつつ、豊かな地域社会の発展を期待し、課せられた責務と役割の重要性を深く認識し、地域の実情の検討、市民の意見聴取、他市の実情調査、幼児と母親の成長に関する資料の研究など、多角的な取り組みのもとに慎重に討議を行ってきました。

現状における幼児の取り扱い方は、各自治体の公民館の事情、成立の経緯、幼児教育の位置づけなどで、具体的な形は多岐にわたっております。しかし、いずれの自治体においても、現代社会の厳しい環境のもとで生涯学習を推進し、豊かな地域社会の発展につながる共同学習を幅広く実現するためには、幼児問題への取り組みが必要であるとの認識に立っております。この立場から、公民館事業として幼児教育に積極的な取り組みが見られています。

これから状況を参考にしながら、福生市の将来を展望し、豊かな地域社会の創造を期待し、公民館事業として幼児教室を継続実施していくことが適切であるとの結論を得ましたので、ここに諮問項目の主旨に沿い、理由を付して答申いたします。

1 公民館における幼児教室の必要性について

(1) 社会教育・公民館の目標と役割

社会変動のはげしい現代社会を生きていくには、自己を確立し、生活の展望を開き、文化的な地域社会を創造することがもとめられます。このためには、生涯にわたる学習（教育）が必要であると言われています。

社会教育は、現代社会を生きるうえで地域の人々の日常生活から生起してくる様々な学習を援助するために行われるものです。それは、生活課題を解決し創造するために、各種の能力を身につけ人格の完成を目指す学習がもとめられます。学習は、この自己の人格の完成を目的とする営みであり、この学習をより合理的・能率的にすすめていくことができるようとする作用が教育です。教育はのこと自体を目的とするもので、手段ではありません。自己の確立は、一面個人的な営みですが、社会的な存在への自己の高まりに向けていく学習に対しての援助が社会教育の目標です。そして、主体的人間存在（市民）であることをひとりひとりのものにしていくことが結果として、地域社会を形成し創造することとなります。こうした市民の学習を満たすために、公民館は、社会教育の基本方法である人と人による共同的学習を担います。つまり、共に学び合い、教え合うことが基本です。図書館では本を読むことで、資料室では文化財をもとに、体育館ではスポーツに親しむ中で、各々その機能を果たします。

公民館は、主題の学習等を通じて、知識や技術と学習方法を身につけて、豊かな個性と各種能力を保有する自己の確立にむけることが基礎になります。この基礎に立って、個性的で多様な人間が、問題解決にむけて自由な協力関係を生み出していくことがもとめられます。多様であることから生まれる活力が協力を生み出すという相互学習が、社会的な存在である自己を高めていくこととなります。そして、交流し学習し合うことは、自ら能動的な力を養い、行為をする主体を形成していくようになります。この主体の確立を通じての力は、自らが生活する場面にあらわしていくことで家庭や社会の形成となっていくことに意義があります。そのために公的に奨励・援助されます。

このことに向けて、公民館は、施設・職員・機能をもって、市民の主体的な学習を援助する役割を果たします。それは、1)広く市民への情報提供 2)各人や各団体グループを直接援助すること（講師紹介や教材提供） 3)人や団体グループの交流を促し、ひろばを形成すること（リーダーの研究会や大会等） 4)各種のはたらきかけの事業（学級・教室・講座・行事等）を行うことです。このことは、幼児から高齢者まで、あらゆる階層

の人々の学習機会として設定されることが望れます。

(2) 幼児教室の必要性について

都市化や核家族化は、人々の生活様式及び地域を大きく変貌させていきます。産業や労働形態の変化と社会的な組織化や専門・分化は、ひとりの人間が自立的な存在となることや、より高度な知識・技術を身につけて行為することをもとめています。また、核家族化は、少数家族構成となり、家族機能は社会化し、家庭と社会の個別の役割に分化してきています。このことは、個人及び單一家庭を中心とした生活行動が一般化し、地域の結合関係を弱めています。それは、親子問題等においても、個人や單一家庭では解決できない問題が多くなっています。

① 地域における幼児の成長・発達の場の必要性

ア) 幼児のおかれている状況

かつて、幼児は多数家族構成の中で、多彩なふれ合いによって育ち、近隣の子どもの遊び仲間や、豊かな自然環境の中で、多くの刺激を得る機会をもって成長しました。しかし、現代の家族では、家族の子ども集団を持てず、親の在り方に強く影響されて育つようになります。また、交通事情や近隣の結合関係の点で遊び集団が形成しにくくなっていますし、子どもと自然とのかかわりも少なくなっています。この結果、多様な直接関係での刺激や体験の機会の乏しさが、遊びのできない子、言葉の発達の遅い子、情緒障害など、幼児の成長・発達に多くの問題を発生させています。

イ) 幼児期の発達的意義について

幼児期は、一般に離乳がほぼ完成し、ひとり歩きを始め、片言ではあるが言語による意志の伝達ができるようになった1歳ないし1歳半から、小学校に入る6歳頃までを指しています。そして、3歳から4歳頃に見られる第1反抗期までを幼児前期とし、それ以後のやや安定した時期を幼児後期として区分し、幼児前期は、幼児期全般の発達の基礎となります。幼児期は、あらゆる面で親の保護を必要とした乳児期を脱して、自分の身の回りの始末が次第にできるようになるだけでなく、能動的に周囲のものとかかわりを持ち始めて、ひととしての基本的諸能力や行動様式・対人態度の基礎が形成される重要な時期です。それは、子ども自身によってその生活(即遊び)が展開されるようになります。つまり、一方では幼い自我が次第に目ざめるにつれ、親からの自立を図ろうとします。他方まだ未熟さを多分に残しているために、親の保護が必要とされることが多いのです。それ故に、幼児の全面発達は、家庭内のはたらきかけだ

けでは果たせず、家庭外の遊びや運動など、仲間の中での生活経験によって大きく促進されるものとなります。

こうしたことから、遊びを通じて、幼児が仲間の中で育つという環境を備えていくことが重要な課題となってきています。しかし、近隣での幼児の遊び集団の存在が乏しい状況では、人為的に仲間集団の形成が行われていく必要が出てきています。そのために、公民館の幼児教室は、幼児にとって近隣の仲間の中で遊べる基礎的体験を得る場として設定されることに意義があると考えます。

② 教育主体としての親の学習の必要性

ア) 母親のおかれている状況

かつて、母親は家族において、育児・家事・生業への労働と幅広くその役割を担っていました。育児においては、親夫婦・夫の兄弟夫婦の育児体験を見聴きし、家庭の手による育児でした。そして近隣の共同体では、各種の地域行事をもつ中で、子どもの育成を共同で行っていました。しかし、現在は家族制度の変化に伴い、新たな地に住むこととなった夫婦、とりわけ母親は、育児や家庭の役割を一手にまかされるようになってきています。育児においては、家庭内や近隣での接触機会が乏しいことから、いろいろな経験を交流することができず、盲目的に育児書にたよることになります。しかし、家庭内の1対1の関係では、迷いや精神的不安定などで、育児ノイローゼになりかねない状況にもなってきました。

イ) 教育主体としての親の学習の意義

子どもの教育主体である親は、幼児の成長・発達を正しく把握する学習をもとに、個々の幼児の個有の発達に沿って、的確な援助と指導が要請されます。特に幼児前期は、保護と自立の二面をもつことから、親は愛情ある保護により、基本的生活習慣の形成と自律的行動への手助けが必要となります。また、幼児にとってもつとも日常的な生活の場である家庭では、現代家族にあってこそ、安定的で豊かな営みとなることがもとめられます。したがって、現代の家庭が果たすべき役割を社会関係の中で明らかにし、よき家庭形成にむけることが必要となります。更に地域において、子どもが子どもの中で発達する環境を備えるため、自ら近隣のおとな同士の中で研究・行為し、創造する必要があります。このことは、幼児後期から始まることが多い幼稚園・保育園などの指導者と親との協力と連携にもなっていくものです。

以上のことから、教育の主体である親の学習は、子ども達の発達環境を備えるため

の、おとなとして、市民としての自己の確立をもとめることとなります。このことで、母親が主体的人間存在である自己の確立をもとめることとなります。したがって、公民館の幼稚教室は、親が教育の主体である力を養う学習の契機となって、おとな同士の集団的学習を通じて、社会的な存在である自己の確立に向けることに意義があります。

これら2点の意義をふまえ、社会教育・公民館の目標と役割に照らして、公民館の幼稚教室は、幼児の異年齢集団において、その社会性の基礎を養う機会を設けるとともに、子どもの教育主体である親の学習の契機となるよう設定される必要があります。このことから、子どもと母親が各種の学習を通じて、豊かに社会関係の中で生活することにむけ、幼稚教室を実施されることが適当であると考えます。

2 公民館における幼稚教室のあり方について

(1) 公民館の幼稚教育方針について

公民館における現状の事業は、「①保育室において、親達が幼児の成長・発達を図るため、幼児の学習の場を設定する活動について〔a) 施設・設備の提供 b) 親子に対する助言・指導 c) 教材・教具・資料の提供 d) 機能上の援助を通じて〕積極的に援助する。②加えて、幼児の成長・発達に向けて、自ら集団への適応を図り、仲間の中で遊ぶという社会性の基礎を形成する事業〔a) 学習目標：幼児が仲間の中で遊ぶ能力を身につけ、社会性の基礎を養う。b) 学習主題：“異年齢集団への適応と遊びのちから”によって、問題解決と創造への知力の発達に向ける。c) 学習内容：幼児自身が集団の中で自立的行為ができるための情緒安定をもとに、仲間関係形成による能動的共同行為への指導を行う。等〕を実施する。③同時に子ども達が学び合える環境を、日常生活（地域）につくること及び親自身の成長が幼児の成長に不可欠であることから、それらの親として、おとなとしての学習を積極的に援助する。」（昭和55年度会館紀要抜粋）以上の方針で行われています。

この基本方針にもとづく、①に掲げられている幼稚教室は、その基本目標・学習条件・学習内容と方法など、事業実施にむけて、各種の項目について更に整備する必要があります。

(2) 幼児教室の募集の実施の回数について

まず、教育という営みについては、学習主体の存在を前提に、その人間的な各種能力の

開花や人格の完成を目指すための学習を合理的に達成し得るよう、意図的・目的的で、組織的・継続的な営みを指しています。

① 幼児教室の募集について

幼児教室においての幼児集団の構成は、かつての地区の子ども集団と同じように、異年齢集団です。そして、それを低年齢化し、ほぼ1歳から3・4歳までの構成で実施しています。この異年齢の仲間で遊ぶ経験のある幼児は、場に慣れ安定して遊びを進行します。この存在があって保育者の適切な受けとめと指導が、新たな参加幼児を遊びの行動へと円滑に進行させるものとなります。このことから、募集については、経験あるものと新たな参加幼児との構成を配慮して行うことが望ましいと考えます。

② 幼児教室の実施の回数について

幼児教室は、幼児が日常生活で仲間の中で遊ぶという基礎的な体験を得る場として設定されています。ここでは、保育者の手により、幼児自身が集団の中で自立的行為ができるための情緒安定をもとに、幼児間の密度の高い仲間関係形成から能動的な共同行為ができるように向け指導することです。このことは、幼児グループ毎の年齢構成のちがいと経験の有無、及び生活習慣の習得の差異などから、能動的共同行為の達成に著しい差異を生ずることがあります。

こうしたこと、教育効果の点から見れば、機械的に回数の平等を主張することは、かえって幼児教育の効果を減殺しかねません。この点を十分に配慮したうえで、募集方法と幼児教室の回数を考えることが教育上必要であると考えます。更にその教育目標・方法・効果を見定めたうえで、都市社会に育つ幼児の異年齢集団の教育的意義を評価していくべきであると考えます。

3 公費負担の範囲について

社会教育・公民館の目標と役割をふまえた、はたらきかけとしての公民館主催の各種学級・講座は、市民の学習への広義の援助となります。東京の公民館においては、この学級・講座は、講師等の報償費について、全て公費で実施されています。福生市公民館においても同様です。そして、主催の学級・講座を母体に、公民館における自主グループの多くが生まれてきています。この自主的な集団での学習が、個の確立と主体の形成を更に促進し、地域社会の形成となっていくことを考えると、その活動は、主催の学級・講座と同様に公民館活動の重要な柱となっています。そのために、施設・職員・機能をもって公的に奨励・援助され

ています。

また、考えておきたいことは、公民館活動において、趣味的学習と教養的学習を区別したり、主題の在り方のみでその活動の意味をもとめるのではなく、自己の学習が他者を思いやることと結びつき、共通の課題を発見し、ともに解決・創造することに向けて、共同・協力するという学習過程を大切にする必要があります。それは、趣味的な学習にもこうした学習過程があります。現代の複雑・多様な社会機構や文化状況の中に生きる人間にとって、趣味的学習は個の感性を磨き、心のゆとりを得、自己実現を図るものとして、不可欠なものとなりつつあると言えましょう。そして、この活動を通じ、相互に感動を持ち合い、ともに文化を育て創造していくことにむけ、共同・協力するという学習過程が、結果として社会的な存在としての自己を形成していくものとなります。このことが公民館での大切な学習です。

このように考えてみると、公民館の幼児教室は、親の学習のための託児ではなく、幼児自身が学習の主体であることにたって、幼児教育の事業として、公民館が主催で実施するものです。そのことにより、自主的な活動として、親の手による幼児の集団教育（保育）が生み出されています。したがって、幼児教室は、主催事業として実施されることが望ましく、公費負担によってすすめられることが適切であると考えます。

審議会の経過

回数	開会日	審議内容
第1回	5月1日 公民館第2集会室	1. 館長からの諮詢 2. 資料説明と今後の運営
第2回	5月15日 公民館第4集会室	1. 追加資料の説明と審議
第3回	5月29日 公民館第3集会室	1. 追加資料の説明と審議
第4回	6月12日 公民館第3集会室	1. 市民の方からの御意見聴取と審議
第5回	6月26日 公民館第3集会室	1. 今後の運営
第6回	7月10日 公民館第3集会室	1. 市民の方からの御意見聴取と審議
第7回	7月24日 公民館第3集会室	1. 審議、答申書(案)の作成
第8回	7月30日 公民館第2集会室	1. 答申書(案)の作成
第9回	8月14日 公民館第3集会室	1. 答申書の作成及び最終決定 2. 館長に対し答申

以上のとおり、相違ありません。

昭和57年8月14日

福生市公民館運営審議会委員

福生市公民館の“職員配置および運営”に関する要望

1976年3月

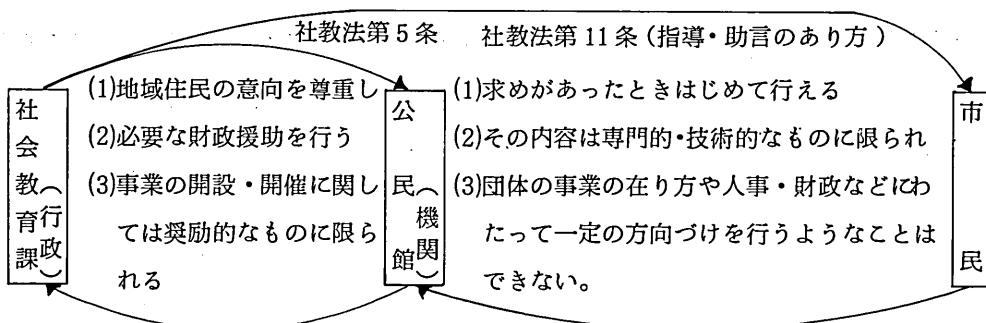
福生市教育委員会におかれては、市民の学習・文化活動の条件整備のため、日夜の尽力深く感謝いたす次第です。さて昭和52年度“公民館+市民会館”がオープンするに当たり、社会教育の主体である私達市民が、日頃の生活の中で積みあげてきた学習の成果である次の事項を、その使用規則検討の際取り入れられるよう、ここに要望するものです。

序

文部省が先ごろ行った「生涯教育に対する要請調査’72.5月」によると、日本人の9割近くが学習は卒業後も続けるべきだとしているという。科学技術の進歩を基軸とする現代社会の加速度的な変化が(1)ひとびとに生涯にわたる学習の継続化を求める(2)それに対応して特に学校教育の内容・方法の変革が必要であり(相対的役割の低下)(3)学校・家庭・工場・訓練所・組合などの教育課程が統合され体系化計画化され国家の財政援助が必要とされる。とのユネスコ「生涯教育」論の指摘を待つまでもなく、私達市民が健康で文化的なより良い生活を営むために直面するなまの課題を日常的に解決してゆくことを含む文化的教養を高めようとする時、公民館をはじめとする公的教育機関の重要さが今や市民自身にも改めて認識されてきているのです。

サポート・ノーコントロールの原則

市民が日常生活の中で公的教育機関において行う学習・文化活動のその主体は市民自身であり、そうした営みは生きるために必要な市民の基本的権利のひとつであり、当然だれにも無料でなければなりません。そうした営みがあらゆる機会あらゆる場所で実現されるように、社会教育行政は必要なサービスを提供しなければならないのです。(社教法第3条)すなわち行政の役割は市民が必要とする条件の整備であり、それらは外的事項=施設の建設・維持管理・職員の配置にのみとどめられるべきで、市民の権利として内的事項=学習内容・方法の決定・財政・人事・講師の選定はいかなる方法によっても侵してはならない。その際公民館主事の職務は事業の企画・準備・実施など、市民の自発的・自主的な活動を側面から援助することになる。



要望 1 公民館職員の任用に当たっては、公民館主事の専門性と本来的な任命権（教育委員会に有り）とを尊重すること。

すなわち具体的に言えば

(イ) 社会教育主事有資格者である職員を

(ロ) 教育委員会が独自に採用すること

(ハ) その際、市当局においては定数条例・給与規則に“公民館主事”を明確にすること

(イ)については本来的には“社会教育主事”を行政社会教育課に“公民館主事”を教育機関である公民館に配置すべきなのであるが、法制度上（社教法23条の2にもとづいて定められた「設置運営基準」には、公民館規模と活動状況に応じた主事の数の増加、社会教育に関する識見と経験、専門的な知識と技術をもった者であることなど→同基準5条がうたわれており、また、社会教育審議会答申S46.4月も“すべての公民館に公民館主事が常置されなければならない”と説いている。このことから考えれば、すでに行政措置上は公民館主事の必置は常識化されているといえよう）も養成上もトータルな型で確立されていない現状を見ると資格はあくまでもパスポートであり、以後職場研修、市民との直接接触を通して真に専門的な能力をつけていってもらう以外にない。

(ロ)について社教法28条から見ると職員の任命権は教育委員会に有るのであって、公民館勤務を希望した職員を首長部局が採用し教委事務局に出向させ、公民館勤務を命ずるようなことは、市民にとっても職員にとっても少しも望ましいことではないのです。

(ハ)についてはS34.4月に出された局長通達「社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」中……法第23条に新たに公民館の主事の職務を明記し、その地位の確立と待遇の向上を図ることになったので、市町村においては定数条例、給与規則等に公民館主事を明確にすること。とある。

(ニ)福生においては市民会館と併設の公民館本館であり「広域設置化」「デラックス化」による職員の多忙から、事務的態度、対市民サービスの低下などが憂慮されるので、“公民館主事”的多数配置を切望する。特に“女性主事、自然科学分野、芸術文化活動担当主事”にも力を入れて欲しい。その際、国立公民館における人口　　対し、　　名、秋川市中央公民館における人口　　に対し　　名の主事というセンを一定の目安にされたい。

要望 2 午後 5 時以降の専門職員の常駐を望む。

併せて、1. 午後 10 時以降の延長も充分考慮されたい。

2. 昼夜間とも必要に応じて“保育者”的配置を希望する。

今まで職員の側面援助（それも社会教育課の社会教育主事有資格者が、公民館主事としての自覚のもとで活動してきた点で、身分的にも勤務条件的にも非常に不安定なままである）が昼間の婦人対象活動・夜間の青年対象活動に言わば限定されてきた面が強かったが、市民各層の学習・文化活動の条件を整えるという行政の役割を思えば、今後、おとな市民の欲求に対するさまざまな対応もせまられるであろう。

一方、市民から見れば、昼間の生産活動に何らかの形で拘束され疎外されている勤労市民こそ、地域において自己解放したり、生活課題の発見・追求・解決の方途を見出したり、さまざまな文化活動を通して自己実現をはかったり、etc 市民自身による自発的なコミュニティー再編の可能性をも持っている。また、核家族化による共働き人口の増大状況を見ると、若い母親が子育ての時期においても課題解決の力量をつけたり、トータルに豊かな自己を実現しようとする欲求は、さまざまな型で増大してゆくことだろう。その際、母親のそうした要求に応えると同時に、子供自身の成長に対して継続的に配置される条件が必要であろう。

（施設、職員—保育者、子供集団）

要望 3 館長の任用に当たっては、住民の意見を尊重し、身分の常勤化・専任化、専門性の尊重をはかること。（社会教育法 28・27 条）

館長の職務と権限について言えば、

(イ) 館長権限の一定の独立性の確保 (ロ) 住民の意見を尊重する

(ハ) 館長の専門職としての資質と身分の安定性の確保

(イ)については、全国公民館連合会が S 45 年 5 月に提言した「公民館をめぐる諸制度改善の具体案」では、(1)年間の事業と運営の計画立案と実施 (2)予算請求権 (3)庶務・会計の事務処理 (4)職員の相互研修の企画実施 (5)施設・設備の改善計画案作成提案権 (6)職員人事の原案提出権 (7)公民館運営審議委員の選定権をあげている。これは現行法にくらべると教育委員会の権限をかなり大幅に公民館長に移そうとするものであるが、実際の公民館運営の経験の中からまとめあげられた意見であり、その上公民館の教育的機能を重視し、その独立性を強めようという立場に立っている点から尊重すべき見解であると考えられる。

(ロ)については、住民の意見の尊重ということで、第 1 の独立性の根拠となるものである。

公民館の事業や運営についての地域住民の要求がほりおこされ、くみ入れられてはじめて公民館はその本来の目的を達成できるのである。たとえば、公民館運営審議会が数多く開かれ、その意見が尊重されるという運営原則が守られないならば、館長の権限の強化を求める根拠も公民館の自立性をうたう理由もなくなってしまうのであるから、館長は公民館事業の企画・運営にあたってそのことに留意する必要がある。

(iv)については、以上の2つの原則のためにも、館長の専門職としての資質と身分の安定性が求められなければならないということである。法定された資格がないということは、民間からすぐれた人材を求める道をひらく上では有効であり、実際その効果は大きかったところである。しかし、昭和31年地方教育行政法制定以降の行政当局の指導権限強化のもとでは、一般事務職からの充当など、専門性を尊重しない人事が目立つようになってきている。それは、行政当局の意のままに公民館を動かす道につながるものである。この意味から、資格を法で定めることによって、人材の確保と身分の安定をはかることは、公民館の自立性、とくに住民と共にあるという公民館の姿勢を保つ上で、大切なことである。この点について社教法は、公民館長任命については必ずしも事前に住民の意見を聞く定めをしている。(→28条2項)

要望4 公民館職員の任用に当たっては、都からの“派遣社会教育主事は採用しないこと”

現下、自治体の財政ひっ迫のおりからではあるが、給与の半額を国庫が補助する“派遣主事”は、社会教育の原則である「住民中心」「市町村中心」「施設中心」がことごとくくずされてしまう恐れがあるからです。

前項でもふれたごとく、社会教育の主体はあくまでも住民自身であり、文部省の言う「社会教育振興の中核に社会教育主事=官僚=を置く」ことは大きなまちがいです。

住民の熱意があり、社会教育に識見をもった当局者がいるところでは、すんで身分・待遇を良くし、人数も増やしますから、当然人材が集まり、選びぬかれ、きたえ合って立派な職員に育っているのです。採用後も良い仕事ができるような条件があって、人材も生きてくるわけです。文部省のごとく、およそ金の力で身分待遇さえよくすれば(教職経験者にとって絶好の出世のコースになる)人材が来ると考えるのは安易すぎます。まして住民にとっては、つねに「教えてやる」姿勢をつらぬいてきた経験者では少しも好ましいものではありません。

社会教育行政は市町村が住民に対して責任をもって行うものであり、公民館をはじめとする社会教育機関では職員が住民に対して、直接に責任をもって行うものだからです。

要望 5 公民館の使用料は、住民に対して無差別に無料とされたい。

理由については、無料化要求の根拠として

- (イ) 図書館・博物館の理念を公民館において実現してゆくことになる。
- (ロ) 料金徴収担当職員をひとり配置するよりは、専門職の増あるいは事業費の増額の方が住民にとってメリットであること。
- (ハ) 使用料相当分の財源については、①関係団体補助金の少額化による充当 ②社教法33条に基づく特別基本財源の活用 ③同法34条に基づく特別会計の活用 etcによって充分まかなえるものであること。
- (ニ) 都内においても、国立市の無料化・小金井市の公共施設無料化制度があること。

(ホ) 憲法25・26条の実現

無差別制の根拠としては、

(ヘ) 現在、福生市教育委員会で行っている、関係団体の認定規準そのものが何らの根拠も無しに行われている（後にふれるが）ことでもあり、そうした減免規定を拡大し、実質的無料化を進めていくことで教育基本法第3条、第7条を福生で実現してゆくことになること。
(イ)は、図書館法が第17条によって、無料・公開の原則を打ち出していること。博物館法においても第23条で…やむを得ない事情のある場合以外は…原則として入館料を取らないという規定を持っている。これらは主に本による学習の用に供する図書館と、主に物による学習の用に供する博物館とが共に無料化を実現しているのに比し、主に人による学習の用に供する公民館だけがそうした面では後進的であると言わざるを得ない。関係者の切なる努力を望むものである。

(ロ)については、職員も事業であるとの考え方をとりたい。福生市内の公共施設からの使用料の合計が200万前後であることを見ると、料金徴収担当職員を置くこと自体にあまり積極的な意味は見受けられない。ましてや教育機関である。決して経営者的に効率主義的な判断でとらえることは好ましくない。この場合住民にとってのメリットは、使用料が無料で、しかも、必要とする職員がいつでもいることである。

(ハ)の①は、現在福生市の団体補助の額は三多摩各市町村中トップクラスである。もちろん最低限の（自立性・自主性をなくさぬ程度の）公費補助はやむを得ないとしても、全体としての流れは団体中心主義から施設中心主義へと移っているのである。②の維持運営基金は、法制定当時の市町村財政事情の悪さと住民の積極的な意欲を引き出すことの2つの理由から、特別基本財源をもうけることができる規定を定めたものである。

公民館の運営は住民参加が原則ではあるが、公立公民館の財政は一部といえども、これを直接住民負担とすべきではなく全額公費でまかなわれるべきである。この点に関しては法制定当初の意図は時代に則して解釈されねばならないのであって、公民館予算が少ない場合、公民館の維持・運営のために税金以外の負担を住民に課してもよいという意味ではない。

③の特別会計の規定は、法制定時に市町村の財政難を救うことと公民館の自立性をねらう意味でつくられた。現在では当然一般会計でまかなわれるのが原則である。しかし、先にふれたように公民館使用料を徴収している例は少なくないし、その収入額によっては、次年度の事業費予算に影響が出てくるという実例がある以上は、この条項が利用者や住民への負担を生まないように解釈され運用されなければならない。

(二)については省略する。

(ホ)については、序文でふれているので、ここでは取り上げない。

(ヘ)については、本来関係団体認定は、「構成メンバーの意見によって自主的に運営される民主的な団体であり、主として学習・文化活動を事業としているもの」ならば、すべてこの名称がつけられてよいはずである。ところが実際には5つの連合体のみ認定されていて、施設の有料・無料を振り分けるフルイの役目を負ってしまっているのである。

(→関係団体に関しては別項目に記す)

要望 6 公民館予算の充実化を図る

国立、国分寺と福生市の比較から

50年度予算から (単位千円)

	福生	国立	国分寺
人 口	47,000	64,000	83,000
予算総額	6,767,897	5,603,101	6,755,242
教 育 費	1,676,408	1,375,080	1,377,482
社 教 費	795,944	214,370	453,268
公 民 館 予 算	—	45,732	66,788
団 体 補 助	2,600	0	1,470

☆国分寺の団体補助の内訳

連 協 20 万円

ボーアスカウト 4

ガール // 2

文 化 連 33

文 化 祭 (110)

体 協 88

国立は教育費とは別に体協へ60万円

☆国分寺公民館予算

66,788円から人件費を差引くと

61,700円となる。

要望 7 社会教育関係団体の認定は、届出による自動登録制度にし、当該団体への補助金を少額化すること。

(1) 社会教育関係団体の自動登録制について

社会教育の主人公は、市民自身であり市民の自主的自発的な社会教育活動は、民間の自主団体でこそ実現されるものであるから、行政当局は民間団体に対して、干渉や統制は一切禁じられ、助言指導する場合でも、民間団体の側から「求め」があって、はじめてできるという原則がある。この社教法の趣旨から、社会教育関係団体の認定が民間にある様々な団体を色分けしたり、特典を与える上での差別に使われてはならず、本来構成メンバーの意見によって自主的に運営される民主的な団体であり、主として学習・文化活動を事業としているものならば、すべて認定されてよいはずである。

団体自身が社会教育法第10条で規定する「主として、社会教育に関する事業を行うことを目的とした民間の自主団体であって、公権力の支配に属さないものであれば、その届出によって、自動的に社会教育関係団体と認められるというのが本法の趣旨に合致するものといえるだろう。

社会教育関係団体として取り扱われることによる利点は次の4点にある。

- (イ) どのような形にせよ行政当局の不当介入は許されない。
- (ロ) 国・都道府県・市町村に必要な物資の援助や補助金を請求できる。
- (ハ) 社会教育委員や公民館運営審議会に代表を送ることができる。
- (ニ) その団体の役員の経歴は、社会教育主事になる資格要件のひとつになる。
- (ホ) 税法上の免税措置がある。

しかし、この届出による自動登録制度の導入にあたっては、社会教育予算の大幅増による施設・設備・備品・図書等の充実を図り、施設利用の無料化を実現し、できるだけ住民に平等にサービスする態勢をまずつくることが、行政当局の任務として必要である。

(2) 補助金支出上の問題

この補助金支出については、憲法第89条〔公の財産の支出又は利用の制限〕に規定されている公の支配に属しない教育の事業に公金の支出を禁じている趣旨に矛盾しているのではないかという問題がある。昭和34年の改正当時、内閣法制局は『教育の事業』を「教育される者についてその精神的肉体的な育成を図るべき目標があり、教育する者が教育される者を教え導いて計画的にその目標の達成を図る事業」であると狭義にとらえ、社会教育関係団体の行う社会教育活動の普及・向上・援助・助言に関する事業や展覧会・体育大会などは、

教育の事業でないから、この教育の事業にあたらない事業を行うとき、それに対して補助金を与えるも憲法違反にならないとした。しかし、そもそも社会教育関係団体は、社会教育事業を行うのが本来のしごとであり、成人の自主的な自己・相互学習である社会教育事業からあれこれと教育とはいえない事業をさがし出しては、それに補助金を与えるのは、社会教育が本来、教育であるという大原則をゆがめ、教育的でない事業を奨励する結果となる。これは全体として社会教育を発展奨励している社会教育法に矛盾するものであろう。

又、この狭義の「教育の事業」からすると、図書館や博物館の事業が、教育の事業でなくなってしまうことになる。

以上の前提をふまえ、補助金制度の運用には、次の点を厳守すべきである。それは、社教法「第13条」が「国・地方公共団体に対していかなる方法によっても、不当な権力的支配を及ぼしてはならない」としている基本精神を基礎として一。

- (イ) 補助金を希望する社教団体には、団体の性格による差別待遇をしないこと。
- (ロ) 事業内容への干渉になる規定・基準を設けないこと。
- (ハ) 公的な施設・設備・資料をととのえる予算を充分に計上すること。行政当局には、社会教育が発展するよう「環境を醸成する」義務があり、すべての市民に差別なく、支配や統制にならないようにするためには、「だれもが」「いつでも」「無料で」利用できる施設や設備や資料が充分に整っていることが不可決である。
- (ニ) 適正な配分とその団体の全体予算に占める割合を低くおさえること。(例えば10%以内) 補助金を低率・少額におさえることによって、行政当局から受ける影響力を少なくするためである。

尚、現在の社会教育委員会においては、この補助金に対する問題点やその運用について、総合的に検討してゆく場ではなく、単なる各団体代表者の補助金の分捕り合戦に終ってしまっている傾向もみられるのは、至極残念なことであると思う。

要望 8 公民館報は市民の手で編集すること。

公民館報は、公民館を市民の全体に知らせる等、住民の公民館活動を住民の声として知らせる必要があります。

そして、編集・発行の技術面のみでの公民館専門職の館報担当者の援助と配布に際しては、公的な責任で行うこととを要求します。

要望 ⑨ 公民館運営審議会の委員選任にあたっては、社会教育法に則り、市民一般に広く参加を求め、市民主体の運営原則を厳守せよ。=準公選制

公民館は地域住民の手で育てられ、地域住民が自分の手で、自らの「学習する権利」を保障してゆくものである。

社会教育法第29条「公民館運営審議会」によれば、次のように規定されている。

① 公民館には、地域住民の意見を反映する公民館運営審議会が必ず設置されなければならない。

② その任務は、館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業企画や実施について調査・研究・審議することにある。

これは、公民館の運営が (1)住民参加・住民自治の原則に則られなければならないと共に、(2)教育文化施設としての公民館の教育行政からの一定の独立性が制度的にも確かめられているのであって、福生市の公民館もこの基本原則にそむくことはできない。

尚、公運審委員の選任にあたっても上記の2原則を踏まえなければならないのは当然であろう。社会教育法第30条〔公民館運営審議会の選任〕によれば、次のように規定されている。

① 市町村立公民館の運営審議会委員は、次に掲げる者のうちから、市町村教育委員会が委嘱する。

(イ) その市町村の区域内に設置された各学校長

(ロ) その市町村の区域内に事務所をもつ次の団体、あるいは機関の代表者

教育・学術・文化・産業・労働・社会事業に関する団体、あるいは機関のうち、20条に掲げた公民館の目的達成に協力するもの。

(ハ) 学識経験者

② 略

③ 学識経験者には、市町村長あるいは、その補助機関の職員、又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

④ 略

公民館の運営は、地域住民の手にゆだねられるという原則を貫くためには、この条項の運営にかかっている。なぜなら、本条によれば、民意反映が不充分となりがちな次の問題点が存するからである。それは(1)委員の選任が住民による選挙でなく、教育委員の住民の直接選挙が廃止されている教育委員会の委嘱(任命)であるから民意反映が間接的である。(2)選出される層が、各種団体の代表・学校長・学識経験者に三区分され、住民代表的性格が後退する恐れが

ある。(3)各種団体を『本法20条の目的達成に協力するもの』と規定することによって、実際の教育行政に協力的なものに限定しようとする姿勢が強くみられ、又、学識経験者のうちに、一般行政部局や議会の意向を受けた者を含めることにより、公民館の独立性・自立性に一定の枠にはめる可能性を残していること等である。しかし、その運用次第で、住民主体の運営と公民館の独立性の原則を貫くことができると思われる所以、特に次の提案をしたい。

- (1) 学校長・団体代表者・学識経験者のそれぞれの比率は、団体代表者が最も高くなればならない。
- (2) 対象団体は、行政側の一方的認定による現在の社会教育関係団体に限定せず、少なくとも社会教育関係団体の自動登録制の方向から、福生市内にある教育・学術・文化・産業・労働・社会事業に関する団体あるいは機関は、原則として総て対象とならねばならない。
- (3) 教育委員会は、公運審委員選任に際し、福生市内にあるすべての該当団体全部に委員選出の希望を取ることによって、各団体に公民館活動への関心を呼び起こし、その積極的参加の機会と機運を与えることが考えられる。したがって、現在の社会教育委員をそのまま公運審委員にするといった考え方ではなく、住民の積極的な運営参加の機会を与えることが肝要であろう。
- (4) 学識経験者のうちに、一般行政部局や議員をなるべく排し、公民館の独立性を保つようすべきである。
- (5) 原則として、委員希望者は全員任命することとし、定数を超える場合は、教育委員会の一方的判断で選任せず、各希望者又は団体間の協議を尊重することが必要である。

要望 10 住民参加の公民館使用規則検討委員会を設置すること。

公民館の運営が、その使用者である市民主体に行われるためには、その重要な意味をもつ使用規則の策定にあたっては、単に行政主導型の管理第一主義的なものになりがちである経験から、使用規則そのものの中に、実際の使用者である市民の意見を充分反映させが必要である。この委員会は、公民館オープンまでの暫定的なものであるが、住民代表と社会教育課職員とで構成し、真に国民に公開された運営にしてゆくためにも、是非ともその設置と運用が望まれよう。

以上、10項目につき、別紙、署名簿添付の上、教育委員会に要望致します。宜しく検討されますよう、社教職員関係者の誠意に期待します。

昭和51年3月 日

ふっさ「公民館を創る市民の会」

公民館を創る運動のあゆみ

S 41. サークルの誕生

- ・つくし、さんしょう、FD-対立-青年団

S 43. "青連協"結成

- ・青年のつどい、町政を聞く会
- ・施設要求→45年建設を約束

S 45. 福祉会館オープン

- ・不便な建物、職員ナシ、有料

S 47.

青連協施設研究会

〈文化施設に関する総合的な学習会〉

- ・公民館・図書館・体育馆 etc
- ・国立公民館見学(10名)
- ・都市公民館の構造

S 48. 5. 31

ふっさ公民館を創る市民の会

〈婦人グループ・一般市民との協力関係づくり〉

〈学習会継続7回・80名参加〉

〈情報交流 あきしま・国分寺・小平と〉

〈"公民館だより"16回発行〉

図『新しい公民館像をめざして』

○ 徳永 功さん

S 49. 3月

〈社教課へ要望書提出〉 ←
・福生市の総合基本計画に
公民館構想をもりこませ
るための要望

・小野市市民会館を視察

福生市議会

K.P.C.P(関東計画)および
市制5周年記念事業としての
「市民会館」のイメージが圧倒的

S 49. 6月

〈公民館建設の請願〉

- ・署名総数 1,180名
- ・紹介議員 3名
- ・総務委員会傍聴 9名

S 49. 9月

請願採択

S 50. 1月

文化連盟

〈早期予算化の要望書〉

〈機関紙・わたしたちの公民館・2回発行〉

(・福生市青連協宿泊研修会で報告)

S 50. 4. 25

〈公民館のイメージづくりパンフ〉配布

- ・個人加入、団体協力方式
- ・31団体の協力取り付け(78団体、200名に)

〈委員会傍聴 4回・20名数〉

〈他市の公民館見学〉

・大宮④秋川④羽村④勤福

多摩④立川④国分寺④

国立④青梅青年会館 etc

8.30(・社会協、山ノ内集会)
事例報告

S 50. 3月

予算計上

- ・初年度7億、⑩と併設
- ・4月改選

(仮称)市民会館建設

特別委員会設置

S 50. 10月

〈社教課へ要望を出す〉 ←
・第一次案に対する意見
・保育室、ホール、学習室に対する要望→基本設計では、入口が別になった。

〈公民館保育室の学習会〉11名

図『子どもの自立』『主婦とおんな』

○ 伊藤 雅子さん

・婦人活動家との連携強化

○ 「社会教育を国民の手で守ろう」

「現代社会教育実践講座」

「社会教育行政を考える視点」酒匂一雄さん

・基本設計第一次案

○ 設計が提示

・" 第二次案

・野田、柏市民会館視察

○ 民主的運営・職員配置に関する

意志表明の準備中である。

○ 将来"公民館利用者懇談会"に改組する。

S 50. 12月

・基本設計決定

うんしん おはさんだより

うんしん つて もちよと
なじみがないですね。
公民館運営審議会なるもの
が あり、社会教育法によつて、公
民館を設置するは必ずおひなけ
ればならないことになつてゐるだ
うです。

順調に育つては それと並んで「う
とう思つて います。
でもこの会の仕事は、館長の認可門に底
じ、公民館における各種の事業の企画実
施につき、調査審議するものとする」と規定
して います。

おはさんともに私は三年前
公民館の講堂 このこととは
より 知りました。
何やらむずかしそうな名前です
し さうばかりかからないまゝにいたの
です。どうしたとかお詫びま
わさ未だしまつたのです。

サークル活動は 予めりなりにも
何年か続けて来ました。本当に
のとくら 自分の肩を持たるサークルが
どんなにともかまいません。お力を貸して下さい。
わからなくて困つてゐるおはさんとも一緒にやりたい考え方
たうは出来ますです。
お手紙もお電話でもお寄せ下さい。
これからおはさんで運営審議会の運営などお知らせ下さい。

佐久間登世子

篠川 507番地

51-1370

創刊号
第一回

発刊にあたつて

発行日 一九七九年一月三十日
隔月発行

談会（角張美章）
福生市福生九四八
電〇四二五一五一一五三三

かん】編集長
角張 美章（

美章（サークルゆうかり） 編集長

仮称

金匱

ମାତ୍ରାକାର

今月から仮称「こうみんかん」を発行することになりました。その発刊にあたつてこの「こうみんかん」について私が今考へていることを少しばかり述べておきます。福生に公民館といふものが建つてから二年近くがたちました。この建物自体多くの人の努力の積み重ねの結果といえます。さて公民館が出来上つてしまつた後に問題となるのは誰が運営して行くのかということです。利用者が主体となつて運営して行くのが本来の行き方だと思います。施設管理は行政に委ねたにしても、活動の中心となるのは利用者である市民だからです。ところで、福生の現状をみると、利用者が主体的に活動しているとは言い難いと思います。今はただ活動の場を確保することで精一ぱいという状態ではないかと思います。この様な状態が続く限り、活動は市民文化の向上といつた公民館の理念とはかけ離れた自己満足に終り、公民館自体も単なる無料化された貸しホークルとなつてしまふおそれがあります。貸しホークル化を防ぎ、市

民間が主体的に運営して行くためには簡単な解決法があります。自分が実際に利用してみて不便に感じたこと或いは不満を述べること。又は自分が最も良いと思う利用法を他の人にも伝えることなどが考えられます。市民による運営としてはこうした本音をぶつけ合うことによって新しい道をみつけて行くことだと思います。利用者が本音をぶつけ合う為の具体的な方法としては利用者同志が話し合う場を設けることが考えられます。公民館利用者懇談会こそそれに適合するものだと思ひます。

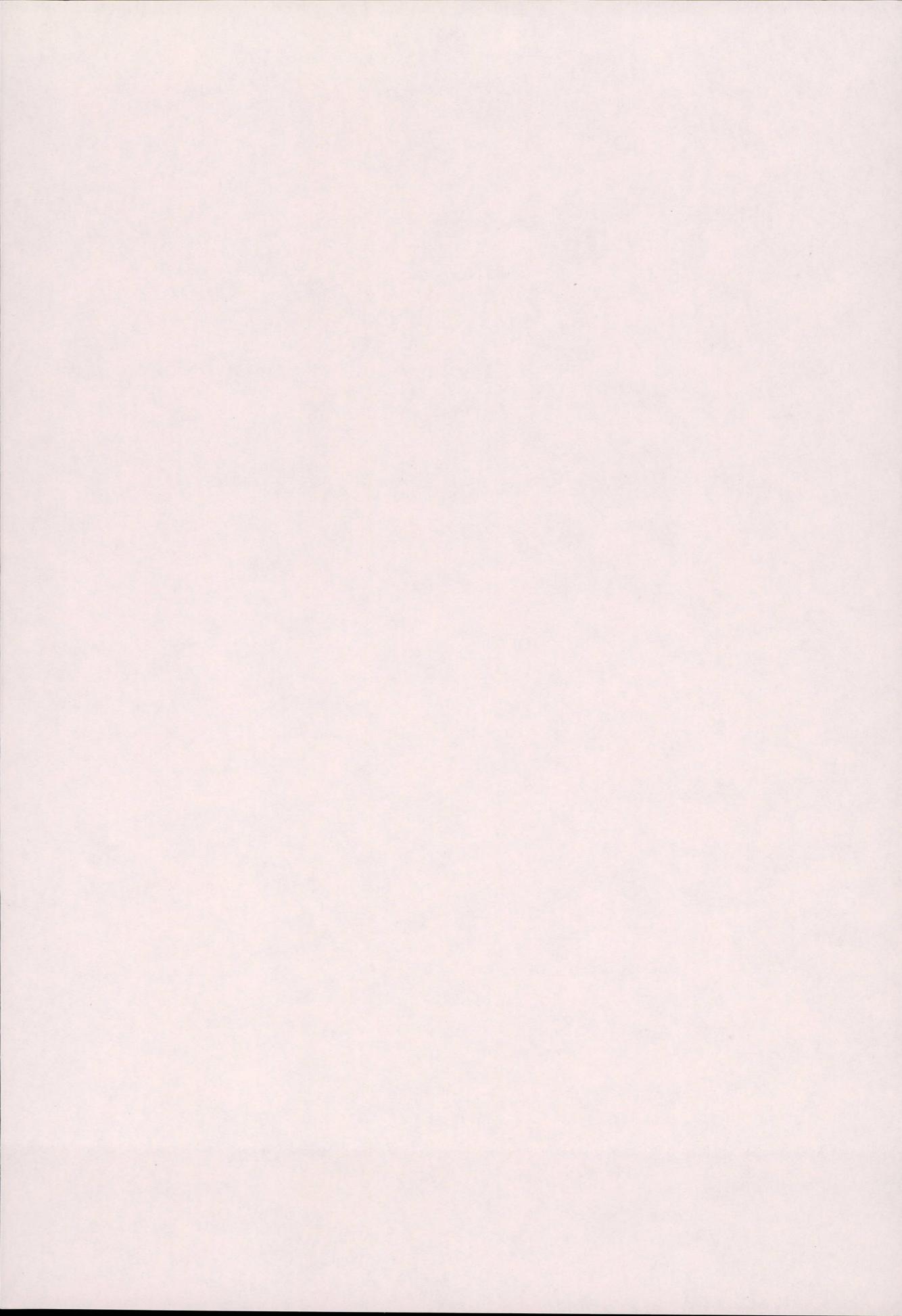
利用者の生の声を館の運営に反映させるための意見交換の場としてこの「こうみんかん」を位置づけたいと思ひます。又同時に、誰がどのように活動をして行こうとするのかを伝えることによつて利用者同志が全くなにをしていくのか解らないといつた状態を早く改めたいと思つています。

利用者のための公民館をめざすためには、自分の言葉で語ることが必要である。今まで多くの学者先生達の手によつて公民館の在り

方の根拠となる理論が展開されてきた。しかし、その理論はますます精緻化され難しいものとなつてゐる。このまま良いのだろうか。もち論難しい問題を取り組むことで素人には近寄り難い知識を得ることとはエリート意識を満足させるので、非常に難しいことを学ぶことに歎びを感じる人も少なくないだろう。たしかに難しい議論を徹底的に掘り下げていくことは無意味ではない。しかしこうした論議の中には素人の言葉で言えば結論的に一行か二行で済むものが長々と何ページも費して論じられるようなもののが少なくない。この様な愚は極力避けなければなりません。言葉は学者や一部の活動家のものではない。素人である私たちには自分の言葉で語る必要があると思います。一部専門家の独特な理論に基づくいわば独善的な一人よがりの努力だけで公民館がどうなるといふものではない。そういつた専門の立場からの批判が必要であることはもちろんあるが、その専門的議論が間違つてているということは十分にある。その反対もある。その間違いを正すのはやはり市民一般の良識に基づくものでなければならぬ。今後そういう利用者の意識を高めることと、利用役立つ情報を得ることに少しでもこのミニコミが貢献できることを希望する。

VII

福生市社会教育史年表



VII 福生市社会教育史年表

年 月 日	内 容
昭和20年4月 (1945)	福生青年団クラブ、東京都消防署出張所として接收される 8月30日 マッカーサー厚木に進駐
9月 4日	連合軍先遣隊、横田基地を進駐摂取
5日	終戦連絡委員会西多摩事務局が森田別宅(現幸楽園)に設置される
11月 1日	福生・青年団再建会議を永田クラブで開催
3日	福生青年団発会式 初代団長 橋本孝蔵氏
11月20日	並木嶋雄氏、月間紙「ふるさと」発刊
12月 1日	熊川青年団発会式を行う 初代団長 森田正氏
21年1月 (1946)	福生青年団、大久野(日の出村)青年団と会合を持つ 3月 8日 そろばん会の発会 山崎茂男氏
3月 10日	西多摩郡青年座談会を福生青年団有志で開催、長沢クラブにおいて
3月 12日	熊川青年団幹部、国民学校卒業生と懇談会(女子は13日)
15日	熊川青年団、国民学校卒業生と宿泊錬成会
3月	青年年団機関紙「多摩の礎」発刊、月間で
4月 2日	福生青年団読書会を設置
4月 10日	福生青年団女子青年団員、第1回総選挙で投票会場の福生一小で「一日託児所」を開設、合わせて自転車も預かる
	福生青年団4月からお花の講習会をはじめる。第2、4日曜日
25日	GHQ民間情報教育部、ピッカリン大尉、熊川青年団を視察
5月 6日	NHK放送で熊川青年団活動紹介
5月	食料事情危機逼迫本団食料危機突破の方向を決定(福生青年団)
9月 8日	西多摩連合青年団結成
10月 16日	福生青年団、熊川青年団合同し福生青年団として発足(初代団長、橋本孝蔵氏)
10月 26日	青年団体育祭開催 ○この年の夏、橋本孝蔵氏、篠崎久治氏、興石 泉氏、今井善次郎氏、並

- 木嶋雄氏 山崎愛治氏等「あかざ」を結成、例会、第1・3土曜日夜活動・機関紙「あかざ」を発行
- 青年団文化部読書会を中心に「道芝会」結成、山崎茂夫氏等
 - 青年団による演劇上演（福生一小）橋本孝蔵作「青空市場」
 - この年加美こども会を大野貞次郎氏の手で作る
 - 福生第一小学校教諭金井氏、福生児童合唱団結成
- 22年3月
(1947)
- 4月 教育基本法公布
- 福生コーラスの会発足 笹本玲子、 笹本裕子氏等毎土曜日午後6時から、講師、国立音楽大学旗野先生
- 4月 1日 6・3・3制実施、福生中学校設立許可、国民学校を小学校と改称
- 6月 22日 西多摩文化団体懇話会発足準備会を福生農業会二階で開催（参加サークル
福生あかざ社、西多摩村民主主義研究会、青梅懇話会、新日本婦人同盟青
梅支部、西多摩婦人部、氷川青年会、五日市新農村文化会、平井文化会）
西多摩夏期大学の計画が論議される
- 7月 6日 西多摩文化団体懇話会正式発足、事務局、福生あかざ会
- 13日 西多摩夏期大学福生一小で開催 午前10～午後4時毎日曜日8月31日
全8回 参加費全回50円
- 8月 15日 熊川青年団、都民生局に都立熊川保育園設置の陳情をする
- 9月 29日 第一小学校「母の会」結成、初代会長 横田寛子氏
- 10月 1日 臨時国勢調査、2,300戸、男14,066人・女8,027人
- 2日 第1回農地買収（不在地主の農地）始まる
- 11月 2日 月間文化ニュース「原始林」の発行打ち合わせ 第1小学校
○農林文化講座、福生青年学校で開催「新憲法」について都民対象
- 11月 3日 日本国憲法公布
この月第一小学校「母の会」の援助で給食を始める
- 12月 10日 西多摩文化団体懇話会、西多摩文化懇話会ニュース「原始林」発行24年迄
○この年、福生青年団クラブ東京消防署福生出張所として使用したものと
青年団副団長山崎良之助氏のクラブ解放運動により、青年団の手にもど
る。
- 23年2月
(1948)
- 都立熊川保育園 熊川青年団クラブに開設

- 23年2月 第一小学校「母の会」と学校後援会、PTAの結成について話し合い
- 3月31日 青年学校廃止
- 4月 1日 新制高等学校、大学発足
- 5月 第一小学校内に母の会の後援で図書館出来る、児童図書343冊 教師用
176冊 地域に貸出回覧
- 7月 西多摩連合青年団演劇祭で福生町青年団の「河童」が優勝、篠崎久治氏等
出演、会場青梅初音座
- 10月 第一小学校の運動会でスクエア・ダンスを父母が行う
○この年の秋、福生第一小学校PTA設立準備会を持つ
- 24年4月 福生婦人会結成される（初代会長 鮎沢美代子氏）
(1949)
- 4月 9日 第一小学校PTA発足（初代会長 横田寿照氏）
- 5月28日 福生第二小学校PTA、熊川青年団クラブで創立発会式、会員数325名
- 8月 福生町営グランド（牛浜）竣工
- 11月23日 西多摩青年団、郡青年団総合文化祭、五日市町の五日市劇場で開催
福生青年団「猿（ましら）」篠崎久治氏 『くろ』で演技賞を受賞
○この年テアトル福生、ニュー福生映画館開館
- 25年2月 レットバージ始まる
(1950)
- 6月25日 朝鮮戦争始まる
- 7月 山崎茂男氏「教養講座開催」毎土曜日午後7時30分～9時30分全5回
(①文学について 山崎愛治先生 ②音楽鑑賞 秋山先生 ③青年の心理
白井武一先生 ④社会科 村上直先生 ⑤町の有力者に聞く)
- 10月 第1回青年団支部対抗駅伝マラソン大会開催（38年まで続く）
国勢調査人口戸数3,220戸、人口14,669人
○この年から道芝会、青年団から独立、本部を山崎茂男氏宅に置く
- 26年4月 1日 都立福生保育園新築
(1951)
- 23日 町婦人議員の第1号として鮎沢美代子氏当選
- 5月 児童憲章制定される
- 6月 俳句の会「霧の音」発会「霧の音」誌創刊 主幹木住野先生
- 6月28日 対日講和条約、日米安全保障条約調印
- 10月 1日 福生第三小学校（中福生、志茂、牛浜、原ヶ谷戸を学区として開校

初代校長 広瀬義雄（この時まで3年生まで2部授業行われる）

10月20日 福生第三小学校P.T.A発足

11月 1日 福生中学校、現在地に移転

2日 福生第三小学校現在地に移転

○この年福生柔道会、設楽清一氏らの手で発足

27年4月11日 ポツダム政令廃止
(1952)

28日 対日平和条約、安保条約発行

6月 川上作司氏「福生新聞」発刊

6月12日 福生中学校、道徳実践学校の指定を受ける

7月27日 福生町P.T.A連合会の結成総会福生第3小学校で開催

10月 1日 福生町教育委員会発足、教育委員公選制度による（初代教育委員長横田寿照氏、教育長秋山誠一氏）

○この年、秋多町、羽村町、福生町の青年有志により劇団「ひこばえ」発足

28年6月26日 劇団ひこばえ「原色の街」を公演 ニュー福生で、27日の2日間
(1953)

7月 4日 米軍将校婦人会の発案により混血児収容所「福生ホーム」が川原3,203番地に建設される（木造平屋78坪、総工費420万円）

8月 8日 牛浜女子こども会（代表高橋美代氏）結成熊川駅清掃
牛浜地区で「夜の女」問題で街の浄化運動起きる、署名請願活動を行う

11月 5日 福生風紀取り締まり条例出来る

29年4月 4日 西多摩連合青年団、羽村・草花自然公園断走第1回開催
(1954)

19日 福生珠算学校（校長山崎茂男氏）が東京都から認可

8月 福生町青少年委員置く

10月17日 西多摩婦人会館竣工（牛浜83）理事小野ヨシ氏

24日 西多摩青年団運動会福生グランドにおいて開催

30年4月 1日 都立多摩高等学校福生分校（定時制）を福生第1中学校校舎内に開校
(1955)

10月 1日 国勢調査、人口19,096人 4,137戸 男9,698人 女9,398人

16日 町制15周年記念町民運動会開催

31年2月20日 福生町誌編集委員会発足
(1956)

2月24日 福生地区P.T.A研修会、ニュー福生において開催

4月 2日 福生町婦人会総会 会長野島アヤ 午前9時からテアトル福生で開催

- 31年4月21日 福生青年団、福生青年団クラブで総会 午後7時から団長長田修一氏
- 4月 西多摩青少年問題協議会発足
- 9月 福生ホーム閉鎖
- 10月 1日 新教育委員会法による教育委員の任命制教育委員会発足（教育委員長横田寿照氏 教育長大久保林作氏）
- この年、第1支部青年団、服部照親氏らの援助で人形劇活動をおこなう
人形劇の指導は福生第2小学校塩田芳男教諭があたった
南こども会（仲良しこども会）に1支部として協力指導する
人形劇の上演、読書指導、野球大会コーチなどを引き受ける
- この年、ハウス建設がピークになる。住民に基地従業員が増加、就業人口の3割近くにのぼる。
- この年、牛浜女子こども会東京鉄道管理局から感謝状をもらう
- 32年2月 19日 福生珠算学校校長山崎茂男氏珠算学校10周年を記念して「社会人学級」（1957）を開催（青年団、教育委員会後援、朝日新聞、福生新聞後援、毎週1回、2月9日～6月25日まで、参加者平均22名 最大73名）
- 6月15日 福生町青年学級開設
- 29日 子供会育成講習会 福生第1小学校講堂で開催 61名参加
- 7月 3日 子供会育成講習会開催（五日市小学校）西多摩郡下53名参加、福生からも
- 7月28日 本町8町内の児童公園に児童会館（24坪）を婦人会、PTAで建設
- 10月30日 町民美術館の打ち合わせ
- 11月19日 教育委員会主催美術展打ち合わせ 第1小学校で
- 23日 第1回福生町民美術展開催 主催福生町教育委員会
- 28日 都PTA幹部研修会西多摩地区研修会開催（PTAの運営について）
福生一小で講師 金子孫一氏（都立大教授）
- 33年1月25日 福生美術協会の発会（会長 石川孝明氏）
(1958)
- 2月 8日 文化連盟の構想で有志数名が山崎珠算学校に集まり相談
- 2月21日 文化連盟結成準備懇談会結成
- 4月 2日 文化連盟結成準備会 会則つくる
- 4月 1日 都より西多摩郡三ヶ町村婦人学級の指定を受ける
- 4月18日 婦人会支部長会開催（役所会議室）西多摩出張所から、服部照親社会教育

- 主事、中山社会教育主事出席、婦人学級について話し合い
- 4月29日 婦人学級説明会鍋下婦人会で話し合い
- 5月27日 都主催の婦人学級指導者講習会、立川中央金庫で開催、福生から高橋ユキ
氏 森田トメ氏 教育長橋本兵五郎氏参加
- 9月 2日 文化連盟発会準備会
- 9月 7日 婦人学級準備会、模擬婦人学級体験 参加者130名 第3小学校において以後婦人会各支部で婦人学級の話し合い活発化する
- 22日 福生婦人学級準備会 婦人会役員と婦人学級グループの世話係協議会を開催 婦人学級開催 開級式を決定 18グループ
- 10月 3日 婦人学級開級式第3小学校 120名参加 映画「娘は娘母は母」フィルムフォーラム
- 6日 文化連盟発会式 福生珠算学校において(会長鮎沢信太郎氏)
- 17日 文化連盟主催の町民文化祭打ち合わせ(第1回町民美術展を発展させて、教育委員会の主催よりも、文化団体でということで)
- 26日 福生華道連盟結成 文化連盟に加入
- 11月18日 婦人学級全体学習会「講演 経済について」産業経済新聞編集次長 筑井正義氏 映画 南米踏査班記録映画 グループ研究
- 12月 5日 婦人学級指導者講習会 福生町役場会議室 講師 貞閑先生 服部照親氏 宇津木氏等 研究内容「グループ学習における世話人 助言者 書記の立場」
- 34年1月29日 婦人学級全体学習 志茂睦会館において 講演「現代における主婦の座」
(1959) 言論科学研究所所長 グループ活動の中間発表
- 3月 8日 西多摩郡連合青年団研修会 奥多摩思源荘
- 4月 1日 第4小学校開校
- 5月25日 婦人学級閉休式 第1小学校講堂で
- 11月29日 福生町青年団第1支部(南、内出)が優良青年団として都教育委員会より表彰される
- この年、鍋2読書会誕生、毎月第2土曜日 熊川中央会館にくる都立青梅図書館巡回図書館むらさき号を利用して、午後1時30分~4時まで第2小学校の先生を講師に読書を通して学習する婦人学習グループ

- 35年2月 福生町体育協会発足（初代会長秋山誠一氏） 福生町陸上競技会発足
(1960) (初代会長平井賢治氏)
- 4月30日 西多摩自治会館が竣工（福生2455） 総工費2300万円
○福生中学校体育館完成（西多摩では始めて）
- 7月24日 第1回福生陸上競技選手権大会開催 福生第1中学校校庭において
主催 福生町陸上競技協会 福生町体育協会
- 8月 福生第1小学校 福生第2小学校プール完成
- 10月 1日 「福生町誌」発刊
- 11月 6日 西多摩郡連合青年団幹部講習会 羽村清流荘
7日 ポーイスカウト西多摩第1団育成会結成総会 青年団クラブで開催
○この年、婦人会は22支部 1300人の組織であった
○首都圈整備法による市街地開発地区に、福生、青梅、羽村地区指定
80万坪工業団地造成
- 36年1月15日 成人式を自治会館において（成人者380人）この年から毎年西多摩郡下
(1961) 五ヶ町村合同で行われていたものを、各自治体ごとに開催
- 3月 1日 西多摩婦人団体研究協議会開催 西多摩婦人会館
- 3月 6日 成人学級第2回講座開催
- 4月 1日 すみれ保育園開園
- 4月 5日 婦人学級協議会開催 婦人会役員 婦人学級生参加 助言者 橋本教育長
9日 ポーイスカウト西多摩第1団結団式 第1小学校において
○4月から婦人会国民年金保険集金を始める
- 6月 3日 婦人学級運営委員会、婦人学級第1ブロック代表 天田君子氏
婦人学級第2ブロック代表今野つよ氏（テーマ・現代の母親のありかた）
①親と子の問題 ②家庭の法律 ③子供の叱りかた ④新しい道徳 ⑤明
るい家庭 ⑥家庭教育と学校教育、第3ブロック、第4ブロック代表 石川コマ氏
- 8月 8日 婦人学級全体会 「最近の経済の動きと家庭経済について」
講師 菅山辰一氏（経済評論家）
○福生第3・4小学校にプール完成
- 20日 青年団 料理講習会
- 25・26日 青年団幹部講習会 羽村町清流荘において 講師 坂川輝夫氏

- 36年9月17日 青年団総務 支部長懇談会
- 18日 青年団 フォークダンス練習開始
- 24日 支部対抗陸上競技大会
- 10月 6日 婦人学級全体会 「新しい道徳教育について」 講師 都指導主事
三界実義氏
- 10月20日 社会教育文庫を教育委員会に設置
○福生都市計画・街路計画・用途地域計画実施決定
○青梅・羽村・福生等都市下水道計画決定
- 11月 5日 福生青年団、西多摩郡連合青年団陸上競技大会で完全優勝 1中校庭で
○この年、第2小学校 P T A 郊外指導部人形劇講習会開催、学芸部両親教
室開催、図書部読書傾向調査
- 37年3月25日 町民柔道大会開催（主催福生町体育協会柔道部）青年団クラブにおいて
(1962)
○この月、文化連盟会長 鮎沢信太郎氏引退、来住野元一氏も引退
- 4月 1日 社会教育主事1名教育委員会に入る
武藏野台区画整理区域決定、事業着手
福生町社会教育委員会設置〔島田友二郎氏（中学校長）山崎茂男氏（文化
連盟）秋山誠一氏（体協）志村 立氏（婦人会長）木村輝幸氏（青年団）
杉本皆雄氏（P T A連合会会長）古谷富治氏（民生委員）岩下伴蔵氏（学
識）石川彌八郎氏（学識）〕
体育指導員設置〔川辺秀吉氏、斎藤敬氏、吉野チエ氏、斎藤多市氏、田村
正雄氏、大野達夫氏、小野沢博一氏、細淵万吉氏、石川保氏〕
○この月、文化連盟総会会長 米泉薰氏
- 6月 26日 福生町青少年問題協議会設置（西多摩郡青少年問題協議会共同設置に関す
る条例廃止）
- 12月 10日 成人学級と婦人学級合同懇談会「現代子について」武陽信用金庫において
○この年婦人学級盛んで22グループ365人
○この年西多摩連合青年団陸上競技大会で福生完全優勝（この年で西多摩
連合青年団陸上競技大会17回の歴史を閉じる）
- 38年3月24日 福生・横田少年親善柔道大会 主催横田基地司令部・福生青少年問題協議
(1963)

会、福生町体育協会柔道部

38年3月31日 生活改善センター完成（青年団クラブ閉鎖）

4月 1日 都立多摩工業高校開校

5月18日 子ども会研究会開催 西多摩自治会館において

「福生中学のアンケートを中心に」

6月24日 牛浜女子こども会、熊川駅清掃で善行会から表彰される

7月 福生三曲協会発足

10月 5日 熊川団地入居開始（15棟 605戸）

10月13日 福生町青年団支部対抗陸上競技大会

26日 加美平地区区画整理事業許可

39年1月30日 福生町役場新庁舎新築完成
(1964)

2月 ニュー福生、テアトル福生映画館閉鎖

6月 こども会リーダー研究会発足

婦人学級開講

8月17日 福生町婦人会社会保健長官から、国民年金の集金協力で表彰を受ける
○この月、校外指導連絡会発足

25日 武蔵野台区画整理事業開始

10月 8日 オリンピック聖火通過

12月 1日 福生第1小学校90周年記念誌発行

12月10日 福生町社会教育用備品の無償貸し出しに関する条例出来る

○この年、青年団員150名になる、支部も半数になる

○この年、東京都文化課による西多摩北東部文化財総合調査行われる。

40年4月27日 福生町文化財調査会（初代会長 清水寛二氏）できる。
(1965)

7月27日 福生町フィルムライブラリー設置（教育委員会内に）

10月 1日 国勢調査 福生町人口30,575人 8,672戸（男14,698・女15,607人）

41年4月 1日 福生町立第2中学校開校（初代校長 赤尾英三氏 生徒数482人）
(1966)

4月22日 町営武道館（本町25）できる

5月 1日 加美平住宅団地建設開始 1042戸

22日 福生第2小学校「創立90年記念誌」発行

16日 福生町社会福祉協議会設立

- 41年7月20日 福生町青少年問題協議会「家庭の日」制定 8月から毎月第3日曜日
- 9月 1日 福生町教育委員会、少年団体リーダー募集（15歳～25歳）
- 10月 5日 家庭教育学級（10/5～3/6）全10回 隔週水曜日 役場2階会議室
- 11月13日 青年学級英会話コースと福生英語研究会、町民文化祭で英語劇上演
○41年度成人者有志で「土筆の会」発足
- 42年1月 7日 新成人者座談会「20歳 その理想と現実」出席者 内田保男氏（学生）
(1967) 志田嘉子氏（運送会社勤務） 田中守氏（自営） 仁多見英子氏（自営）
昭和42年1月7日発行 福生町広報で
- 2月 福生町加美平団地入居
新成人者によるサークル「さんしょうの会」発足
- 6月22日 福生町議会 都立多摩高等学校福生分校昇格促進特別委員会設置
- 11月 4日 第1回「青年の集い」開催 前夜祭第1中学校で
第1回「青年の集い」シンポジューム（秋山ちえ子等）西多摩自治会館
- 43年2月 1日 フォークダンス愛好会発足
(1968) 4月 1日 福生第1小学校・福生第2中学校に屋内体育館ができる
- 5月20日 青年団体連絡協議会発足（青年団・土筆の会・かんしょうの会・フォーク
ダンス愛好会）
- 5月27日 働く青年の教室 開催
- 7月14日 福生町営プール開設（開設期間7月14日～9月10日まで）
- 8月30日 福生町生活学校開設（経済課担当）
- 9月30日 熊川親子読書の会準備会発足
- 10月 熊川親子読書の会準備会、読書会の親の学習を婦人学級として保障してほしいと福生市教育委員会に交渉・都委託婦人学級になる
- 10月19・20日 第2回青年の集い開催 総合テーマ「創造性を高めよう」
- 11月12日 熊川親子読書の会 講演会開催 講師 代田 昇氏
「子どもを本好きにする読書」
- 17日 熊川親子読書の会 日本児童文学者協会の移動図書館「青い空号」熊川団地
遊園地に招く
- 29日 熊川親子読書の会発足（毎木曜日 午後2～4時 熊川団地集会所）
○成人式実行委員の公募 第1回実行委員会開催

43年12月19日 ○ 熊川親子読書の会 増村王子氏を講師に読み聞かせ勉強会

○ この年福生町弓道連盟発足

44年1月15日 成人式（公募の実行委員による第1回）
(1969)

2月 6日 ボイスカウト第1団 東京都首都美化協力団体の表彰を受ける

15日 どこでもできる体操教室の開催 講師 NHKラジオ体操 紅林氏
第1小学校で

3月 青年団体宿泊研修会「サークル運営について」

4月 1日 第5小学校開校

5月 20日 山崎茂男編「ふっさっ子」第1集発刊

6月 第1回町民バレーボール大会（参加チーム12、女子9、男子3）

○ フォークソング愛好会第1回発表会

○ 第3回青年の集い準備会発足

7月 16日 熊川親子読書の会講演会 講師斎藤尚吾氏「幼児性の読書の必要性」

11月 1日 福祉会館建設着工

○ 熊川親子読書の会へ団体貸出、配本サービスを行う（社会教育係）

○ 東京都教育庁西多摩支所と西多摩郡5町2村共催で「西多摩青年の集い」
を開催 会場五日市青年の家

12月 福生町吹奏楽愛好会 福生中学OBによって発足

45年3月 青年団体連絡協議会宿泊研修会「私達の生活とサークル活動」
(1970)

4月 1日 第1小学校分校を開校（第6小学校）

5月 6日 熊川親子読書の会「かいほう」定期発行

6月 1日 市制施行に伴い、生活改善センターに教育委員会事務局移る。そのため
社会教育活動の場が失われ、青年サークル場所問題で混乱

福生フォークソング愛好会第2回発表会 西武信用金庫ホール

6月 30日 武蔵野台地区区画整理事業完成

7月 1日 福生市市政施行 人口37,934人、世帯11,631戸（3万都市法による）
初代市長 石川常太郎氏

18日 消防署建設予定地発掘試掘開始（第1次長沢遺跡発掘調査）

21日 福生市福祉会館完成（総工費 1億3000万円 2階3階会議室を社会教育
施設とし社会教育係が運営 2階に図書室）

45年7月30日 「福生市議会報一福生一」発行

8月 5日 消防署建設地発掘（長沢遺跡発掘作業はじまる 市民参加の発掘を目指す

26日）終了

25日 9月から回覧版を廃止 『おしらせ』を各戸配付

9月 1日 少年健全育成に「ひと声推進委員」設置

20日 福生市市制記念 第1回総合体育祭（10月18日まで）

○第4回青年の集い準備会始まる

10月 1日 国勢調査 人口38,302人 世帯数11,253戸 男18,770人 女19,532人

11月 1日 第1回市民文化祭福祉会館で

8日 日本野鳥の会・多摩川の自然を守る会主催「熊川地区多摩川で自然観察会」

46年1月18日 都鳥獣保護員、熊川地区で野鳥調査を実施
(1971)

28日 熊川団地親子読書の会、図書館建設について請願を出すことを決定

23日 教育委員会主催市民スキー教室長野県菅平で開催25日まで

22日 NHK「こどもニュース」で第5小学校卒業記念の巣箱の作成を放映

2月 ○青年団体宿泊研修会「専門サークル、総合学習サークルの運営について」
五日市青年の家で

3月15日 広報「ふっさ」の配付を全地域を配布員による配布になる

28日 第1回吹奏楽愛好会定期演奏会開催

4月 1日 都立福生高校開校

福生第6小学校開校（初代校長 鈴木信也 11学級 396人）

4月 2日 熊川親子読書の会市立図書館建設の陳情書を教育長、市長宛にだす。

「児童図書館（室）を併設した市立図書館を設置されたい」

47年8月15日 市民大学講座準備会・プログラム委員会公募
(1972)

23日 福生市身体障害者福祉協議会発足

9月 9日 第1回青梅子どもの本講座開催 熊川親子読書の会からも参加

10月 第6回青年の集い

11月21日 市民大学3コース教育 A青年前期の心理・教育 B私達と社会教育活動
歴史コース幕末に活躍した人々

○この年青年団体連絡協議会の参加サークルから「文化施設研究会」が発足

○この年福生親と子の良い映画を見る会発足

48年1月11日 在日米空軍施設の横田基地集約に伴う要望書提出（福生市、防衛庁へ44件 468億の事業補助要請）
(1973)

1月23日 関東計画合意 横田基地へ関東周辺の基地を集約 合意

3月28日 福生市健康都市宣言を出す

30日 福生市文化財保護条例制定

福生市総合計画策定委員会設置

4月 1日 福生市体育馆完成・社会教育課設置（社会教育係、社会体育係、図書館、体育馆）の2係、2教育機関体制になる

○図書館条例制定 司書2名になる

○文化財保護委員会設置

15日 福生第1中学校PTA会報、三多摩PTA広報コンクール優秀賞を受ける
応募数200点（昭和47年12月号受賞）

30日 ほたる公園完成

5月31日 ふっさ「公民館を創る市民の会発足」

6月15日 文化財専門委員会決まる（自然・宮岡一雄氏 文書・森田潤三氏 立川愛雄氏 民俗・川鍋孝三郎氏 石川彌八郎氏 島田宇一氏）

7月21日 福生市立図書館分館市民体育馆に開設

26日 青年教室開設

8月26日 ふっさ「公民館を創る市民の会」 映画「公民館」を観る会を開催

9月17日 図書館「幼児期の読書教室」開催全5回 講師 斎藤尚吾氏 福祉会館

10月 7日 混成コーラス教室 午後2時～5時 毎日曜日 福祉会館（初めて保育付教室）

28日 ふっさ「公民館を創る会」講演会開催 講師・徳永 功氏
「新しい公民館像をめざして」

12月19日 ふっさ「公民館を創る市民の会」講演会、講師・徳永 功氏「私たちの市民参加」

○この年ふっさ「公民館を創る市民の会」で「公民館ニュース」発行

49年1月12日 第1回スキー連盟主催スキー教室開催
(1974)

14日 第1小学校PTAで8ミリ映画「福生の文化財巡り」作成

29日 市民生活安定対策本部を設置

3月28日 熊川親子読書の会「廃車バス図書館を自治会にすすめることを決定

- 49年4月 1日 福生第7小学校開校 第3中学校開校
○福生団地(南田園地区)入居開始 864戸
- 7日 熊川団地自治会総会で熊川親子読書の会を自治会運営にすることを決定
- 20日 東久留米電車図書館東村山バス図書館を熊川親子読書の会見学に行く
- 28日 熊川団地自治会総会で団地内に廃車バス図書館の設置を決定
- 29日 教育委員会、社会教育委員会に「福生社会教育基本計画の策定について」
諮問
- 5月 15日 熊川団地自治会、市長にバス図書館設置補助の要請
- 26日 サークルビショップ五日市刈寄山採鳥会、自然観察会開催 後援教育委員会
- 29日 ふっさ公民館を創る会「公民館の早期建設及び地区館の設置に関する請願書」市議会に提出
- 6月 8日 熊川団地自治会、市へバス図書館設置補助要望書提出
- 9日 婦人学級Aコース「子どもの環境と親の役割」 講師 奥田泰弘氏
- 14日 文化連盟と教育委員会共催「文化教室」始まる。俳句・編み物・人形・民謡・踊り・写真・短歌・盆栽 8コース 教育委員会主催 文化教室 ギャラリーコースA・B
○ふっさ「公民館を創る市民の会」『公民館建設』の請願書を福生市議会に
提出 署名者数1180人
- 19日 文化財専門委員会「玉川上水ひ發生するほたるの天然記念物指定について」
答申 「玉川上水に發生するホタルを天然記念物に指定することは困難」
- 7月 6日 加美平団地に子どもの本を学ぶ会発足
- 27日 熊川団地自治会 バス図書館設置の用地確保につき協力を社会教育課に求める
- 30日 夏休み野外教室(全5回)講師 宮岡一雄先生、栗原仁先生他(8.27迄)
- 8月 つくし文庫発足(代表山田好文氏)
- 22日 熊川団地廃車バス図書館の用地の件で社会教育課長、住宅供給公社と交渉
- 9月 17日 市議会総務委員会で電車図書館の件がとりあげられる
- 18日 青春教室、生活の中の経済学 全15回 講師 殿村晋一氏
- 27日 福生市議会でふっさ「公民館を創る市民の会」の公民館設置の請願採択さ
れる

- 10月 1日 横田基地内廃車都電を熊川団地自治会の要請で無料でゆずり受け及び運搬依頼書を福生市教育委員会が横田基地に提出
- 9日 熊川団地に横田基地から都電廃車を搬入
- 14日 熊川団地自治会電車図書館設置補助金の願い書を市に提出
- 20日 ふっさ「公民館をつくる市民の会」機関紙、「私たちの公民館」を発行
- 11月10日 福生第2小学校「百周年記念誌」発行
- 50年1月29日 市民会館補助事業等実行計画書提出
(1975)
- 31日 熊川親子読書の会発展的に解散、熊川電車図書館へ
- 2月10日 熊川電車図書館発足貸出を始める
- 3月25日 スキー連盟こどもスキー教室 長野県木島平
- 3月 仮称福生市民会館建設費 668,765,000円計上後補正決算額
499,399,000円
- 福生市郷土史研究誌1『横田穂之助日記』発行
- 福生植物調査中間報告書発行
- 4月 ふっさ「公民館を創る会」(公民館のイメージづくりのパンフレット配布)
- 5月12日 市議会 仮称市民会館及び公民館建設特別委員会 選任10名 以後50年度7回 51年度8回の会議と視察(委員長 高波忠氏 副竹田正勝氏)
- 6月15日 サークルビショップ富士山で探鳥会
- 7月 4日 自然保護講座準備会 全5回 市民大学経済コース 不況・インフレと地域 講師 殿村晋一氏(専修大学)
- 7月 1日 油絵教室(講師 柳川基子氏 遠藤幸之氏)
- 8月25日 市民会館、公民館設計を3業者に競争入札 岡設計に決定
- 9月 ふっさ「公民館を創る市民の会」学習会「保育室を考える」講師 伊藤雅子氏(国立公民館主事)
- 10月 1日 国勢調査 14,765世帯 46,457人 男23,269人・女23,188人
- 24日 少年相談所開設
- この月基本設計第1次案岡設計より出る、設計図に対する要望をふっさ
「公民館を創る会」社会教育課に出す
- 11月20日 福生市基本構想審議会答申「活力ある市民のまち ①健康で幸せな市民生活を守るまち ②魅力あふれる街 ③豊かな人間性と文化を育てる街」

の市民憲章を答申

○市民会館、公民館基本設計決定

12月 5日 社会教育委員会「福生市社会教育基本計画の策定について一中間答申」
教育委員会に答申

51年1月14日 ヤング教室（青年団体連絡協議会・教育委員会社会教育係共催）募集
(1976)

①恋愛・結婚を考える チューター 平田和子氏（立川高校教諭）
②吹奏楽教室 講師国立音大生 ③放送劇演習教室 講師原田重久氏
④二十歳の教室 ⑤フォークダンス教室 講師久保誠二氏 ⑥フォークギ
ター教室 講師下畠薰氏 ⑦文学から生き方を考える 講師桑名靖治氏
(高等学校教諭) ⑧演劇教室 講師市川勉氏

2月 17日 市民会館・公民館入札

27日 市民会館・公民館工事開始（竹中・田村建設共同企業体）

3月 3日 福生市基本構想制定『活力のあるまち』市民憲章制定

○ふっさ「公民館を創る市民の会」「福生市公民館の職員配置及び運営に
関する要望書」教育委員会社会教育課に提出

30日 吹奏楽愛好会会長 吉田順之氏 東京都主催「日中友好青年の船」で中国へ

4月 1日 わかぎり会館開館

○柳山公園及び多摩川堤自転車道路完成

○市民会館開設準備委員会（関係課長、係長24名で構成）が市に出来る
社会教育課に市民会館・公民館開設担当主査を置く（主査野沢翠佐土氏）
図書館司書1名入る

13日 社会教育委員会「市民会館・公民館の運営に関する研究」

5月 6日 「私達の生活と学習を考える」講座開始 全12回

15日 吉田順之氏「中国の青少年」を広報ふっさに掲載

28日 社会教育関係団体に対する補助金のあたえかたについて 講師 藤田 博
氏（東京都教育庁社会教育主事室長）を招き社会教育委員会学習会

6月 5日 社会教育委員会「社会教育関係団体に対する補助金の交付について」答申

6月 30日 吉田順之氏訪中記念スライド映写会開催

7月 ふっさ「公民館を創る市民の会」『いつでも・だれでも・どこでも一公民
館を無料にするためにー』のパンフレット配布

- 51年7月21日 わかぎり図書館オープン
- 28日 夏休み自然教室 全5回 講師 宮岡一雄氏・岡田紀夫氏・栗原 仁氏
- 8月13日 市民大学「経済1930年代の経済の転換、戦後の日本経済史」全10回
講師 殿村晋一氏
- 10月13日 若い市民の講座始まる 10コース ①都市問題青年の生活 ②基本的人権と青年の生活 ③現代経済のしくみ状況を知る ④自然のしくみと生活
⑤放送劇演習 ⑥演劇教室 ⑦吹奏楽基礎コース ⑧フォークギター教室
⑨フォークダンス教室
- 52年1月14日 教育委員会、文化財専門委員会「文化財の指定について」諮問
(1977)
- 3月31日 福生市市民会館条例・福生市公民館条例制定
- 4月 1日 社会教育課2課・3教育機関 公民館課設置(初代課長 野沢翠佐土)
福祉会館で開設事務を開始(公民館館長・市民会館館長兼任・公民館事業係・市民会館事業係専務5人・市民会館管理係・公民館管理係兼務5人)
○わかたけ会館オープン
- 福生第2小学校障害児学級開設
- 6月 1日 福生市公民館オープン 利用開始
- 12日 ふっさ「公民館を創る市民の会」公民館オープンに当って「公民館の集い」
- 29日 福生市民会館・公民館開館記念行事
- 7月 3日 ふっさ「公民館を創る会」公民館へ保育室に対する要望・職員の対応について
- 21日 わかたけ図書館オープン
- 8月10日 「公民館託児に関する要望」書提出、保育者、公民館を創る会、公民館職員 保育室の運営について話し合い
- 11日 公民館保育室スタート 初年度60万円でスタート
- 9月24日 公民館利用者懇談会だより発行(54年19号)ふっさ公民館利用者懇談会編集
- 25日 市民コーラス、ボニージャックスとジョイントコンサート
- 10月 1日 福生保健所開設
- 10日 利用者懇談会、各団体に呼び掛けを決定利用者懇談会への出席を呼び掛け
- 12月11日 第1回公民館利用者懇談会 15サークル参加22人 職員3人
- 53年1月26日 東京都公民館大会で第5分科会「施設・設備」で公民館職員 青木発表。
(1978)

第6分科会「公民館職員」利用者懇談会で村野雅之氏発表者になる

- 1月29日 利用者懇談会開催
- 6月12日 文化団体リーダー研修会・講師 岡本包治氏
- 11月26日 利用者懇談会で利用者こんだより 第1回編集会議
- 54年1月30日 仮称「こうみんかん」ふっさ公民館利用者懇談会編集長 角張美章氏
(1979) (サークルゆうかり)発行
- 4月 1日 松林会館オープン (武蔵野台1-15)
○中央図書館、郷土資料室オープン
- 5月 3日 公民館松林分館開館
- 6月 1日 公民館資料室オープン
5日 松林分館だより発行
- 6月23・24日 第1回公民館利用者大会 第1部音楽会・展示の部 テーマ・交流から
自治へ
- 9月14日 「保育こんだより」ふっさ保育こんだん会の手で発行 (13号から)
- 12月 9日 市民コーラス・クリスマスファミリーコンサート
- 55年5月 8日 白梅分館オープン (熊川559)
(1980)
5月 公民館保育室基本要綱
6月 白梅分館だより発行
6月 公民館保育室幼児教育の場と転換
- 6月28日 日曜市民大学講座始まる
- 7月25日 松林文庫開始
- 10月24・25日 松林だれでもなんでも展 始まる
- 56年6月21日 第1回市民音楽祭・主催福生市音楽愛好者連絡会
(1981)
10月 1日 福生市公民館運営審議委員、社会教育委員から独立 (1号委員 川島代吉
氏 2号委員 志村 立氏・田村正利氏・中本 勇氏・吉川 徹氏・吉田
順之氏・3号委員 奥田泰夫氏・宮岡一雄氏)
- 10月 白梅分館こどもまつり始まる
- 12月 定期監査報告で幼児室について ①毎年度新規に募集 ②回数を統一され
たい ③公費負担の区分を明確されたいと指摘される

- 57年1月15日 福生青年団体連絡協議会「サークル通信」発行
(1982)
- 3月12日 福生市議会で幼児室事業の問題が出る、『いわゆる予算凍結問題』起きる
- 4月 1日 野沢翠佐土館長異動 新館長 古谷正夫氏着任
- 11日 公民館のつどい 第1回準備会開催
- 25日 公民館のつどい 第1回実行委員会
- 福生市公民館長 幼児室で「福生市公民館における幼児室の実施について」
諮問 諮問内容 ①公民館における保育室の必要性の是非について ②公民館における幼児室のあり方について ③公費負担の範囲について
- 5月 8日 第1回 白梅利用者発表会(以後毎年)
- 6月12日 57年第4回公民館運営審議委員会で「幼児室について市民の方からの意見を聞く、保育懇談会からサークル代表参加」
- 7月 3日 第1回公民館の集い(音楽の広場・展示の広場・劇・上映広場・おまつり
広場)記念講演 公民館の目指すもの 講師 岡本包治氏
- 4日 第1回公民館の集い(音楽の広場・展示の広場・劇・上映広場・おしゃべり広場)親子問題について
○公民館のあり方について
- 8月14日 公民館運営審議委員会「福生市公民館における幼児室の実施について」
答申(3ヶ月 9回審議)
- 8月 保育こんだん会「公民館幼児室の存続について」要望書提出 館長宛
- 58年1月 公民館運営審議委員 佐久間登世子氏、うんしんおばさんだより発行
(1983) 発行178号までつづく
- 3月11日 婦人グループ研修会
- 4月24日 第2回公民館のつどい 実行委員会開催 26団体 30名参加
- 5月 8日 松林分館第1回こどもフェスティバル開催 こどもフェスティバル実行委
員会主催(以後毎年)
- 59年5月25日 福生市公民館「館報」より「公民館ふっさ」へ名称変更
(1984)
- 6月13日 公民館障害者教室準備会始まる(職員研修)
- 7月7・8日 第3回公民館のつどい開催 全体会講演 講師 池上洋通氏「地域づくり」
- 9月 7日 障害者教室開設準備学習会開始(講師 長瀬又男氏他 14町田青年学級か
ら 大石洋子氏他 19福生市身障者学級の現状 安田和幸氏 21障害者

を理解するために 小岩養護学校校長 加藤寛二氏

○この月から精力的に身障青年学級の設立に向けて活動が始まる

10月12日 若い市民の講座「初級手話講習会」全23回

10月15日 古谷正夫館長異動 第3代館長 石川和夫氏着任

12月 サークルななよん10周年記念誌「ななよん」発行

60年4月 (1985) 公民館イメージポスター作成コピー「今日からたのしい公民館」

5月13日 幼児室事業 前期・後期2期制度になる

6月 2日 障害者青年学級開始隔週日曜日

12日 青年学級中国語会話始まる

10日 聴覚障害者のための映画会(2月に1回 第1回蒲田行進曲上映以後続く)

8月14日 公民館運営審議会 公民館調査について審議

21日 合同キャンプ(山梨県小菅村キャンプ場)

11月26日 公民館調査開始調査期間 11月26日～12月16日まで調査期間

中央大学教育行財政研究室 奥田泰弘氏に委託

12月 7日 公民館運営審議委員会相模原市公民館・大野中公民館・光が岡公民館視察

61年3月27日 (1986) 公民館(本館)利用者研修会 講師島田修一氏(中央大学)
「公民館と自主グループ活動」

3月31日 福生市公民館調査報告書出来る

6月 7日 青少年ボランティア講座 全5回

7月 4日 第25回東京都公民館大会企画委員会 福生市公民館で開催

7月 6日 第5回公民館のつどい開催 演示・展示・話し合いの広場

62年1月 9日 (1987) 第25回東京都公民館大会企画委員会 7回

25日 第25回東京都公民館大会開催 会場福生市公民館・市民会館・福祉会館

テーマ 21世紀の公民館をめざす町づくりと公民館－11分科会 6分

科会こどもと公民館で伊東静一氏事例発表・7分科会－差別と人権を課題

とする分科会、福生公民館運営審議委員の秋山典子氏事例発表する。

全体会テーマシンポジウム「臨教審における生涯学習の動きと公民館」

パネラー 島田修一氏(中大教授) 松下圭一氏(法大教授) 矢口光子

氏(臨時教育審議会第2部会専門委員) 司会 鐘ヶ崎晴彦氏(専修大学

教授)

62年2月 6日 第25回東京都公民館大会企画委員会「大会記録について」

4月 1日 石川和夫館長異動 4代館長 黒田 登氏着任

7月 2日 公民館のつどい 第4回実行委員会

7月 5日 第6回公民館のつどい 26サークル参加 分科会だけ ①公民館のかしこい利用法は 助言者 島田修一氏(中大教授) レポーター橋本 洋氏
②ほっとけない子育てーあなたはどうしていますかー 助言者 高崎伊平氏
③私たちの街に音楽をそだてよう 山下典男氏(福生混声コーラス)
レポーター 泰 恵子氏 ④PTAでなにができるのーこどもたち、いきいきしていますかー 助言者 後藤重三郎氏(国分寺4中元教師)
司会 原 文子氏(E A E F)

11月 5日 福生市公民館『優良公民館文部大臣賞』受ける

年表は次の資料を参考にして作成した。

ふっさ子第2集、4集、山崎茂男編 武蔵書房

ふるさと7号~25号 並木嶌雄発行

福生青年団会報「多摩の礎」2号~8号 福生青年団

福生青年団機関紙「理想」 福生青年団

福生珠算学校月報1~

服部照親氏ノート 服部照親氏

福生町誌 福生町

福生歴史年表 立川愛雄編

広報ふっさ、縮刷版 福生市広報

福生市議会だより 福生市議会

なかま 熊川親と子読書会

社会教育福生48年~ 福生市教育委員会

近代史年表 岩波書店

戦後社会教育史年表 付三多摩の社会教育の歩み 三多摩成人教育セミナー編

戦後三多摩の社会教育の歩み 三多摩成人教育セミナー編

社会教育の再出発（東京都教育史戦後編、第4回座談会）東京都立教育研究所編

女性教養468号～473号

婦人教育十年の歩み——教育行政の成果と反省—— 文部省

まどい——福生町婦人学級記録——福生町教育委員会、東京都教育庁西多摩支所
会館紀要 福生市公民館

第一小学校九十年誌、福生市第一小学校編、

福生第二小学校九十年誌 福生第二小学校編

その他

公民館10年のあゆみ

発 行 日	昭和63年3月31日
編集・発行	福生市公民館
	〒197 福生市福生2455
	TEL 0425-52-1711
印刷・製本	有セイビ印刷所
	〒197 福生市加美平3-8-14
	TEL 0425-52-0505
表 紙	渡辺 洋子(彩光会)
カ ッ ト	彩光会

